Supported by 日本財団 THE NIPPON FOUNDATION

認定事業場制度のしおり

資格制度と施設等の基準の適合証明制度

① 船舶電気艤装工事事業場

② GMDSS設備サービス・ステーション

③ 航海用レーダー等装備・整備事業場

2022（令和4）年3月

一般社団法人 日本船舶電装協会

改訂履歴

１．制定　　昭和 50 年

２．第 1 回改訂　　昭和 54 年

３．第 2 回改訂　　昭和 58 年

４．第 3 回改訂　　平成 10 年 3 月

５．第 4 回改訂　　平成 13 年 4 月

６．第 5 回改訂　　平成 20 年 1 月

７．第 6 回改訂　　平成 24 年 1 月

８．第 7 回改訂　　平成 30 年 3 月

９．第 8 回改訂　　令和 4 年 3 月

（第 8 回改訂事項）
船舶検査の方法 附属書Ｈ（工事又は整備等を行う事業場等の証明）の改正に伴う事項。
（船舶検査の方法の一部改正 平成 31 年 3 月 29 日付、国海査第 524 号の 2）
（船舶検査の方法の一部改正 令和元年 12 月 23 日付、国海査第 341 号の 2）
（船舶検査の方法の一部改正 令和 2 年 12 月 8 日付、国海査第 286 号の 2）
（船舶検査の方法の一部改正 令和 2 年 12 月 24 日付、国海査第 317 号の 2）

は じ め に

一般社団法人日本船舶電装協会は船舶の電装工事に係わる技術･技能の向上を図るため、船舶の電気設備、ＧＭＤＳＳ設備、航海用レーダー等の装備や整備工事に係わる５つの資格制度を設け、技術講習・検定試験を実施するとともに、既に資格を保有する方を対象に更新研修を実施しています。また、電装工事に係わる安全講習、新しい技術等についての調査研究、関連する技術情報の提供、会員事業者と船舶検査機関との間の連絡・調整、低利融資のサポート等の事業を公益財団法人日本財団の助成により実施しています。

我が国における船舶検査は、船舶安全法及び関連法令に基づき、地方運輸局等、日本小型船舶検査機構（ＪＣＩ）及び一般財団法人日本海事協会（ＮＫ）（以下、検査機関という。）が実施しており、国は船舶検査の合理化を目的として、「船舶電機ぎ装工事」、「ＧＭＤＳＳ設備の整備」及び「航海用レーダー等の装備及び整備」を行う事業場のうち、国が定める施設及び能力に係わる規定に適合している事業場を申請に基づいて審査して認定し、証明書を交付しています。この証明書を交付された事業場は一般に電装認定事業場と呼ばれていますが工事や整備を実施し、試験・検査等の成績書を検査機関に提出することにより、船舶検査官等による立ち会い検査の一部が省略できることとされています。これにより、工程管理が容易になり、受検業務を合理化でき、さらに顧客からの信頼向上を得ることができます。

国の証明を取得するための要件の一つとして、当協会による資格試験に合格した資格者を擁することが必要ですが、本書では資格の種類、取得方法から国の証明を受けるための要件、手続き等について、詳しく解説し、附録として関係通達、チェックシートの様式等を掲載しました。当協会は 2018 年 3 月に「資格制度のしおり」を発刊しましたが、2019 年に国による電装認定事業場等の証明書の有効期限が 5 年と定められたため、本書ではこの改正を反映しました。船舶検査制度の根幹について規定している船舶安全法、関連法令、通達等につきましては、当協会が別途発行している「船舶電機設備工事関係法令･規則集」等を確認してください。

本書が多くの方に活用されることにより、多くの技術者・技能者が資格を取得し、電装認定事業場が増加して、我が国の船舶電装工事の技術水準が益々向上するとともに、合理的な船舶検査を通じて、我が国の船舶電装事業のみならず、海運・造船分野における安全性、経済性、快適性が向上し、発展を続けるよう期待いたしています。

目　　次

Ⅰ．強電関係 …… Ⅰ－1
1.　電気装備工事技術者の資格について …… Ⅰ－1
(1)　資格の種類とその対象業務 …… Ⅰ－1
(2)　資格の取得方法 …… Ⅰ－1
(3)　講　習 …… Ⅰ－6
(4)　講習の受講申込み …… Ⅰ－7
(5)　指導書の送付及び添削問題解答の提出 …… Ⅰ-11
(6)　講習の修了 …… Ⅰ-11
(7)　講習の修了証明 …… Ⅰ-11
(8)　検定試験 …… Ⅰ-13
(9)　検定試験の受験申込み …… Ⅰ-13
(10) 資格証明書及び資格証の交付 …… Ⅰ-15
(11) 資格の有効期間及び資格の維持 …… Ⅰ-16
(12) 資格更新研修 …… Ⅰ-16
(13) 資格者に関する変更の届出 …… Ⅰ-20
(14) 資格の取得と船舶電気ぎ装工事事業場 …… Ⅰ-23
2.　電装認定事業場について …… Ⅰ-23
(1)　電装認定事業場とは …… Ⅰ-23
(2)　電装認定事業場になるためには …… Ⅰ-25
3.　「電装認定事業場の証明書」交付申請手続き …… Ⅰ-28
(1)　事業場設備等の実地調査・指導 …… Ⅰ-28
(2)　実地調査・指導の申込み …… Ⅰ-28
(3)　「証明願」等の作成・提出 …… Ⅰ-30
〔参考〕「電装認定事業場の証明書」交付申請手続き等の手順 …… Ⅰ-31
4.　電装認定事業場の証明願等の記載要領 …… Ⅰ-38
(1)　「証明願」(様式 1.14)の記載要領 …… Ⅰ-38
(2)　「会社経歴書」(様式 1.15)の記載要領 …… Ⅰ-39
(3)　「施設及び設備の詳細」(様式 1.16-1、1.16-2)の記載要領 …… Ⅰ-40
(4)　「技能者及び作業員名簿」(様式 1.17)の記載要領 …… Ⅰ-40
(5)　「工事実績」(様式 1.18)の記載要領 …… Ⅰ-40
5.　「電装認定事業場の証明書」の書換申請について …… Ⅰ-41
(1)　工事区分を変更する場合（ランク変更） …… Ⅰ-41
(2)　事業場の名称又は所在地を変更する場合 …… Ⅰ-44
6.　証明書の更新手続きついて …… Ⅰ-47
7.　「電装認定事業場の証明書」の再交付申請について …… Ⅰ-47
8.　電装認定事業場が守るべき事項 …… Ⅰ-49
(1)　証明書の写しの送付 …… Ⅰ-49
(2)　工事及び点検の方法等 …… Ⅰ-49
(3)　変更等による届出 …… Ⅰ-49
(4)　管海官庁の立入り調査 …… Ⅰ-49

(5)　証明の失効及び取り消し…… Ⅰ-50
9. 船舶検査の方法　附属書 H　…… Ⅰ-54

Ⅱ. 弱電関係（無線設備）…… Ⅱ- 1
1. 無線設備装備技術者の資格について…… Ⅱ- 1
(1)　資格の名称とその対象業務 …… Ⅱ- 1
(2)　資格の取得方法 …… Ⅱ- 1
(3)　講　習 …… Ⅱ- 3
(4)　講習の受講申込み …… Ⅱ- 3
(5)　指導書の送付及び添削問題解答の提出 …… Ⅱ- 3
(6)　講習の修了 …… Ⅱ- 3
(7)　講習の修了証明 …… Ⅱ- 3
(8)　検定試験 …… Ⅱ- 5
(9)　検定試験の受験申込み …… Ⅱ- 5
(10)　資格証明書及び資格証の交付 …… Ⅱ- 5
(11)　資格の有効期間及び資格の維持 …… Ⅱ- 5
(12)　資格更新研修 …… Ⅱ- 5
(13)　資格者に関する変更の届出 …… Ⅱ- 5
(14)　資格の取得と GMDSS 設備サービス・ステーション …… Ⅱ- 5
2. GMDSS 設備サービス・ステーションについて …… Ⅱ- 6
(1)　GMDSS 設備サービス・ステーションとは…… Ⅱ- 6
(2)　GMDSS 設備サービス・ステーションになるためには…… Ⅱ- 8
3. 「GMDSS 設備サービス・ステーション（航海用具）の証明書」交付申請手続き…… Ⅱ-10
(1)　事業場設備等の実地調査・指導 …… Ⅱ-10
(2)　実地調査・指導の申込み …… Ⅱ-10
(3)　「証明願」等の作成・提出 …… Ⅱ-10
〔参考〕「GMDSS 設備サービス・ステーションの証明書」交付申請手続き等の手順…… Ⅱ-11
4. GMDSS 設備サービス･ステーション(航海用具)の証明願等の記載要領 … Ⅱ-17
(1)　「証明願」(様式 2.2)の記載要領…… Ⅱ-17
(2)　「会社経歴書」(様式 2.3)の記載要領…… Ⅱ-17
(3)　「施設及び設備の詳細」(様式 2.4)の記載要領…… Ⅱ-18
(4)　「責任者及び技術者の詳細」(様式 2.5)の記載要領…… Ⅱ-19
(5)　「GMDSS 設備等の整備実績」(様式 2.6)の記載要領 …… Ⅱ-20
5. 「GMDSS 設備サービス・ステーションの証明書」の書換申請について Ⅱ-20
(1)　証明書の書換えを要する事項 …… Ⅱ-20
(2)　書換申請書の記載方法等 …… Ⅱ-20
6. 「GMDSS 設備サービス･ステーションの証明書」の再交付申請について Ⅱ-21
7. 「GMDSS 設備サービス･ステーションの証明書」の有効期限と更新手続きについて…… Ⅱ-24

8. GMDSS 設備サービス・ステーションになった場合に守るべき事項 ···· Ⅱ-24
(1) 証明書の写しの送付 ····· Ⅱ-24
(2) 検印の作製・管理 ····· Ⅱ-24
(3) 装備工事及び整備の方法 ····· Ⅱ-24
(4) 試験及び検査の方法 ····· Ⅱ-24
(5) 整備記録の提出 ····· Ⅱ-25
(6) 書類の保管 ····· Ⅱ-25
(7) 変更等による届出 ····· Ⅱ-25
(8) 管海官庁の立入り調査 ····· Ⅱ-25
(9) 証明の失効及び取り消し ····· Ⅱ-26

Ⅲ. 弱電関係（航海用レーダー等） ····· Ⅲ- 1
1. 航海用レーダー等装備技術者の資格について ····· Ⅲ- 1
(1) 資格の名称とその対象業務 ····· Ⅲ- 1
(2) 資格の取得方法 ····· Ⅲ- 1
(3) 講　習 ····· Ⅲ- 3
(4) 講習の受講申込み ····· Ⅲ- 3
(5) 指導書の送付及び添削問題解答の提出 ····· Ⅲ- 3
(6) 講習の修了 ····· Ⅲ- 3
(7) 講習の修了証明 ····· Ⅲ- 3
(8) 検定試験 ····· Ⅲ- 5
(9) 検定試験の受験申込み ····· Ⅲ- 5
(10) 資格証明書及び資格証の交付 ····· Ⅲ- 5
(11) 資格の有効期間及び資格の維持 ····· Ⅲ- 5
(12) 資格更新研修 ····· Ⅲ- 5
(13) 資格者に関する変更の届出 ····· Ⅲ- 5
(14) 資格の取得と航海用レーダー等装備・整備事業場 ····· Ⅲ- 5
2. レーダー等認定事業場について ····· Ⅲ- 6
(1) レーダー等認定事業場とは ····· Ⅲ- 6
(2) レーダー等認定事業場になるためには ····· Ⅲ- 8
3. 「レーダー等認定事業場の証明書」交付申請手続き ····· Ⅲ-10
(1) 事業場設備等の実地調査・指導 ····· Ⅲ-10
(2) 実地調査・指導の申込み ····· Ⅲ-10
(3) 「証明願」等の作成・提出 ····· Ⅲ-10
〔参考〕「レーダー等認定事業場の証明書」交付申請手続き等の手順 Ⅲ-11
4. レーダー等認定事業場の証明願の記載要領 ····· Ⅲ-20
(1) 「証明願」(様式 3.2)の記載要領 ····· Ⅲ-20
(2) 「会社経歴書」(様式 3.3)の記載要領 ····· Ⅲ-20
(3) 「施設及び設備の詳細」(様式 3.4)の記載要領 ····· Ⅲ-21
(4) 「責任者及び技術者の詳細」(様式 3.5)の記載要領 ····· Ⅲ-22
(5) 「レーダー等工事実績」(様式 3.6)の記載要領 ····· Ⅲ-23
5. 「レーダー等認定事業場の証明書」の書換申請について ····· Ⅲ-23
(1) 証明書の書換えを要する事項 ····· Ⅲ-23

(2)　書換申請書の記載方法等 ····· Ⅲ-23

6.　「レーダー等認定事業場の証明書」の再交付申請について ····· Ⅲ-26
7.　「航海用レーダー等の装備工事及び整備事業場の証明書」の
　　有効期限と更新手続きについて ····· Ⅲ-28
8.　レーダー等認定事業場になった場合に守るべき事項 ····· Ⅲ-28
(1)　証明書の写しの送付 ····· Ⅲ-28
(2)　検印の作製・管理 ····· Ⅲ-28
(3)　装備工事及び整備の方法 ····· Ⅲ-28
(4)　装備・整備点検及び試験・検査の方法 ····· Ⅲ-28
(5)　装備・整備記録の提出 ····· Ⅲ-29
(6)　書類の保管 ····· Ⅲ-29
(7)　変更等による届出 ····· Ⅲ-29
(8)　管海官庁の立入り調査 ····· Ⅲ-30
(9)　証明の失効及び取り消し ····· Ⅲ-30

Ⅳ.　付　録
（注）付録の詳細は付録目次に記載
1.　船舶検査の方法（電気ぎ装工事関係）（抜粋） ····· Ⅳ-　1
2.　船舶検査の方法（GMDSS 設備関係）（抜粋） ····· Ⅳ- 27
3.　船舶検査の方法（航海用レーダー等関係）（抜粋） ····· Ⅳ- 60
4.　日本小型船舶検査機構（JCI）による検査 ····· Ⅳ- 93
5.　日本海事協会（NK）による検査 ····· Ⅳ-135

Ⅴ.　チェックシート等の様式
（注）チェックシートの詳細はチェックシート等の様式目次に記載

Ⅰ. 強電関係

Ⅰ. 強 電 関 係

1. 電気装備工事技術者の資格について

(1) 資格の種類とその対象業務

一般社団法人日本船舶電装協会（以下「当協会」という。）が制定している電気装備工事技術者の資格（強電）の種類及びその対象業務は、次のとおりです。

資格の種類	対 象 業 務
① 船 舶 電 装 士	500 Ｖ未満の装備工事（無線に関する装備工事を除く。以下同じ。）のうち工事及び試験並びに小型船舶の設計・検査に関する作業技術の業務
②主任船舶電装士	500 Ｖ未満の装備工事に関する作業技術の主任業務
③船舶電装管理者	電圧に制限なく装備工事に関する技術全般の総括業務

このうち、①の船舶電装士は、主として現場における装備工事（工事及び試験に限る。）に携わり、その工事を行う作業員を直接監督すると共に小型船舶に対する設計及び検査を行う技術者に対する資格であり、②の主任船舶電装士は、①に掲げる業務のほかに 20 GT 以上の船舶の設計や検査の監督に携わる技術者に対する資格です。また、③の船舶電装管理者は、大型船、高圧電気設備等特別な技量、管理を必要とする船舶を含むものの諸作業、自主検査の装備工事全般に亘り、総括的管理責任を有する技術者に与えられる最高の資格です。

(2) 資格の取得方法

上記の各資格を取得するためには、当協会の会員事業者の事業場に所属する従業員が当協会で実施する所定の講習を修了し、検定試験に合格する必要があります。各資格の検定試験の受験資格は、表 1. 1 のとおりです。

① 船舶電装士の受験資格について

船舶電装士の資格試験は、中学校卒以上の学歴があり、更に学歴に応じて定められている所定の船舶電気装備工事の経験年数があれば、初級講習を受講し修了することにより、受験資格が生じます。

所定の船舶電気装備工事経験年数は次のとおりです。経験年数は当該試験実施年度を含んだ年数であり、主任船舶電装士及び船舶電装管理者についても同じです。

(ｲ) 中 学 校 卒：３年以上
(ﾛ) 普 通 高 校 卒：２年以上
(ﾊ) 工業高校電気専 門 課 程 卒: １年以上

（注）(1) (ﾛ)の普通高校の範囲には、工業高校電気専門課程以外のすべての高校、学科が含まれます。また、大学及び工業高等専門学校の電気専門課程以外のすべての学科も含まれます。

(2) (ﾊ)の工業高校電気専門課程の範囲には、専修学校の電気工事科及び職業訓練校の電気機器科、電気工事科、発変電科、又は送配電科等が含まれます。また大学、短大、工業高等専門学校のそれぞれ電気専門課程も含まれますが、これらの卒業者は、船舶電装士の資格がなくても、主任船舶電装士を受験することができます。

陸上の電気工事士資格を有している方については、船舶電気装備工事経験年数を軽減する規定があり、学歴のいかんを問わず、１年以上の経験が必要です。

② 主任船舶電装士の受験資格について

主任船舶電装士の資格試験は、船舶電装士を取得してから所定の船舶電気装備工事経験年数を経た方又は大学、工業高等専門学校のそれぞれ電気専門課程を卒業して所定の船舶電気装備工事経験年数を経た方が中級講習を受講し修了することにより受験資格が生じます。

ここでいう所定の船舶電気装備工事経験年数は次のとおりです。

(ｲ) 船舶電装士の資格保有者：船舶電装士を取得してから２年以上（船舶電気装備工事の通算経験年数が 10 年以上の方は１年以上）

(ﾛ) 大学・電気専門課程卒：１年以上

(ﾊ) 工業高等専門学校（短期大学を含む。）・電気専門課程卒：２年以上

（注）(1) ここでいう工業高等専門学校とは、修業年限５年以上のものに限られます。

(2) (ﾊ)の工業高等専門学校の電気専門課程の範囲には専修学校の電気工学科及び職業訓練短大の電気科も含まれます。

陸上電気関係の国家資格（電気主任技術者）を有している方の船舶電気装備工事経験は年数を軽減する規定があり、第１種、第２種、又は第３種電気主任技術者の資格を持っていれば、船舶電装士取得後１年以上の経験年数で、また、工業高等専門学校の電気専門課程卒の方は１年以上の経験年数があれば、中級講習を受験し終了することにより受験資格が生じます。

③ 船舶電装管理者の受験資格について

船舶電装管理者の資格試験は、主任船舶電装士を取得した方の中から、所定の船舶電気装備工事監督業務経験を経た方が上級講習を受講し修了することにより受験資格が生じます。

所定の船舶電気装備工事監督業務経験とは、「船舶電気装備に関する設計、工事（整備、修理を含む。）及び自主検査に従事する人員を直接監督する方のうちから当該業務に対して責任を有するものとして選任された方で、少なくとも課長又はそれと同等以上の職責を有し、かつ、その職務に主任船舶電装士取得後４年以上従事していること。」です。

陸上電気関係の国家資格（電気主任技術者）を有している方の所定の船舶電気装備工事監督業務経験は、経験年数を軽減する規定があり、第３種電気主任技術者の資格を持っていれば、主任船舶電装士取得後３年以上であり、第２種電気主任技術者又は第１種電気主任技術者の資格を持っていれば、主任船舶電装士取得後２年以上です。

以上に説明した受験資格を、表 1.１「船舶電気装備工事技術者の資格標準」と「別記１」及び「別記２」に示します。また、表 1.１を分かり易く図表で表したものが表 1.２です。

表 1.1　船舶電気装備工事技術者の資格標準

	資　格	対象業務		受験資格			備　考
				学歴及び資格	経験年数	講　習	
1	船舶電装士	電気装備技術（装備工事（無線設備に関する装備工事を除く。以下この表において同じ。）のうち工事及び試験並びに小型船舶の設計・検査に関する作業技術の業務）	500V未満	工業高校卒	1年以上	初級講習	1．学歴欄の大学(工)、工業高等専門学校、工業高校は、それぞれ電気関係の専門課程卒業又はこれに準ずると認められるもののことである。 (以下、別記1においても同じ。) 2．電気工事士又は電気主任技術者の資格を有する者及び船舶電気装備工事の経験を通算 10 年以上有する船舶電装士の資格保有者に対しては、経験年数は別記1によることができる。 3．経験年数のうち監督業務の内容については別記2のとおりとする。
				普通高校卒	2年以上		
				中学校卒	3年以上		
2	主任船舶電装士	電気装備技術主任（装備工事に関する作業技術の主任業務）	500V未満	大学（工）卒	1年以上	中級講習	
				工業高等専門学校卒	2年以上		
				船舶電装士の資格を有する者	2年以上		
3	船舶電装管理者	電気装備技術統括（装備工事に関する技術全般の統括業務）	制限なし	主任船舶電装士の資格を有する者	4年以上船舶電気装備工事の監督業務に従事していること	上級講習	

（注）(1)　専修学校の電気工事科卒及び職業訓練校の電気機器科、電気工事科、発変電科、又は、送配電科卒業の者は工業高校電気専門課程卒に準ずる者と認められている。

(2)　専修学校の電気工学科及び職業訓練短大の電気科卒の者は工業高等専門学校電気専門課程卒業に準ずる者と認められている。

別記１

表 1.１の備考２の経験年数は、次のとおりとする。

受験しようとする資格	所有している陸上関係の資格又は通算経験年数	学歴又は資格	最低経験年数(年)
船舶電装士	電気工事士		1
主任船舶電装士	第３種電気主任技術者 第２種　〃 第１種　〃	船舶電装士 工業高等専門学校	1
	船舶電気装備工事の通算経験年数 10 年以上	船舶電装士	1
船舶電装管理者	第３種電気主任技術者	主任船舶電装士	3
	第２種　〃 第１種　〃	同上	2

別記２

表 1.１の備考３の監督業務の内容は、船舶電気装備に関する業務（設計、工事（整備及び修理を含む。）及び自主検査等をいう。）に従事する人員を直接監督する者のうちから当該業務に対して責任を有するものとして選任された者であって、少なくとも課長又はそれと同等程度以上の職責を有する者とする。

表 1.2　船舶電気装備工事技術者の資格標準

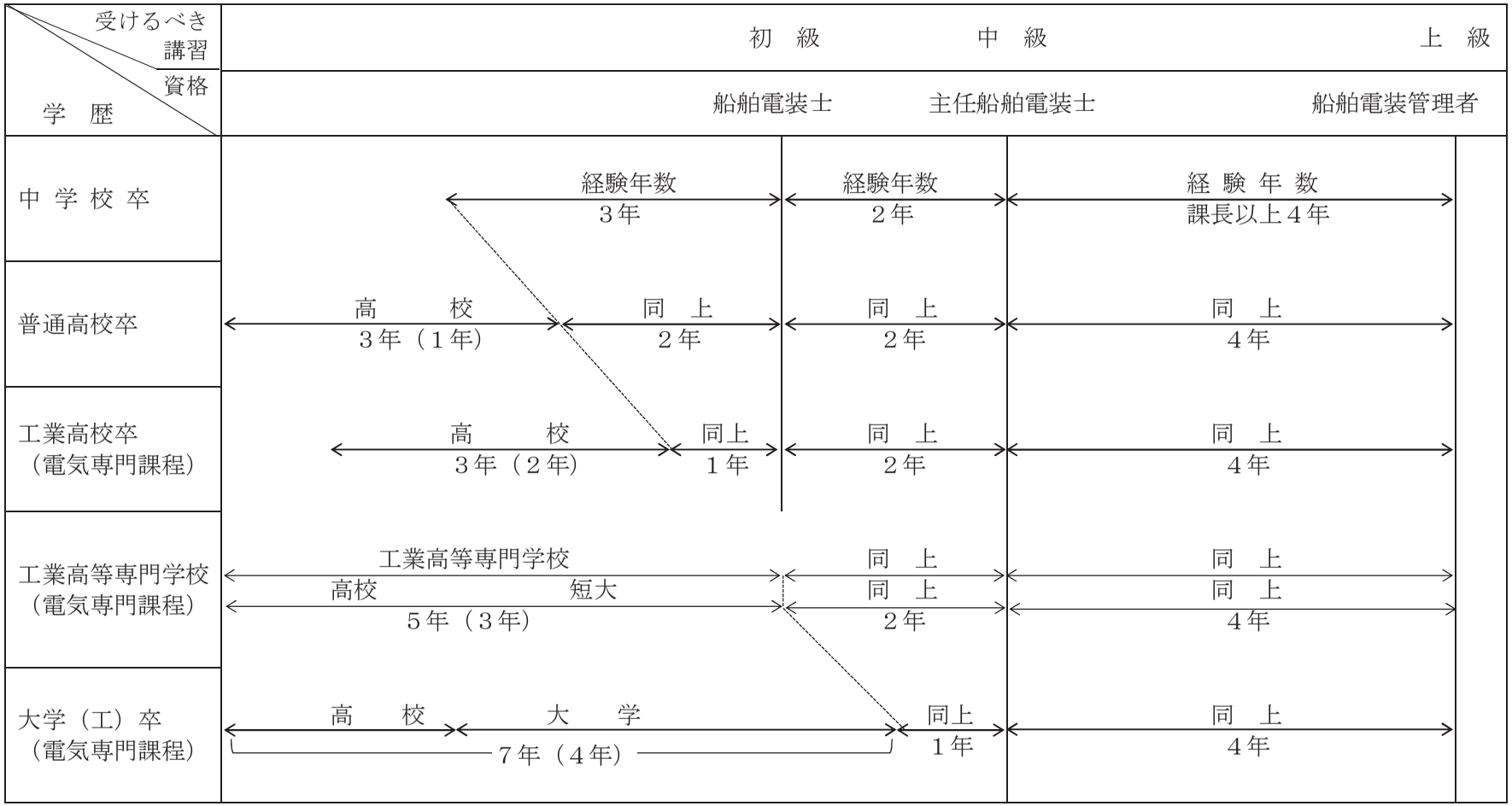

（注）（　　）内の年数は、学業修得換算年数（学業の修得年限を基礎的学力を含む船舶の電装工事に必要な専門知識の習得年限に換算した年数）を示す。

(3) 講　習

当協会の講習を受講できる方は当協会会員の事業場に所属する従業員又は会長が適当と認める事業場（非会員等）に所属する従業員です。
講習は資格別に次表により行います。

資格の種類	講習の種類
船舶電装士	初級講習
主任船舶電装士	中級講習
船舶電装管理者	上級講習

講習は、いずれも通信講習によって、次のとおり実施しています。

① 初級講習

初級講習は、船舶電装士としてふさわしい知識及び技能を修得するために受講する講習ですが、受験目的でなく、技術向上のため初級程度の勉強する目的でも差し支えありません。

講習は、通信講習用に作成された４冊の指導書を使って行いますが、受講者が働きながらでも初級程度の勉強ができるよう、読んで分かり易いように工夫された指導書になっています。

受講者は約３ケ月間の通信講習期間内に、これらの指導書を読んで勉強し、それぞれ指導書に添えられてある添削問題に解答し、当協会に提出、添削指導を受けることになっています。

なお、指導書の中でよくわからない点については、文書又は電話等でお問い合わせ下されば担当の指導技師が回答致します。

② 中級講習

中級講習は、主任船舶電装士にふさわしい知識及び技能を修得するために受講する講習です。初級の場合と同じように、受験目的だけでなく技術向上のため、より進んだ勉強をする目的でも差し支えありません。

勉強の仕方、添削指導等講習の進め方は初級の場合とまったく同じです。

③ 上級講習

上級講習は、船舶電装管理者にふさわしい知識及び技能を修得するために受講する講習です。

この講習も通信講習により、勉強の仕方、添削指導等講習の進め方は初級の場合と同じです。

以上の講習の実施予定を次表に示します。

講習の種類	通信講習期間	受験対象者資格
初級講習	３ヶ月間 （通例、毎年６月末より９月上旬まで）	船舶電装士
中級講習	同　上	主任船舶電装士
上級講習	同　上	船舶電装管理者

＊通信講習期間は変更されることもあります。

なお、講習には、その種類に応じ次の指導書が教材として使われます。

- 初級講習
  - (ｲ) 電気工学の基礎編　　(ﾛ) 電気装備概論編
  - (ﾊ) 電気機器編　　(ﾆ) 電気艤装工事編
- 中級講習
  - (ｲ) 電気装備技術基準編　　(ﾛ) 電気計算編
  - (ﾊ) 電気艤装設計編　　(ﾆ) 試験・検査編
- 上級講習
  - (ｲ) 高圧電気設備編　　(ﾛ) 自動制御と遠隔制御編
  - (ﾊ) 電装生産管理編　　(ﾆ) ＳＯＬＡＳ条約と国内関連法規編（電気設備）

(4) 講習の受講申込み

受講希望者が所属する事業場の代表者は、受講する講習の種類に応じ、様式1.1～1.3の申込書に必要事項を記載し、受講者の顔写真(２枚)を貼付のうえ受講料を添えて当協会に申し込んで下さい。

一般社団法人 日本船舶電装協会

様式 1.1

※ 受講番号	※ 受験番号

初級（電装士）講習 受講申込書（兼 検定試験受験願書）

年　　月　　日

申込者	ふりがな			生年月日	年　　月　　日
	本人氏名	氏	名	役職名	
	所属事業場名	会　社　名			
		支店営業所名（本社は空欄）			
	代表者役職・氏名（支店営業所の代表者又は会社代表者）　　印				
	所属営業所の所在地				
	連絡担当者		電話番号		

技能手帳の有無・手帳番号	**有**（　手帳番号 S　　）・ **無**

学歴	卒業学校名	学部	学科	卒業年月
				年　月
				年　月

陸上電気関係の保有資格の名称		取得年月	年　月
船舶電気装備工事の通算経験年数	（　　年４月１日現在）	年	

［会員のみ］ 同時に検定試験も申し込む方は、下記 □に○印を付け、受験希望地をご記入下さい。

□ 船舶電装士検定試験を申し込む

受験希望地 （一ヶ所を○で囲んで下さい）	

顔写真貼付欄 **（非会員は貼付不要）** ・申込み前６ヶ月以内に上半身・正面・脱帽にて撮影したもの（縦４cm・横３cm） ・写真の裏面に氏名を記入して下さい	上端のりづけ　[講習用]　　上端のりづけ　[検定試験用] ※ 顔写真は講習用・検定試験用に各１枚（計２枚）を貼付して下さい。
受講料及び受験料 （金額は消費税込み）	受講のみの方　　： 受講及び検定試験の方： 別途送金の場合：　送金予定日　　月　　日（銀行振込・郵便振替）

この「申込書」にご記入いただいた個人情報は厳重に管理取扱いを行い、船舶電気装備技術者の資格の運用に関する用途以外には一切使用いたしません。

一般社団法人 日本船舶電装協会

様式 1.2

※ 受講番号	※ 受験番号

中級（主任）講習 受講申込書（兼 検定試験受験願書）

年　　月　　日

申込者	ふりがな			生年月日	年　　月　　日
	本人氏名	氏	名	役職名	
	所属事業場名	会　社　名			
		支店営業所名（本社は空欄）			
	代表者役職・氏名（支店営業所の代表者又は会社代表者）　　印				
	所属営業所の所在地				
	連絡担当者		電話番号		

技能手帳の有無・手帳番号	**有**（　手帳番号 S　　）・ **無**

学歴	卒業学校名	学部	学科	卒業年月
				年　月
				年　月

陸上電気関係の保有資格の名称		取得年月	年　月
船舶電気装備工事の通算経験年数	（　　年４月１日現在）	年	
船舶電装士の取得年月	年　月	船舶電装士取得後の電気装備工事の経験年数	（4 月 1 日現在）　年

［会員のみ］ 同時に検定試験も申し込む方は、下記 □に○印を付け、受験希望地をご記入下さい。

□ 主任船舶電装士検定試験を申し込む

受験希望地（一ヶ所を○で囲んで下さい）	

顔写真貼付欄 **（非会員は貼付不要）** ・申込み前６ヶ月以内に上半身・正面・脱帽にて撮影したもの（縦４cm・横３cm） ・写真の裏面に氏名を記入して下さい	上端のりづけ [講習用]	上端のりづけ [検定試験用]
	※ 顔写真は講習用・検定試験用に各１枚（計２枚）を貼付して下さい。	

受講料及び受験料 （金額は消費税込み）	受講のみの方　　： 受講及び検定試験の方： 別途送金の場合：　送金予定日　　月　　日（銀行振込・郵便振替）

この「申込書」にご記入いただいた個人情報は厳重に管理取扱いを行い、船舶電気装備技術者の資格の運用に関する用途以外には一切使用いたしません。

一般社団法人 日本船舶電装協会

様式 1.3	※ 受講番号	※ 受験番号

上級（管理者）講習 受講申込書（兼 検定試験受験願書）

年　　月　　日

申込者	ふりがな			生年月日	年　　月　　日
	本人氏名	氏	名	役職名	
	所属事業場名	会　社　名			
		支店営業所名（本社は空欄）			
	代表者役職・氏名（支店営業所の代表者又は会社代表者）　　印				
	所属営業所の所在地				
	連絡担当者		電話番号		

技能手帳の有無・手帳番号	**有**（　手帳番号 S　　）・ **無**
陸上電気関係の保有資格の名称	取得年月　　年　　月
主任船舶電装士の取得年月	年　　月

船舶電気装備工事に関する監督業務の経歴	役職名（又は勤務内容）	就任年月	在任期間
		年　月	年　ヶ月
		年　月	年　ヶ月
	（現職）	年　月	年　ヶ月

［会員のみ］ 同時に検定試験も申し込む方は、下記 □に○印を付け、受験希望地をご記入下さい。

□ 船舶電装管理者検定試験を申し込む

受験希望地（一ヶ所を○で囲んで下さい）	

顔写真貼付欄 **（非会員は貼付不要）** ・申込み前６ヶ月以内に上半身・正面・脱帽にて撮影したもの（縦４cm・横３cm） ・写真の裏面に氏名を記入して下さい	上端のりづけ [講習用]	上端のりづけ [検定試験用]
	※ 顔写真は講習用・検定試験用に各１枚（計２枚）を貼付して下さい。	

受講料及び受験料 （金額は消費税込み）	受講のみの方　　： 受講及び検定試験の方： 別途送金の場合：　送金予定日　　月　　日（銀行振込・郵便振替）

この「申込書」にご記入いただいた個人情報は厳重に管理取扱いを行い、船舶電気装備技術者の資格の運用に関する用途以外には一切使用いたしません。

(5) 指導書の送付及び添削問題解答の提出

講習の受講手続きを完了した場合は、受講者が所属する事業者あてに指導書を送付します。

初級、中級、上級各講習を受講される方は、それぞれの指導書で学習し、指導書に添えてある添削問題に解答して、これを当協会に提出して下さい。なお添削問題には提出期限を記載していますので、これを厳守して下さい。

(6) 講習の修了

初級、中級、上級各講習は、それぞれ当協会の添削指導が完了すると修了となります。

(7) 講習の修了証明

当協会が実施する初級講習、中級講習、上級講習、航海用レーダー等講習、又は無線設備講習のうちいずれかの講習をはじめて受講し、修了した方には、技能手帳を交付します。

従って、技能手帳は強電と弱電の区別はなく共通のものになっています。

この技能手帳は、その後検定試験に合格したときや資格を更新したとき、更に他の講習を修了したときに、その都度資格証、資格更新証、又は講習修了証を貼り足していくもので、これを所持している方の受講履歴、資格履歴が一冊ですべてわかるようになっていますので大切に保管して下さい。

また、過去に受講履歴のある方（すなわち技能手帳をすでに持っている方）が、他の講習を受け修了した場合は、講習修了証を交付します。

この修了証（様式 1. 5）は、必ず技能手帳の修了証紙貼付欄に貼って下さい。

なお、会員以外の講習修了者には技能手帳や講習修了証を交付せず、別に修了証書を交付します。

様式 1．4

技　能　手　帳

一般社団法人 日 本 船 舶 電 装 協 会

写

真

No.

氏　名

（生年月日）　年　月　日生

（事業場名）

(1)

技　能　手　帳

本手帳は「船舶電気装備技術者の資格等に関する規程」により交付する

交付年月日

年　月　日

発行者

東京都港区虎ノ門 1 丁目 11 番 2 号

一般社団法人　日本船舶電装協会

会　長

(2)

注意及び参考事項

一般社団法人　日本船舶電装協会

(1)　本技能手帳は、強電、弱電のいずれかの講習をはじめて修了したときに交付するもので、強電と弱電に共通して使用します。

(2)　次の場合には新たに証紙を交付しますので、技能手帳の所定の欄に貼付して下さい。

(ｲ)新たに他の講習を修了したとき

(ﾛ)資格を取得したとき

(ﾊ)資格更新研修を修了したとき

(3)　次の場合には、所属事業場の事業主を通じ、文書により再交付又は書換えを申請してください。

(ｲ)紛失したとき及び汚損等により使用不能になったとき（使用不能で

(3)

再交付を申請する場合及び紛失した手帳の所在が分かった場合は、もとの手帳を協会に返還して下さい）

(ﾛ)姓名等記載事項に変更を生じたとき（もとの手帳は協会に返還して下さい）

(4)　本技能手帳所持者が、所属事業場を退職したときは、すみやかにこの手帳を協会に返還して下さい。

(5)　本技能手帳は、他人に貸与したり、譲渡したりすることはできません。

(6)　技能手帳の写真に割印のないもの及び記載事項に当協会の押印のない訂正、抹消があるものは無効です。

(4)

受　講　履　歴

修了証紙貼付欄

(5) ～ (10)

資　格　履　歴

資格証紙貼付欄

(13) ～ (18)

資 格 更 新 履 歴

資格更新証紙貼付欄

(21) ～ (30)

様式 1.５

講　習　修　了　証

氏　　名

所属事業場名

講習の種類

上記のとおり講習を修了した
ことを証明する。

年　　月　　日

一般社団法人　日本船舶電装協会

(8)　検定試験

検定試験は、講習の修了後に行われ、対象者は当協会会員の事業場に所属する従業員に限ります。検定試験は、原則として筆記試験、口述試験及び実技試験の３科目で行われます。

筆記試験は、指導書の範囲内から出題されますが、船舶電装士の実技試験は簡単な電装作業の実技が課されることになっています。

口述試験は、短時間ですが、受験者の知識、経験、技術、あるいは適性等を判断し資格者としてふさわしいことを確認するための重要な試験です。

(9)　検定試験の受験申込み

検定試験を受験する方が所属する事業場の代表者は、様式 1.1～1.3 又は様式 1.6 の受験願書に必要事項を記載のうえ受験料を添えて当協会に申込んで下さい。

一般社団法人 日本船舶電装協会

様式 1．6

※ 受験番号

船舶電気装備技術者資格検定試験 受験願書

（検定試験のみ申し込む場合に使用して下さい）

年　月　日

申込者	ふりがな			生年月日	年　月　日
	本人氏名	氏	名	役職名	
	所属事業場名	会　社　名			
		支店営業所名（本社は空欄）			
	代表者役職・氏名（支店営業所の代表者又は会社代表者）　印				
	所属営業所の所在地				
	連絡担当者		電話番号		

技能手帳の有無・手帳番号	有（　手帳番号 S　　）・　無

申し込む検定試験の種類（いずれか１つを○で囲んで下さい）

１．船舶電装士
２．主任船舶電装士
３．船舶電装管理者
４．航海用レーダー整備士
５．航海用無線設備整備士

受　講　履　歴（○で囲み、受講年度を記入）	初級講習・中級講習・上級講習・航海用レーダー等講習・無線設備講習	年度　修了又は修了見込み

受験希望地（一ヶ所を○で囲んで下さい）	

顔写真貼付欄 ・申込み前６ヶ月以内に上半身・正面・脱帽にて撮影したもの（縦４cm・横３cm） ・写真の裏面に氏名を記入して下さい	上端のりづけ ※ 複数の検定試験を申し込む方でも、顔写真は１枚を貼付して下さい。
受　験　料（金額は消費税込み）	検定試験１種類につき 別途送金の場合：送金予定日　　月　　日（銀行振込・郵便振替）

（注）１：一人で複数の検定試験を申し込む場合は、検定試験の種類ごとに提出して下さい。

２：受講と検定試験を同時に申し込む方は、この用紙を使わずに受講申込書・受験願書兼用の用紙を使用して下さい。

この「申込書」にご記入いただいた個人情報は厳重に管理取扱いを行い、船舶電気装備技術者の資格の運用に関する用途以外には一切使用いたしません。

(10) 資格証明書及び資格証の交付

検定試験に合格した方には、様式 1. 7 の資格証明書と様式 1. 8 の資格証を交付します。資格証は、必ず技能手帳の資格証貼付欄に貼って下さい。

様式 1. 7

船舶電気装備技術者資格証明書

氏　　名

生 年 月 日

所属事業場名

資格の名称

登 録 番 号

登録年月日

資格の有効期間　　から

まで

船舶電気装備技術者の資格等に関する規程第８条
の規定により交付する

年　　月　　日

一般社団法人　日本船舶電装協会
会　長　　印

資格更新の状況（シール貼付欄）

(1)	(2)
(3)	(4)
(5)	(6)
(7)	(8)

様式 1．8

資　　格　　証

氏　　名

所属事業場名

資格の種類

登録番号

資格取得年月日　　年　　月　　日

資格の有効期限　　年　　月　　日

上記のとおり証明する。

年　　月　　日

一般社団法人　日本船舶電装協会

(11)　資格の有効期間及び資格の維持

検定試験に合格して取得した資格の有効期間は、「船舶電気装備技術者の資格に関する規程」において、取得した日から４年間と定められており、資格者に交付する資格証明書に記載されています。

資格を維持するためには、有効期間内に資格を更新する手続きが必要です。この手続きが(12)で述べる資格更新研修で、この研修を受けることにより更に４年間資格を維持することができます。

例えば、2022 年 3 月 31 日に資格の有効期間が満了する方は、2021 年年度の資格更新研修を受講して頂くことになります。

なお、更新研修は、４年以内に受けることになっており１年目、２年目で受けても差し支えありませんが、その場合更新後の有効期間は、更新時点から４年間となりますので留意して下さい。

(12)　資格更新研修

前項で述べたように、資格者は資格の有効期間内に資格更新研修を受けて資格を更新しなければなりませんが、この研修は、通信研修方式により次の要領で実施します。

①　研修の実施方法

(ｲ) 研修は資格更新研修用テキストを使って行いますが、このテキストは、船舶設

備関係法令及び規則等を収録し、働きながらでも勉強ができるよう分かり易く解説したものです。

(ﾛ) 研修受講者は、毎年の 10 月から 12 月頃までの約３ヶ月間の通信研修期間内にこのテキストを読んで勉強し、テキストに添えてある添削問題に解答して当協会に提出、添削指導を受けることになります。

(ﾊ) 添削問題の解答が一定の水準に達していない受講者については、再提出して頂くことになります。該当する受講者には、添削答案を返却する際にその旨を通知します。

② 資格更新対象者への通知

資格の有効期間が満了する年度に該当する資格者に対しては、研修実施予定日のおおむね１ヶ月前までに所属事業主を通じて資格更新研修のご案内をします。

③ 資格更新研修の申込み

資格更新研修を受講する方が所属する事業場の代表者は、様式 1.9 の申込書に受講者名、資格の種類等を記載のうえ、受講者の技能手帳（顔写真が出ている頁）の写し及び受講料を添えて当協会に申し込んで下さい。

この場合、申込書の受講者名は受講者本人の自筆で記載することが必要です。

ただし、受講者名自筆を当協会に登録してある場合は、自筆以外の方法で受講者名を記載できます。

④ 自筆の登録

受講者名の本人自筆を登録する場合は、様式 1.9 の申込書の自筆氏名記入欄に受講者本人の自筆で記入し、当協会に申し込んで下さい。

⑤ 研修用テキストの送付及び添削問題の提出

資格更新研修の手続きを完了した場合は、受講者が所属する事業場の代表者宛に研修用テキストを送付します。

受講者はこのテキストで勉強し、テキストに添えてある添削問題に解答して、これを当協会に提出して下さい。

この場合、添削問題の解答は受講者本人の自筆で記載する必要があります。
自筆以外の方法で解答した場合は、その解答は無効となりますのでご注意下さい。

様式 1．9

資格更新研修申込書（兼　自筆登録申込書）

一般社団法人　日本船舶電装協会　御中

事業場名：

所 在 地 ：

電話番号：　　連絡担当者：

次のとおり、　　年度の資格更新研修を受講したいので、

受講料（　　名分　　円）を添えて申し込みます。

受講対象者氏名	資格の種類 登 録 番 号	自 筆 登 録 いずれか○	自筆氏名記入欄	備　　考
（例）電装太郎 Ｓ９９９９	（例）主任	有・無・不明		
		有・無・不明		
		有・無・不明		
		有・無・不明		

実施要領をよくお読みになった上でご記入下さい。

⑥　資格更新研修の修了

通信研修の結果、一定の水準に達していると認められた場合は、資格更新研修は修了します。

また､再研修を受講した方について一定の水準に達していると認められた場合は、資格更新研修は修了します。

⑦　資格更新証の交付

資格更新研修を修了した資格者には、次のような方法で資格の有効期限を書換えます。

(ｲ)　資格更新証（資格証明書貼付用）の交付

資格更新研修を修了した方に対しては、資格証明書貼付用として資格の有効期限を書換えた資格更新証を交付します。

この証紙（様式 1.10）は、資格証明書貼付用のものですから、必ず資格証明書（様式 1.7）の下段の資格更新証紙貼付欄にこれを貼って下さい。

これにより資格証明書の有効期間が書換えられたことになり、４年間資格を維持することができます。以降、資格更新ごとに上述の手続を繰返すことになりますが、この証紙の貼付欄に空欄がなくなった資格者には新たに資格証明書を書換えて交付します。その後証紙の貼付欄がなくなるまで資格更新ごとに、上述の方法で資格証明書の有効期限を書換えることになります。

様式１．１０

［会社名］	
氏　　名	
資格の種類	
登録番号	
下の部分をはがして、 資格証明書のシール貼付欄に貼付して下さい	
更新後の 有効期限	年　　月　　日

(ﾛ)　資格更新証（技能手帳貼付用）の交付

資格更新研修を修了した方には、更に技能手帳貼付用として資格の有効期限を書換えた資格更新証を交付します。

この証紙(様式 1.11)は必ず技能手帳の資格更新証紙貼付欄に貼って下さい。

様式１．１１

資　格　更　新　証

氏　　名

所属事業場名

資格の種類

資格の有効期限

上記のとおり資格を更新したこ
とを証明する。

年　　月　　日

一般社団法人　日本船舶電装協会

⑧　資格更新研修を受けなかった方の取扱い

資格更新研修を受けなかった場合は、原則として資格が消滅することになっていますが､研修期間中病気や海外出張等のやむを得ない理由で受けられなかった方は、特例として研修の受講が一時猶予され、資格を維持することができます。ただし、医師の病気診断書や海外出張時のパスポートの写し等の証明書を添付した理由書を当協会に提出し、許可を受けることが必要です。理由書の様式は任意ですが、必ず代表者名で記名、押印をして下さい。

なお、この特例を受けた方は、翌年の研修を受講しなければなりません。この場合の資格の有効期間は前年にさかのぼって４年間となりますので次回の資格更新研修は４年以内ではなく、３年以内に受けなければなりません。

(13)　資格者に関する変更の届出

資格者に関し、次のような変更があった場合は、必ず文書により、当協会に届出を速やかに行って下さい

①　資格者が退職したとき。
②　資格者が入社したとき。
③　資格者が氏名を変更したとき。
④　技能手帳記載事項に変更があったとき。
⑤　資格者が死亡したときなど。

（注）（ｉ）①及び⑤に該当する場合は、資格証明書及び技能手帳を当協会に返還して下さい。

(ⅱ)②に該当する場合であって転職前の所属事業場が当協会を退会し、１年以内に転職して入社した資格者については､その旨を記載した証明書を添付し、様式 1.12 により当協会に申請して下さい。

また､転職前の所属事業場を退職し、1 年以内に入社した資格者については､その旨を記載した申請書に､転職前の所属事業場の事業主がその方の転職に同意している旨の「同意書」を添えて当協会に提出して下さい。当該期間が 1 年を超過した場合は､資格が失効しますので注意して下さい。

(ⅲ)③に該当する場合は、資格証明書及び技能手帳の書換えを様式 1.12 により当協会に申請して下さい。

(ⅳ)④に該当する場合は、技能手帳の書換えを様式 1.12 により当協会に申請して下さい。

⑥　技能手帳並びに資格証明書を紛失した場合は、様式 1.12 により当協会に申請して下さい。

様式１．１２

再交付
書換　申請書

年　　月　　日

一般社団法人 日本船舶電装協会　御中

ふりがな			
申請者氏名	氏		名
所属事業場名	会社名		
	支店営業所名 （本社は空欄）		
代表者役職氏名	支店営業所の代表者又は会社代表者　　印		
所属事業場所在地			
連絡担当者(部所)		電　話	

下記のとおり 再交付
書換 を申請いたします。

申請内容 (該当記号を○で囲む)	イ．資格証明書の書換　　ロ．資格証明書の再交付 ハ．技能手帳の書換　　ニ．技能手帳の再交付 ホ．証紙（講習修了証、資格証、更新証）等の再交付［シール形］
申請理由	
書き換える事項	

(注)
１．紛失の場合以外は、申請の際に元の資格証明書又は技能手帳を添付して下さい。紛失した物の所在がわかった場合は、元の物を返還して下さい。
２．技能手帳の再交付(又は書換)を申請するときは“**顔写真２枚**”(ﾀﾃ４cm、ﾖｺ３cm、申請前３ヶ月以内に撮影したもの）を添付して下さい。

(14)　資格の取得と船舶電気ぎ装工事事業場

資格取得による利点は次のとおりです。

まず、第一には本人の技術が向上することです。現代は技術時代といっても過言ではありません。技術時代を生きて行くためには、正しい技術、すぐれた技術を修得し、向上して行くことが必要です。すぐれた技術によって業務にあたれば、本人は自信をもって仕事をすることができるばかりでなく、安心して仕事をまかせることができます。仕事の能率も、おのずから改善されるでしょうし、顧客の信用も次第に高まっていくでしょう。このためには、日々の地道な取組が必要です。

さて、資格者が一定の人数に達し、基準に適合した工場設備を備え、かつ、十分な装備工事の実績を有する事業場は、管海官庁に申請して認められれば「船舶電気ぎ装工事を行う事業場」としての「証明書」の交付を受けて、いわゆる「電装認定事業場」となることができます。

電装認定事業場になると、船舶検査において、電気設備の立会検査の一部を書類検査だけで済ますことができます。このことは工事・整備のスケジュール管理や受験業務の合理化という点で大きい利点になりますが顧客からの信頼向上という点も見逃せません。

次に電装認定事業場について解説します。

2. 電装認定事業場について

(1)　電装認定事業場とは

電装認定事業場とは、船舶検査の方法附属書H別記１の「船舶電気ぎ装工事事業場の施設及び能力の基準」に適合し、管海官庁から「船舶電気ぎ装工事を行う事業場」としての「証明書」の交付を受けた事業場をいいます。

この電装認定事業場は、定期的検査時等において、電気ぎ装工事を適正に行い、かつ、その自主検査の結果を書類（チェックシート等）で提出し、確認を受けることにより、一定の範囲内の船舶電気ぎ装工事に関し運輸局等（運輸管理部、運輸支局、及び海事事務所を含む。以下、管海官庁という。）の海事技術専門官（船舶検査官）及び日本小型船舶検査機構の検査員の立会いが省略されることになっています。

上記関連通達等の抜粋を付録１及び５に掲載します。

電装認定事業場が管海官庁に提出するチェックシート等の用紙は、当協会で準備している「電気機器及び回路のチェックシート」、「船内電気機器効力試験成績表」又は「船内電気機器及び回路の試験成績表（小型船舶、小型漁船用）」を使用して下さい。

これらの概要を図１．３のフローチャートで示します。

このフローチャートに示すとおり電装認定事業場となるためには当協会で実施している資格取得者の人数、事業場の施設、器具、工事実績等が基準を満たしていることについて、管海官庁の証明を受けることが必要です。

図１．３　　電装認定事業場関係のフローチャート

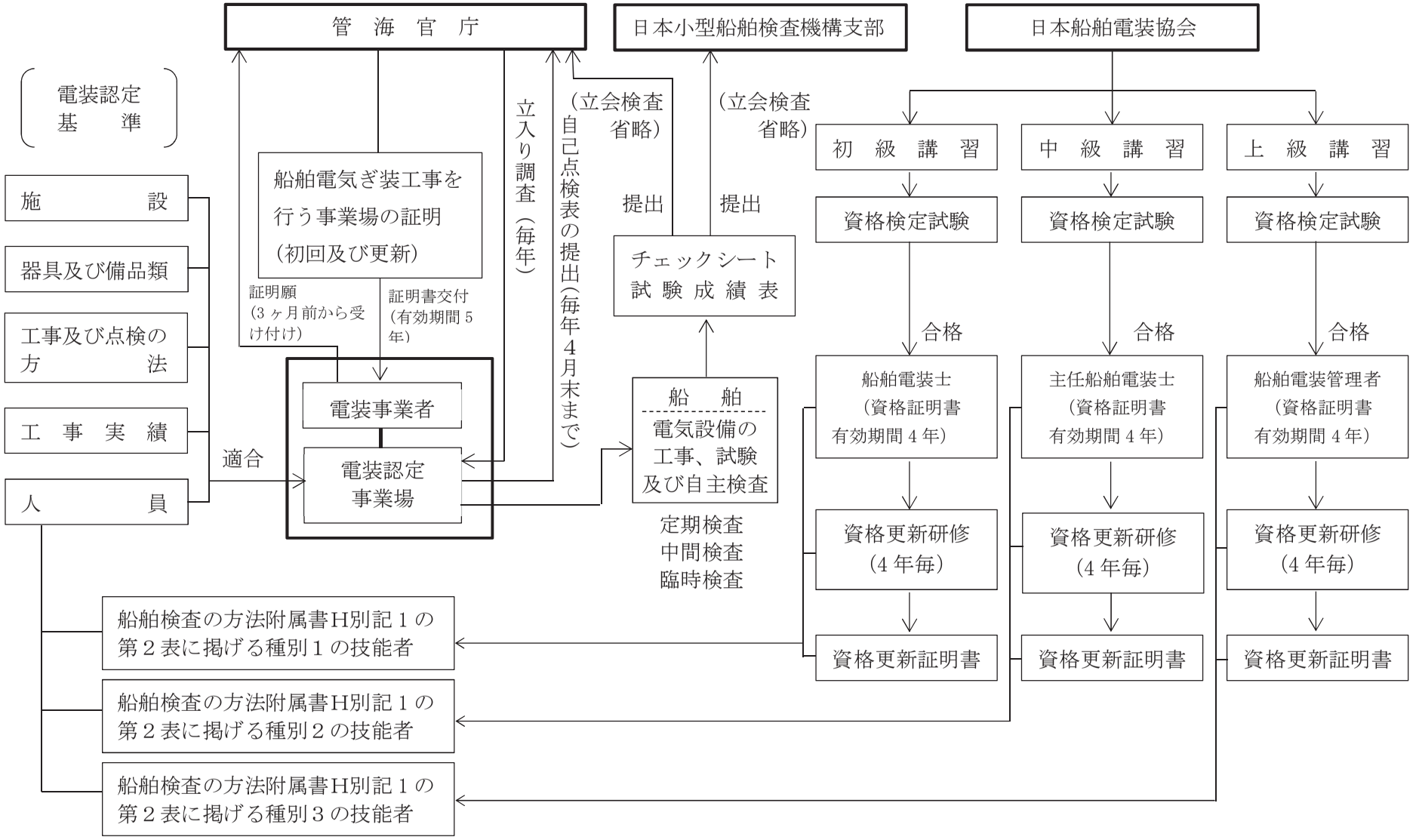

(2)　電装認定事業場になるためには

前述のように電装認定事業場になるためには電装認定基準に適合しなければなりません。

この電装認定基準に適合すれば管海官庁に申請して証明書の交付を受け、電装認定事業場になることができます。

この電装認定基準には、人員、施設、器具・備品類、及び実績の４つの要件が定められており、先ずはこの４つの要件を満たすことが電装認定事業場になるための前提条件となります。

次に、これらの要件について順を追って説明します。

①　電装認定事業場となるための４つの要件

(ｲ)　人　員

人員については対象船舶別に表 1.4 の「技能者の所要人員表」で定める技能者によって構成されていなければなりません。この表が示すとおり対象船舶ごとに技能者（資格者）の所要人員が定められており、ランクや証明を受けることができる工事区分（対象船舶）が異なります。

表 1.４に掲げる技能者の人数算定にあたっては、技能者の種別ごとについて算出した数の小数第１位を四捨五入します。

なお、対象船舶が表 1.４中に掲げる 200G.T 未満の旅客船、漁船等、500G.T 未満の貨物船及び 100G.T 未満の危険物ばら積船である事業場は、全作業員が２名（主任船舶電装士１名と作業員１名）以上在籍していれば船舶電装士がいなくてもよいことになります。また、ランク小型については船舶電装士１名がいれば良いことになります。

例えば、ランク１については「総トン数 200 トン未満の旅客船、漁船、非旅客フェリー、作業船、引き船、交通船、巡視船及び 20 トン未満の快遊艇、総トン数 500 トン未満の貨物船又は総トン数 100 トン未満の危険物ばら積船」がその対象となり、ランク４については、すべての船舶がその対象となります。

管海官庁から交付される証明書には対象船舶が記載されます。

（注）表 1.4 の「技能者の所要人員表」に示す技能者構成人員は、上位の資格者の人員を下位の資格者の人員に充当することができます。ただし、１人の資格者が２つ以上の資格を兼ねることはできません。

表１．４　技能者の所要人員表

ランク	対象船舶			技能者構成人員					
	1	2	3	船舶電装士		主任船舶電装士		船舶電装管理者	資格者の最低人員
	旅客船 漁船 その他	貨物船（1に掲げる貨物船を除く。）	危険物ばら積船	全作業員中技能者の占める割合	最低人員	全作業員中技能者の占める割合	最低人員		
小型	20 GT 未満	20 GT 未満			1名				1名
1	200 GT 未満	500 GT 未満	100 GT 未満			全作業員の15%以上	1名		1名
2	500 GT 未満	5,000 GT 未満	500 GT 未満	全作業員の25%以上	2名	全作業員の15%以上	1名		3名
3	5,000 GT 未満	20,000 GT 未満	5,000 GT 未満	全作業員の25%以上	3名	全作業員の15%以上	2名	1名 以上	6名
4	すべての船舶			全作業員の25%以上	4名	全作業員の15%以上	3名	1名 以上	8名

注 1）水中翼船及びホバークラフト等、特殊な船舶は対象外となる。

2）「その他」とは、非旅客フェリー、作業船、引き船、交通船及び巡視船をいう。

3）対象船舶１の「20G.T 未満」については、快遊艇等を含む。

4）全作業員中技能者の占める割合については、全作業員数が１０名を超える場合に適用する。
この場合、「作業員」とは、配線工事及び関係機器の取付工事に関する作業を行う者をいう。

(ﾛ) 施　設

業務を円滑に行うために次の施設を有することが必要です。

（ｉ） 雨天の場合でも作業が支障なく行える適当な面積の作業場。ただし、ランク小型の事業場に、本作業場は必要ありません。
（この作業場は、パイプ曲げ、電線端末処理等の作業ができる適当な面積を有するものであり、特に大きさにこだわる必要はありません。）

（ⅱ） 船舶電気ぎ装工事を行うに必要な機器の保管場所

（ⅲ） 試験及び検査を行うに必要な機器を保管するに適当な保管場所

(ﾊ) 器具・備品類

工事、試験及び検査を行うために次表の設備を備える必要があります。

ランク１～４		ランク小型
工事のための設備	試験及び検査のための設備	試験及び検査のための設備
①　ボール盤 ②　溶接機 ③　グラインダー ④　携帯用ドリル ⑤　充電器	①　絶縁抵抗計 ②　電圧計（交流及び直流用）※ ③　電流計（　〃　）※ ④　回転計 ⑤　比重計 ⑥　テスター ⑦　温度計 ⑧　ストップウォッチ	①　絶縁抵抗計 ②　AC／DC クランプメータ（電流計（交流及び直流用）及び電圧計（交流及び直流用）でも良い） ③　比重計 ④　テスター ⑤　温度計 ⑥　ストップウォッチ

注）※：デジタル計器（デジタルマルチメータ等）でも良い。

(ﾆ) 実　績

過去５年間において管海官庁、(一財)日本海事協会（ＮＫ)、又は日本小型船舶検査機構（ＪＣＩ）の検査を受けた新造船が８隻以上（第２回以降の定期検査等を受けた修理船にあっては、３隻を新造船１隻として換算する。）の実績を有することが必要です。

ただし、ランク小型の事業場としての証明を希望する場合又は既に証明を受けている事業場（ランク小型の事業場を除く。）が、より大型の船舶を対象とする事業場としての証明を希望する場合にあっては、上記の隻数の半数以上の実績を有することが必要です。

前述のように電装認定事業場は、ランク小型からランク４まで区分されており、人員及び実績についてはそのランクに対応した資格者の構成人員及び対象船舶の工事実績が必要となります。

従って、更に上のランクを目指す場合は計画性をもって資格者の養成を行う必要があります。ただし、資格者の人数が足りても、実績が足りないとそのランクについての証明を受けることができませんので、注意して下さい。

② その他の要件

更に認定基準には工事及び点検の方法等について次のように定められています。

(ｲ) 工事の方法

（ｉ）工事日程表を作成すること。

（ⅱ）工作図、配線図面を作成すること。

（ⅲ）工事、試験及び検査を行うために必要な器具の表を作成すること。

（ⅳ）取付ける機器の表を作成すること。

（ｖ）工事の進行状態をチェックする者を定め、工事の進行状態を把握すること。

(ﾛ) 点検方法

工事を行った場合は次表の事項について点検ができるようなチェックシートを作成しチェックを行うこと。(当協会で準備している電装認定事業場の「電気機器及び回路のチェックシート」、「船内電気機器効力試験成績表」、又は「船内電気機器及び回路の試験成績表（小型船舶、小型漁船用)」(CD 版もあり）を使用して下さい。)

対象設備	点 検 内 容
回転機器	作動状態の良否、取付状態の良否、絶縁の良否、機器の破損の有無
配電盤	計器の破損の有無、取付状態の良否、作動状態の良否、絶縁の良否
配線	被覆の破損の有無、電線の取付状態の良否、使用電線の適否、絶縁の良否、接続方法の良否
電熱装置	取付状態の良否、機器の破損の有無、絶縁の良否
小型電気機器	器具の異常の有無、絶縁の良否
照明装置	装置の異常の有無、取付状態の良否、絶縁の良否

(ﾊ) 書類の作成

電装認定事業場は、船舶ごとに作成した試験及び検査の成績表を保管しておくことが必要です。

以上、電装認定事業場となるための必要事項について述べましたが、電装認定事業場となるために必要とされている技能者（資格者）の人数、資格者の構成人員を表 1.4 より確認して下さい。また、検査実績が①の(ニ)を満足していることを確認して下さい。

3. 「電装認定事業場の証明書」交付申請手続き

(1) 事業場設備等の実地調査・指導

事業場の人員、施設等が前に述べた認定基準のとおり整い、電装認定事業場になろうとするときは「証明願」を所轄の管海官庁に提出することになりますが、この前に、当協会の指導技師による事業場設備等の調査・指導を受けて頂きます。

これは当該事業者が電装認定事業場となるために必要な要件を満足しているかどうか、申請書類は適切かを管海官庁への申請に先立ち、当協会が調査・指導するもので、もし不備な点があれば改善して頂きます。

(2) 実地調査・指導の申込み

実地調査・指導を受けようとする事業者は次の様式 1.13 の実地調査・指導申込書に必要事項を記載のうえ指導料を添えて当協会に申し込んで下さい。

様式１．１３

年　　月　　日

実地調査・指導申込書

一般社団法人　日本船舶電装協会　御中

申込者名　　㊞
所在地

下記案件について実地調査・指導を依頼します。

１．　案　　件　　(1)　事業場名及び事業場所在地

(2)　内　　容

２．　担当責任者　　所属役職名
氏　　名
連絡電話番号

３．　指導技師派遣希望期間
年　　月　　日　～　　年　　月　　日

４．　その他参考事項

注：用紙の大きさはＡ４判で縦長、横書きにして下さい。

(3) 「証明願」等の作成・提出

当協会の実地調査・指導が終了すると、管海官庁に証明願を提出することになりますが、この提出に際しては以下の①～④の手順で行って下さい。

① 書類の作成

(ｲ) 証明願（様式 1.14）

(ﾛ) 会社経歴書（様式 1.15）

(ﾊ) 施設及び設備の詳細（様式 1.16-1、1.16-2）

(ﾆ) 技能者及び作業員名簿（様式 1.17）

(ﾎ) 電気装備工事作業基準(工事及び点検の方法に関するもの)(協会に準備してあります。)

(ﾍ) 工事実績（様式 1.18）

これら書類の作成は、４.の記載要領に従って下さい。

② 当協会へ書類（写）の提出

書類の記入漏れ､誤りなどを当協会でチェックしますので､①の書類の写し(各１部)を協会に送付して下さい。

もし訂正すべき点があった場合は、協会の担当者の指示に従って訂正し、訂正した書類の写しを再度協会に送付して下さい。

③ 推薦状等の交付

当協会では、上記の手順を経て、誤りのないことを確認したうえで、管海官庁あての「推薦状」及び「電気装備工事作業基準」を申請者に送付します。作業基準は申請者の社内基準として作成され提出する趣旨のものですから、内容を十分理解し事業場の実情に応じて加除訂正したうえで、表紙に申請者の社名等を記載して下さい。

④ 管海官庁への申請

申請者は、上記①の書類に上記③の推薦状を添えて管海官庁に提出して下さい。

なお、提出部数は、正副各１部です。

また、自社の控えとして、必ず１部を保管して下さい。

参考として証明書交付申請手続等の手順及び証明願等の様式を以下に掲載します。

［参考］

「電装認定事業場の証明書」交付申請手続き等の手順

1 実施調査・指導申込書と申請書類の下書きを作成し、協会に送付する。

2 協会は、実施調査・指導を実施し、下書きをチェックして、申請者に訂正など指示する。

3 申請者は、協会からの指示に従って内容を訂正したうえ、申請書類（正）を清書し、その写しを協会に送付する。

4 協会は清書された申請書類を再チェックし、会長の推薦状（管海官庁あて）及び電気装備工事作業基準を送付する。

5 申請者は、申請書類一式（正副各１部）を揃え、推薦状を添えて管海官庁に提出する。

6 管海官庁が基準に適合していると認めたときには、証明書が交付される。

7 申請者は、交付された証明書の写し１部を協会に送付する。

8 協会は、電装認定事業場原簿に登録する。

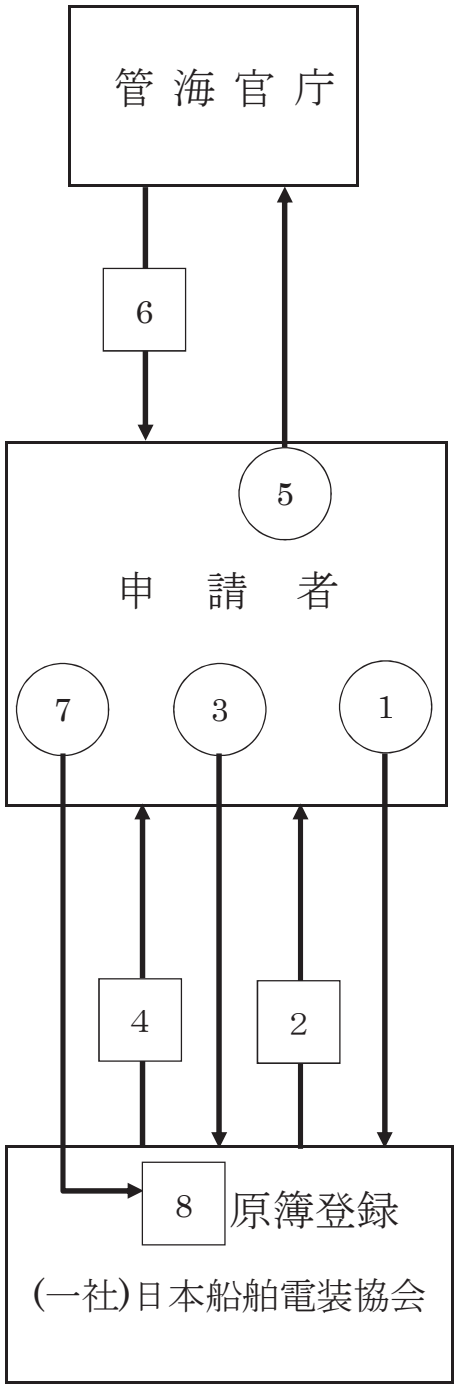

注 ○ は申請者、□ は管海官庁又は協会の業務を示す。

様式１．１４

証　　明　　願

年　　月　　日

管 海 官 庁　　殿

願出者の氏名又は
名 称 及 び 住 所

下記の事業場及び工事内容について、平成９年６月 16 日付け海検第 40 号附属書H別記１に規定する船舶電気ぎ装工事事業場の施設及び能力の基準に適合する証明を受けたいので、宜しくお取り計らい願います。

記

１．証明を受けようとする事業場の名称及び所在地

２．証明を受けようとする工事区分

対象船舶		
1.旅客船、漁船、及びその他 ただし、総トン数 20 トン未満には快遊艇等を含む。	2.貨物船（1.に掲げる「その他」を除く。）	3.危険物ばら積船
総トン数○○トン未満（又はすべての船舶）	総トン数○○トン未満（又はすべての船舶）	総トン数○○トン未満（又はすべての船舶）
注 1)　水中翼船及びホバークラフト等、特殊な船舶を除く。 2)　「その他」とは、非旅客フェリー、作業船、引き船、交通船及び巡視船をいう。		

注１：用紙の大きさは、Ａ４判で縦長、横書きにして下さい。
注２：更新の際は、現在有効な「証明書」の写しを添付して下さい。

様式１．１５

会 社 経 歴 書

１．　社名及び住所

社　　名

住　　所

２．　代 表 者 名

３．　会社の沿革

４．　規　　模

(ｲ)　資本金又は出資金

(ﾛ)　機　構　図

(ﾊ)　従 業 員 数

事務関係　　人、　　工事関係　　人

ただし、工事関係は電気ぎ装工事従事者に限る。

注：用紙の大きさは、Ａ４判で縦長、横書きにして下さい。

様式１．１６－１（ランク 1，2，3，4 用）

施 設 及 び 設 備 の 詳 細

１．　工場の面積（㎡）及び棟数

㎡　　１棟　　別図のとおり。

２．　倉庫の面積（㎡）及び棟数

㎡　　１棟　　別図のとおり。

３．　事務所の面積（㎡）及び棟数

㎡　　１棟　　別図のとおり。

４．　工場設備

工　事　設　備		試 験 ・ 検 査 設 備	
品　　名	数　量	品　　名	数　量
１．ボール盤 ２．溶接機（ガス、電気） ３．グラインダー ４．携帯用ドリル ５．充電器 ６．その他		1.　絶縁抵抗計 2-1 交流電圧計 2-2 直流電圧計 3-1 交流電流計 3-2 直流電流計 3-3 AC/DC クランプメータ 4.　回転計 5.　比重計 6.　テスター 7.　温度計 8.　ストップウォッチ 9.　その他	

注１：施設の面積及び棟数などは、電気ぎ装工事部門に限るとともに、別図に配置図として、できるだけ具体的に記入して下さい。

注２：その他の設備は主なものを記入して下さい。

注３：用紙の大きさは、Ａ４判で縦長、横書きにして下さい。

様式１．１６−２（ランク小型用）

試 験 及 び 検 査 の 設 備

１．工場の面積（㎡）及び棟数

㎡　　１棟　　別図のとおり。

２．倉庫の面積（㎡）及び棟数

㎡　　１棟　　別図のとおり。

３．事務所の面積（㎡）及び棟数

㎡　　１棟　　別図のとおり。

試　験 及び 検　査　設　備	
品　　名	数 量
１．絶縁抵抗計 ２．電圧計・電流計 （クランプ式又はデジタルマルチメータ） ３．比重計 ４．テスター ５．温度 計 ６．ストップウォッチ	

注１：施設の面積及び棟数などは、電気ぎ装工事部門に限るとともに、別図に配置図として、できるだけ具体的に記入して下さい。

注２：その他の設備は主なものを記入して下さい。

注３：用紙の大きさは、Ａ４判で縦長、横書きにして下さい。

様式１．１７

技能者及び作業員名簿

項目 / 種別	氏　名	年　齢	経験年数	最終学歴
船舶電装管理者				
主任船舶電装士				
船舶電装士				
上記以外の作業員 （無資格者）				

注１：用紙の大きさは、Ａ４判で縦長、横書きにして下さい。

注２：記入欄不足の場合は、本紙と同型（Ａ４）の用紙で補足して下さい。

注３：船舶電装管理者、主任船舶電装士、船舶電装士の資格証明書を添付して下さい。

様式１．１８

工　事　実　績

（単位：隻）

	船種	船型	年度	年度	年度	年度	年度	合計
新造船	旅客船 漁船 その他	～ 20GT未満						
		20GT～ 200GT未満						
		200GT～ 500GT未満						
		500GT～ 5,000GT未満						
		5,000GT～						
	貨物船	～ 20GT未満						
		20GT～ 500GT未満						
		500GT～ 5,000GT未満						
		5,000GT～ 20,000GT未満						
		20,000GT～						
	危険物 ばら積船	～ 100GT未満						
		100GT～ 500GT未満						
		500GT～ 5,000GT未満						
		5,000GT～						
修繕船 第２回以降の定期検査等	旅客船 漁船 その他	～ 20GT未満						
		20GT～ 200GT未満						
		200GT～ 500GT未満						
		500GT～ 5,000GT未満						
		5,000GT～						
	貨物船	～ 20GT未満						
		20GT～ 500GT未満						
		500GT～ 5,000GT未満						
		5,000GT～ 20,000GT未満						
		20,000GT～						
	危険物 ばら積船	～ 100GT未満						
		100GT～ 500GT未満						
		500GT～ 5,000GT未満						
		5,000GT～						

注１：「その他」とは、非旅客フェリー、作業船、引き船、交通船及び巡視船をいう。

注２：用紙の大きさはＡ４判で縦長、横書きにして下さい。

4. 電装認定事業場の証明願等の記載要領

(1) 「証明願」(様式 1.14)の記載要領

① あ て 先

あて先は管轄の管海官庁とします。

(記載例) 関東運輸局に証明願を提出する場合

関 東 運 輸 局 長 殿

② 願出者の氏名又は名称及び住所

次の例によって記載して下さい。

(記載例)

○○電機株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○

○○県○○市○○町○○番地

③ 証明を受けようとする事業場の名称及び所在地

証明を受けようとする事業場は、本社、支店、出張所等の単位とし、その名称及び所在地を記載して下さい。

④ 証明を受けようとする工事区分

証明を受けようとする工事区分（ランク）に応じ「表 1.４技能者の所要人員表」に掲げる対象船舶の総トン数を記載して下さい。例えばランク２の場合は、次の例によって記載します。

(記載例)

対象船舶		
1.旅客船、漁船、及びその他 ただし、総トン数 20 トン未満には快遊艇等を含む。	2.貨物船(1.に掲げる「その他」を除く。)	3.危険物ばら積船
総トン数 500 トン未満	総トン数 5,000 トン未満	総トン数 500 トン未満
注 1) 水中翼船及びホバークラフト等、特殊な船舶を除く。 2) 「その他」とは、非旅客フェリー、作業船、引き船、交通船及び巡視船をいう。		

(2) 「会社経歴書」(様式 1.15)の記載要領

① 社名及び住所

次の例によって記載しますが、支店や出張所等を電装認定事業場とする場合でも本社の名称（登記されている名称）と住所を記載して下さい。

（記載例）

社　名　　○○電機株式会社

住　所　　○○県○○市○○町○○番地

② 代表者名

(1)の②に記載した本社の代表者名を記載して下さい。

③ 会社の沿革

次の例によって記載しますが、長くなれば別紙に記載し添付して下さい。

証明を受けようとする事業場が支店や出張所等であれば、これらの支店や出張所等の設立年月等についても記載して下さい。

（記載例）

○○年○○月　　○○電機商会を創業

○○年○○月　　株式会社に改組

○○年○○月　　資本金○○万円に増資

○○年○○月　　○○営業所を開設

④ 規　　模

(ｲ) 資本金又は出資金　　○○○○円

(ﾛ) 機　構　図

次の例によって記載して下さい。なお、証明を受けようとする事業場が支店又は出張所等の場合は、本社の方は簡略にし、支店又は出張所の方を詳しく記載して下さい。

（記載例）

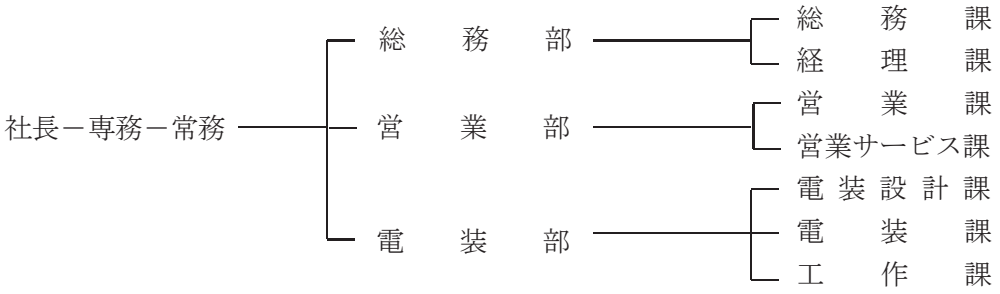

（注）所定の欄に記載できない場合は、別紙に記載し添付して下さい。

(ﾊ) 従業員数

次の例によって証明を受けようとする事業場における電気ぎ装工事部門の従業員数を記載して下さい。なお、工事関係の人数は、(4)「技能者及び作業員名簿」（様式 1.17）に記載された合計人数と同数でなければなりません。

（記載例）

事務関係２人、工事関係 10 人

(3)　「施設及び設備の詳細」(様式 1.16-1、1.16-2)の記載要領

次の例によって電気ぎ装工事部門の工場・倉庫・事務所の床面積（㎡）及び棟数並びに工場設備を記載して下さい。

（記載例）

①　工場の面積（㎡）及び棟数

300 ㎡　　２棟　　別図のとおり

②　倉庫の面積（㎡）及び棟数

500 ㎡　　２棟　　別図のとおり

③　事務所の面積（㎡）及び棟数

100 ㎡　　１棟　　別図のとおり

（注）工場配置図、設備機器配置図等を別図にして添付して下さい。

④　工場設備（例）

工事設備			試験・検査設備	
品名		数量	品名	数量
１．ボール盤		1	１．絶縁抵抗計　電池式 500Ｖ	1
２．溶接機	ガス	1	２．電圧計（交流及び直流用）	1(1)
	電気	1	３．電流計（交流及び直流用）	1(1)
３．グラインダ		1	４．AC/DC クランプメータ	1
４．携帯用ドリル		1	５．回 転 計	1
５．充電器		1	６．比 重 計	1
６．その他			７．テ ス タ ー	1
チェーンブロック（１ｔ）		1	８．ストップウォッチ	1
移動式天井クレーン（３ｔ）		1	９．温 度 計	1
			10．そ の 他	
			抵抗計　0～100Ω	1
			0～ 10Ω	1

※１　その他は必需品ではない。

２　電圧計（直流用及び交流用）、電流計（直流用及び交流用）はデジタル計器（デジタルマルチメータ等）でも良い。

３　ランク小型の場合は電圧計、電流計に代えて AC/DC クランプメータでも良い。また、ランク小型の場合はボール盤等の工事設備は不要。

(4)　「技能者及び作業員名簿」(様式 1.17)の記載要領

名簿の合計人数は、(2)④(ハ)の工事関係従業員数と同数となる必要があります。

(5)　「工事実績」(様式 1.18)の記載要領

過去５年間において、管海官庁、ＪＣＩ、又はＮＫの検査を受けた実績のみを、年度別、船種及び船型別に記載して下さい。

5. 「電装認定事業場の証明書」の書換申請について

電装認定事業場の証明書の記載事項に変更を生じた場合は、管海官庁に対し次の要領で書換申請を行って下さい。

(1) 工事区分を変更する場合（ランク変更）

電装認定事業場で、その後資格者等の変更があり、その工事区分を書換える場合（ランクを変更する場合）には様式 1.19 の書換申請書に、下記①の添付書類及び②の推薦状を添えて、管海官庁に提出して書換えを受けて下さい。書換申請書及び添付書類の記載要領を③～⑥に示します。

① 添付書類の作成

次の添付書類を作成して下さい。

(ｲ) 会社経歴書（様式 1.15 による。）

(ﾛ) 施設及び設備の詳細（様式 1.16-1、1.16-2 による。）

(ﾊ) 技能者及び作業員名簿（様式 1.17 による。）

(ﾆ) 工事実績（様式 1.18 による。）（ランクアップの場合のみ）

② 推薦状の交付

管海官庁に書換申請書を提出する前にその写し 1 部を当協会に提出して下さい。

当協会では記載内容に誤りがないことを確認したうえで管海官庁あての推薦状を申請者に交付します。なお、この推薦状は、ランクアップの場合のみ必要です。

様式１．１９

書　換　申　請　書

管 海 官 庁　殿

年　月　日

名　称
代表者名
住　所

船舶電気ぎ装工事を行う事業場の証明書の書換えを受けたいので、別紙資料（会社経歴書、施設及び設備の詳細、技能者及び作業員名簿、工事実績）を添えて下記のとおり申請いたします。

記

1. 書換えの理由

２．書換える事項

対象船舶		
1.旅客船、漁船、及びその他 ただし、総トン数 20 トン未満には快遊艇等を含む。	2.貨物船（1.に掲げる「その他」を除く。）	3.危険物ばら積船
総トン数○○トン未満 （旧　○○トン未満）	総トン数○○トン未満 （旧　○○トン未満）	総トン数○○トン未満 （旧　○○トン未満）
注 1)　水中翼船及びホバークラフト等、特殊な船舶を除く。 2)　「その他」とは、非旅客フェリー、作業船、引き船、交通船及び巡視船をいう。		

注：用紙の大きさは、Ａ４判で縦長、横書きにして下さい。

③ 「書換申請書」(様式 1.19)の記載要領

(ｲ) あ　て　先

前記４(1)①（38 頁）と同じ要領で記載して下さい。

(ﾛ) 申請者の名称・代表者名及び住所

前記４(1)②（38 頁）と同じ要領で記載して下さい。

(ﾊ) 書換えの理由

「工事区分（対象船舶）変更のため」と記載して下さい。

(ﾆ) 書換える事項

書換申請する工事区分（ランク）に応じ、「表 1.4 技能者の所要人員表(26 頁)」に掲げる対象船舶の総トン数を記載して下さい。

また、該当する船舶の書換え前のトン数を（旧　　トン未満）内に朱書きして下さい。

例えば、ランク１をランク２に変更する場合は、次の例によって記載します。

（記載例）

対象船舶		
1.旅客船、漁船、及びその他 ただし、総トン数 20 トン未満には快遊艇等を含む。	2.貨物船（1.に掲げる「その他」を除く。）	3.危険物ばら積船
総トン数 5,000 トン未満 （旧　500 トン未満）	総トン数 20,000 トン未満 （旧　5,000 トン未満）	総トン数 5,000 トン未満 （旧　500 トン未満）
注 1)　水中翼船及びホバークラフト等、特殊な船舶を除く。 2)　「その他」とは、非旅客フェリー、作業船、引き船、交通船及び巡視船をいう。		

④ 「会社経歴書」(様式 1.15)の記載要領

(ｲ) 社名及び住所

前記４(2)①(39 頁)と同じ要領で記載して下さい。

(ﾛ) 代 表 者 名

前記４(2)②(39 頁)と同じ要領で記載して下さい。

(ﾊ) 会社の沿革

変更のない場合は「変更なし」とのみ記載し、変更があれば変更部分を追加して記載して下さい。

(ﾆ) 規　　模

（ｉ）資本金又は出資金

変更のない場合は「変更なし」とのみ記載し、変更があれば変更後のものを黒書し、変更前のものを（旧○○円）と朱書きして下さい。

（ⅱ）機　構　図

変更のない場合は「変更なし」とのみ記載し、変更があれば変更後の機構図を

前記４(2)④（39 頁）の要領で記載して下さい。

（ⅲ）従 業 員 数

次の例によって現在証明書の交付を受けている事業場の電気ぎ装工事部門の従業員数を記載し、変更前の人数は（旧○○人）と朱書きして下さい。

（記載例）

事務関係　２　人、　　工事関係　12　人

（旧　２　人）　　（旧　10　人）

⑤ 「施設及び設備の詳細」(様式 1.16-1、1.16-2)の記載要領

(ｲ) 工場の面積（㎡）及び棟数

変更のない場合は「変更なし」とのみ記載し、変更があれば変更後のものを黒書きし変更前のものを（旧○○㎡）と朱書きして下さい。

(ﾛ) 倉庫の面積（㎡）及び棟数

(ｲ)と同じ

(ﾊ) 事務所の面積（㎡）及び棟数

(ｲ)と同じ

(ﾆ) 工 場 設 備

変更のない場合は数量の欄に「変更なし」とのみ記載し、変更があれば変更後の設備を記載して下さい。

工場の配置、設備機器の配置等が変わる場合は、変更後の工場配置図、設備機器配置図等を添付して下さい。

⑥ 「技能者及び作業員名簿」(様式 1.17)の記載要領

新しい名簿を作成し、前回届け出た名簿を参考のため添付します。

⑦ 「工事実績」の記載要領

工事区分（ランク）ごとに該当する実績を前記 4.(5)(40 頁)の要領で船種及び船型別に記載して下さい。

(2) 事業場の名称又は所在地を変更する場合

この場合は、交付済み証明書の備考(1)の(ｲ)に該当します。

前記工事区分以外の証明書記載事項を書換える場合は、様式 1.20 の書換申請書に必要事項を記入のうえ管海官庁に提出し、その書換えを受けて下さい。

この場合の提出書類は、書換申請書のみとなります。

ただし事業場を移転する場合は、様式 1.20 の書換申請書に添付書類として施設及び設備の詳細（前掲様式 1.16-1、1.16-2 による）を添えて下さい。 「施設及び設備の詳細」には移転後の工場施設について記載するほか、工場配置図、設備機器配置図等を添付して下さい。

式１．２０

書　換　申　請　書

管　海　官　庁　殿

年　月　日

名　称

代表者名

住　所

船舶電気ぎ装工事を行う事業場の証明書の書換えを受けたいので、下記のとおり申請いたします。

記

1. 書換えの理由

2. 書換える事項
（事業者名又は事業場名の変更）

新

旧

（所在地の変更）

新

旧

注：用紙の大きさは、Ａ４判で縦長、横書きにして下さい。

［参考］

書換申請書と変更届の関係は次のとおりです。

内　容	必要書類	添 付 書 類
工事区分を変更するとき （ランク変更）	書換申請書 （様式 1.19）	(1)協会推薦状（ﾗﾝｸｱｯﾌﾟの場合のみ） (2)会社経歴書（様式 1.15） (3)施設及び設備の詳細（様式 1.16） (4)技能者及び作業員名簿（様式 1.17） (5)工事実績（様式 1.18） （ﾗﾝｸｱｯﾌﾟの場合のみ）
事業場の名称又は所在地を変更したとき （証明書の記載内容に変更が生じたとき）	書換申請書 （様式 1.20）	
事業場を移転するとき	書換申請書 （様式 1.20）	施設及び設備の詳細 （様式 1.16-1、1.16-2）
施設を変更しようとするとき	変更届 （様式 1.22）	施設及び設備の詳細 （様式 1.16-1、1.16-2）
技能者を変更しようとするとき	変更届 （様式 1.22）	技能者及び作業員名簿（様式 1.17）
その他	原則 変更届 （様式 1.22）	必要に応じて添付
返納届	返納届 （様式 1.23）	証明書

注１：「書換申請書」とともに「変更届」の提出を求められる場合、あるいは「書換申請書」とともに「変更届」が必要になる場合もありますが、その際には管海官庁の指示に従って下さい。または、協会に相談願います。

注２：事業場代表者の変更は、管海官庁に届けることは特に必要ありませんが、新たな代表者名での証明書を必要とする場合等は、管海官庁にご相談願います。

注３：施設又は技能者の変更は、あらかじめ届け出る必要があります。

注４：次の場合、証明はその効力を失いますので証明書を添えて返納届を提出してください。

①交付済み証明書の備考(2)参照

（イ）死亡し、又は解散したとき

（ロ）証明に係る事業を廃止したとき

（ハ）証明を辞退したとき

②交付済み証明書の備考(3)参照

（イ）施設、器具及び備品類及び技能者が「船舶電気ぎ装工事事業場の施設及び能力の基準」に適合しなくなったとき。

6. 証明書の更新手続きについて

① 平成 31 年 4 月 1 日を施行日として、船舶検査の方法 附属書Hの規定に基づく工事又は整備等を行う事業場等の証明書に有効期限（５年）が新たに設けられました。このため更新する場合は、５年毎に申請手続きが必要となりました。
有効な証明書を受有する事業者は、様式 1.14 の「証明願」を参考にして必要事項を記載のうえ管海官庁に提出し、証明を受けてください。
申請に際しては、交付され受有している「有効な証明書」の写しを添付します。
手続きは、有効期間満了日の３ヶ月前から受け付けられますので、この期間に忘れずに手続きを行う必要があります。

② 管海官庁が実施する立入りの関係で、毎年 4 月末までにチェックシートを提出することとされていますが、その上欄に証明書の有効期限を記載する欄が設けられていますので、更新手続きを失念することのないよう注意して下さい。

③ 更新申請につきましては、事業場設備等の変更を伴う場合を除き、当協会の指導員による事業場設備等の実地調査・指導は要しませんが、もし必要がある場合は当協会宛ご相談ください。

④ 管海官庁からの問い合わせに迅速に対応するため、証明書が更新された場合には、証明書の写しを当協会へ速やかに送付して下さい。

7.「電装認定事業場の証明書」の再交付申請について

電装認定事業場の証明書を紛失又は毀損した事業者は、様式 1.21 の再交付申請書に必要事項を記載のうえ管海官庁に提出し、その再交付を受けて下さい。その記載要領を次に示します。

① 事業者の名称、代表者名、住所は再交付を受けようとする事業場の事業者について記載して下さい。

② 再交付の理由は、できるだけ具体的に、かつ、簡単に（紛失、毀損、汚損等）記載して下さい。

③ 紛失の場合以外は、申請の際に旧証明書を添付して返還して下さい。

様式１．２１

再　交　付　申　請　書

管　海　官　庁　　殿

年　　月　　日

名　　称
代表者名
住　　所

船舶電気ぎ装工事を行う事業場の証明書を紛失いたしましたので、下記のとおり再交付申請いたします。

記

1. 再交付を受けようとする事業場名及び所在地

2. 再交付申請の理由

注１：紛失の場合以外は、申請の際「旧証明書」を添付し返還して下さい。
注２：用紙の大きさはＡ４判で縦長、横書きにして下さい。

8. 電装認定事業場が守るべき事項

管海官庁から電装認定事業場として証明書の交付を受けた場合は、次の事項を確実に実行して下さい。

(1) 証明書の写しの送付

管海官庁より証明書を交付された場合は、証明書の写し１部を速やかに当協会に送付して下さい。

(2) 工事及び点検の方法等

① 工事及び点検の方法

電気装備工事作業基準（証明願の添付書類として管海官庁に提出したもの）により電気艤装工事を行ない、当協会発行の「電気機器及び回路のチェックシート」、「船内電気機器効力試験成績表」、又は「船内電気機器及び回路の試験成績表（小型船舶、小型漁船用）」を使って試験及び検査を実施して下さい。これらチェックシート等の様式は、付録 11 に掲載しています。管海官庁に提出するチェックシート等の用紙（ＣＤ版もあり）は当協会で準備しています。

② チェックシート等の提出

定期的検査等において前記①に従い工事、試験及び検査を行い、船舶設備規程、小型船舶安全規則等に適合していることを確認した場合は前記①のチェックシート及び試験成績表を管海官庁又は日本小型船舶検査機構に提出して下さい。

③ 書類の保管

船舶ごとに作成したチェックシート、試験成績表を確実に保管して下さい。（船別、年度別にまとめておいて下さい。）作成した書類の保管期限は５年です。

(3) 変更等による届出

① 管海官庁への届出

交付された証明書の備考(1)の(ﾛ)の施設、機器、備品類、又は(ﾊ)の技能者を変更しようとするときは、あらかじめ管海官庁に届出を行って下さい。

届出の際は、様式 1.22 変更届を参考にし、変更事項に応じ別紙の「施設及び設備の詳細」(様式 1.16-1、1.16-2(34、35 頁)、記載要領(40 頁)参照）又は「技能者及び作業員名簿」（様式 1.17(36 頁)、記載要領(40 頁)参照）を添付して下さい。

また、証明基準に適合しなくなった場合（例えば主任船舶電装士が欠員になった場合又は事業を廃業した場合等*）には、証明書を管海官庁に返納するとともに文書によりその旨を届け出て下さい。この場合の届出は様式 1.23「返納届」を参考にして下さい。

返納届を必要とするケースは、本書 46 頁の「参考」資料注 4 又は交付されている「証明書」の備考(2)及び(3)(ｲ)を参照して下さい。

② 当協会への届出

前記①により変更の届出を行った場合は、当協会に対してもその文書の写しを速やかに提出して下さい。

(4) 管海官庁の立入り調査

証明書を交付された事業場に対して、次のとおり管海官庁の立入り調査が行われます。

① 概　　要

１年度に１回の割合で、非通知で事業場等に立ち入り調査が実施されます。

② 調査内容

(ｲ) 施設、人員、器具及び備品類が、施設等の基準に適合していることを確認

(ﾛ) 工事又は整備等が、施設等の基準に適合しているか、できる限り実際の作業状況を確認

（計器の校正等は必要に応じて定期的に実施しておいて下さい。）

(ﾊ) (ﾛ)で実際の作業状況を確認できない場合は、工事又は整備等が施設等の基準に適合しているか、担当者へのヒアリングを実施

(ﾆ) 前回立入り以降の船舶毎に作成した試験及び検査の成績表を確認。ただし、IS09001 の認証を受けている事業者の場合は、直近１ヶ月（実績が無い場合は適宜遡って実施）の成績書を確認。

上記のうち「施設等の基準」は、船舶検査の方法 附属書Hに「別記１ 船舶電気ぎ装工事事業場の施設及び能力の基準」として規定されており、54 頁に全文を掲載します。概要は本書の「Ⅰ.強電関係 2. 電装認定事業場について」のとおりです。

③ 自己点検表の提出

管海官庁は立入り調査を適性かつ効率的に実施するため、立入り調査では、作業現場の確認を重点的に行い、記録や施設、人員、器具及び備品類の確認については、予め提出された「自己点検表」を確認することで効率化を図ることとされています。

毎年４月末までに前年度の実績及び点検結果を「自己点検表」に記入の上、管轄の運輸局等に提出してください。

自己点検の結果「いいえ」となった項目については、その内容、是正策、再発防止等について説明資料の添付が求められています。本件につき、不明な点があれば、管海官庁に問い合わせることになりますが、当協会におきましても、お問い合わせがあればアドバイスすることは可能です。

57 頁に「自己点検表」を添付します。

(5) 証明の失効及び取り消し

① 証明を受けた事業者が次の各号の一に該当するときには、証明はその効力を失うことになります。

(ｲ) 死亡し、又は解散したとき。

(ﾛ) 証明に係わる事業を廃止したとき。

(ﾊ) 証明を辞退したとき。

② 管海官庁は証明を受けた事業者が次の各号の一に該当するときには、その証明を取り消し、又は期間を定めてその証明の効力を停止する事ができます。

(ｲ) 施設、器具及び備品類及び技能者が船舶電気ぎ装工事事業場の施設及び能力の基準に適合しなくなったとき。

(ﾛ) 工事及び点検の方法に違反したとき。

(ﾊ) 書類の保管の基準に違反したとき、証明に係る物件以外の物件に成績表を作成したとき又は虚偽の成績表を作成したとき。

(ﾆ) (3)項の届出を怠り、又は虚偽の届出をしたとき。

③ ②により証明を取り消され、その取り消しの日から二年を経過しない者は、当該取り消しに係る事業場について証明を受けることができません。

(6) 書類の保存期間

基準に基づき作成された書類類は、作成日から起算して5年間保管してください。

様式１．２２

変　　更　　届

管　海　官　庁　　殿

年　　月　　日

名　　称
代表者名
住　　所

船舶電気ぎ装工事事業場の証明書にについて

下記のとおり変更いたしましたのでお届けいたします。

記

１．変更年月日　　年　　月　　日

２．変更事項

（施設及び設備の変更）　　別紙

又は

（技能者の変更）　　別紙

注１：「施設及び設備の変更」、「技能者の変更」は別紙とし、それぞれ新・旧各１部添付して下さい。
２：用紙の大きさはＡ４判で縦長、横書きにして下さい。

様式１．２３　（新規追加）

返　　納　　届

管　海　官　庁　　殿

年　　月　　日

名　　称
代表者名
住　　所

当事業場は「船舶電気ぎ装工事事業場」の施設及び能力の基準に適合しなくなったため別添のとおり「証明書」を返納いたします。

記

１．返納する事業場の名称及び所在地

名　称：

所在地：

２．返納の理由

以　　上

9. 船舶検査の方法 附属書H

別記１　船舶電気ぎ装工事事業場の施設及び能力の基準

1. 適　　用

この基準は、船舶の電気ぎ装工事を行う事業場に適用し、その施設及び能力についての基準を定めたものである。

2. 施　　設

船舶電気ぎ装工事事業場には業務を円滑に行うため、次の施設を設けなければならない。ただし、20G.T 未満の船舶及び快遊艇等（以下「20G.T 未満の船舶等」という。）のみを対象とする事業場においては、(a)を設けることは要しない。

(a) 雨天の場合でも作業が支障なく行える適当な面積の作業場

(b) 船舶電気ぎ装工事を行うに必要な機器の保管場所

(c) 試験及び検査を行うに必要な機器を保管するに適当な保管場所

3. 人　　員

船舶電気ぎ装工事事業場は、電気ぎ装工事を行う船舶の用途及び大きさにより第１表に掲げる技能者（第２表の船舶電気ぎ装工事及び業務に関する十分な技量、実務経験及び関係法規の知識を有している者）及びその他の作業員から構成されていなければならない。

(第１表)

対象船舶			技能者構成人員					
1	2	3	第２表の種別１に掲げる技能者		第２表の種別２に掲げる技能者		第２表の種別３に掲げる技能者	技能者の最低人員
旅客船 漁船 その他	貨物船 (1 に掲げる貨物船を除く。)	危険物ばら積船	全作業員中技能者の占める割合	最低人員	全作業員中技能者の占める割合	最低人員		
20 G.T 未満	20 G.T 未満			１名				１名
200 G.T 未満	500 G.T 未満	100 G.T 未満			全作業員の15%以上	１名		１名
500 G.T 未満	5,000 G.T 未満	500 G.T 未満	全作業員の25%以上	２名	全作業員の15%以上	１名		３名
5,000 G.T 未満	20,000 G.T 未満	5,000 G.T 未満	全作業員の25%以上	３名	全作業員の15%以上	２名	１名以上	６名
すべての船舶			全作業員の25%以上	４名	全作業員の15%以上	３名	１名以上	８名

注 1) 水中翼船及びホバークラフト等、特殊な船舶は対象外となる。

2)「その他」とは、非旅客フェリー、作業船、引き船、交通船及び巡視船をいう。

3) 対象船舶１の「20G.T 未満」については、快遊艇等を含む。

4) 全作業員中技能者の占める割合については、全作業員数が 10 名を超える場合に適用する。この場合、「作業員」とは、配線工事及び関係機器の取付工事に関する作業を行う者をいう。

(第 2 表)

種別	技　能　の　内　容
1	500V 未満の配線工事、関係機器の取付け工事に関する作業及び試験を行い、当該作業を行う作業員を直接指導監督する技能を有し、かつ、20G.T 未満の船舶等に対する検査を行い、当該自主検査に関し責任を有する者
2	500V 未満の配線工事、関係機器の取付け工事に関する作業、設計、試験及び検査を行い、当該作業を行う作業員を直接指導監督する技能を有し、かつ自主検査に関し責任を有する者
3	種別 2 の技能を有し、かつ、諸作業の管理及び自主検査に関し責任を有する者

第 2 表中の「配線工事及び関係機器の取付工事に関する作業」は次のものをいう。

イ）マーキング
ロ）電線を直接接続する作業
ハ）がいしに電線を取付ける作業
ニ）電線を電線導板、ハンガーサドル（取付馬）等に取付ける作業
ホ）電線管、線樋、又はダクトその他これらに類するものに電線を収める作業
ヘ）配電器具を船体その他の物体に固定し、又はこれに電線を接続する作業
ト）電線管の曲げ加工、ねじ切り加工、又は電線管相互若しくは電線管とジョイントボックスその他の付属品を接続する作業
チ）ジョイントボックスその他のボックスを取付ける作業
リ）電線、電線管、線樋、又はダクトその他これに類するものが甲板又は隔壁を貫通する部分に防護装置を取付ける作業
ヌ）電気機器を取付ける作業
ル）電気機器に電線を接続する作業
ヲ）接地線を取付ける作業

4. 器具及び備品類

船舶電気ぎ装工事事業場には、(1)及び(2)に掲げる工事、試験及び検査を行うための十分な設備を備えておかなければならない。

ただし、20G.T 未満の船舶等のみを対象とする事業場においては、(3)の設備を備えておかなければならない。

(1)　工事のための設備
(a)　ボール盤
(b)　溶 接 機
(c)　グラインダー
(d)　携帯用ドリル
(e)　充 電 器

(2)　試験及び検査のための設備
(a)　絶縁抵抗計
(b)　電圧計（交流及び直流用）
(c)　電流計（交流及び直流用）

(d) 回 転 計
(e) 比 重 計
(f) テスター
(g) 温 度 計
(h) ストップウォッチ

(3) 20G.T 未満の船舶等のみを対象とする事業場が備えて置く設備
(a) 絶縁抵抗計
(b) AC/DC クランプメータ
(c) 比 重 計
(d) テスター
(e) 温 度 計
(f) ストップウォッチ

5. 工事及び点検の方法

船舶電気ぎ装工事事業場で行う工事及び点検は次の方法によらなければならない。

(1) 工事の方法
(ⅰ) 工事日程表を作成すること。
(ⅱ) 工作図、配線図面を作成すること。
(ⅲ) 工事、試験及び検査を行うために必要な器具の表を作成すること。
(ⅳ) 取付ける機器の表を作成すること。
(ⅴ) 工事の進行状態をチェックする者を定め、工事の進行状態を把握すること。

(2) 点検方法

工事を行った場合は次表の事項について点検ができるようなチェックシートを作成し、チェックを行うこと。

対象設備	点　検　内　容
回転機器	作動状態の良否、取付状態の良否、絶縁の良否、機器の破損の有無計器の破
配電盤	損の有無、取付状態の良否、作動状態の良否、絶縁の良否被覆の破損の有
配線	無、電線の取付状態の良否
	使用電線の適否、絶縁の良否、接続方法の良否
電熱装置	取付状態の良否、機器の破損の有無、絶縁の良否
小型電気器具	器具の異常の有無、絶縁の良否
照明装置	装置の異常の有無、取付状態の良否、絶縁の良否

6. 書類の作成

船舶電気ぎ装工事事業場は、船舶毎に作成した試験及び検査の成績表を保管しておかなければならない。

7. 実績

船舶電気ぎ装工事事業場は船舶電気ぎ装について十分なる実績を有していなければならない。

船舶電気ぎ装工事を行う事業場自己点検表（追加）

提出日 ：　　年　月　日

事　業　場　名		証明書の有効期限	年　月　日
ランク（ 第 1 表 ）	□1　□2　□3　□4　□小型	事業場制度を利用した前年度の工事実績	件

チェック項目 (チェック資料)	チェックポイント	点検結果	備考
1. 施設	(1) 雨天の場合でも作業が支障なく行える適当な面積の作業場が設けられているか。(20 G. T未満の船舶及び快遊艇等のみを対象とする事業場を除く。)	□ はい □ いいえ	
	(2) 船舶電気ぎ装工事を行うに必要な機器の保管場所が設けられているか。	□ はい □ いいえ	
	(3) 試験及び検査を行うに必要な機器を保管するに適当な保管場所が設けられているか。	□ はい □ いいえ	
2. 人員	(1) 別紙第１表で要求される技能者の構成人員を満たしているか。	□ はい □ いいえ	
	(2) 上記、人員は適切な技能を有しているか。 （資格証明書（写）添付）	□ はい □ いいえ	
3. 器具及び備品類	(1) 以下の工事のための設備を備えているか。 ※ ただし20 G. T未満の船舶等のみを対象とする事業場は除く		
	(a) ボール盤　(d) 携帯用ドリル (b) 溶接機　(e) 充電器 (c) グラインダー	□ はい □ いいえ	
	(2) 以下の試験及び検査のための設備を備えているか。 ※ ただし20 G. T未満の船舶等のみを対象とする事業場は除く		
	(a) 絶縁抵抗計　(e) 比重計 (b) 電圧計（交流及び直流用）　(f) テスター (c) 電流計（交流及び直流計）　(g) 温度計 (d) 回転計　(h) ストップウォッチ	□ はい □ いいえ	
	(3) 20 G. T未満の船舶等のみを対象とする事業場は以下の設備を備えているか。		
	(a) 絶縁抵抗計　(d) テスター (b) AC/DC クランプメーター　(e) 温度計 (c) 比重計　(f) ストップウォッチ	□ はい □ いいえ	
4. 工事及び点検の方法	(1) 工事日程表を作成しているか。	□ はい □ いいえ	
	(2) 工作図、配線図面を作成しているか。	□ はい □ いいえ	
	(3) 工事、試験及び検査を行うために必要な器具の表を作成しているか。	□ はい □ いいえ	
	(4) 取付ける機器の表を作成しているか。	□ はい □ いいえ	
	(5) 工事の進行状態をチェックする者を定め、工事の進行状態を把握しているか。	□ はい □ いいえ	
	(6) 別紙第３表の対象設備毎に点検内容を記録しているか。	□ はい □ いいえ	
5. 書類の作成	(1) 船舶毎に試験及び検査の成績表を作成保管（５年）しているか。	□ はい □ いいえ	
6. その他	(1) 届出の事由にあてはまる変更はないか。 ※ 証明書備考欄参照	□ はい □ いいえ	

毎年４月末までに前年度の実績及び点検結果を本自己点検表に記入の上、管轄の運輸局等に提出してください。
なお、自己点検の結果「いいえ」となった項目については、その内容、是正策、再発防止等について説明資料を添付してください。

点検者氏名（責任者）

(第1表)

ランク	対象船舶			技能者構成人員					
	1	2	3	第2表の種別1に掲げる技能者		第2表の種別2に掲げる技能者		第2表の種別3に掲げる技能者	技能者の最低人員
	旅客船 漁船 その他	貨物船(1に掲げる貨物船を除く。)	危険物ばら積船	全作業員中技能者の占める割合	最低人員	全作業員中技能者の占める割合	最低人員		
小型	20 G.T未満	20 G.T未満			1名				1名
1	200 G.T未満	500 G.T未満	100 G.T未満			全作業員の15%以上	1名		1名
2	500 G.T未満	5,000 G.T未満	500 G.T未満	全作業員の25%以上	2名	全作業員の15%以上	1名		3名
3	5,000 G.T未満	20,000 G.T未満	5,000 G.T未満	全作業員の25%以上	3名	全作業員の15%以上	2名	1名以上	6名
4	すべての船舶			全作業員の25%以上	4名	全作業員の15%以上	3名	1名以上	8名

注

1) 水中翼船及びホバークラフト等、特殊な船舶は対象外となる。

2)「その他」とは、非旅客フェリー、作業船、引き船、交通船及び巡視船をいう。

3) 対象船舶1の「20G.T未満」については、快遊艇等を含む。

4) 全作業員中技能者の占める割合については、全作業員数が10名を超える場合に適用する。この場合、「作業員」とは、配線工事及び関係機器の取付工事に関する作業を行う者をいう。

(第2表)

種別	技能の内容
1	500V未満の配線工事、関係機器の取付け工事に関する作業及び試験を行い、当該作業を行う作業員を直接指導監督する技能を有し、かつ、20G.T未満の船舶等に対する検査を行い、当該自主検査に関し責任を有する者
2	500V未満の配線工事、関係機器の取付け工事に関する作業、設計、試験及び検査を行い、当該作業を行う作業員を直接指導監督する技能を有し、かつ、自主検査に関し責任を有する者
3	種別2の技能を有し、かつ、諸作業の管理及び自主検査に関し責任を有する者

第2表中の「配線工事及び関係機器の取付工事に関する作業」は次のものをいう。

イ) マーキング

ロ) 電線を直接接続する作業

ハ) がいしに電線を取付ける作業

ニ) 電線を電線導板、ハンガーサドル(取付馬)等に取付ける作業

ホ) 電線管、線樋、又はダクトその他これらに類するものに電線を収める作業

ヘ) 配電器具を船体その他の物体に固定し、又はこれに電線を接続する作業

ト) 電線管の曲げ加工、ねじ切り加工又は電線管相互若しくは電線管とジョイントボックスその他の付属品を接続する作業

チ) ジョイントボックスその他のボックスを取付ける作業

リ) 電線、電線管、線樋、又はダクトその他これに類するものが甲板又は隔壁を貫通する部分に防護装置を取付ける作業

ヌ) 電気機器を取付ける作業

ル) 電気機器に電線を接続する作業

ヲ) 接地線を取付ける作業

(第3表)

対象設備	点検内容
回転機器	作動状態の良否、取付状態の良否、絶縁の良否、機器の破損の有無
配電盤	計器の破損の有無、取付状態の良否、作動状態の良否、絶縁の良否
配線	被覆の破損の有無、電線の取付状態の良否、使用電線の適否、絶縁の良否、接続方法の良否
電熱装置	取付状態の良否、機器の破損の有無、絶縁の良否
小型電気器具	器具の異常の有無、絶縁の良否
照明装置	装置の異常の有無、取付状態の良否、絶縁の良否

Ⅱ. 弱電関係
（無線設備）

Ⅱ．弱電関係（無線設備）

1．無線設備装備技術者の資格について

ＧＭＤＳＳ(海上における遭難及び安全に関する世界的な制度)の国内導入に伴い、その無線設備（航海用具にかかるもの）の整備を行うため、当協会が制定している無線設備装備技術者の資格については、次のように定められています。

(1)　資格の名称とその対象業務

資　格　の　名　称	対　　象　　業　　務
航海用無線設備整備士	無線設備（救命設備にかかるものを除く。）の装備工事及び保守に関する作業技術の主任業務

(2)　資格の取得方法

航海用無線設備整備士の資格を取得するためには、当協会で実施する無線設備講習を修了し、航海用無線設備整備士検定試験に合格する必要があります。この検定試験を受験するためには、次に述べる受験資格が必要です。

この検定試験対象者は他の資格検定試験と同様、当協会の会員事業場に所属する従業員に限られています。

◎　航海用無線設備整備士の受験資格について

航海用無線設備整備士の検定試験を受験するために、当協会で行う無線設備講習を修了することと、無線設備、及び航海用レーダー等の整備の経験年数が所定の年数に達していることが必要です。この経験年数は受験者の学歴に応じて次のように定められています。

なお、経験年数は当該試験実施年度を含んだ年数としています。

①　大学（工）の電子・電気専門課程卒業　　：１年以上
②　工業高等専門学校（短期大学を含む）
　　の電子・電気専門課程卒業　　：２以上
③　工業高校の電子・電気専門課程卒業　　：３年以上
④　普　通　高　校　卒　業　　：４年以上
⑤　中　学　校　卒　業　　：５年以上

（注）

（ｉ）②の工業高等専門学校の電子・電気専門課程の範囲には専修学校の電子工学科又は無線通信科及び職業訓練短大の電子科が含まれます。

（ⅱ）③の工業高校の電子・電気専門課程の範囲には職業訓練校の電子機器科が含まれます。

（ⅲ）④の普通高校の範囲には、工業高校、工業高等専門学校及び大学の電子・電気専門課程以外のすべての学科が含まれます。

以上説明した受験資格を表 3．１に示します。

なお、表 3．１の別記のように、電波法無線従事者の資格を有する人については、経験年数を軽減する規定があり、保有資格の種類に応じて１年ないし３年の経験年数があればよいことになっています。

表 2.1　無線設備装備技術者の資格標準

資格	対象業務	受験資格		講習	備考
		学歴	経験年数		
航海用無線設備整備士	無線設備装備技術主任（装備工事及び保守に関する作業技術の主任業務）	大学(工) 卒	1年以上	無線設備講習	1. 学歴欄の大学（工)、工業高等専門学校、工業高校は、それぞれ電子関係及び電気関係の専門課程卒業又は、これに準ずるものと認められる者のことである。 2. 電波法に基づく無線従事者の資格を有するものに対しては、最低経験年数を別記によることができる。
		工業高等専門学校 卒	2年以上		
		工業高校卒	3年以上		
		普通高校卒	4年以上		
		中学校卒	5年以上		

注(1)　職業訓練校の電子機器科卒業の者は、工業高校電子及び電気関係専門課程卒業に準ずる者と認められている。

(2)　専修学校の電子工学科又は無線通信科及び職業訓練短大の電子科卒業の者は、工業高等専門学校の電子・電気関係専門課程卒業に準ずる者と認められている。

【別　記】

備考２の経験年数は次のとおりである。

受験しようとする資格	所有している他の資格	最低経験年数（年）
航海用レーダー整備士	第１級陸上無線技術士（電波法）	1
	第１級総合無線通信士（電波法） 第１級海上無線通信士（電波法） 第２級総合無線通信士（電波法） 第２級海上無線通信士（電波法） 第２級陸上無線技術士（電波法） 第３級総合無線通信士（電波法）	2
	第３級海上無線通信士（電波法） 第４級海上無線通信士（電波法）	3

（注）別記中「電波法」とあるのは、電波法に基づく無線従事者のことをいう。

(3) 講　　習

無線設備講習は、航海用無線設備整備士の検定試験を受験しようとする人又は技術の向上を目的とする人が受講するものであり、通信講習によって行います。受講案内は、毎年会員の事業場に送付しています。この講習を受講できる人は、当協会の会員事業場に所属する従業員又は当協会会長が会員以外で適当と認める事業場に所属する従業員です。

通信講習は、通信講習用に作成された以下の３冊の指導書を使って行いますが、受講者が働きながらでも勉強ができるよう、分かり易く工夫された指導書になっています。

受講者は約３ヶ月間の通信講習期間内に、指導書を読んで勉強し、指導書にそれぞれ添えてある添削問題に解答し、当協会に提出、添削指導を受けることになっています。

① ＧＭＤＳＳ・基礎理論編
② ＧＭＤＳＳ・艤装工事及び保守整備編
③ ＧＭＤＳＳ・法規編

(4) 講習の受講申込み

受講を希望する人の所属する事業者は様式 2.１の申込書（Ⅱ-4 頁）に必要事項を記載し、受講者の顔写真（２枚）を貼付のうえ、受講料を添えて受講案内に示す受付期限までに届くよう当協会に申し込んで下さい。

(5) 指導書の送付及び添削問題解答の提出

講習の受講手続きを完了した場合は、受講者が所属する事業者あてに指導書を送付します。受講者はこの指導者で学習し、指導書に添えてある添削問題に解答して、これを当協会に提出してください。

なお、添削問題には提出期限を記載していますので、これを厳守して下さい。

(6) 講習の修了

通信講習は、当協会の添削指導が完了すると修了します。

(7) 講習の修了証明

当協会が実施する航海用レーダー等講習、無線設備講習又は強電の初級講習若しくは中級講習のいずれかの講習を初めて受講し、これを修了した人には、様式 1.４（Ⅰ-12 頁）の技能手帳を交付します。技能手帳は強電と弱電の区別はなく共通のものです。

この技能手帳は、その後検定試験に合格したときや資格を更新したとき、更に他の講習を修了したときにその都度資格証、資格更新証又は講習修了証を貼り足していくもので、これを所持している人の受講履歴、資格履歴が一冊ですべて分かるようになっていますので大切に保管して下さい。

また、過去に受講履歴のある人（従って技能手帳をすでに持っている人）が無線設備講習を受け、修了したときには、講習修了証を交付します。

この修了証（様式 1.５（Ⅰ-13 頁））は、必ず技能手帳の修了証紙貼付欄に貼って下さい。講習修了証の様式は強電と弱電で共通です。

会員以外の受講終了者には、技能手帳や講習修了証を交付せず、別に修了証書を交付します。

一般社団法人 日本船舶電装協会

様式２．１

※ 受講番号	※ 受験番号

無線設備講習 受講申込書（兼 検定試験受験願書）

年　　月　　日

申込者	ふりがな			生年月日	年　　月　　日
	本人氏名	氏	名	役職名	
	所属事業場名	会　社　名			
		支店営業所名 （本社のみは空欄）			
	代表者役職・氏名（支店営業所の代表者又は会社代表者）　　印				
	所属営業所の所在地				
	連絡担当者		電話番号		
技能手帳の有無・手帳番号		有（　手帳番号 S　　）・　無			

学歴	卒業学校名	学部	学科	卒業年月
				年　月
				年　月

保有資格	資格の名称	取得年月	資格の名称	取得年月
		年　月		年　月
		年　月		年　月
		年　月		年　月

無線設備等の整備の経験年数	（　　年４月１日現在）　年	メーカー研修の受講経験	有・無

［会員のみ］同時に検定試験も申し込む方は、下記 □に○印を付け、受験希望地をご記入下さい。

□ 航海用無線設備整備士検定試験を申し込む

受験希望地 （一ヶ所を○で囲んで下さい）	

顔写真貼付欄 （非会員は貼付不要） ・申込み前６ヶ月以内に上半身・正面・脱帽にて撮影したもの（縦４cm・横３cm） ・写真の裏面に氏名を記入して下さい	上端のりづけ ［講習用］ 上端のりづけ ［検定試験用］ ※ 顔写真は講習用・検定試験用に各１枚（計２枚）を貼付して下さい。

受講料及び受験料 （金額は消費税込み）	受講のみの方　　：　　円（非会員は　　円） 受講及び検定試験の方：　　円 別途送金の場合：送金予定日　　月　　日（銀行振込・郵便振替）

この「申込書」にご記入いただいた個人情報は厳重に管理取扱いを行い、船舶電気装備技術者の資格の運用に関する用途以外には一切使用いたしません。

(8) 検定試験

検定試験は講習の修了後に行い、原則として筆記試験及び口述試験の２科目です。筆記試験の問題は指導書の範囲から出題されます。口述試験は短時間ですが、受験者の知識、経験、技術あるいは適性等を判断して資格者としてふさわしい人であるかどうかを判定するための重要な試験です。

(9) 検定試験の受験申込み

検定試験を受験する人が所属する事業場の代表者は、様式 1. 6（Ⅰ-14 頁）の受験願書に必要事項を記載のうえ受験料を添えて当協会に申し込んで下さい。受験願書の様式は強電と弱電で共通です。

(10) 資格証明書及び資格証の交付

検定試験に合格した人には、資格証明書と資格証を交付します。資格証(様式 1. 8（Ⅰ-16 頁）)は、必ず技能手帳の資格証紙貼付欄に貼って下さい。資格証明書の様式 1. 7（Ⅰ-15 頁）は他の資格証明書と共通の様式です。

(11) 資格の有効期間及び資格の維持

資格の有効期間は他の資格と同様で取得した日から４年間であり、資格証明書に記載されています。従って、その資格を引き続き維持するためには、有効期間内に資格を更新する手続きが必要です。

この手続きは強電の場合と同じですので、強電の資格維持のための手続きⅠ. 1. (11)（Ⅰ-16 頁)を参照してください。

(12) 資格更新研修

資格更新研修は弱電用の資格更新研修用テキストを使用して通信研修方式により実施します。

研修の実施要領については強電の場合と同じですので、強電関係のⅠ. 1.（12）資格更新研修（Ⅰ-16 頁）を参照して下さい。

(13) 資格者に関する変更の届出

資格者に関する変更が生じた場合の届出については、強電の場合と同じですので、強電関係のⅠ. 1.（13）資格者に関する変更の届出（Ⅰ-20 頁）を参照して下さい。

(14) 資格の取得とＧＭＤＳＳ設備サービス・ステーション

1991 年 12 月 12 日に無線設備に関し、船舶検査の方法の一部が改正され、「ＧＭＤＳＳ設備サービス・ステーション制度」が開始されました。

これにより、管海官庁においては「ＧＭＤＳＳ設備の整備を行う特定のサービス・ステーションの証明」が行われることになり、その基準の一つとして整備業務実施上の責任者及び技術者を有することが義務づけられています。ＧＭＤＳＳ航海用具（注１参照）の整備については整備業務実施上の責任者及び責任者代行には当協会の「航海用無線設備整備士」の資格が必要です。(事業者がＧＭＤＳＳ救命設備（注２参照）の整備の場合は㈳日本船舶品質管理協会の「ＧＭＤＳＳ関連機器整備技術者」の資格が必要です。

この証明を受けた「ＧＭＤＳＳ設備の整備を行うサービス・ステーション」（以下「ＧＭＤＳＳ設備サービス・ステーション」という。）で整備されたＧＭＤＳＳ航海用具については、その整備記録により定期検査及び中間検査等における海事技術専門官（船舶検査官）又は検査員の立会いが省略できることになっています。このことは工事のスケジュール管理や受検業務の合理化の面で大きな効果が期待できるばかりでなく、資格者にとっても国際的な視野で使用される無線設備について、整備業務上の技量や知識を公に認められることによる信頼性の向上や、従業員育成のうえでも大きな励みになります。

注１．ＧＭＤＳＳ航海用具とは次の設備をいいます。

（ｉ） ナブテックス受信機
（ii） 高機能グループ呼出受信機
（iii） ＶＨＦデジタル選択呼出装置
（iv） ＶＨＦデジタル選択呼出聴守装置
（ｖ） デジタル選択呼出装置
（vi） デジタル選択呼出聴守装置

注２．ＧＭＤＳＳ救命設備とは次の設備をいいます。

（ｉ） 浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置
（ii） 非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置
（iii） レーダー・トランスポンダー
（iv） 持運び式双方向無線電話装置
（ｖ） 固定式双方向無線電話装置

2. ＧＭＤＳＳ設備サービス・ステーションについて

(1) ＧＭＤＳＳ設備サービス・ステーションとは

ＧＭＤＳＳ設備サービス・ステーションとは、「船舶検査の方法」の附属書H 別記3の「ＧＭＤＳＳ設備サービス・ステーションの施設等の基準」（以下「サービス・ステーション基準」という。）に適合し、管海官庁から「ＧＭＤＳＳ設備サービス・ステーション」としての証明書の交付を受けた事業場をいいます。

このサービス・ステーションは、定期検査時等において、附属書H 別記 3-5 に規定される「社内整備標準」に従ってＧＭＤＳＳ設備（ここでは航海用具のみを対象とする。）に係る整備を行い、かつ、その自主検査の結果を書類（整備記録等）で管海官庁、日本小型船舶検査機構の支部又は日本海事協会の支部に提出し、認められた場合は、海事技術専門官（船舶検査官）又は検査員による定期検査、中間検査又は臨時検査時の立会いが省略できることになっています。

なお、この取扱いは、当該整備が船舶検査前3ヵ月以内に行われた場合に適用されます。

上記関連通達の抜粋等を付録 2.、4.、6.、8.項及び 9.項に掲載します。

ＧＭＤＳＳ設備サービス・ステーションが管海官庁などに提出する整備記録等の用紙（Ｖチェックシート等の様式ＧＭ－１、ＧＭ－２、ＧＭ－３、ＧＭ－４、ＧＭ－５、ＧＭ－６、ＧＭ－７）は、当協会で準備しているものを使用して下さい。

これらの概要を図２．１のフローチャートで示します。

このフローチャートに示すとおり、ＧＭＤＳＳ設備サービス・ステーションとなるためには当協会による資格を取得することが必要です。

図２．１　　GMDSS 設備サービス・ステーション関係のフローチャート

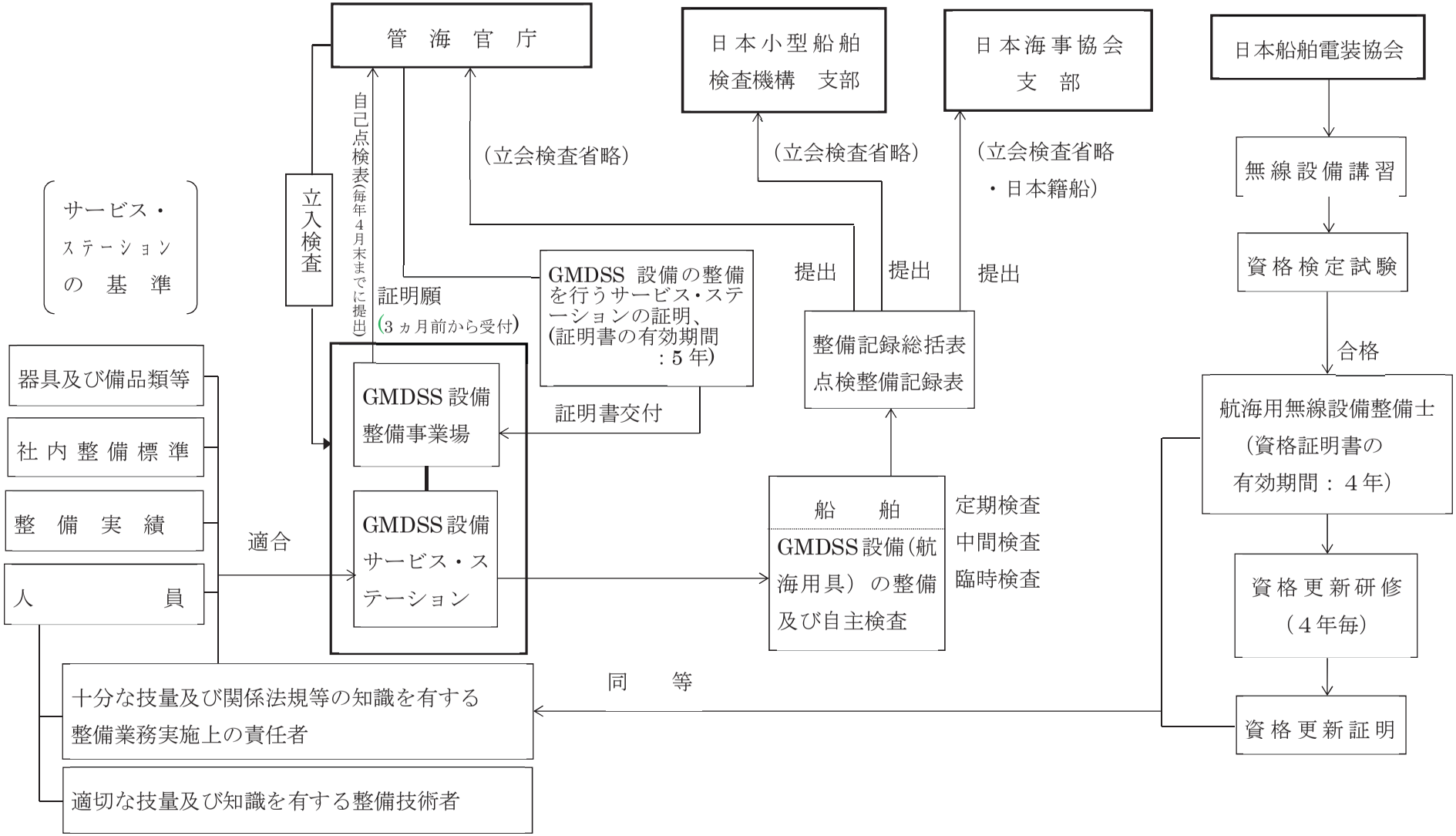

⑵　ＧＭＤＳＳ設備サービス・ステーションになるためには

ＧＭＤＳＳ設備サービス・ステーションになるためには、前述のとおりサービス・ステーション基準に適合しなければなりません。

このサービス・ステーション基準には「施設及び設備」「責任者及び技術者」「社内整備標準」及び「整備実績」の４つの要件が定められており、これらの要件を満たすことが必要です。

以下に、これら要件の詳細について説明します。

①　施設及び設備

(ｲ) 施　設

試験及び検査を行うために必要な機器並びに備品の保管場所を有していなければなりません。

(ﾛ) 試験設備

（ｉ）ＧＭＤＳＳ設備の整備に必要な機器・備品として次のものが必要です。

・周波数測定器（200MHz 以下の周波数の測定が可能なもの）
・電力計（30W以下の電力の測定が可能なもの）
・ストップウォッチ
・テスター

（ⅱ）周波数測定器及び電力計は精度維持のため定期的な校正が必要です。

②　責任者及び技術者

ＧＭＤＳＳ設備に係わる適切な装備工事及び整備を行うための十分な技量及び関係法規等の知識を有する業務実施上の責任者（以下、「責任者」という。）（１名）並びに適切な技量及び知識を有する技術者（以下、「技術者」という。）（１名以上）がいなければなりません。

(ｲ) 責任者

責任者は、当協会の航海用無線設備整備士の資格を保有していなければなりません。

責任者が病欠、出張等の理由により不在となった場合、業務に支障の生じる事業場については、責任者が不在の間業務を代行する者（以下、「責任者代行」という。）をあらかじめ選任しておくことができることになっていますが、この責任者代行も当協会の航海用無線設備整備士の資格を保有していなければなりません。

(ﾛ) 技術者

技術者として認められるのは、３年以上の実務経験を有する者とされていますが、技術者も当協会の航海用無線設備整備士の資格を保有していることが望ましいことは言うまでもありません。

③　社内整備標準

国土交通省の定めた「ナブテックス受信機整備基準」「高機能グループ呼出受信機整備基準」「ＶＨＦデジタル選択呼出装置整備基準」「ＶＨＦデジタル選択呼出聴守装置整備基準」「デジタル選択呼出装置整備基準」及び「デジタル選択呼出聴守装置整備基準」に適合する社内整備標準を保有していなければなりません。

なお、この社内整備標準には少なくとも次の事項が記載され、整備に活用されていなければなりません。

(ｲ)　整備業務実施上の責任者

責任者（１名）及び責任者代行（３名まで）の氏名、資格の種類・番号、認定年月日が記載されていることが必要です。

(ﾛ)　整備及び点検要領

各機器及びケーブルの布設等の点検・設備の方法、判定基準等が記載されていることが必要です。

④　整備実績

ＧＭＤＳＳ設備（航海用具）の対象となる各機種ごとに５台程度の整備実績が必要ですが、整備実績が無くても、航海用レーダー等やその他の無線設備の装備・整備実績が十分ある場合、又は、海事技術専門官（船舶検査官）がその整備内容を判断し、十分な設備能力を有すると認められた場合は、ＧＭＤＳＳ設備サービス・ステーションとして認められています。

なお、実績がなくて証明書が発行された場合は、十分な設備能力を有していることの確認のため一定の実績を積むまで、海事技術専門官（船舶検査官）による立入りが随時行われます。

以上、ＧＭＤＳＳ設備サービス・ステーションとなるための条件を述べましたが、そのための証明書交付申請手続きについては次項以降で詳しく説明します。

3.「ＧＭＤＳＳ設備サービス・ステーション（航海用具）の証明書」交付申請手続き

(1)　事業場設備等の実地調査・指導

ＧＭＤＳＳ設備サービス・ステーションの証明を取得しようとするときは「証明願」を所轄の管海官庁に提出する必要がありますが、この申請の前に当協会による事業場の設備等の調査・指導を受けることが必要です。これは、当該事業場がＧＭＤＳＳ設備サービス・ステーションとなるために必要な要件を満足しているか、また申請書類は適切か、などを管海官庁への申請に先立ち事前に調査・指導するもので、もし不備な点があれば改善して頂くことになります。

(2)　実地調査・指導の申込み

実地調査・指導を受けようとする事業者は、様式1.13（Ⅰ-29頁）の申込書に必要事項を記載し、指導料を添えて、当協会に申し込んで下さい。（申込みの様式は強電と共通です。）

(3)　「証明願」等の作成・提出

当協会による実地調査・指導が終了すると、管海官庁にＧＭＤＳＳ設備サービス・ステーションの証明願を提出することになりますが、この手順は、以下の①～④のとおりです。

①　書類の作成

(ｲ)　証明願（様式2.2）

(ﾛ)　会社経歴書（様式2.3）

(ﾊ)　施設及び設備の詳細（様式2.4に「ＧＭＤＳＳ設備の整備に必要な機器・備品等」についても記載する。）

(ﾆ)　責任者及び技術者の詳細（様式2.5）

(ﾎ)　航海用無線設備社内装備・整備標準（協会に準備しています。）

(ﾍ)　ＧＭＤＳＳ設備等の整備実績（様式2.6）

これら書類の作成は、４項の記載要領に従って下さい。

②　当協会への証明願等（写）の提出

書類の記載漏れ、誤りなどを当協会でチェックしますので、①の書類の写し（各１部）を協会に送付して下さい。もし訂正すべき事項があった場合は、協会の担当者の指示に従って訂正し、訂正した書類の写しを再度協会に送付して下さい。

③　推薦状等の交付

当協会では、上記手順を経て、誤りがないことを確認したうえで、当協会から管海官庁あての「推薦状」及び「航海用無線設備社内装備・整備標準」を申請者に送付します。なお、航海用無線設備社内装備・整備標準は申請者の社内標準として作成され、提出する趣旨のものですから、内容を十分理解し、事業場の実情に応じて加除訂正したうえで、表紙に申請者の社名等を記載して下さい。

④　管海官庁への申請

申請者は、上記①の書類に上記③の推薦状を添えて管海官庁に提出して下さい。提出部数は正副各１部です。また、自社の控えとして必ず１部を保管しておいて下さい。

参考として証明書交付申請手続等の手順及び証明願等の様式を以下に掲載します。

〔参考〕

「ＧＭＤＳＳ設備サービス・ステーションの証明書」交付申請手続き等の手順

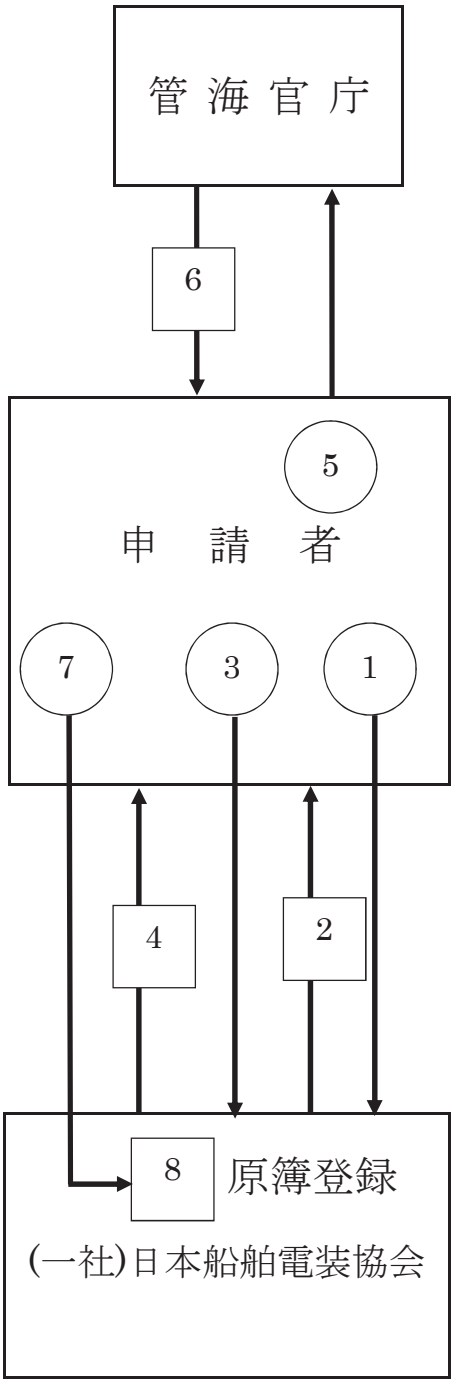

1　実施調査・指導申込書と申請書類の下書きを協会に送付する。

2　協会は、実施調査・指導を実施して、下書きをチェックして、申請者に訂正等の指示を与える。

3　申請者は、協会からの指示に従って内容を訂正したうえ、申請書類（正）を清書し、その写しを協会に送付する。

4　協会は、清書された証明書を再チェックし、会長の推薦状（管海官庁あて）及び航海用無線設備社内整備標準を送付する。

5　申請者は申請書類一式（正副各１部）を揃え、推薦状を添えて管海官庁に提出する。

6　管海官庁が基準に適合していると認めたときには、証明書が交付される。

7　申請者は、交付された証明書の写し１部を協会に送付する。

8　協会はＧＭＤＳＳ設備サービス・ステーション原簿に登録する。

注　○は申請者、□は管海官庁又は協会の業務を示す。

様式２．２

証　　明　　願

年　　月　　日

管　海　官　庁　　殿

願出者の氏名又は

名称及び住所

下記のサービス・ステーションについて、船舶安全法の規定に基づく船舶検査の対象となっているＧＭＤＳＳ設備の整備に係る証明を受けたいので、宜しくお取り計らい願います。

記

1.　証明を受けようとするサービス・ステーションの
　　名称及び所在地

2.　証明を受けようとするＧＭＤＳＳ設備の範囲

3.　証明を受けようとするサービス・ステーションの
　　整備業務実施上の責任者の氏名

注 1)：用紙の大きさは、Ａ４判で縦長、横書きにして下さい。
注 2)：更新の際は、現在有効な「証明書」の写しを添付して下さい。

様式２．３

会　社　経　歴　書

1.　社 名 及 び 住 所

社　　名

住　　所

2.　代　表　者　名

3.　会　社　の　沿　革

4.　規　　模

(ｲ)　資本金又は出資金

(ﾛ)　機　構　図

(ﾊ)　従 業 員 数

事務関係　　人　　整備関係　　人

ただし、整備関係はＧＭＤＳＳ設備の整備従事者に限る。

注：用紙の大きさは、Ａ４判で縦長、横書きにして下さい。

様式２．４

施 設 及 び 設 備 の 詳 細

1. 作業場所及び部品置場の面積（㎡）

2. 事務所の面積（㎡）

3. ＧＭＤＳＳ設備の整備に必要な機器・備品等

（測定器）

機器及び備品類の名称	製造者名	型式・測定範囲	製造年月	数量	校正期間

注：用紙の大きさは、Ａ４判で縦長、横書きにして下さい。

様式２．５

責任者及び技術者の詳細

項　目 技能資格等	氏　　名 （生年月日）	資格認定年月日 （登録番号）	経験年数	備　考

注１：無資格者については、備考欄に最終学歴を記入して下さい。
注２：航海用無線設備整備士の資格証明書（写し）を添付して下さい。
注３：用紙の大きさは、Ａ４判で縦長、横書きにして下さい。
注４：記入欄不足の場合は、本紙と同型（Ａ４）の用紙で補足して下さい。

様式２．６

ＧＭＤＳＳ設備等の整備実績

(1) ＧＭＤＳＳ設備　　単位：　件

項目	機　器　区　分	年	年	年	年	年	計
新設	ナブテックス受信機						
	高機能グループ呼出受信機						
	VHF デジタル選択呼出装置						
	VHF デジタル選択呼出聴守装置						
	デジタル選択呼出装置						
	デジタル選択呼出聴守装置						
整備	ナブテックス受信機						
	高機能グループ呼出受信機						
	VHF デジタル選択呼出装置						
	VHF デジタル選択呼出聴守装置						
	デジタル選択呼出装置						
	デジタル選択呼出聴守装置						

(2)その他の無線設備

項目	船の用途	年	年	年	年	年	計
新設	旅客船						
	貨物船						
	タンカー						
	漁船						
	その他						
整備	旅客船						
	貨物船						
	タンカー						
	漁船						
	その他						

(3)航海用レーダー等

項目	船の用途	年	年	年	年	年	計
新設	旅客船						
	貨物船						
	タンカー						
	漁船						
	その他						
整備	旅客船						
	貨物船						
	タンカー						
	漁船						
	その他						

注：用紙の大きさは、Ａ４判で縦長、横書きにして下さい。

4. ＧＭＤＳＳ設備サービス・ステーション（航海用具）の証明願の記載要領

(1) 「証明願」(様式 2.2)の記載要領

① あて先

あて先は、管轄の管海官庁とし、次の例を参考に記載して下さい。

（記載例）関東運輸局東京運輸支局長に証明願を提出する場合

関 東 運 輸 局

東京運輸支局長　殿

② 願出者の氏名又は名称及び住所

次の例の順序によって記載して下さい。

（記載例）

○ ○ 無 線 株 式 会 社

取締役社長　○　○　○　○

○○県○○市○○町○○番地

③ 証明を受けようとするサービス・ステーションの名称及び所在地

証明を受けようとするサービス・ステーションは、本社、支店、出張所等の単位とし、その名称及び所在地を記載して下さい。

④ 証明を受けようとするＧＭＤＳＳ設備の範囲

(ｲ) ＧＭＤＳＳ航海用具の証明を受けようとする場合は、「ＧＭＤＳＳ航海用具」と記載して下さい。

(ﾛ) ＧＭＤＳＳ救命設備の証明を受けようとする場合は、㈳日本船舶品質管理協会が作成している「証明願の作成及び記載要領」により記載し、同協会へ申請して下さい。

⑤ 証明を受けようとするサービス・ステーションの整備業務実施上の責任者の氏名

当協会の航海用無線設備整備士の資格を有する者であって無線設備、レーダー等の整備業務の経験を３年以上有する者の中から整備業務実施上の責任者として選任された者（１名）を記載して下さい。

(2) 「会社経歴書」(様式 2.3)の記載要領

① 社名及び住所

次の例によって記載しますが、証明を受けようとするサービス・ステーションが支店、出張所等の場合でも、本社の名称（登記されている名称）と住所を記載して下さい。

（記載例）

社　名　○　○　無 線 株 式 会 社

住　所　○○県○○市○○町○○番地

② 代表者名

(1)の②に記載した本社の代表者名を記載して下さい。

③ 会社の沿革

次の例によって記載しますが、長くなれば別紙に記載し添付して下さい。

証明を受けようとする事業場が支店や出張所等であれば、これらの支店や出張所等の設立年月などについても記載して下さい。

（記載例）

○○年○○月○○日　　○○無線を創業
○○年○○月○○日　　株式会社○○に改組
○○年○○月○○日　　○○県○○市に○○支店を新設

④　規　模

(ｲ) 資本金又は出資金　　○○○○円

(ﾛ) 機構図

会社の機構の中でサービス・ステーションの証明を受けようとする事業場の位置付けが分るように記載して下さい。

サービス・ステーションの証明を受けようとする事業場が支店又は出張所等の場合は、記載例のように本社の方は簡略にし、支店又は出張所の方を詳しく記載して下さい。

（記載例）

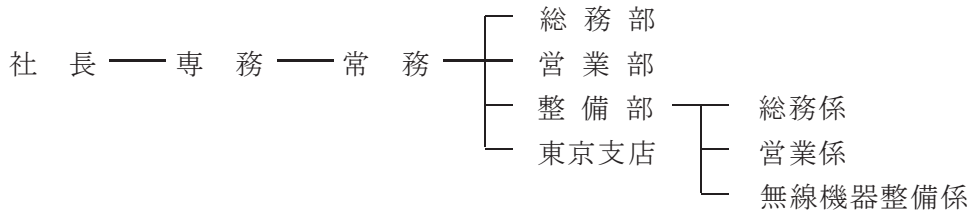

（注）所定の欄に記載できない場合は、別紙に記載し、添付して下さい。

(ﾊ) 従業員数

証明を受けようとする事業場における無線設備部門の従業員数を記載して下さい。なお、整備関係の人数は、(4)「ＧＭＤＳＳ設備整備技能者等名簿」（様式2.5）に記載された合計人数と同数になります。

（記載例）

事務関係　　１人、　　整備関係　　７人

(3)　「施設及び設備の詳細」（様式 2.4）の記載要領

証明を受けようとするサービス・ステーションの施設等について、次の要領で記載して下さい。

①　整備場所、部品置場及び事務所の床面積

次の例によって記載して下さい。

（記載例）

(ｲ)．整備場所及び部品置場の面積（㎡）

300 ㎡　　別図のとおり

(ﾛ)．事務所の面積（㎡）

100 ㎡　　別図のとおり

（注）整備場所等の配置図、装備・整備に必要な機器・備品類等の保管場所の配置図を別図として添付して下さい。

② ＧＭＤＳＳ設備の整備に必要な機器・備品等

測定器の名称、型式等を次の例の順序によって記載して下さい。

また、他の機器等があれば、その名称、型式等をその他として記載して下さい。

なお、整備に必要な機器・備品等は、Ⅱ.2(2)①(ﾛ)（Ⅱ-8 頁）に記載されています。

（記載例）

(ｲ) 機器又は備品の名称欄

1. 周波数測定器
2. 電力計
3. ストップウォッチ
4. テスター
5. その他
   (1)方向性結合器
   (2)ダミーロード
   (3)オシロスコープ
   (4)・・・・・

(ﾛ) 型式・測定範囲欄

測定器等の製造者、型式を記載するほか測定範囲等（周波数帯、電力の範囲等）必要な仕様も併記して下さい。

(ﾊ) 数 量 欄

保有している台数を記載して下さい。

(ﾆ) 校正期間欄

周波数測定器及び電力計の校正期間は(原則) 1 年と記載して下さい。他の測定器については記載する必要はありません。

(4) 「責任者及び技術者の詳細」(様式 2.5)の記載要領

① 次の例によって氏名等を記載して下さい。なお、この表に記載された人数の合計は、会社経歴書（様式 2.3）の 4.(ﾊ)従業員の整備関係の人数と同数になります。

（記載例）

項目 / 技能資格等	氏名（生年月日）	資格認定年月日（登録番号）	経験年数	備考
航海用無線設備整備士	神戸 一郎（1970. 1. 5）	1998 年 10 年 4 月 1 日（Ｇ ０ ０ ０ ０）	15	責任者
	福岡 四郎（1980. 3.30）	2020 年 2 年 4 月 1 日（Ｇ ０ ０ ０ ０）	10	責任者代行
上記以外の者（無資格者）	長崎 明（1990. 8. 1）	―	3	高校卒（普通科）

(ｲ) 技能資格等の欄

技能資格等の欄には、当協会の「航海用無線設備整備士」の欄及び「上記以外の者（無資格者)」の欄を設け、上記のように記載して下さい。

(ﾛ) 氏　名　欄

ＧＭＤＳＳ航海用具の整備を行うサービス・ステーションの証明を受けようとする事業場には、責任者及び技術者を配置する必要があります。

責任者としては、当協会の航海用無線設備整備士の資格を有する者が、また技術者としては、３年以上の実務経験を有する者が適格とされています。

上記の「航海用無線設備整備士」の欄には同資格を有している者すべてを記載し、「上記以外の者（無資格者）」の欄には整備に従事する者をすべて記載して下さい。

(ﾊ) 資格認定年月日（登録番号）の欄

資格認定年月日は当協会が交付する資格証明書の交付年月日を、(　)内には同資格証明書に記載している登録番号を記入して下さい。

(ﾆ) 経験年数の欄

無線設備、航海用レーダー等の整備経験年数を記載して下さい。

(ﾎ) 備　考　欄

イ．整備業務実施上の責任者として選任された者（１名）については、備考欄に責任者と記載して下さい。

ロ．責任者の代行業務を行い得る者として選任された者（３名まで）については、備考欄に「責任者代行」と記載して下さい。

ハ．無資格者の場合は、備考欄に最終学歴を記載して下さい。

(5) 「ＧＭＤＳＳ設備等の整備実績」(様式 2.6)の記載要領

ＧＭＤＳＳ設備、その他の無線設備、及び航海用レーダーについて最近の４年間の実績を、それぞれの様式に従って記入して下さい。

5.「ＧＭＤＳＳ設備サービス・ステーションの証明書」の書換申請について

ＧＭＤＳＳ設備サービス・ステーションの証明書の記載事項に変更が生じた場合（下記(1)参照）は管海官庁に対し、次の要領で書換申請を行って下さい。ただし、管海官庁から、書換申請書とともに変更届（様式 2.10）の提出を求められる場合もありますが、その際は指示に従って下さい。

(1) 証明書の書換えを要する事項

① サービス・ステーションの名称又は所在地を変更しようとするとき。

② 整備業務実施上の責任者を変更しようとするとき。

(2) 書換申請書の記載方法等

様式 2.7 の書換申請書に書換え理由及び書換え事項を次により記載して下さい。

① 書換えの理由はできるだけ具体的に、かつ、簡単に（住所変更、社名変更等）記載して下さい。

② 申請書の「書換える事項」欄には次例により書換事項の新旧を併記して下さい。

（記載例）

サービス・ステーションの名称を変更する場合

新　○　○　無線株式会社

旧　○　○　無 線 商 会

③ 書換申請時点において、旧証明書交付申請時に提出した証明願添付書類(様式 2.6

を除く。)の記載内容に変更が生じている場合には、同添付書類の該当部分の新旧コピーを各１部、書換申請書に添付して下さい。

④　書換えを行った場合は、当協会にも書換え後の証明書及び添付した文書の写しを速やかに送付して下さい。

［参考］

書換申請書と変更届の関係は次のとおりです。

変　更　事　項	書式の種類	添付書類（新・旧コピー各１部）
サービス･ステーションの名称又は所在地を変更したとき。	書換申請書（様式 2.7）	○社内装備・整備標準の表紙 ○様式 3.3「会社経歴書」
施設、機器及び備品類を変更しようとするとき。	変　更　届（様式 2.10）	○様式 3.4「施設及び設備の詳細」
整備業務実施上の責任者を変更しようとするとき。	書換申請書（様式 2.7）	○様式 3.5「責任者及び技術者の詳細」（資格証明書のコピーを含む） ○社内装備・整備標準の別記(1)
責任者代行を変更しようとするとき。 整備技術者を変更しようとするとき。	変　更　届（様式 2.10）	
社内整備標準を変更しようとするとき。（注２）	変　更　届（様式 2.10）	○社内装備・整備標準の該当部分
GMDSS 設備サービス･ステーションを廃止するとき。（注４）	返　納　届（様式 2.11）	○現行の証明書

注１　「書換申請書」とともに「変更届」の提出を求められる場合もありますが、その際には管海官庁の指示に従って下さい。

注２　責任者及び責任者代行の変更以外の変更の場合です。

注３　事業場の代表者の変更は、管海官庁に届けることは特に必要ありませんが、新たな代表者名での証明書を必要とする場合等は、管海官庁にご相談願います。

注４　次の場合、証明はその効力を失いますので証明書を添えて返納届を管海官庁に提出してください。

① 交付済み証明書の備考(2)の項目

（イ）死亡し、又は解散したとき。

（ロ）証明に係わる事業を廃止したとき。

（ハ）証明を辞退したとき。

② 交付済み証明書の備考(3)の項目

（イ）施設、器具及び備品、整備業務実施上の責任者及び技能者が「ＧＭＤＳＳ設備サービス・ステーションの施設等の基準」に適合しなくなったとき。

6. ＧＭＤＳＳ設備サービス・ステーションの証明書の再交付申請について

ＧＭＤＳＳ設備サービス・ステーションの証明書を紛失又は毀損したときは様式 2.8 の再交付申請書に必要事項を記載のうえ、管海官庁に提出し再交付を受けて下さい。

なお、申請理由が紛失以外の場合は、旧証明書を添付し返納して下さい。

様式２．７

書　換　申　請　書

年　　月　　日

管　海　官　庁　　殿

名　　称

代表者名

住　　所

ＧＭＤＳＳ設備サービス・ステーションの証明書の書換えを受けたいので下記のとおり申請いたします。

記

1.　書換え理由

2.　書換える事項

注：用紙の大きさは、Ａ４判で縦長、横書きにして下さい。

様式２．８

再　交　付　申　請　書

年　　月　　日

管　海　官　庁　　殿

名　　称

代表者名

住　　所

ＧＭＤＳＳ設備サービス・ステーションの証明書の再交付を受けたいので下記のとおり申請いたします。

記

（再交付の理由）

注：用紙の大きさは、Ａ４判で縦長、横書きにして下さい。

7.「ＧＭＤＳＳ設備サービス・ステーションの証明書」の有効期限と更新手続きについて

① 2018 年 4 月 1 日を施行日として、船舶検査の方法 付属書Hの規定に基づく工事又は整備等を行う事業場等の証明書に有効期間（５年）が設けられました。このため、更新する場合は５年毎に申請が必要となりました。
有効な証明書を受有する事業者は、様式 2.2 の「証明願」を参考にして必要事項を記載のうえ官海官庁に提出し、証明を受けてください。
更新のための申請に際しては、交付され受有している「有効な証明書」を添付します。
手続きは有効期間満了日の 3 ヵ月前から受け付けられますので、この期間に忘れずに手続きを行う必要があります。詳細については管海官庁にお問い合わせください。

② 管海官庁が実施する立入りの関係で、毎年４月末までに自己点検表（チェックシート）の提出を求められますが、その上欄に証明書の有効期限を記載する欄が設けられていますので、更新手続きを失念することのないよう注意して下さい。

③ 更新のための申請は、事業場設備等の変更を伴う場合を除き、当協会による事業場設備等の実地調査・指導は要しませんが、もし必要がある場合は当協会宛ご相談ください。

④ 管海官庁からの問い合わせに迅速に対応するため、証明書が更新された場合には、証明書の写しを当協会へ速やかに送付して下さい。

8. ＧＭＤＳＳ設備サービス・ステーションになった場合に守るべき事項

ＧＭＤＳＳ設備サービス・ステーションになった場合は、次の事項を確実に実行して下さい。

(1) 証明書の写しの送付

交付を受けた証明書の写し（１通）を速やかに当協会に送付して下さい。

(2) 検印の作製・管理

証明書の交付を受けたサービス・ステーションにおいては、(5)で使用する『検印』(様式 2.9)を作製して下さい。検印の作製・管理は様式 2.9(Ⅱ-27 頁)によります。

「ＧＭＤＳＳ設備等整備記録総括表（様式ＧＭ－１）」の責任者欄に氏名を記入し、検印を押印すること（以下「記名押印」という。）に代えて、責任者又は責任者代行による「署名」が認められているので、記名押印に代えて署名する事業場については、検印を作製しなくても差し支えありません。

［注１］ 署名とは、本人が自己の氏名を自ら記したものをいいます。署名を行う場合は、判読できるよう必ず楷書（漢字）で書いて下さい（ローマ字は不可）。

［注２］ 責任者代行が記名押印又は署名した場合は、記名押印又は署名の左上又は右下に「代」と記入して下さい。

(3) 装備工事及び整備の方法

「社内装備・整備標準」の内容を十分に理解し、これに適合した装備及び整備を行って下さい。

(4) 試験及び検査の方法

「社内装備・整備標準」に記載されている機器別整備基準に従って、試験及び検査を実施して下さい。

(5)　整備記録の提出

定期検査等において、ＧＭＤＳＳ設備の整備を行い、社内装備・整備標準に適合していることを確認した場合は、所定のＧＭＤＳＳ設備整備等記録統括表（様式ＧＭ－１）及び機種別整備記録を３部作成し、責任者又は駅忍者代行が署名し、管海官庁、日本小型船舶検査機構の支部又は日本海事協会の支部に１部提出し、船舶所有者に１部提出し、残り１部は事業場の記録として保管して下さい。提出する機器別整備記録の用紙（ＣＤ版あり）は、当協会で準備しています。

なお、ＧＭＤＳＳ設備等整備記録総括表（様式ＧＭ－１）に記名押印又は署名する場合は、責任者（責任者代行が選任されている場合であって、責任者が不在のときに限り責任者代行者）が、整備記録を十分監査、確認してから記名押印又は署名して下さい。

［注］様式ＧＭ－１の「技術者」の欄の記名押印についても、「署名」で差し支えありません。

(6)　書類の保管

前記(5)で作成した整備記録は船舶別に整理して保管して下さい。

事業場等が基準に基づき作成した書類の保管期限は５年です。

(7)　変更等による届出

①　管海官庁への届出

ＧＭＤＳＳ設備サービス・ステーションの証明書の備考の(1)の（ⅱ）又は(ⅳ)に該当する変更が生じた場合は、その旨管海官庁に届け出て下さい。なお、責任者代行の変更は、社内装備・整備標準の変更となり、責任者代行の代行業務は、管海官庁に届け出た後でなければなりません。届出の際は様式 2.10 の変更届を参考にして下さい。

(ｲ)　施設、機器及び備品類を変更しようとするとき。

(ﾛ)　社内装備・整備標準を変更しようとするとき。

変更届と書換申請書の関係及び変更届に添付する書類については、Ⅱ-21 頁の［参考］を参照して下さい。

②　当協会への届出

前記①による変更届けを行った場合は、当協会に対してもその文書の写しを速やかに送付して下さい。

(8)　管海官庁の立入り調査

証明書を交付されたサービス・ステーションに対して、次のとおり管海官庁の立入り調査が行われることになっています。管海官庁による現場確認に協力してください。

①　時　期

原則として１年度に１回の頻度で行われます。

立入りは、非通知で事業場等に立ち入って実施されます。

②　調査内容

(ｲ) 整備点検時の立会いの状況

(ﾛ) 施設等の状況：作業場、機器・備品等の保管状況の調査及び計測器の定期較正の認識。

(ﾊ) 整備点検の方法：社内装備・整備標準による試験及び検査の実施状況。

(ﾆ) 書類等の保管状況：記録表等の内容及び保管並びに検印の管理状況の調査。
(ﾎ) 責任者（資格者）及び技術者の構成の確認。

③　自己点検表

証明書の交付を受けた事業場は、毎年４月末までに自己点検表(様式２－１１）を作成し、管海官庁へ提出してください。

記録や施設、人員、器具及び備品類について、事前に自己点検して管海官庁へ提出することにより立入調査の効率化が図られます。

(9)　証明の失効及び取消し

①　証明を受けた事業者が次の各号の一に該当するときには、証明はその効力を失うことになります。

（イ）死亡し、又は解散したとき。
（ロ）証明に係わる事業を廃止したとき。
（ハ）証明を辞退したとき。

②　管海官庁は証明を受けた事業者が次の各号の一に該当するときには、その証明を取り消し、又は期間を定めてその証明の効力を停止することができます。

（イ）証明に係る施設等の基準に適合しなくなったとき。
（ロ）工事又は整備等の次の基準に違反したとき。
・社内整備標準に違反したとき。
・書類の保管の基準に違反したとき。
・証明に係る物件以外の物件に整備記録を作製したとき、又は虚偽の整備記録を作成したとき。
（ハ）証明に係る物件以外の物件に施設等の基準に基づく成績表を作製したとき、又は虚偽の成績表を作成したとき。
（ニ）前項の届出を怠り、又は虚偽の届出をしたとき。

③　②により証明を取り消され、その取り消しの日から二年を経過しない者は、当該取り消しに係る事業場について証明を受けることができません。

様式２．９

整備記録に使用する検印の作製について

管海官庁から証明書の交付を受けたＧＭＤＳＳ設備（ＧＭＤＳＳ航海用具に限る。以下同じ。）サービス・ステーション及び航海用レーダー等装備・整備事業場（以下「証明事業場」という。）において整備された当該設備の整備記録に署名でなく、検印を使用する場合は下記により取り扱ってください。　注：検印は上記２の証明事業場で共通に使用できます。

記

1．証明事業場で整備記録に使用する検印は、次の基準により事業場ごとに作製する。
（1）基本様式
検印の寸法及び様式は図１のとおりとする。
（2）検印の様式
事業場の名称は一部省略が認められる。その作成例は図２又は図３を参照のこと。
2．検印の作製については、管海官庁から証明を受けた証明事業場において作製すること。なお、検印を作製した場合、図２の様式で「検印の印影」を速やかに当協会あて送付のこと。
3．検印の保管は、整備責任者（ＧＭＤＳＳ設備サービス・ステーション及び航海用レーダー等装備・整備事業場の２つの証明書を有する事業場はいずれかの責任者を指名するか、あるいは検印を２個作製して、それぞれの責任者が保管する。）が行い、整備記録への押印は原則として責任者のみとする。
ただし、証明事業場において責任者の代行者を選任し、届け出ている場合は責任者が不在の場合に限り、その代行業務として検印を保管し押印することができる。
4．検印を押印する場合は、整備責任者が整備記録を十分に監査、確認して押印すること。なお、**検印は必ず「朱（あか）」色のスタンプを使用すること。**
5．証明事業場の業務を廃止した場合、又は、証明事業場の証明を取り消された場合は、整備責任者が責任を持って検印を廃棄しなければならない。

【検印の基本様式】
検印の寸法及び様式は次のとおりとする。

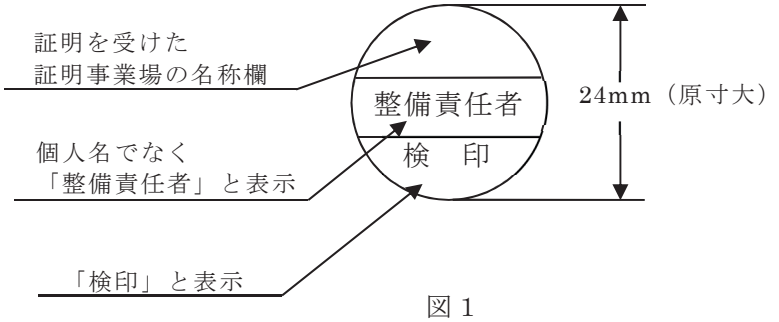

図１

検印の届出

海管官庁名：　運輸局　運輸支局
ｻｰﾋﾞｽ・ｽﾃｰｼｮﾝ名：
認定事業場名　：
整備責任者　：
検印作成年月日：　年　月　日

押印欄

図２　届出様式の例(A4 版)

注　証明事業所の名称は他の事業場と識別できる範囲で簡略化してもよい。

【検印様式の例】

図３　名称が短い場合の例
（新橋電機株式会社）

図４　名称が比較的長い場合の例
（平成無線株式会社　東京支店）

様式２．１０

変　　更　　届

年　　月　　日

管　海　官　庁　　殿

名　　称

代 表 者 名

住　　所

ＧＭＤＳＳ設備サービス・ステーションの証明書に係る届出について

標記証明書の（備考）(1) に関し下記のとおり変更いたしましたのでお届けいたします。

記

1.　変 更 年 月 日　　年　月　日

2.　変 更 事 項

（施設及び設備の変更）　　別紙

又は

（社内装備・整備標準の変更）　　別紙

又は

（技術者・責任者代行の変更）

注１：「施設及び設備（機器及び備品類）の変更」「社内装備・整備標準の変更」は「別紙」とし、新・旧各１部を添付して下さい。

２：用紙の大きさは、Ａ４判で縦長、横書きにして下さい。

様式２．１１

返　　納　　届

年　　月　　日

管　海　官　庁　　殿

名　　称

代 表 者 名

住　　所

当事業場は「ＧＭＤＳＳ設備サービス・ステーション」の施設及び能力の基準に適合しなくなったために「証明書」を返納致します。

記

1.　返納する事業場の名称及び所在地

2.　返納理由

（**様式２．１２**）　GMDSS 設備サービス・ステーション自己点検表

提出日：　　年　月　日

ＳＳの名称		証明書の有効期限	年　月　日
証明を受けている設備の区分・名称及びSS制度を利用した前年度の整備実績	GMDSS 航海用具	□ ナブテックス受信機	件
		□ 高機能グループ呼出受信機	件
		□ VHFデジタル選択呼出装置	件
		□ VHFデジタル選択呼出装置	件
		□ デジタル選択呼出装置	件
		□ デジタル選択呼出装置	件
		計	件
	GMDSS 救命設備	□ 非常用位置指示無線標識装置	件
		□ 浮揚型極軌道利用非常用位置指示無線標識装置	件
		□ 非浮揚型極軌道利用非常用位置指示無線標識装置	件
		□ レーダー・トランスポンダー	件
		□ 持運び式双方向無線電話装置	件
		□ 固定式双方向無線電話装置	件
		計	件

チェック項目(チェック資料)	チェックポイント	点検結果	備考
1.施設	GMDSS 救命設備の一部又は全部の整備業務を行おうとする場合には次の条件に適合するシールドルーム(電波遮蔽室)を設けなければならない。		
	(1) 充分なシールド効果を有すること。	□ はい □いいえ	
	(2) 施設の材料は、塩害に耐えるものであること。	□ はい □いいえ	
	(3) 作動試験を行うために十分な大きさのものであり、かつ、十分な照度を得る措置が講じられていること。	□ はい □いいえ	
	(4) 施設の扉等又はその付近に「使用中」を明示する何らかの表示がされるなどの措置が講じられていること。	□ はい □いいえ	
2.人員	(1) 十分な技量及び関係法規などの知識を有する整備業務実施上の責任者並びに適切な技量及び知識を有する整備技術者を有しているか。(技術者証(写)、資格証明書(写)添付)	□ はい □いいえ	
3. 器具及び備品類	(1)別紙に掲げる区分毎に機器及び備品類等を備えているか。	□ はい □いいえ	
	(2)校正が必要な機器が定期的に校正されているか。	□ はい □いいえ	
	(3) 電池、ボンベ等の消耗品、交換備品等を混乱無く整理しておく部品置場を設けているか。	□ はい □いいえ	
4.社内整備標準	(1) 整備を行おうとする GMDSS 設備及び船内シールドルームに係わる社内整備標準を有しているか。	□ はい □いいえ	
5.書類	(1) 船舶毎に作成した整備記録を保管しているか。	□ はい □いいえ	
6.その他	(1) 届出の事由に当てはまる変更はないか。 ※証明書備考欄参照	□ はい □いいえ	

毎年４月末日までに前年度の実績及び点検結果を本自己点検表に記入の上、管轄の運輸局等に提出してください。

なお、自己点検の結果「いいえ」となった項目については、その内容、是正策、再発防止等について説明資料を添付してください。

点検者氏名（責任者）

一般社団法人　日本船舶電装協会　　（署名年月日）　　年　月　日

別紙

1. ナブテックス受信機、高機能ｸﾞﾙｰﾌﾟ呼出受信機、VHF デジタル選択呼出装置、VHF デジタル選択呼出聴守装置、デジタル選択呼出装置、デジタル選択呼出聴守装置
   (1) 周波数測定器(200MHz 以下の周波数の測定が可能なもの)
   (2) 電力計(30W 以下の電力の測定が可能なもの)
   (3) ストップウォッチ
   (4) テスター

2. 浮揚型極軌道利用非常用位置指示無線標識装置及び非浮揚型極軌道利用非常用位置指示無線標識装置
   (1) 周波数測定器(450MHz 以下の周波数の測定が可能なもの)
   (2) 擬似負荷抵抗器(10W 以下の電力の測定が可能なもの)
   (3) シンクロスコープ(450MHz 以下の周波数の測定が可能なもの)
   (4) 直流電圧計
   (5) 信号レコーダー
   (6) ストップウォッチ
   (7) テスター
   (8) シールドボックス(シールドボックスから 3m の地点における減衰率が、80dB 以上のもの)

3. レーダー・トランスポンダー
   (1) 標準信号発生器(測定周波数帯が 9.0～9.6GHz のもの)
   (2) スペクトラムアナライザー(測定周波数帯が 9.0～9.6GHz のもの)
   (3) 尖頭電力計(3W 以下の電力の測定が可能なもの)
   (4) シンクロスコープ(測定周波数帯が 50MHz 以上のもの)
   (5) テスター
   (6) シールドボックス(シールドボックスから 3m の地点における減衰率が、80dB 以上のもの)

4. 持運び式双方向無線電話装置及び固定式双方向無線電話装置
   (1) 周波数測定器(200MHz 以下の周波数の測定が可能なもの)
   (2) 擬似負荷抵抗器(3W 以下の電力の測定が可能なもの)
   (3) 直流電圧計
   (4) テスター
   (5) 放電器及び充電器

Ⅲ. 弱電関係
（航海用レーダー等）

Ⅲ．弱電関係(航海用レーダー等)

１．航海用レーダー等装備技術者の資格について

当協会が制定している航海用レーダー、電子プロッティング装置、自動物標追跡装置、自動衝突予防援助装置､船舶自動識別装置(船舶自動識別装置に接続された衛星航法装置を含む。)、航海情報記録装置及び簡易型航海情報記録装置（以下「航海用レーダー等」という。）を対象とした装備技術者の資格については、次のように定められています。

(1)　資格の名称とその対象業務

資　格　の　名　称	対　　象　　業　　務
航海用レーダー整備士	「航海用レーダー等」の装備・整備工事に関する作業技術の主任業務

(2)　資格の取得方法

航海用レーダー整備士の資格を取得するためには、当協会で実施する航海用レーダー等講習を修了し、航海用レーダー整備士検定試験に合格する必要があります。この検定試験を受験するためには次に述べる受験資格が必要です。

この検定試験の対象者は、当協会の会員事業場に所属する従業員に限られています。

◎　航海用レーダー整備士の受験資格について

航海用レーダー整備士検定試験を受験するためには、所定の「航海用レーダー等の整備に関する経験年数」を有していることと、航海用レーダー等講習を修了していることが必要です。

この所定の「航海用レーダー等の整備に関する経験年数」は、受験者の学歴に応じて次のように定められています。

なお、経験年数は当該試験実施年度を含んだ年数としています。

①　大学（工）の電子・電気専門課程卒業　　：１年以上
②　工業高等専門学校（短期大学を含む）
　　の電子・電気専門課程卒業　　：２年以上
③　工業高校の電子・電気専門課程卒業　　：３年以上
④　普　通　高　校　卒　業　　：４年以上
⑤　中　学　校　卒　業　　：５年以上

（注）

（ｉ）②の工業高等専門学校の電子・電気専門課程の範囲には専修学校の電子工学科又は無線通信科及び職業訓練短大の電子科が含まれます。

（ⅱ）③の工業高校の電子・電気専門課程の範囲には職業訓練校の電子機器科が含まれます。

（ⅲ）普通高校の範囲には、工業高校、工業高等専門学校及び大学の電子・電気専門課程以外のすべての学科が含まれます。

以上説明した受験資格を表 3.１に示します。

なお、表 3.１の別記のように、電波法に基づく無線従事者の資格については、経験

年数を軽減する規定があります。

表３．１　航海用レーダー等装備技術者の資格標準

<table>
<tr><th rowspan="2">資　　格</th><th rowspan="2">対　象　業　務</th><th colspan="3">受験資格</th><th rowspan="2">備　　考</th></tr>
<tr><th>学歴</th><th>経験年数</th><th>講習</th></tr>
<tr><td rowspan="5">航海用レーダー整備士</td><td rowspan="5">航海用レーダー等の装備技術主任
《装備工事（航海用レーダー等に限る。）に関する作業技術の主任業務》</td><td>大学(工)卒</td><td>１年以上</td><td rowspan="5">航海用レーダー等講習</td><td rowspan="5">１．学歴欄の大学（工)、工業高等専門学校、工業高校はそれぞれ電子関係及び電気関係の専門課程卒業または、これに準ずる者と認められる者のことである。

２．電波法に基づく無線従事者の資格を有する者に対しては、最低経験年数を別記によることができる。</td></tr>
<tr><td>工業高等専門学校 卒</td><td>２年以上</td></tr>
<tr><td>工業高校卒</td><td>３年以上</td></tr>
<tr><td>普通高校卒</td><td>４年以上</td></tr>
<tr><td>中学校卒</td><td>５年以上</td></tr>
</table>

注）(1)　職業訓練校の電子機器科卒業の者は、工業高校の電子及び電気関係専門課程卒業に準ずる者と認められている。

(2)　専修学校の電子工学科又は無線通信科及び職業訓練短大の電子科卒業の者は、工業高等専門学校の電子・電気関係専門課程卒業に準ずる者と認められている。

【別　記】

備考２の経験年数は、次のとおりである。

受験しようとする資格	所有している他の資格	最低経験年数 (年)
航海用レーダー整備士	第１級陸上無線技術士（電波法）	1
	第１級総合無線通信士（電波法） 第１級海上無線通信士（電波法） 第２級総合無線通信士（電波法） 第２級海上無線通信士（電波法） 第２級陸上無線技術士（電波法） 第３級総合無線通信士（電波法）	2
	第３級海上無線通信士（電波法） 第４級海上無線通信士（電波法）	3

（注）別記中「電波法」とあるのは、電波法に基づく無線従事者をいう。

(3) 講　　習

航海用レーダー等講習は、通信講習によって行います。この講習を受講できる人は、当協会の会員事業場に所属する従業員又は当協会会長が会員以外で適当と認める事業場に所属する従業員です。

この講習は、航海用レーダー整備士の検定試験を受験しようとする人又は技術の向上を目的とする人が受講するものです。

通信講習は、通信講習用に作成された以下の４冊の指導書を使って行いますが、受講者が働きながら勉強できるよう、分かり易く工夫された指導書になっています。受講者は約３ヶ月間の通信講習期間内に、指導書を読んで勉強し、指導書にそれぞれ添えてある添削問題に解答し、当協会に提出し、添削指導を受けることになっています。

① 航海用レーダー・基礎理論編
② 〃 ・装備艤装工事編
③ 〃 ・機器保守整備編
④ 船舶自動識別装置(AIS)／航海情報記録装置(VDR)／衛星航法装置(GPS)編

(4) 講習の受講申込み

受講を希望する人が所属する事業者は、様式 3.１（Ⅲ-4 頁）の申込書に必要事項を記載し、受講者の顔写真（２枚）を貼付のうえ、受講料を添えて受講案内に示す受付期限までに届くよう当協会に申込んで下さい。

(5) 指導書の送付及び添削問題解答の提出

講習の受講手続きを完了した場合は、受講者が所属する事業者あてに指導書を送付します。受講者はこの指導書で学習し、指導書に添えてある添削問題に解答して、これを当協会に提出して下さい。

添削問題には提出期限を記載していますので、これを厳守して下さい。

(6) 講習の修了

通信講習を受講した場合に講習は修了します。

(7) 講習の修了証明

当協会が実施する航海用レーダー等講習、無線設備講習又は強電の初級講習若しくは中級講習のいずれかの講習を初めて受講し、これを修了した人には、様式 1.4(Ⅰ-12 頁)の技能手帳を交付します。技能手帳は強電と弱電の区別はなく共通のものになっています。

この技能手帳は、その後検定試験に合格したときや資格を更新したとき、更に他の講習を修了したときにその都度資格証、資格更新証又は講習修了証を貼り足していくので、これを所持している人の受講履歴、資格履歴が一冊ですべてわかるようになっていますので大切に保管して下さい。

また、過去に受講履歴のある人（すなわち技能手帳をすでに持っている人）が航海用レーダー等講習を受け、修了すると講習修了証を交付します。

この修了証（様式 1.5（Ⅰ-13 頁））は、必ず技能手帳の修了証紙貼付欄に貼って下さい。講習修了証の様式は強電と弱電で共通です。会員以外の講習修了者には、技能手帳や講習修了証を交付せず、別に修了証書を交付します。

一般社団法人 日本船舶電装協会

様式３．１

※ 受講番号	※ 受験番号

レーダー等講習 受講申込書（兼 検定試験受験願書）

年　　月　　日

申込者	ふりがな			生年月日	年　　月　　日
	本人氏名	氏	名	役職名	
	所属事業場名	会　社　名			
		支店営業所名 （本社のみは空欄）			
	代表者役職・氏名（支店営業所の代表者又は会社代表者）　　印				
	所属営業所の所在地				
	連絡担当者		電話番号		
技能手帳の有無・手帳番号		有（　手帳番号 S　　）・　無			

学歴	卒業学校名	学部	学科	卒業年月
				年　月
				年　月

保有資格	資格の名称	取得年月	資格の名称	取得年月
		年　月		年　月
		年　月		年　月
		年　月		年　月

航海用レーダー等等の整備の経験年数	（　　年４月１日現在）　年	メーカー研修の受講経験	有・無

［会員のみ］同時に検定試験も申し込む方は、下記 □に○印を付け、受験希望地をご記入下さい。

□ 航海用レーダー整備士検定試験を申し込む

受験希望地（一ヶ所を○で囲んで下さい）	

顔写真貼付欄（非会員は貼付不要）	上端のりづけ［講習用］	上端のりづけ［検定試験用］
・申込み前６ヶ月以内に上半身・正面・脱帽にて撮影したもの（縦４cm・横３cm） ・写真の裏面に氏名を記入して下さい		

※顔写真は講習用・検定試験用に各１枚（計２枚）を貼付して下さい。

受講料及び受験料（金額は消費税込み）	受講のみの方：　　円（非会員は　　円） 受講及び検定試験の方：　　円 別途送金の場合：送金予定日　　月　　日（銀行振込・郵便振替）

この「申込書」にご記入いただいた個人情報は厳重に管理取扱いを行い、船舶電気装備技術者の資格の運用に関する用途以外には一切使用いたしません。

(8) 検定試験

検定試験は、講習の修了後に行い原則として筆記試験及び口述試験の２科目です。

筆記試験の問題は、指導書の範囲から出題されます。口述試験は短時間ですが受験者の知識、経験、技術あるいは適性等を判断して資格者としてふさわしい人であるかどうかを判定するための重要な試験です。

(9) 検定試験の受験申込み

検定試験を受験する人が所属する事業場の代表者は様式 3.1 又は様式 1.6（Ⅰ-14 頁）の受験願書に必要事項を記載のうえ受験料を添えて当協会に申込んで下さい。

受験願書の様式は、強電と弱電と共通です。

(10) 資格証明書及び資格証の交付

検定試験に合格した人には、資格証明書と資格証を交付します。資格証（様式 1.8（Ⅰ-16 頁））は、必ず技能手帳の資格証紙貼付欄に貼って下さい。

資格証明書の様式 1.7（Ⅰ-15 頁）は、他の資格証明書と共通の様式です。

(11) 資格の有効期間及び資格の維持

資格の有効期間は、他の資格と同様で取得した日から４年間であり、資格証明書に記載されています。従って、その資格を引き続き維持するためには、有効期間内に資格を更新する手続きが必要です。この手続きは強電の場合と同じですので、強電の資格維持のための手続きⅠ.1.(11)（Ⅰ-16 頁）を参照して下さい。

(12) 資格更新研修

資格更新研修は弱電用の資格更新研修用テキストを使用して通信研修方式により実施します。研修の実施要領については強電の場合と同じですので、強電関係のI.1.(12)資格更新研修（Ⅰ-16 頁）を参照して下さい。

(13) 資格者に関する変更の届出

資格者に関する変更が生じた場合の届出については強電の場合と同じですので強電関係の I.1.(13)資格者に関する変更の届出（Ⅰ-20 頁）を参照して下さい。

(14) 資格の取得と航海用レーダー等装備・整備事業場

1985 年 6 月 19 日に、船舶検査の方法が改定され「航海用レーダー等装備・整備事業場制度」が開始されました。

これにより、管海官庁においては「航海用レーダー等装備・整備事業場の施設等の基準に基づく証明」が行われることになり、その基準の一つとして装備工事及び整備業務実施上の責任者及び技術者を有することが義務付けられています。航海用レーダー等の装備工事及び整備についての業務実施上の責任者及び技術者には、当協会の「航海用レーダー整備士」の資格が必要です。

この航海用レーダー、電子プロッティング装置、自動物標追跡装置、自動衝突予防援助装置、船舶自動識別装置(船舶自動識別装置に接続された衛星航法装置を含む。）、航海情報記録装置及び簡易型航海情報記録装置の装備工事及び整備に係る証明を受けた事業場（以下「レーダー等認定事業場」という。）で装備又は整備された航海用レーダー等については、整備記録等により定期検査及び中間検査等における海事技術専門官(船舶検査官)又は検査員の立ち会い(日本籍船に限る。以下同じ。)が省略できることになっています。このことは工事のスケジュール管理や受検業務の合理化の面で大きな効果が期待できるばかりでなく、資格者にとっても国際的な視野で使用される航海用レーダー等について、装備・整備業務上の技量や知識を公に

認められることによる信頼性の向上や、従業員育成のうえでも大きな励みになります。

2. レーダー等認定事業場について

(1) レーダー等認定事業場とは

「レーダー等認定事業場」とは、前述したように、「船舶検査の方法」の附属書H別記4の「航海用レーダー等装備・整備事業場の施設等の基準」(以下「レーダー認定基準」という。)に適合し、管海官庁から「航海用レーダー等の装備工事及び整備を行う特定の事業場」として証明書の交付を受けた事業場をいいます。

このレーダー等認定事業場が附属書H 別記4-4に規定される「社内装備・整備標準」に従って航海用レーダー等を装備又は整備し、かつその自主検査の結果を書類(整備記録等)で管海官庁、日本小型船舶検査機構又は日本海事協会に提出し認められた場合は、海事技術専門官（船舶検査官）又は検査員による定期検査、中間検査又は臨時検査時の立会いが省略できることになっています。

なお、この取扱いは、当該整備が船舶検査前 3 ヵ月以内(装備の場合にあっては、30日以内)に行われた場合に適用されます。

上記関連通達の抜粋等を付録3.、5.項及び9.項に掲載します。

レーダー等装備・整備事業場が管海官庁あるいは日本海事協会の支部に提出する記録表等の用紙（Ｖチェックシート等の様式ＲＦ、様式Ｒ－１、様式：ＡＲＰＡ等、様式：ＡＩＳ等、様式：ＶＤＲ、様式：Ｓ－ＶＤＲ、様式：ＶＤＲ－２及び様式ＧＭ－１）は、当協会で準備しているものを使用して下さい。

これらの概要を図３．１のフローチャートで示します。

このフローチャートに示すとおり、レーダー等認定事業場となるためには当協会による資格を取得することが必要です。また、レーダー等の設備の範囲が広いことから、以下の設備の範囲の区分により認定を受けることになっています。

航海用レーダー等装備工事及び整備事業場証明書の種類（設備区分）及び設備の範囲

設備区分	設備の範囲
Ｒ１	航海用レーダー、電子プロッティング装置、自動物標追跡装置及び自動衝突予防援助装置
Ｒ２	航海用レーダー、電子プロッティング装置、自動物標追跡装置、自動衝突予防援助装置及び船舶自動識別装置(これに接続された衛星航法装置を含む。)
Ｒ３	航海用レーダー、電子プロッティング装置、自動物標追跡装置、自動衝突予防援助装置、船舶自動識別装置（これに接続された衛星航法装置を含む。)、航海情報記録装置及び簡易型航海情報記録装置

図３．１　　レーダー等認定事業場関係のフローチャート

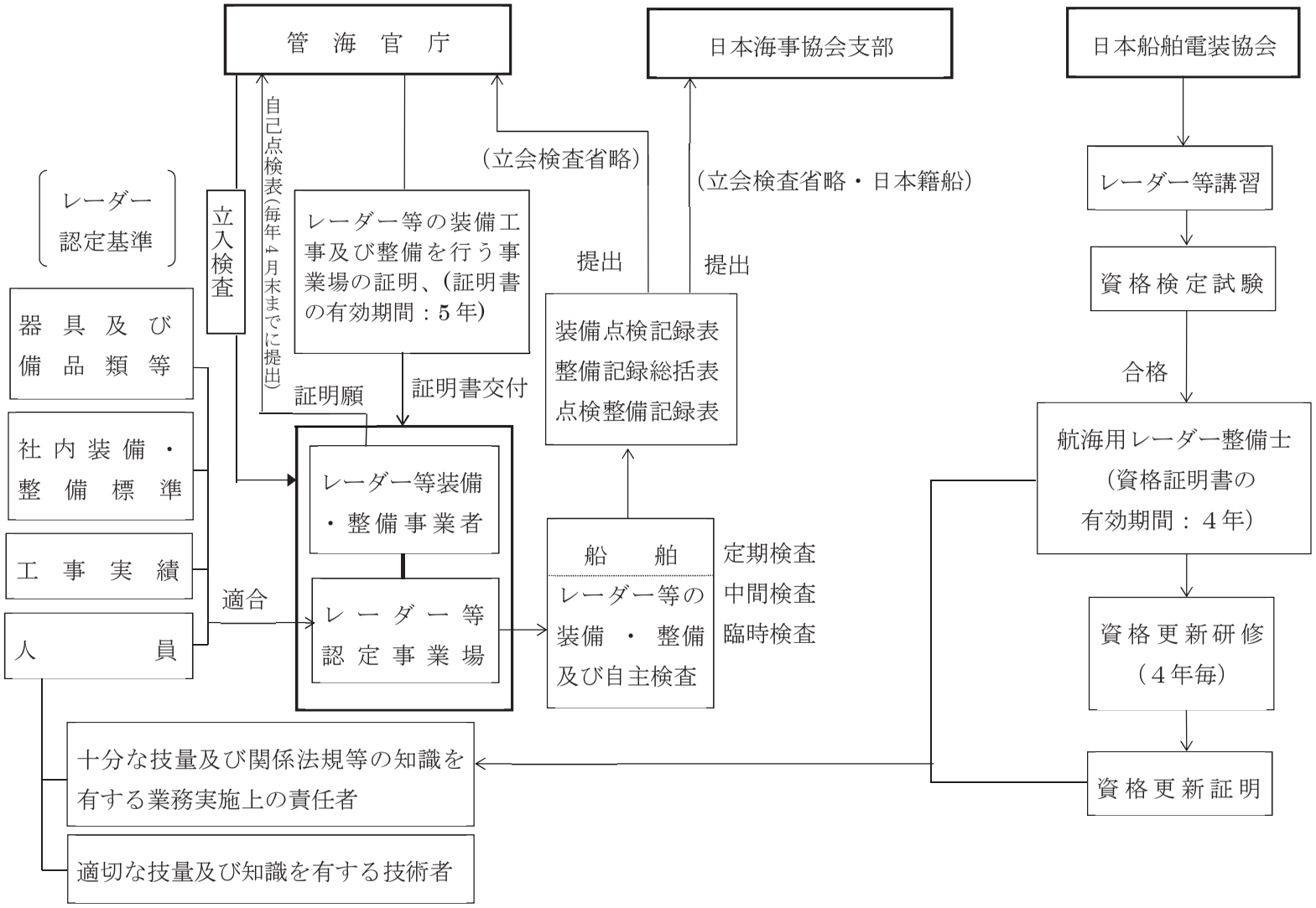

(2) レーダー等認定事業場になるためには

「レーダー等認定事業場」になるためには、前述のとおりレーダー認定基準に適合していなければなりません。この基準には、「施設及び設備」、「責任者及び技術者」、「社内装備・整備標準」及び「工事実績」の４つの要件が定められており、これらの要件を満たすことが必要です。

以下に、これら要件の詳細について説明します。

① 施設及び設備

（イ） 施　設

航海用レーダー等の装備工事及び整備を行うために必要な機器の保管場所及び試験、検査を行うために必要な機器を保管するのに適当な場所を保有していなければなりません。

（ロ） 機器及び備品類等

事業場には次に掲げる設備の区分ごとに機器及び備品類を備えなければなりません。

(1) 航海用レーダー、電子プロッティング装置、自動物標追跡装置及び自動衝突予防援助装置

（イ） 携帯用ドリル
（ロ） オシロスコープ(5MHz 以上のもの)
（ハ） 周波数測定器(9GHz 帯の周波数の測定が可能なもの)
（ニ） テスター
（ホ） 絶縁抵抗計(500V)
（ヘ） 導波管気密試験器
（ト） ストップウォッチ

(2) 船舶自動識別装置(これに接続された衛星航法装置を含む。)

（イ） 周波数測定装置(200MHｚ以下の周波数の測定が可能なもの)
（ロ） 電力計(30W)
（ハ） テスター
（ニ） 船舶自動識別装置専用計器

(3) 航海情報記録装置及び簡易型航海情報記録装置

（イ） テスター
（ロ） メンテナンス装置(再生専用ソフト付き)
（ハ） ストップウォッチ
（ニ） 音響ビーコンテスター

② 責任者及び技術者

航海用レーダー等に係る適切な装備工事及び整備を行うために十分な技量及び関係法規等の知識を有する業務実施上の責任者（以下「責任者」という。）（１名）並びに適切な技量及び知識を有する技術者（以下「技術者」という。）(１名以上）がいなければなりません。

（イ） 責任者

責任者は、当協会の航海用レーダー整備士の資格を保有していなければなりません。

責任者が病欠、出張等の理由により不在となった場合、業務に支障の生じる事業場については、責任者が不在の間業務を代行する者（以下「責任者代行」という。）をあらかじめ選任しておくことができますが、この責任者代行も当協会の航海用レーダー整備士の資格を保有していなければなりません。

（ロ） 技術者

技術者として認められるのは、３年以上の実務経験を有する者とされていますが、技術者も当協会の航海用レーダー整備士の資格を保有していることが望ましいことは言うまでもありません。

③ 社内装備・整備標準

国土交通省の定めた附属書Ｆ整備基準等の 17.～21. の整備基準に適合する社内装備・整備標準を保有していなければなりません。この標準には、少なくとも次の事項が記載され、装備工事や整備に際して活用されていなければなりません。

（イ） 責任者（１名）及び責任者代行（３名まで）の氏名、資格の種類・番号・認定年月日。

（ロ） 装備工事及び点検要領

各ユニットの船体への取付け、導波管やケーブルの布設及び保護措置、電食・腐食の防止処理及び接地について、その方法、基準、注意点等が記載されていることが必要です。また、装備工事終了後の点検方法が明確になっていることが必要です。

（ハ） 整備及び点検要領

各ユニット及び導波管やケーブル等の点検・整備の方法、基準、注意点等が記載されている必要があります。また、整備終了後の点検方法が明確になっていることが必要です。

④ 工事実績

次のいずれかに該当する実績を有していることが必要です。

（イ） 過去４年間に８隻以上の設置義務船(総トン数 300 トン以上の船舶及び国際航海に従事する総トン数 300 トン未満の旅客船)の新造船の航海用レーダー等について装備(換装を含む。以下同じ。)工事を行った実績。

（ロ） 過去４年間に新造船、在来船、設置義務船、非義務船を問わず、24 台以上（自動衝突予防援助装置（以下「ＡＲＰＡ」という。）の場合であって別置するものは１台と数える。）の航海用レーダー等について、装備及び点検・整備を行った実績。

以上、「レーダー等認定事業場」となるための条件を述べましたが、そのための証明書交付申請手続きについては次項以降で詳しく説明します。

3.「レーダー等認定事業場の証明書」交付申請手続き

(1) 事業場設備等の実地調査・指導

レーダー等認定事業場の証明を取得しようとするときは、様式 2.2 の証明願及び同添付書類を管海官庁に提出する必要がありますが、その前に当協会による事業場設備等の調査・指導を受けることが必要です。これは、当該事業場がレーダー等認定事業場となるために必要な要件を満足しているか、また証明願及び同添付書類は適切であるか、などを管海官庁への申請に先立ち事前に調査・指導するもので、もし不備な点があれば改善して頂くことになります。

(2) 実地調査・指導の申込み

実地調査・指導を受けようとする事業者は、様式 1.13（Ⅰ-29 頁）の申込書に必要事項を記載し、指導料を添えて、当協会に申し込んで下さい。（申込みの様式は強電と共通です。）

(3) 「証明願」等の作成・提出

当協会による実地調査・指導が終了すると、管海官庁に証明願を提出することになりますが、この手順は、以下の①～④のとおりです。

① 書類の作成

（イ） 証明願（様式３．２）
（ロ） 会社経歴書（様式３．３）
（ハ） 施設及び設備の詳細（様式３．４）
（ニ） 責任者及び技術者の詳細（様式３．５）
（ホ） 航海用レーダー等社内装備・整備標準（協会に準備しています。）
（ヘ） レーダー等工事実績（様式３．６）

これら書類の作成は、４項の記載要領に従って下さい。

② 当協会への証明願等（写）の提出

書類の記載漏れ、誤りなどを当協会でチェックしますので、①の書類の写し（各１部）を協会に送付して下さい。

訂正事項等があった場合には、協会の担当者の指示に従って訂正し、訂正した書類の写しを再度協会に送付して下さい。

③ 推薦状等の交付

当協会では、上記手順を経て、証明願及び同添付書類の記載事項に誤りがないことを確認したうえで、当協会から管海官庁あての「推薦状」及び「航海用レーダー等社内装備・整備標準」を申請者に送付します。なお、航海用レーダー等社内装備・整備標準は申請者の社内標準として作成され、提出する趣旨のものですから、内容を十分理解し、事業場の実情に応じて加除訂正したうえで、表紙に申請者の社名等を記載して下さい。

④ 管海官庁への申請

申請者は、上記①の書類に上記③の推薦状を添えて管海官庁に提出して下さい。提出部数は正副各１部です。また、自社の控えとして必ず１部を保管しておいて下さい。

参考として証明書交付申請手続等の手順及び証明願等の様式を以下に掲載します。

［参考］

「レーダー等認定事業場の証明書」交付申請手続等きの手順

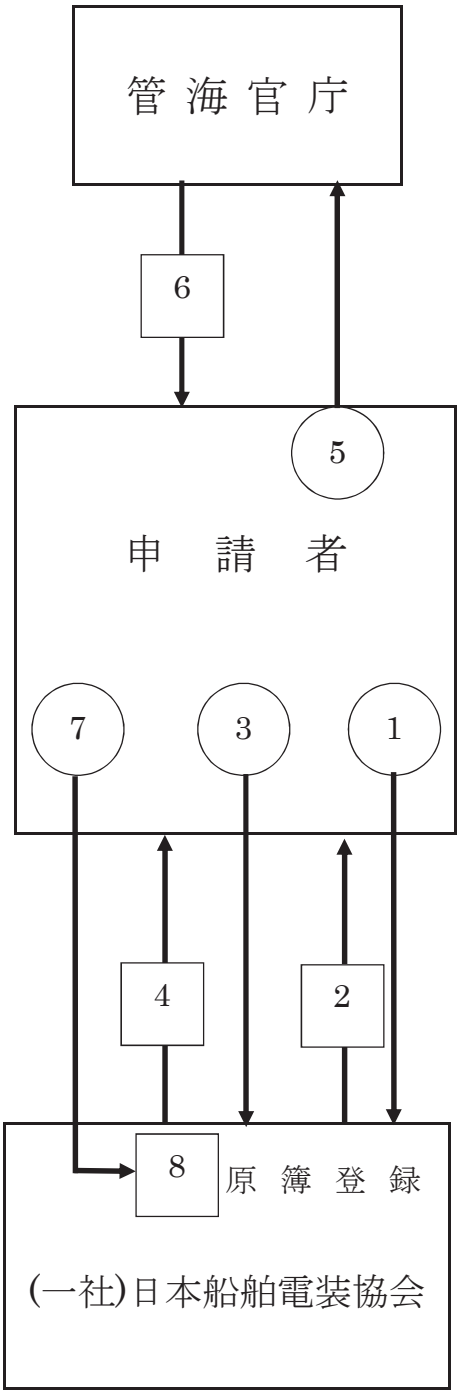

1　実地調査・指導申込書と申請書類の下書きを作成し、協会に送付する。

2　協会は、実地調査・指導を実施し、下書きをチェックして、申請者に訂正などの指示を与える。

3　申請者は、協会からの指示に従って内容を訂正したうえ、申請書類（正）を清書し、その写しを協会に送付する。

4　協会は清書された申請書類を再チェックし、会長の推薦状（管海官庁あて）及び航海用レーダー等社内装備・整備標準を送付する。

5　申請者は申請書類一式（正副各１部）を揃え、推薦状を添えて管海官庁に提出する。

6　管海官庁が基準に適合していると認めたときには、証明書が交付される。

7　申請者は、交付された証明書の写し１部を協会に送付する。

8　協会はレーダー等認定事業場原簿に登録する。

注　○は申請者、□は管海官庁又は協会の業務を示す。

様式３．２

証　　明　　願

年　　月　　日

管　海　官　庁　　殿

願出者の氏名又は
名称及び住所

下記の事業場について、船舶安全法の規定に基づく船舶検査の対象となっている航海用レーダー、電子プロッティング装置、自動物標追跡装置、自動衝突予防援助装置、船舶自動識別装置（これに接続された衛星航法装置を含む。）、航海情報記録装置及び簡易型航海情報記録装置の装備工事及び整備に係る証明を受けたいので、宜しくお取り計らい願います。

記

１．証明を受けようとする事業場の名称及び所在地

２．証明を受けようとする設備の範囲

３．証明を受けようとする事業場の装備工事及び整備業務実施上の責任者の氏名

注 1）：用紙の大きさは、Ａ４判で縦長、横書きにして下さい。
注 2）：更新の際は、現在有効な「証明書」の写しを添付して下さい。

様式３．３

会　社　経　歴　書

1. 社名及び住所

　　社　　名

　　住　　所

2. 代 表 者 名

3. 会 社 の 沿 革

4. 規　　模

（イ） 資本金又は出資金

（ロ） 機　構　図

（ハ） 従 業 員 数

　　事務関係　　人　　装備・整備関係　　人

ただし、装備・整備関係は航海用レーダー等の装備・整備従事者に限る。

注：用紙の大きさは、Ａ４判で縦長、横書きにして下さい。

様式３．４

施　設　及　び　設　備　の　詳　細

1．作業場所及び部品置場の面積　（㎡）

2．事務所の面積　（㎡）

3．機器及び備品類等

(1) 航海用レーダー、電子プロッティング装置、自動物標追跡装置及び自動衝突予防援助装置

機器又は備品の名称	製造社名	型式・測定範囲	製造年月 (製造番号)	数量

注１：申請する「設備区分」がＲ１の場合は、この用紙のみ作成する。

注２：用紙の大きさは、Ａ４判で縦長、横書きにして下さい。

(2) 船舶自動識別装置（これに接続された衛星航法装置を含む）

機器又は備品の名称	製造社名	型式・測定範囲	製造年月 (製造番号)	数量

注：申請する「設備区分」がＲ２の場合は、ここまで作成する。

(3) 航海情報記録装置及び簡易型航海情報記録装置

機器又は備品の名称	製造社名	型式・測定範囲	製造年月 (製造番号)	数量

注１：申請する「設備区分」がＲ３の場合は、ここまで作成する。

注２：用紙の大きさは、Ａ４判で縦長、横書きにして下さい。

様式３．５

責任者及び技術者の詳細

項目 / 技能資格等	氏名（生年月日）	資格認定年月日（登録番号）	経験年数	備考

注１：無資格者については、備考欄に最終学歴を記入して下さい。
注２：航海用レーダー整備士の資格証明書（写し）を添付して下さい。
注３：用紙の大きさは、Ａ４判で縦長、横書きにして下さい。
注４：記入欄不足の場合は、本紙と同型（Ａ４）の用紙で補足して下さい。

様式３．６

レーダー等工事実績

（過去４年間の新造船の装備工事を行った隻数の実績及び過去４年間に装備，点検・整備を行った台数の実績）

１．航海用レーダー

(1)　新造船装備工事隻数

項目 ＼ 年度 ／ 船の用途			年（隻）	年（隻）	年（隻）	年（隻）	合計（隻）
新造船装備	総トン数300トン以上	旅客船					
		貨物船					
		タンカー					
		漁船					
		その他					
	合計						
	総トン数300トン未満	旅客船					
		貨物船					
		タンカー					
		漁船					
		その他					
	合計						

(2)　装備，点検・整備台数

項目 ＼ 年度 ／ 船の用途		年（台）	年（台）	年（台）	年（台）	合計（台）
装備、点検・整備	旅客船					
	貨物船					
	タンカー					
	漁船					
	その他					
	合計					

注１：申請する「設備区分」がＲ１の場合は、この用紙のみ作成する。

注２：用紙の大きさは、Ａ４判で縦長、横書きにして下さい。

２．船舶自動識別装置

(1)　新造船装備工事隻数

項目	船の用途＼年度		年（隻）	年（隻）	年（隻）	年（隻）	合計（隻）
新造船装備	総トン数300トン以上	旅客船					
		貨物船					
		タンカー					
		漁船					
		その他					
	合計						
	総トン数300トン未満	旅客船					
		貨物船					
		タンカー					
		漁船					
		その他					
	合計						

(2)　装備、点検・整備台数

項目	船の用途＼年度	年（台）	年（台）	年（台）	年（台）	合計（台）
装備・点検・整備	旅客船					
	貨物船					
	タンカー					
	漁船					
	その他					
	合計					

注１：申請する「設備区分」がＲ２の場合は、ここまで作成する。

注２：用紙の大きさは、Ａ４判で縦長、横書きにして下さい。

３．航海情報記録装置及び簡易型航海情報記録装置

(1)　新造船装備工事隻数

項目	船の用途 ＼ 年度		年（隻）	年（隻）	年（隻）	年（隻）	合計（隻）
新造船装備	総トン数300トン以上	旅客船					
		貨物船					
		タンカー					
		漁船					
		その他					
	合計						
	総トン数300トン未満	旅客船					
		貨物船					
		タンカー					
		漁船					
		その他					
	合計						

(2)　装備・点検・整備隻数

項目	船の用途 ＼ 年度	年（台）	年（台）	年（台）	年（台）	合計（台）
装備・点検・整備	旅客船					
	貨物船					
	タンカー					
	漁船					
	その他					
	合計					

注１：申請する「設備区分」がＲ３の場合は、ここまで作成する。

注２：用紙の大きさは、Ａ４判で縦長、横書きにして下さい。

4. レーダー等認定事業場の証明願の記載要領

(1)「証明願」（様式 3.2）の記載要領

① あて先

あて先は、管轄の管海官庁とし、次の例によって記載して下さい。

（記載例）関東運輸局東京運輸支局長に証明願を提出する場合

関 東 運 輸 局

東京運輸支局長　殿

② 願出者の氏名又は名称及び住所

次の例の順序によって記載して下さい。

（記載例）

○ ○ 無 線 株 式 会 社

取締役社長　○　○　○　○

○ ○県○○市○○町○○番地

③ 証明を受けようとする事業場の名称及び所在地

証明を受けようとする事業場は、本社、支店、出張所等の単位とし、その名称及び所在地を記載して下さい。

④ 証明を受けようとする設備の範囲

航海用レーダー、電子プロッティング装置、自動物標追跡装置、自動衝突予防援助装置、船舶自動識別装置（これに接続された衛星航法装置を含む）、航海情報記録装置及び簡易型航海情報記録装置から記載して下さい。（Ⅲ-6 頁参照）

⑤ 証明を受けようとする事業場の装備工事及び整備業務実施上の責任者の氏名

当協会の航海用レーダー整備士の資格を有する者の中から、事業場の装備工事及び整備業務実施上の責任者として選任された者（１名）を記載して下さい。

(2)「会社経歴書」（様式 3.3）の記載要領

① 社名及び住所

次の例によって記載しますが、証明を受けようとする事業場が支店、出張所等の場合でも、本社の名称（登記されている名称）と住所を記載して下さい。

（記載例）

社　名　○ ○ 無 線 株 式 会 社

住　所　○○県○○市○○町○○番地

② 代表者名

(1)の②に記載した本社の代表者名を記載して下さい。

③ 会社の沿革

次の例によって記載しますが、長くなれば別紙に記載し添付して下さい。

証明を受けようとする事業場が支店や出張所等であれば、これらの支店や出張所等の設立年月等についても記載して下さい。

（記載例）

○○年○○月○○日　　○○無線を操業

○○年○○月○○日　　株式会社○○に改組

○○年○○月○○日　　○○県○○市に○○支店を新設

④　規模

（イ）　資本金又は出資金　　○○○○円

（ロ）　機構図

会社の機構の中で証明を受けようとする事業場の位置付けがわかるように記載して下さい。

証明を受けようとする事業場が支店又は出張所等の場合は、記載例のように本社の方は簡略にし、支店又は出張所の方を詳しく記載して下さい。

（記載例）

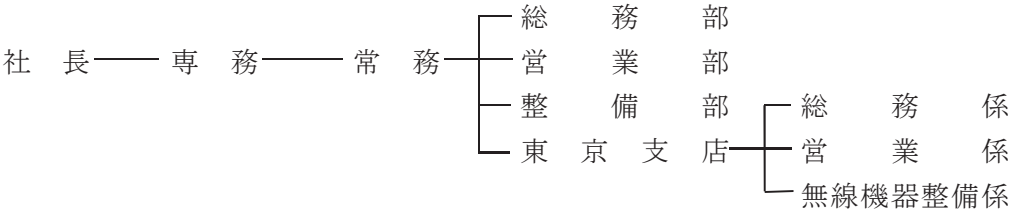

（注）所定の欄に記載できない場合は、別紙に記載し、添付して下さい。

（ハ）従業員数

次の例によって証明を受けようとする事業場におけるレーダー等の装備･整備部門の従業員数等を事務関係及び装備工事・整備従事者の別に記載して下さい。

なお、装備・整備関係の人数は、(4)「責任者及び技術者の詳細」の様式に記載された合計人数と同数になります。

（記載例）

事務関係　　１人，整備・装備関係　　３人

(3)「施設及び設備の詳細」（様式 3.4）の記載要領

証明を受けようとする事業場の施設等について、次の要領で記載して下さい。

①　場所、部品置場及び事務所の床面積

次の例によって記載して下さい。

（記載例）

イ.作業場所及び部品置場の面積（㎡）

300 ㎡　別図のとおり

ロ.事務所の面積（㎡）

100 ㎡　別図のとおり

（注）作業場所等の配置図、装備・整備に必要な機器及び備品類等の保管場所の配置図を別図として添付して下さい。

②　レーダー等の装備工事及び整備に必要な機器及び備品類等

機器・備品の名称、型式等を次の例の順序によって記載して下さい。

また、他の機器等があれば、その名称、型式等をその他として記載して下さい。

なお、レーダー等の装備工事及び整備に必要な機器及び備品類等は、Ⅲ.2.(2)①(ロ)(Ⅲ-8 頁)に記載されています。

（記載例）

イ．機器及び備品類の名称

(1)　航海用レーダー、電子プロッティング装置、自動物標追跡装置及び自動衝突予防援助装置

1　携帯用ドリル
2　オシロスコープ（5MHz）
3　周波数測定器(9GHz 帯の周波数の測定が可能なもの)
4　テスター
5　絶縁抵抗計(500V)
6　導波管気密試験器
7　ストップウォッチ

(2)　船舶自動識別装置（これに接続された衛星航法装置を含む）

1　周波数測定装置(200MHｚ以下の周波数の測定が可能なもの)
2　電力計(30W)
3　テスター
4　船舶自動識別装置専用計測器

(3)　航海情報記録装置及び簡易型航海情報記録装置

1　テスター
2　航海情報記録装置等メンテナンス装置
3　ストップウォッチ
4　音響ビーコンテスター

ロ．型式・測定範囲欄

測定器等の製造者、型式を記載するほか測定範囲等必要な仕様も併記して下さい。

ハ．数量欄

保有している台数を記載して下さい。

(4)　「責任者及び技術者の詳細」（様式 3.5）の記載要領

①　次の例によって氏名等を記載して下さい。なお、この表に記載された人数の合計は、会社経歴書（様式 3.3）の 4（ハ）従業員の装備・整備関係の人数と同数になります。

（記載例）

項目 / 技能資格等	氏名（生年月日）	資格認定年月日（登録番号）	経験年数	備考
航海用レーダー整備士	東京太郎（1971. 6. 7）	1998 年 4 月 1 日（R○○○○）	15	責任者
	横浜次郎（1981. 2. 1）	2012 年 4 月 1 日（R○○○○）	10	責任者代行
上記以外の者（無資格者）	大阪三郎（1990. 2. 1）	－	3	工業高校（電子科）

（イ）　技能資格等の欄

技能資格等の欄には、当協会の「航海用レーダー整備士」の欄及び「上記以外の者（無資格者)」の欄を設け、上記のように記載して下さい。

（ロ） 氏名欄

証明を受けようとする事業場には、責任者及び技術者を配置する必要があります。責任者としては当協会の航海用レーダー整備士の資格を有する者が、また技術者としては、3 年以上の装備工事・整備経験を有する者が適格とされています。

上記の航海用レーダー整備士の氏名欄には、同資格を有している者を（ＧＭＤＳＳは「全て」）記載して下さい。また、上記以外の者（無資格者）の欄の氏名欄には、装備工事及び整備に従事する者をすべて記載して下さい。

（ハ） 資格認定年月日（登録番号）の欄

資格認定年月日は当協会が交付する資格証明書の交付年月日を、（ ）内には同資格証明書に記載している登録番号を記載して下さい。

（ニ） 経験年数の欄

航海用レーダー等の装備・整備経験年数を記載して下さい。

（ホ） 備 考 欄

イ．装備工事及び整備業務実施上の責任者として選任された者については、備考欄に責任者と記載して下さい。

ロ．責任者の代行業務を行い得る者として選任された者については、備考欄に「責任者代行」と記載して下さい。責任者代行は 3 名まで認められます。

ハ．無資格者の場合は、備考欄に最終学歴を記載して下さい。

(5) 「レーダー等工事実績」（様式 3.6）の記載要領

前述の 3.(2)④（Ⅲ-9 頁）の工事実績欄を参照して、新造船の装備実績（隻数）及び新造船、在来船、義務船、非義務船を問わず装備、点検・整備実績（台数）を記載して下さい。

5.「レーダー等認定事業場の証明書」の書換申請について

レーダー等認定事業場の証明書の記載事項に変更が生じた場合は管海官庁に対し、次の要領で、書換申請を行って下さい。ただし、管海官庁から、書換申請書とともに変更届（様式 3.9）の提出を求められる場合もありますが、その際は指示に従って下さい。

(1) 証明書の書換えを要する事項

① 事業場の名称又は所在地を変更しようとするとき。

② 装備・整備業務実施上の責任者を変更しようとするとき。

③ 証明を受けている設備の範囲を変更しようとするとき。

(2) 書換申請書の記載方法等

様式 3.7 の書換申請書に書き換え理由及び書換事項を次により記載して下さい。

① 書換の理由はできるだけ具体的に、かつ、簡単に（住所変更、社名変更等）を記載して下さい。

② 申請書の「書換える事項」欄には次例により書換事項の新旧を併記して下さい。

（記載例）

事業場の名称を変更する場合

新 ○ ○ 無線株式会社

旧 ○ ○ 無 線 商 会

③ 書換申請時点において、旧証明書交付申請時に提出した証明願添付書類（様式 2.6 を除く。）の記載内容が変更になっている場合には、同添付書類の該当部分の新旧コ

ピーを各１部、書換申請書に添付して下さい。

④　書換えを行った場合は、当協会に対して書換え後の証明書及び添付した文書の写しを速やかに送付して下さい。

［参考］

書換申請書と変更届の関係は次のとおりです。

変更事項	書式の種類	添付書類（新・旧コピー各１部）
事業場の名称又は所在地を変更したとき。	書換申請書（様式 3.7）	○ 社内装備・整備標準の表紙 ○ 様式 3.3「会社経歴書」
施設、機器及び備品類を変更しようとするとき。	変　更　届（様式 3.9）	○ 様式 3.4「施設及び設備の詳細」
装備工事及び整備業務実施上の責任者を変更しようとするとき。	書換申請書（様式 3.7）（注１）	○ 様式 3.5「責任者及び技術者の詳細」（資格証明書のコピーを含む） ○ 社内装備・整備標準の別記(1)
責任者代行を変更しようとするとき。整備技術者を変更しようとするとき。	変　更　届（様式 3.9）	
社内装備・整備標準を変更しようとするとき。（注２）	変更届（様式 3.9）	○ 社内装備・整備標準の該当部分
証明に係わる設備の範囲を変更しようとするとき。	書換申請書（様式 3.7）（注１）	○ 社内装備・整備標準 ○ 様式 3.4「施設及び設備の詳細」 ○ 様式 3.6「レーダー等工事実績」
航海用レーダー等装備・整備事業場を廃止するとき。（注４）	返　納　届（様式 3.10）	○　現行の証明書

注１　「書換申請書」とともに「変更届」の提出を求められる場合もありますが、その際には管海官庁の指示に従って下さい。

注２　責任者及び責任者代行の変更以外の変更の場合です。

注３　事業場の代表者の変更は、管海官庁に届けることは特に必要ありませんが、新たな代表者名での証明書を必要とする場合等は、管海官庁にご相談願います。

注４　次の場合、証明はその効力を失いますので証明書を添えて返納届を管海官庁に提出してください。

① 交付済み証明書の備考(2)の項目

（イ）死亡し、又は解散したとき。

（ロ）証明に係わる事業を廃止したとき。

（ハ）証明を辞退したとき。

② 交付済み証明書の備考(3)の項目

（イ）機器及び備品類、業務実施上の責任者及び技能者が「航海用レーダー等装備・整備事業場の施設等の基準」に適合しなくなったとき。

様式３．７

書　換　申　請　書

年　　月　　日

管　海　官　庁　　殿

名　　称

代表者名

住　　所

航海用レーダー等装備・整備事業場の証明書の書換えを受けたいので下記のとおり申請いたします。

記

1. 書換え理由

2. 書換える事項

注：用紙の大きさは、Ａ４判で縦長、横書きにして下さい。

6.「レーダー等認定事業場の証明書」の再交付申請について

レーダー等認定事業場の証明書を紛失又は毀損したときは様式 3.8 の再交付申請書に必要事項を記載のうえ、管海官庁に提出し再交付を受けて下さい。

なお、申請理由が紛失以外の場合は、旧証明書を添付して返納して下さい。

様式３．８

再　交　付　申　請　書

年　　月　　日

管　海　官　庁　　殿

名　　称

代表者名

住　　所

航海用レーダー等装備・整備事業場の証明書の再交付を受けたいので下記のとおり申請いたします。

記

（再交付の理由）

注：用紙の大きさは、Ａ４判で縦長、横書きにして下さい。

7.「航海用レーダー等の装備工事及び整備事業場の証明書」の有効期限と更新手続きについて

①2019 年 4 月 1 日を施行日として、船舶検査の方法 付属書Hの規定に基づく工事又は整備等を行う事業場等の証明書に有効期間（５年）が設けられました。このため、５年毎に申請が必要となりました。

有効な証明書を受有する事業者は、様式 3.2 の「証明願」を参考にして必要事項を記載のうえ官海官庁に提出し、証明を受けてください。

更新のための申請に際しては、交付され受有している「有効な証明書」を添付します。手続きは有効期間満了日の 3 ヵ月前から受け付けられますので、この期間に忘れずに手続きを行う必要があります。詳細については管海官庁にお問い合わせください。

②管海官庁が実施する立入りの関係で、毎年 4 月末までに自己点検表(チェックシート)の提出を求められますが、その上欄に証明書の有効期限を記載する欄が設けられていますので、更新手続きを失念することのないよう注意して下さい。

③更新のための申請は、事業場設備等の変更を伴う場合を除き、当協会による事業場設備等の実地調査・指導は要しませんが、もし必要がある場合は当協会宛ご相談ください。

④管海官庁からの問い合わせに迅速に対応するため、証明書が更新された場合には、証明書の写しを当協会へ速やかに送付して下さい。

8. レーダー等認定事業場になった場合に守るべき事項

管海官庁からレーダー等認定事業場として、証明書の交付を受けた場合には、次の事項を確実に実行して下さい。

(1) 証明書の写しの送付

交付を受けた証明書の写し（１部）を速やかに当協会に送付して下さい。

(2) 検印の作製・管理

証明書の交付を受けた事業場においては、(5)②で使用する『検印』（Ⅱ-27 頁）を作製して下さい。検印の作製・管理は様式 2.9（Ⅱ-27 頁）によります。

検印は、ＧＭＤＳＳ設備関係のものと共用できますが、責任者が別に選任されているときは、別に作製する方が管理上望ましいと思います。

「ＧＭＤＳＳ設備等整備記録総括表（様式ＧＭ－１）」の整備責任者欄に氏名を記入し、検印を押印すること（以下「記名押印」という。）に代えて、責任者又は責任者代行による「署名」が認められているので、記名押印に代えて署名をする事業場については、検印を作製しなくても差し支えありません。

［注１］ 署名とは、本人が自己の氏名を自ら記したものをいいます。署名を行う場合は、判読できるよう必ず楷書（漢字）で書いて下さい（ローマ字は不可）。

［注２］ 責任者代行が記名押印又は署名した場合は、記名押印又は署名の左上又は右下に「代」と記入して下さい。

(3) 装備工事及び整備の方法

「社内装備・整備標準」の内容を十分に理解し、これに沿った装備工事及び整備を行って下さい。

(4) 装備・整備点検及び試験・検査の方法

装備工事及び整備を行った場合は「社内装備・整備標準」に従って点検、試験及び検査を行って下さい。

(5)　装備・整備記録の提出

①　航海用レーダーの新造船への装備工事（換装工事を含む。）を行い、社内装備・整備標準に適合していることを確認した場合は、「航海用レーダー装備点検記録表（様式ＲＦ）」を３部作成し、“責任者”（又は責任者代行）が署名し、管海官庁、日本小型船舶検査機構又は日本海事協会の支部に１部提出し、船舶所有者に１部提出し、残り１部は事業場の記録として保管して下さい。記録表の用紙（ＣＤ版）は当協会で準備しています。

新造船への装備工事の後の性能試験については、次に従って下さい。

②　航海用レーダー等の整備等を行い、社内装備・整備標準に適合していることを確認した場合は、「ＧＭＤＳＳ設備等整備記録総括表（様式ＧＭ－１）」に加え、工事の内容により、「航海用レーダー点検整備記録表／レーダー設備試験成績表(1)（様式Ｒ－１）」「自動衝突予防援助装置等（ＡＲＰＡ等）点検整備記録表／レーダー設備試験成績表(2)（様式：ＡＲＰＡ等）」「船舶自動識別装置等整備記録（様式：ＡＩＳ等）」「航海情報記録装置(VDR) 整備記録(様式:VDR)(簡易型航海情報記録装置の場合は簡易型航海情報記録装置(S-VDR) 整備記録(様式:S-VDR))」を、また航海情報記録装置の年次点検の場合には「航海情報記録装置／簡易型航海情報記録装置（ＶＤＲ/Ｓ－ＶＤＲ）年次点検整備記録（様式：ＶＤＲ－２）」を各３部作成し、管海官庁、日本小型船舶検査機構の支部又は日本海事協会の支部に１部提出し船舶所有者に各１部提出し、残り各１部は事業場の記録として保管して下さい。

ＧＭＤＳＳ設備整備等整備記録総括表（様式ＧＭ－１）に記名押印又は署名する場合は、責任者（責任者代行が選任されている場合であって、責任者が不在のときに限り責任者代行）が、整備記録を十分監査、確認してから記名押印又は署名して下さい。

［注］様式ＧＭ―１の「整備技術者」の欄の記名押印についても、「署名」で差し支えありません。

(6)　書類の保管

前記(5)で作成した記録表等は、船舶別に整理して保管して下さい。事業場等が基準に基づき作成した書類の保管期限は５年です。

(7)　変更等による届出

①　管海官庁への届出

レーダー等認定事業場の証明書の備考により次の一に該当する変更が生じた場合は、その旨管海官庁に届出て下さい。なお、責任者代行の変更は、社内装備・整備標準の変更となり、責任者代行の代行業務は、管海官庁に届け出た後でなければなりません。

届出の際は様式 3.9 の変更届を参考にして下さい。

（イ）施設、機器及び備品類を変更したとき。

（ロ）社内装備・整備標準を変更したとき。

なお、変更届と書換申請書の関係及び変更届に添付する書類については、Ⅲ-24 頁の［参考］を参照して下さい。

②　当協会への届出

前記①による変更届を行った場合は、当協会に対してもその文書の写しを速やかに送付して下さい。

(8)　管海官庁の立入り調査

証明書を交付された事業場に対して、管海官庁の立入り調査が行われることになっています。管海官庁による現場確認に協力してください。

①　時　期

原則として１年度に１回の頻度で行われます。

なお、立入りは、非通知で事業場等に立ち入って実施されます。

②　調査内容

(ｲ)　装備工事及び整備点検時の立会いの状況

(ﾛ)　施設等の状況：作業場、機器・備品等の保管状況の調査

(ﾊ)　装備工事及び整備点検の方法：社内装備・整備標準による装備工事並びに試験及び検査の実施状況

(ﾆ)　書類等の保管状況：記録表等の内容及び保管並びに検印の管理状況の調査

(ﾎ)　責任者（資格者）及び技術者の構成の確認

③　自己点検表

証明書の交付を受けた事業場は、毎年４月末までに自己点検表(様式３－１０)を作成し、管海官庁へ提出してください。

記録や施設、人員、器具及び備品類について、事前に自己点検して管海官庁へ提出することにより立入調査の効率化が図られます。

(9)　証明の失効及び取り消し

① 証明を受けた事業者が次の各号の一に該当するときには、証明はその効力を失うことになります。

（イ） 死亡し、又は解散したとき。

（ロ） 証明に係わる事業を廃止したとき。

（ハ） 証明を辞退したとき。

② 管海官庁は証明を受けた事業者が次の各号の一に該当するときには、その証明を取り消し、又は期間を定めてその証明の効力を停止することができます。

（イ） 証明に係る施設等の基準に適合しなくなったとき。

（ロ） 工事又は整備等の次の基準に違反したとき。

・社内装備・整備標準に違反したとき。

・書類の保管の基準に違反したとき。

・証明に係る物件以外の物件に装備･整備記録を作製したとき、又は虚偽の整備記録を作成したとき。

（ハ） 証明に係る物件以外の物件に施設等の基準に基づく成績表を作製したとき、又は虚偽の成績表を作成したとき。

（ニ） 前項の届出を怠り、又は虚偽の届出をしたとき。

③ ②により証明を取り消され、その取り消しの日から二年を経過しない者は、当該取り消しに係る事業場について証明を受けることができません。

様式３．９

変　　更　　届

年　　月　　日

管　海　官　庁　　殿

名　　称

代表者名

住　　所

航海用レーダー等装備・整備事業場の証明書に係る届出について

標記証明書の（備考）(1)に関し下記のとおり変更いたしましたのでお届けいたします。

記

１.変 更 年 月 日　　年　　月　　日

２.変　更　事　項

（施設及び設備の変更）　　別　紙

又は

（社内装備・整備標準の変更）　　別　紙

又は

（技術者・責任者代行の変更）

注１:「施設及び設備（機器及び備品類）の変更」「社内装備・整備標準の変更」は「別紙」とし、新・旧各１部を添付して下さい。

注２:用紙の大きさは、Ａ４判で縦長、横書きにして下さい。

様式３．１０

返　　納　　届

年　　月　　日

管　海　官　庁　　殿

名　　称

代 表 者 名

住　　所

当事業場は「航海用レーダー等装備・整備事業場」の施設及び能力の基準に適合しなくなったために「証明書」を返納致します。

記

1.　返納する事業場の名称及び所在地

2.　返納理由

（**様式３．１１**）　航海用レーダー等装備・整備事業場自己点検表

提出日：　　年　月　日

事業場名		証明書の有効期限	年　月　日
証明を受けている設備の区分及び事業場制度を利用した前年度の整備実績	GMDSS航海用具	□ 航海用レーダー	件
		□ 電子プロッティング装置	件
		□ 自動物標追跡装置	件
		□ 自動衝突予防援助装置	件
		□ 船舶自動識別装置	件
		□ 航海情報記録装置	件
		□ 簡易型航海情報記録装置	件
		計	件

チェック項目 (チェック資料)	チェックポイント	点検結果	備考
1.人員	(1) 十分な技量及び関係法規などの知識を有する業務実施上の責任者並びに適切な技量及び知識を有する技術者を有しているか。(資格証明書(写)添付)	□ はい □いいえ	
2. 器具及び備品類	(1)下記に掲げる設備の区分ごとに機器及び備品を備えているか。 ●航海用レーダー、電子プロッティング装置、自動物標追跡装置及び自動衝突予防援助装置 (イ) 携帯用ドリル (ロ) オシロスコープ(5MHz 以上のもの) (ハ) 周波数測定器(9GHz 帯の周波数の測定が可能なもの) (ニ) テスター (ホ) 絶縁抵抗計(500V) (ヘ) 導波管機密試験器 (ト) ストップ･ウォッチ	□ はい □いいえ	
	●船舶自動識別装置(これに接続された衛星航法装置を含む) (イ) 周波数測定装置(200MHz 以下の周波数の測定が可能なもの) (ロ) 電力計(30W) (ハ) テスター (ニ) 船舶自動識別装置専用計測器	□ はい □いいえ	
	●航海情報記録装置及び簡易型航海情報記録装置 (イ) テスター (ロ) メンテナンス装置(再生専用ソフト付き) (ハ) ストップ･ウォッチ (ニ) 船舶自動識別装置専用計測器		
	(2) 校正が必要な機器が定期的に校正されているか。	□ はい □いいえ	
3.社内整備標準	(1) 装備及び整備基準に適合する社内装備･整備標準を有しているか。	□ はい □いいえ	
4.書類	(1) 船舶毎に作成した整備記録を保管しているか。	□ はい □いいえ	
5.その他	(1) 届出の事由に当てはまる変更はないか。 ※証明書備考欄参照	□ はい □いいえ	

毎年４月末日までに前年度の実績及び点検結果を本自己点検表に記入の上、管轄の運輸局等に提出してください。

なお、自己点検の結果「いいえ」となった項目については、その内容、是正策、再発防止等について説明資料を添付してください。

点検者氏名（責任者）

一般社団法人　日本船舶電装協会　　（署名年月日）　　年　月　日

Ⅳ. 付　録

Ⅳ 付　　録

（目　　次）

1.　船舶検査の方法（電気ぎ装工事関係）（抜粋）…… Ⅳ- 1
(1)　B 編　一般の船舶及びこれに備える物件に係る検査
（電気ぎ装工事関係）…… Ⅳ- 1
(2)　C 編　小型船舶等及びこれに備える物件の検査
（電気ぎ装工事関係）…… Ⅳ-11
(3)　C-2 編　快遊艇等及びこれに備える物件の検査
（電気ぎ装工事関係）…… Ⅳ-13
(4)　S 編　検査の特例（電気ぎ装工事関係）…… Ⅳ-14
(5)　附属書 H　工事又は整備等を行う事業場等の証明 …… Ⅳ-16
別記１　船舶電気ぎ装工事を行う特定の事業場の証明…… Ⅳ-20
(6)　附属書 E　設備の検査に関する附属書（電気ぎ装工事関係）　…… Ⅳ-26
2.　船舶検査の方法（GMDSS 設備関係）（抜粋）…… Ⅳ-27
(1)　B 編　一般の船舶及びこれに備える物件に係る検査（GMDSS 設備関係）… Ⅳ-27
(2)　C 編　小型船舶等及びこれに備える物件の検査（GMDSS 設備関係）…… Ⅳ-29
(3)　C-2 編　快遊艇等及びこれに備える物件の検査（GMDSS 設備関係）…… Ⅳ-30
(4)　S 編　検査の特例（GMDSS 設備関係）…… Ⅳ-31
(5)　附属書 H　工事又は整備等を行う事業場等の証明（GMDSS 設備関係）
別記３　ＧＭＤＳＳ設備サービス・ステーションの施設等の基準…… Ⅳ-32
(6)　附属書 F　整備基準等（GMDSS 設備関係）…… Ⅳ-36
(7)　GMDSS 設備の整備を行うサービス・ステーションの証明
を行う際の要領について（参考）…… Ⅳ-46
(8)　無線設備の保守等の承認について…… Ⅳ-48
3.　船舶検査の方法（航海用レーダー等関係）（抜粋）…… Ⅳ-60
(1)　B 編　一般の船舶及びこれに備える物件に係る検査(航海用レーダー等関係)… Ⅳ-60
(2)　S 編　検査の特例（航海用レーダー等関係）…… Ⅳ-68
(3)　附属書 H　工事又は整備等を行う事業場等の証明（航海用レーダー等関係）
別記４　航海用レーダー等装備・整備事業場の施設等の基準…… Ⅳ-69
(4)　附属書 F　整備基準等（航海用レーダー等関係）…… Ⅳ-73
(5)　航海用レーダー等装備・整備事業場の証明を行う際の
要領について（参考）…… Ⅳ-91
4.　日本小型船舶検査機構(JCI)による検査…… Ⅳ-93
(1) 日本小型船舶検査機構検査事務規程（抜粋）…… Ⅳ-93
(2) 日本小型船舶検査機構検査事務規程細則（抜粋）…… Ⅳ-94
・第 1 編　小型船舶安全規則に関する細則…… Ⅳ-94
・第 2 編　小型船舶の検査の実施方法に関する細則…… Ⅳ-118
・第 3 編　船舶安全法施行規則に関する細則…… Ⅳ-128
・第 4 編　小型漁船安全規則に関する細則…… Ⅳ-129
・第 5 編　小型漁船の検査の実施方法に関する細則…… Ⅳ-133

5. 日本海事協会(NK)による検査 ····· Ⅳ-135
(1) 安全設備規則(NK) (抜粋) 2編 検 査 ····· Ⅳ-135
(2) 日本籍船の検査範囲の拡大について ····· Ⅳ-136

1. 船舶検査の方法（電気ぎ装工事関係）（抜粋）

（1）B 編　一般の船舶及びこれに備える物件に係る検査（電気ぎ装工事関係）

第 1 章　第 1 回定期検査等

1.1　通則

1.1.1　船舶について初めて行う定期検査、製造検査及び製造に係る物件の予備検査並びに、新たに船舶の備え付け又は新替えする物件の検査（以下「第 1 回定期検査等」という。）の方法は、本章による。

1.6　電気設備

1.6.1　防爆型の電気機器

防爆型の電気機器を承認するときは、JIS F 8009「船用防爆電気機器一般通則」又は JIS C 0930「電気機器の防爆構造総則」等当該機器に関する JIS 規格にもとづき爆発試験、引火試験等の試験を行い、それら規格に適合していることを確認すること。ただし、附属書 A-1 に掲げる公的機関が認定又は承認したものは、確認のための前記爆発試験、引火試験等を省略して差し支えない。

承認後の検査の方法は、水圧試験（耐圧防爆型のものに限る。）及び完成品について構造検査を行うこと。

なお、次の 1.6.4 及び 1.6.5 に該当するものは、それぞれの試験を行うこと。

1.6.2　防水型及び水中型の電気機器

防水型及び水中型の電気機器を承認するときは、船舶検査心得 5-3 船舶設備規程 171.0 に適合することを確認すること。

1.6.3　特殊な構造の電気機器

特殊な構造の電気機器にあっては、承認試験及び承認後の検査につき、意見を添えて検査測度課長に伺い出ること。

1.6.4　回転軸の材料試験

設備規程第 180 条の材料試験は、船舶検査心得 6-1 船舶機関規則附属書〔2〕材料の基準及び船舶検査の方法 1.4.2 によること。

1.6.5　完成検査

発電機、電動機、変圧器、配電盤又は制御器にあっては、それぞれ次に掲げる事項に留意のうえ、設備規程第 181 条に定める完成検査を行う。ただし、定格出力が 1 kW 又は 1 kVA 未満の小型電気機器及び居住性に直接関係ある電気機器であって防爆型、水中型、防水型等特殊な構造のものを除くものにあっては、製造者の試験成績書の確認にとどめて差し支えない。

-1. 発電機又は電動機

温度試験は、定格電流を通じ、連続定格のものにあってはその温度が一定になるまで、短時間定格のものにあっては定格時間まで行う。

過負荷耐力試験は、温度試験に引続き行う。

過速度耐力試験は、無負荷状態で行う。

特性試験及び並行運転試験を行う。

絶縁抵抗試験は、温度試験の前及び直後において、線間及び電線と大地との間に所定の電圧を加えて行う。

-2. 変圧器

絶縁耐力試験は、一次側、二次側をそれぞれの定格電圧に従って別に試験電圧を定めて行う。ただし、高い方の試験電圧でまとめて行ってもよい。

誘導絶縁耐力試験は、電源の周波数が変化した場合に、変圧器が短時間誘起電圧並びにヒステリシス損及び渦電流損による鉄心の温度上昇に耐えることを確かめる。

短絡試験は、一番機についてのみ行い、以後は一番機の成績書の確認にとどめてよい。

-3. 配電盤又は制御器

温度試験は、定格電流のもとで規定の値を超えないこと。

動作試験は、計器、しゃ断器、開閉装置等の動作が正常であることを確認すること。

1.6.6　効力試験

船内すえ付け後、次に掲げる試験を行い、その効力を確かめる。

なお、検査着手前に、搭載電気機器ごとに試験、検査要領をあらかじめ提出させて、事前に打合せを十分実施すること。

ただし、「船舶電気ぎ装工事事業場の施設及び能力の基準」に適合すると認められた事業者が行った電気ぎ装工事については、検査着手前に試験、検査要領を提出させることを要しない。

-1. 非常電源用発電機

始動試験（設備規程第 299 条）

-2. 常用発電機（非常電源用発電機を含む。）

(1)　過速度防止装置そのほかの安全装置の動作試験

(2)　電圧変動率試験及び並行運転試験

(3)　負荷試験

-3. 配電盤上の開閉器、しゃ断器及び継電器等(区電盤、分電盤についても準ずる。)

(1)　負荷開閉器、しゃ断器の実負荷通電試験、手動開閉試験及び設定電流の確認等を行う。

(2)　発電機用しゃ断器（気中しゃ断器）及び逆電流（又は逆電力）の引外し試験

-4. 通風機、燃料油装置のポンプ又は貨物用ポンプに使用する電動機の遠隔停止装置にあっては動作試験

-5. 電動機及びその他の電気機器

動作試験

-6. 機関区域無人化船にあっては、次の試験

(1)　過負荷防止装置及び警報装置の動作試験

(2)　待機発電機の自動給電試験及び第１種補機の自動再始動試験

-7. 電気式航海灯については次の試験を行う。

(1)　常用電源と予備電源の切換試験

(2)　航海灯制御盤の動作試験

-8. 電動操だ装置及び電動油圧操だ装置については次の試験を行う。

(1)　過負荷警報装置の動作試験

(2)　電動機の欠相に対する警報装置の動作試験

-9. 電気式自動スプリンクラ装置、火災探知装置及び火災警報装置並びに退船警報装置等については常用電源と予備電源の切換試験

1.6.7　電気機器及び電路の完成試験

船内にすえ付けた後、すべての電気機器及び電路について、次に掲げる事項等の敷設状態を検査するとともに、導通試験及び絶縁抵抗試験（直流　500V 以上の絶縁抵抗測定器による。）を行い、配線及び絶縁状態等を確かめる。なお、内張りの施工後により検査が十分実施できない場合があるので、検査立会時期等について事前に打合せを十分実施すること。

-1. 電気機器の設備場所等

(1)　電気機器の構造、型式が設置場所に適したものであり、振動等に耐えるよう確実に固定されていること。

(2)　蓄電池の設置場所、換気装置及び防食処理が適当であること。

-2. 電路の敷設状況等

(1)　使用ケーブルは、以下のいずれかによること。

(a)　設備規程第 236 条に適合していること。

(b)　日本海事協会の形式試験証明書を有するケーブルは設備規程第 236 条に適合しているものとみなして差し支えない。

(c)　ノンハロゲン材料で構成された耐延焼性を有する船用電線(以下「ノンハロゲン耐延焼性船用電線」という。）を使用する場合の取扱については附属書 E5-2.電気設備によること。

(2)　配線工事の種類は、敷設場所に適したものであること。

(3)　電路のわん曲は設備規程第 251 条に適合していること。

(4)　水密隔壁、防火隔壁等の電路の貫通部は、貫通金物等を使用して、適切に施工されていること。

(5)　電路の接続は、端子箱又は接続箱により、適切に接続されていること。

(6)　電路の線端は、テーピング等により、適切に処理されていること。

(7)　電路は帯金等により確実に固定され、特に内張り内に敷設する電路は、断熱材の内部に埋め込まないこと。

(8)　外洋航行船においては、ケーブルの難燃性を損なわないよう敷設すること。

-3. 電気機器等の接地等

(1)　固定された電気機器の金属外被は、取付面の塗装の除去、接地線の採用等により有効に接地されていること。

(2)　電路の金属外被は、船体に有効に接地されていること。

(3)　接地灯、接地警報器又は絶縁監視装置が必要な箇所に備えられており、動作が良好であること。

(4)　配電盤の前後の床面には、絶縁性敷物等が設けられていること。

1.7　一般設備

1.7.1　通　則

-1. 動力となる原動機又は電動機の検査の方法は、それぞれ 1.4 又は 1.6 に定めるところによる。

-2. 機関規則の適用のある設備については、以下に引用する参照条文のほか、同規則の関連条文を参照すること。

-3. 設備の 1.7 に定める検査は、原則として、船舶に取り付けた後行う。

-4. 次の書類を提出させ、検査前の打合わせを行う。

(1)　航海用具（第 9 号表又は第 9 号表の 2 の属具を含む。）のリスト

(2)　予備検査合格証明書、予備検査成績書、検定合格証明書等（検査後に返却するものとする。）

-5. -4. (1)のリストは、検査結了後船舶件名表に添付すること。

1.7.2　居住、衛生及び脱出設備

-4. 脱出設備

(1)　脱出経路、出入口及びはしご、並びに掲示札の確認を行う。（設備規程第 6 章参照）

(2)　非常表示灯、非常照明装置及び蓄電池一体型非常用照明装置の点灯試験を行う。（設備規程 122-5、122-6 及び 122-6-2 参照）

1.7.4　操舵の設備（設備規程第 3 編第 2 章参照）

-1. 性能試験は、附属書 E-3 に定めるところによるほか、海上試運転において行う試験は、1.19 による。

-2. 操舵説明書の掲示及び国際航海に従事する船舶にあっては、保守に関する説明書及図面の備置きを確認する。（設備規程 146 参照）

-3.　自動操舵装置にあっては、次の検査を行う。

(1)　自動操舵から手動操舵に直ちに切り替えることができることを確かめる。

(2)　磁気コンパスに対し、当該自動操舵装置に示されている安全距離が保たれていること。ただし、安全距離が保たれていない場合であっても、自動操舵装置を設備したことによって磁気コンパスに与える誤差が、当該自動操舵装置に電源を入れた状態と切った状態にかかわらず軽微なもの（自動操舵装置に電源を入れた状態と切った状態のいずれにおいても、誤差が0.5 度以内を標準とする。）であれば安全距離を保っていることとして差し支えない。

(3)　自動操舵装置に必要な情報が航海用具等（ジャイロコンパス等）から正常に伝達されていることを確かめる。

(4)　自動操舵装置に電源が給電されている表示と作動中の表示がなされていることを確かめる。

(5)　自動操舵装置の針路設定器で小角度（10 度程度）の変針設定を行い舵が作動することを確かめる。

(6)　手動操舵から自動操舵に切り替えた場合において、船舶をあらかじめ設定した針路に合わせることができることを確かめる。

(7)　舵角が制限された角度に達したことを表示できることを確かめる。

(8)　自動操舵装置又は、船舶の針路があらかじめ設定された角度を超えて変化した場合において、可視可聴の警報を発することを確かめる。

(9)　自動操舵装置への給電を停止し、自動操舵装置の可視可聴の警報が発せられることを確かめる。

1.7.5　航海用具

-1. 航海用具の性能試験は、附属書 E-4 に定めるところによる。

-2. **船　灯**

(1) 位置等の確認を行う。（用具告示 2 参照）

(2) 電気船灯については、断線警報の効力試験又は点滅試験を行う。（設備規程 273 参照）

-3. **げん灯の内側隔板**

げん灯の性能試験で実施した内側隔板の寸法及び形状であることを確認する。ただし、平成 10 年 7 月 1 日以前に型式承認を受けたげん灯については、旧船灯試験規程第 31 条、97 条関係第 2 図に示す寸法及び形状の内側隔板であることを確認する。(用具告示 2.1.2 参照)

-4. **信号灯**

点滅試験を行う。(設備規程第 9 号表又は第 9 号表の 2 参照)

-5. **汽　笛**

(1)　設置方法を確認する。(用具告示 3.2 参照)

(2)　吹鳴試験を行い、用具告示 3.2.1 ロに適合していることを確認する。

-6. 略

-7. **電子海図情報表示装置**(設備規程146-10、用具告示5)

次の検査を行う。

(1)　磁気コンパスに対し、当該航海用電子海図情報表示装置に示された安全距離が保たれていることを確かめる。

(2)　衛星航法装置の位置情報を入力でき、表示できることを確かめる。

(3)　自船周囲の海図が表示できることを確かめる。

(4)　安全等深線を設定し、その等深線を横切る予定航路を作成する。その際、安全等深線横切りのアラームが発生することを確かめる。

(5)　目的とする航海の航路を計画するために必要な電子海図が備えられていることを確かめる。

(6) 要求されるバックアップ機能が備えられていることを確かめる。

(7) 非常電源から給電することができることを確かめる。

-8.～-11. 略

-12. **磁気コンパス**(設備規程146-18、用具告示13)

次の検査を行う。

(1)　磁気コンパスは出来るだけ船の中心線上で、磁性材料から離れた位置に設置されていることを確かめる。

(2)　操舵室の操舵位置から、表示が読み取れることを確かめる。

(3)　明るさを調整できる照明装置が設けられていることを確かめる。

(4)　自差が適切に修正されているか、修正機構が備えられていることを確かめる。

(5)　残留自差を修正するための図表を備えていること。

-13. **方位測定コンパス**(設備規程146-19、用具告示14)

次の検査を行う。

(1)　全方位にわたって見通しが良好な位置に設置されていることを確かめる。

(2)　方位測定具が備えられていることを確かめる。

-14. **ジャイロコンパス**（設備規程146-20,用具告示15)

(1)　電源故障警報装置の作動試験を行う。

(2)　すべてのレピーターが真方位を示していることを確認する。

-15. **船首方位伝達装置**(設備規程146-21、用具告示16)

次の検査を行う。

(1)　船舶の方位が安定している状態で、真方位を外部の設備に正しく伝達している

ことを確かめる。

(2)　船首方位センサーについては、それぞれの方式の航海用具の検査項目を準用する。

-16. **音響測深機**(設備規程146-23、用具告示17)

次の検査を行う。

(1)　測深結果に係る情報を航海用具等に伝達できることを確かめる。

(2)　磁気コンパスに対し、その音響測深機に示されている安全距離が保たれていることを確かめる。

-17. 略

-18. **船速距離計**（設備規程 146-25,用具告示 21)

次の検査を行う。検査は、海上試運転のときに行っても差し支えない。

(1)　船舶に備え付けられた状態で補正されていることを確かめる。

(2)　速力及び距離に係る情報を航海用具等に伝達できることを確かめる。

(3)　磁気コンパスに対し、その船速距離計に示されている安全距離が保たれていることを確かめる。

-19. **回頭角速度計**（設備規程 146-27,用具告示 22)

次の検査を行う。

(1)　電源の切替試験を行う。

(2)　磁気コンパスに対し、その回頭角速度計に示されている安全距離が保たれていることを確かめる。

-20. **音響受信装置**(設備規程146-28、用具告示23)

(1)　音響信号の受信部より少なくとも1m 離れた位置から音声等(70-820Hz に基本周波数を有する音）を発し、方向表示器の方向の表示灯が点灯することを確かめる。

(2)　受信部から少なくとも1m 離れた位置から音声を発し、本体の再生用スピーカから音声が明瞭に再生され、その音量が調整できることを確かめる。

-21～24.　略

-25.　命令伝達装置（設備規程146-40）

作動試験を行う。

-26.　機関部職員の呼出装置（設備規程 146-41）

作動試験を行う。

-27.　通話装置（設備規程 146-42）

作動試験を行う。

-28.　舵角指示器（設備規程 146-43、用具告示 33）

操舵装置の制御系統から独立したものであることを確認する。

-29.　載貨扉開閉表示装置（設備規程 146-44、用具告示 34）

作動試験を行う。

-30.　漏水検知装置（設備規程 146-45, 用具告示 35）

作動試験を行う。

-31.　監視装置（設備規程 146-46、用具告示 36）

作動試験を行う。

-32.　喫水計測装置（設備規程 146-48、用具告示 37）

作動試験を行う。

-33. 浸水警報装置（設備規程 146-48-2、区画規定 115）

作動試験を行う。

-34. 船橋航海当直警報装置（設備規程 146-49、用具告示 38 から 39）

(1) 自動操舵装置と連動して起動及び停止できることを確認する。

(2) 休止時間のリセット又は警報（休止時間が経過した場合に作動する可視表示を含む。）の解除を行う装置が船橋の適当な位置に設置されていることを確認する。

(3) 船橋、船長室、航海士室及び他の乗組員がいる場所において警報を発するように設置されていることを確認し、警報（休止時間が経過した場合に作動する可視表示を含む。）の作動試験を行う。

(4) 磁気コンパスに対し、その船橋航海当直警報装置に示されている安全距離が保たれていることを確認する。

(5) 常用の電源から給電されていること、また第一種船橋航海当直警報装置にあっては、給電が停止した場合又は故障の場合に発する警報が、予備の独立の電源から給電されているいることを確認する。

-35. その他の航海用具の積付検査

航海用具の備え付けを確認する。

（参考）1.9.14 火災探知装置(消防設備規則51.2 及び消防告示34 参照)

-1. 警報装置の電源端子と筐体間及び探知器の端子と筐体間の絶縁耐力試験を行う。ただし、この場合、トランジスタ又はダイオード等の半導体を使用した部品は取りはずして行って差し支えない。

-2. 各探知区域ごとに任意に探知器を選び、その作動試験を行う。煙管式のときは、発煙から2 分以内に警告を発するものであることを確かめる。

-3. 二以上の探知区域の同時火災状態において、警報装置の作動試験を行う。

-4. 電源又は電路の故障状態において、警報装置の作動試験を行う。

-5. 予備の独立の電源による作動試験を行う。(設備規程298参照)

-6. 動力源が故障したときの可視可聴警報の作動を確認する。

1.9.15 手動火災警報装置(消防設備規則 52 及び消防告示 35 参照)

-1. 警報作動試験を行う。

-2. 動力源が故障したときの可視可聴警報の試験を行う。

第 2 章 定期的検査等

2.1.1 1.1.1.に定める第 1 回定期検査等に該当する検査を除き、第 2 回定期検査以降の定期検査及び中間検査並びに改造又は整備に係る予備検査（以下「定期的検査等」という。）の方法は、本章による。

2.1.2 用語の定義

-1.「第 2A 種中間検査」とは、定期検査合格後 2 回目又は 3 回目の第 2 種中間検査及び当該第 2 種中間検査合格後 3 回目の第 2 種中間検査をいう。(本章表中 A で表わす)

-2.「第 2B 種中間検査」とは、毎年の検査基準日の前後 3 ヵ月以内のいずれかの日に行う第 2 種中間検査をいう。

-3.「第 3 種中間検査」とは、条約適用船で船底検査等を分離して行う中間検査をいう。

-4.「特 1 中」とは、旅客船について毎年行われる第 1 種中間検査のうち、機関、電気、救命設備、海上運転等の強化された検査を行う第 1 種中間検査をいい、定期検査合格後 2 回目又は 3 回目の時期とする。

2.5　電気設備

検　　査　　項　　目	定期	1 中	2 中	3 中
2.5.1　非常電源用発電機の始動試験	○	○	○	
2.5.2　発電機（非常電源用発電機を含む。）				
-1.　過速度防止装置その他の安全装置の動作試験	○	○	A	
-2.　並行運転試験	○	○	A	
-3.　負荷試験	○	○	A	
ただし、第 1 種中間検査においては、-1～3 は特 1 中時のみ実施。				
2.5.3　配電盤（区電盤、分電盤を含む。）				
-1.　現状検査	○	○	○	
配電盤本体、計器類及び配線が適正であることを確認する。				
-2.　負荷開閉器、しゃ断器の実負荷通電試験、手動開閉試験及び設定電流の確認等	○	○	○	
-3.　発電機用しゃ断器（気中しゃ断器）及び逆電流（又は逆電力）継電器の引外し試験	○	○	A	
ただし、第 1 種中間検査においては、-2、-3 は特 1 中時のみ実施。				
2.5.4　通風機、燃料油装置のポンプ又は貨物油ポンプに使用する電動機の遠隔停止装置の動作実験	○	○	A	
2.5.5　電動機及びその他の電気機器の動作実験 ただし、第 1 種中間検査においては、特 1 中時のみ実施。	○	○	A	
2.5.6　機関区域無人化船の発電設備				
-1.　過負荷防止装置及び警報装置の動作試験	○	○	A	
-2.　待機発電機の自動給電試験及び第 1 種補機の自動再始動試験	○	○	A	
2.5.7　電気式航海灯				
-1.　常用電源と予備電源の切換試験	○	○	○	
-2.　航海灯制御盤の動作試験	○	○	○	
2.5.8　電動操だ装置及び電動油圧操だ装置				
-1.　過負荷警報装置の動作試験	○	○	○	
-2.　電動機の欠相に対する警報装置の動作試験	○	○	○	
2.5.9　電気式自動スプリンクラ装置、火災探知装置、火災警報装置及び退船警報装置等の常用電源と予備電源の切換試験	○	○	○	
2.5.10　貨物ポンプ室の電気設備 インターロック装置の効力試験	○	○	○	
2.5.11 すべての電気機器及び電路の絶縁抵抗試験 ただし、第 1 種中間検査及び第 2A 種中間検査にあっては、10 年以上経過したタンカー以外は、記録の確認でよい。	○	○	A	
2.5.12 電気機器及びケーブル				
-1.　現状検査	○	○	○	
電気機器の取り付け及び設置が適正であることを確認する。				
-2.　現状検査	○	○	○	
ケーブルの固定、外傷防止、線端処理、結線及び貫通部が適正であることを確認する。				

2.6　一般設備

検　　査　　項　　目	定期	1中	2中	3中
2.6.1　住居、衛生及び脱出設備				
-3.　非常表示灯、非常照明装置の非常電源による点灯試験	○	○	○	
2.6.3　操舵装置				
-1.　略				
-2.　主操舵装置及び補助操舵装置については、作動試験	○	○	○	
-3.　自動操舵装置にあっては、次に掲げる検査を行う。				
(a) 自動操舵装置に必要な情報が航海用具等(ジャイロコンパス等)から正常に伝達されていることを確かめる。	○	○	○	
(b) 自動操舵装置に電源が給電されている表示と作動中の表示がなされていることを確かめる。	○	○	○	
(c) 自動操舵装置の針路設定器で小角度(10 度程度) の変針設定を行い舵が作動することを確かめる。	○	○	A	
(d) 手動操舵から自動操舵に切り替えた場合において、船舶をあらかじめ設定した針路に合わせることができることを確かめる。	○	○	A	
(e) 自動操舵装置への給電を停止し、自動操舵装置の可視可聴の警報が発せられることを確かめる。	○	○	○	
-4.　操舵説明書の掲示を確認かめる。	○	○	○	
2.6.4　航海用具				
-1.　現状、数量及び配置を確認する。	○	○	○	
-2　船灯、信号灯については、断線警報の効力試験又は点滅試験を行う。	○	○	○	
-3.　汽笛については、吹鳴試験を行う。	○	○	○	
-5.　**電子海図情報表示装置**				
(1) 衛星航法装置の位置情報を入力でき、表示できることを確かめる。	○	○	○	
(2) 自船周囲の海図が表示できることを確かめる。	○	○	A	
(3) 安全等深線が強調表示されることを確かめる。	○	○	A	
(4) 計画航路を表示できることを確かめる。	○	○	A	
(5) 安全等深線を設定し、その等深線を横切る予定航路を作成する。その際、安全等深線横切りのアラームが発生することを確かめる。	○	○	A	
(6) 電子海図の改補が適切に行われていることを確かめる。	○	○	○	
-10.　**磁気コンパス** 次の検査を行う。	○	○	○	
(1) 操舵室の操舵位置からその表示が読み取れることを確かめる。				
(2) 明るさを調整できる照明装置が設けられていることを確かめる。				
(3) 残留自差を修正するための図表を備えていることを確かめる。				
-11.　**方位測定コンパス** 方位測定具が備えられていることを確かめる。	○	○	○	
-12.　**ジャイロコンパス** 次の検査を行う。				
(1) 電源故障警報装置の作動試験を行う。	○	○	○	
(2) すべてのレピーターが真方位を指示していることを確かめる。	○	○	A	
-13.　**船首方位伝達装置** 次の検査を行う。				
(1) 船舶の方位が安定している状態で、真方位を外部の設備に正しく伝達していることを確認する。	○	○	○	
(2) 船首方位センサーについては、それぞれの方式の航海用具の検査項目を準用する。	○	○	A	
-14.　**音響測深機**				

次の検査を行う。				
(1) 測深結果の記録、15 分間の測深結果の表示、浅海警報の作動を確かめる。	○	○	A	
(2) 測深結果に係る情報を他の設備に伝達できることを確かめる。	○	○	○	
-16. **船速距離計** 船速距離計にあっては、次の検査を行うこと。なお、検査は、海上試運転の際にあわせて行って差し支えない。 (1)及び(2) の試験は、係留中に行ってよく、(1) についてはモードが表示できることの確認にどどめてよい。				
(1) 対水又は対地速力を表示できることを確かめる。	○	○	A	
(2) 計測部が可動のものにあっては、作動試験を行い、あわせて計測部の状態が表示できることを確かめる。	○			
(3) 磁気コンパスに対し、その船速距離計に示されている安全距離が保たれていることを確かめる。	○	○	○	
-17. **回頭角速度計** 磁気コンパスに対して安全距離が保たれていることを確かめる。	○	○	○	
-18. **音響受信装置** 次の検査を行う。				
(1) 音響信号の受信部より少なくとも1m 離れた位置から音声等(70-820Hzに基本周波数を有する音) を発し、方向表示器の方向の表示灯が点灯することを確かめる。	○	○	A	
(2) 受信部から少なくとも1m 離れた位置から音声を発し、本体の再生用スピーカから音声が明瞭に再生され、その音量が調整できることを確かめる。	○	○	○	
-23. 次の装置について、作動試験を行う。				
(1) 船橋から主機を制御する場所に命令を伝達する装置	○	○	○	
(2) 機関部職員の呼出装置	○	○	A	
(3) 操舵機室と船橋との間の通話装置	○	○	○	
(4) 基準磁気コンパスを設置した場所と船橋との間の通話装置	○	○	A	
(5) 無線方位測定機を設置した場所と船橋との間の通話装置	○	○	A	
(6) 機関区域無人化船の船橋、主機を制御する場所並びに食堂、休憩室及び機関部職員室相互間の通話装置	○	○	A	
(7) 載貨扉開閉表示装置	○	○	A	
(8) 漏水検知装置	○	○	A	
(9) 監視装置	○	○	A	
(10)喫水計測装置	○	○	A	
(11)浸水警報装置	○	○	A	
-24. 船橋航海当直警報装置 (1) 自動操舵装置等と連動して起動及び停止できることを確認する。 (2) 警報（休止時間が経過した場合に作動する可視表示を含む。）の作動試験を行う。	○	○	○	
(参考)				
2.8.9 火災探知装置				
-1. 各探知区域毎に適当に探知器を選定し、作動試験を行う。	○	○	○	
-2. 2以上の探知区域の同時火災状態において、警報装置の作動試験を行う。	○	○	○	
-3. 電源又は電路の故障状態において、警報装置の作動試験を行う。	○	○	○	
-4. 第一種船については、非常電源を用いて、上記-2. 及び-3. の作動試験（電源の故障試験を除く。) を行う。	○	○		

(2) C編　小型船舶等及びこれに備える物件の検査（電気ぎ装工事関係）

第1章　第1回定期検査等

C 編　小型船舶(小型船舶安全規則第2条第1項第2号の船舶を除く。以下この編において同じ。）等及びこれに備える物件の検査

1.1　通　則

1.1.1　船舶について初めて行う定期検査、製造検査及び製造に係る物件の予備検査並びに、新たに船舶の備え付け又は新替えする物件の検査(以下「第1 回定期検査等」という。）の方法は、本章による。

1.1.2　本章に検査の方法が定められていない物件又は新しい設計の船舶若しくは物件で本章に示す検査の方法を適用する事が適当でないものの検査の方法は、検査測度課長に伺い出ること。

1.1.3　通常設計検査により確認する技術的要件について、設計図面で確認することが困難な場合は、適当な試験を追加して行う。

1.2　小型船舶及び総トン数5トン未満の船舶以外の船舶の検査並びに当該船舶に係る物件の予備検査

次に係るもの（略）を除きB編第1章を準用する。

1.3　小型船舶及び総トン数5トン未満の船舶の検査並びに当該船舶に係る物件の予備検査

1.3.4　電気設備

-1. 特殊な構造の電気機器については、B編1.6.1から1.6.3までを準用する。

-2. 完成試験

発電機、電動機、変圧器、配電盤又は制御器にあっては、それぞれ次に掲げる事項に留意のうえ小安則第88条に定める完成試験を行う。

ただし、予備検査の対象でない小型の電気機器については、製造者の試験成績書を有し、船舶検査官が適当と認めるものについては、試験を省略して差し支えない。

(1)　発電機又は電動機にあってはB編1.6.5-1を準用する。ただし、温度試験（1時間を標準とする。）は、製造者の試験成績書を有し、船舶検査官が適当と認めるものについては、試験を省略して差し支えない。

(2)　配電盤及び制御盤の作動試験は、自動しゃ断器その他の安全装置を確かめる。ただし、製造者の試験成績書を有し、船舶検査官が適当と認めるものについては、試験を省略して差し支えない。

-3. 効力試験及び電路の完成検査

船内すえ付け後、電気機器の効力試験並びに電気機器及び電路の絶縁抵抗試験を行い、その敷設状況、配線及び絶縁状態を確かめる。この場合の効力試験は実負荷をかけて異常なく運転できることを確認するのみでよい。

1.3.5　設備

設備、属具類の検査は工事着手前の打合せの後、現状、数量、配置について行うほか次に定めるところにより書類の調査、構造、寸法、工事等の検査及び効力試験を行う。ただし、型式承認の対象となっている物件について予備検査を行う場合の検査の方法は、原則として型式承認試験基準によることとし、その他検査の方法が定められていない物件の検査の方法は、検査測度課長に伺い出ること。

-1.　操だ設備

油圧操だ装置については、負荷試験（定格油圧及び定格流量におけるトルク及び人力の測定を含む。)及び逃し弁(作動圧力は設計圧力以上)の作動試験を行うこと。ただし、同型のものであって、負荷試験の成績が明らかなものについては、逃し弁の作動試験のみでよい。

-2. 航海用具

(1) 船灯にあっては、点滅試験を、船灯隔板にあっては、寸法検査を行い、その効力を確かめる。

(2) 船灯の位置が小安則第 84 条の 2 の規定に適合していることを確かめること。

(3) 汽笛にあっては、吹鳴試験を行い、その効力を確かめること。また、用具告示 3.2.1.ロの規定に適合することを確かめること。

第 2 章 定期的検査等

2.1.1 1.1.1 に定める第 1 回定期検査等に該当する検査を除き、第 2 回定期検査以降の定期検査及び中間検査並びに改造又は整備に係る予備検査（以下「定期的検査等」という。）の方法は、本章による。

2.5 電気設備

検　　査　　項　　目	定期	1 中
2.5 電気設備 検査は、次の準備が行われた状態で行い、検査の方法は B 編 2.5 を準用する。 2.5.1 定期検査の準備 施行規則第 24 条第 9 号に規定する準備（第 30 条第 2 項に係わるものを除く。） 2.5.2 第 1 種中間検査の準備 施行規則第 25 条第 1 項第 8 号に規定する準備(第 30 条第 2 項に係わるものを除く。)	○	○

2.6 設備

検　　査　　項　　目	定期	1 中
2.6.1 小安則が適用される船舶以外の船舶 略	○	○
2.6.2 小安則が適用される船舶		
-1. 船　灯 点滅試験を行う。	○	○
-2. 汽　笛 吹鳴試験を行う。	○	○
-6. 火工品の信号装置 附属書Ｇに定めるところによる。	○	○
-7. 電池式の小型船舶用自己点火灯 点灯試験を行う。	○	○

(3) C-2 編　快遊艇等及びこれに備える物件の検査（電気ぎ装工事関係）

第 1 章　第 1 回定期検査等

1.1　通則

1.1.1　快遊艇等(小型船舶安全規則第2 条第1 項第2 号の船舶をいう。以下同じ)について初めて行う定期検査、製造に係る物件の予備検査並びに新たに船舶に備え付け又は新替えする物件の検査(以下「第1回定期検査等」という。）の方法は、本章による。

1.1.2　本章に検査の方法が定められていない物件又は新しい設計の船舶若しくは物件で本章に示す検査の方法を適用する事が適当でないものの検査の方法は、検査測度課長に伺い出ること。

1.1.3　通常設計検査により確認する技術的要件について、設計図面で確認することが困難な場合は、適当な試験を追加して行う。

1.2.4 電気設備

電気設備の検査にあたっては、C 編 1.3.4 を準用する。

1.2.5 設備

設備の検査に当たっては、C 編 1.3.5 を準用する。

第2章　定期検査等

2.1　通則

2.1.1　1.1.1 に定める第1回定期検査等に該当する検査を除き、第2 回定期検査以降の定期検査及び中間検査並びに改造又は整備に係る予備検査(以下「定期的検査等」という。）の方法は、本章による。

2.5　電気設備

検　　査　　項　　目	定期	1 中
2.5　電気設備 検査は、次の準備が行われた状態で行い、検査の方法は B 編 2.5 を準用する。 2.5.1　定期検査の準備 施行規則第24条第9号に規定する準備(第30条第2項に係わるものを除く。）ただし、以下に掲げる場合にあっては絶縁抵抗試験を省略して差し支えない。 (1)　供給電圧が35V以下のFRP 製船舶であって、外観検査により現状良好と認められる場合。 (2)　(1) 以外の船舶のうち、旅客船以外の船舶であって沿海区域（限定沿海区域を除く。)、近海区域及び遠洋区域を航行区域とする船舶以外の船舶の第2 回以降の定期検査において、外観検査により現状良好と認められる場合。 2.5.2　第1種中間検査の準備 施行規則第25条第1項第8号ロに規定する準備(第30条第2項に係わるものを除く。）	○	○

2.6　設備

検　　査　　項　　目	定期	1中
2.6　設備 -1.　船灯 点滅試験を行う。 -2.　汽笛 吹鳴試験を行う。	○ ○	○ ○

(4) S編　検査の特例（電気ぎ装工事関係）

第2章検査の特例

2.1　予備検査に合格した物件等の検査

2.1.1　法第9条第3項の証印の附された物件（予備検査に合格した物件）、同第4項の証印の附された物件（検定に合格した物件）及び同第5項の標示の附された物件（製造認定事業場が型式承認を受けて製造した物件を船舶に搭載する場合の当該物件）に係る検査は、製造後相当の年月を経過しているものを除き、証印等の確認、現状検査、船内備え付け又は積付け検査及び搭載後の効力試験を行うものとする。ただし、上記A編1.3ただし書の適用を受けた予備検査物件については、予備検査において実施困難とされた事項についての検査を行うこととする。

2.1.3　附属書 H の規定に基づき管海官庁の証明を受けた特定のサービス・ステーション等において整備された物件等に係る検査の特例

-1　特定の事業者が行う船舶電気ぎ装工事に係る検査

管海官庁から事業場毎に附属書H-1.の規定に基づき証明を受けた事業者が、附属書 H-1.別記 1-5.工事及び点検の方法に従って行った当該証明に係る電気機器のぎ装工事（船内供給電圧500ボルト未満のものに限る。）については、当該事業者による試験及び検査の成績書の記載内容からその電気ぎ装工事が技術基準に適合していると船舶検査官が認める範囲において、次に掲げる検査について立会いを省略して差し支えない。なお、この取扱いは、当該整備が船舶検査前30日以内に行われた場合に適用する。

(1)　B　編

1.6.6、1.6.7及び2.5に定める検査。ただし、非常電源用発電機に係わるものを除く。

(2)　C　編

1.2で準用するB編1.6.6及び1.6.7、1.3.4-3並びに2.5で準用するB編2.5に定める検査。

(3)　E　編

施行規則第19条第1項及び第3項の規定に該当する場合は、1.1.1で準用する上記(1)から(2)までに掲げるB編第1章及びC編第1章に定める検査。

2.12　船舶の推進、排水、消防その他の安全性に直接関係のない発電機又は停泊時のみに使用される発電機を駆動する補助機関の検査

船舶の推進、排水、消防その他の安全性に直接関係のない発電機又は停泊時のみに使用される発電機(次の(1)～(3) の事項が確認されたものに限る。) を駆動する補助機関の検査については、主要な補助機関以外の補助機関に準じて差し支えない。

なお、当該発電設備については、船舶検査手帳又は件名表に機関番号等及び停泊時のみの使用である旨を記載すること。

(1)　当該発電機の他に設備規程第183 条を満足する発電機を備えていること。

(2)　当該発電機又は原動機に故障が生じた場合、主電源等の性能に影響を及ぼすおそれがないこと。

(3)　当該発電設備の配電盤及び原動機に「停泊時の使用に限る」の表示がなされていること。

2.14　機関備品、係船用索及びその他の索、救命設備、消防設備、航海用具等の現状及び数量に関する定期検査（第 1 回定期検査を除く。）又は中間検査（第 3 種中間検査を除く。）の方法。

設　　備	検　査　の　方　法　　の　特　例
③救命設備、消防設備、航海用具等	(ｲ) 取りはずさなければ検査できないもの 　マスト灯、操船信号灯、停泊灯のように取りはずすことが非常に危険な作業となるものであって、現状の確認を船舶の責任ある者又は附属書 H-1.の船舶電気ぎ装工事事業場の技能者の立会で行ったものについては、その旨を証明させ、当該設備の現状及び数量の検査を省略しても差し支えない。
	(ﾛ) 取りはずすことなく検査できるもの 　装備された状態で現状、数量及び配置の検査を行うことを原則とし、受検者においてあらかじめチェックリストのあるものについては、適当な抜取り検査として差し支えない。 （有効期間のあるものは記入させる。）
	(ﾊ) 所定の整備を行うこととされているもの 　膨脹式救命いかだ、遭難信号自動発信器等所定の事業場において行うこととされているものについては、整備記録、数量及び配置を検査する。

(5) 附属書 H　工事又は整備等を行う事業場等の証明
（平成 31 年 3 月 29 日　国海査第 524 号の 2 により全面改正）

1.　適用

この附属書は、以下の工事、整備、装備工事又は解放整備（以下「工事又は整備等」という。）を行う事業場又はサービス・ステーション（以下「事業場等」という。）に適用する。

(1) 船舶電気ぎ装工事

(2) 降下式乗込装置の整備

(3) GMDSS 設備の整備

（イ）GMDSS 設備とは、GMDSS 航海用具及び GMDSS 救命設備をいう。

（ロ）GMDSS 航海用具とは、設備規程にいうナブテックス受信機、高機能グループ呼出受信機、VHF デジタル選択呼出装置、VHF デジタル選択呼出聴取装、デジタル選択呼出装置及びデジタル選択呼出聴取装置をいう。

（ハ）GMDSS 救命設備とは、救命設備規則にいう非常用位置指示無線標識装置、浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、レーダー・トランスポンダー、持運び式双方向無線電話装置及び固定式双方向無線電話装置をいう。

(4) 航海用レーダー等の装備工事及び整備

航海用レーダー等とは、航海用レーダー、電子プロッティング装置、自動物標追跡装置、自動衝突予防援助装置、船舶自動識別装置（これに接続された衛星航法装置を含む。）、航海情報記録装置及び簡易型航海情報記録装置をいう。

(5) 内燃機関等の解放整備

内燃機関等とは、主機又は補機である機関であって、次のサービス・ステーションの区分毎に掲げる連続最大出力以下のディーゼル内燃機関（機付き過給機、ポンプ類等を含む。）及びクラッチ等動力伝達装置をいう。

（イ）１種サービス・ステーション

3000 kW

（ロ）２種サービス・ステーション

735 kW

(6) 救命艇等の整備

救命艇等とは、救命艇（自由降下式救命艇を含む。）、救助艇（高速救助艇を含む。）並びに救命艇、救助艇及び進水装置用救命いかだの進水装置及び離脱装置をいう。

2.　申請

管海官庁は、証明を受けようとする事業者に以下の工事又は整備等の区分に応じた証明願（正副各１通）提出させること。また、証明願には、施設、人員、整備実績等の内容を記載した書類、更新の場合には有効な証明書の写し（以下「添付書類」という。）を添付させること。ただし、管海官庁が差し支えないと認める場合は、添付すべき書類の一部の提出を免除することができる。

有効な証明書を受有する事業者からの証明願は、有効期間満了日の３ヶ月前から受け付けることが出来ることとする。

工事又は整備等	証明願様式
船舶電気ぎ装工事	様式 1-1
降下式乗込装置の整備	様式 2-1
GMDSS 設備の整備	様式 3-1
航海用レーダー等の装備工事及び整備	様式 4-1
内燃機関等の解放整備	様式 5-1
救命艇等の整備	様式 6-1

3.　証明

管海官庁は、以下の工事又は整備等の区分に応じた施設等の基準（以下「施設等の基準」という。）に適合する事業場等として証明しようとするときは、添付書類に意見を添えて本局首席海事技術専門官（船舶検査官）に伺い出ること。ただし、有効な証明書を受有する事業者からの証明願があった場合はこの限りではない。

工事又は整備等	施設等の基準
船舶電気ぎ装工事	別記 1
降下式乗込装置の整備	別記 2
GMDSS 設備の整備	別記 3
航海用レーダー等の装備工事及び整備	別記 4
内燃機関等の解放整備	別記 5
救命艇等の整備	別記 6

4.　証明書の交付

(1)　管海官庁は、3.の施設等の基準に適合する事業場として証明しようとするときは、事業者に対して以下の工事又は整備等の区分に応じた証明書を交付すること。

工事又は整備等	証明書様式
船舶電気ぎ装工事	様式 1-2
降下式乗込装置の整備	様式 2-2
GMDSS 設備の整備	様式 3-2
航海用レーダー等の装備工事及び整備	様式 4-2
内燃機関等の解放整備	様式 5-2
救命艇等の整備	様式 6-2

(2)　証明の有効期間は５年以内とする。ただし、有効な証明書を受有する事業者から、有効期間満了日の３ヶ月以内に証明願があった場合の有効期間の起算日は、有効な証明書の有効期間満了日の翌日とする。

なお、有効期間を「５年以内とする」場合は、2.の「証明を受けようとする事業者」からの申し出により行うこと。

管海官庁は、2 以上の証明を受けようとする事業者については、各々の証明の有効期間ができり限り一致するように申請させること。

(3)　管海官庁は、証明願等の内容及び申請者の説明等の検討並びに本局首席海事技術専門官（船舶検査官）の意見を勘案した上で証明書に条件を付すことができる。

5.　立入り

(1)　管海官庁は､原則として１年度に１回の割合で次により業務の実施状況を確認し、検証し、評価する。

（イ）施設（航海用レーダー等の装備工事及び整備を行う特定の事業場を除く。)、人員、器具及び備品類が 3.の施設等の基準に適合するか確認する。

（ロ）工事又は整備等が、3.の施設等の基準に適合するか、できる限り実際の作業状況を確認する。

（ハ）(ロ)で実際の作業状況を確認できない場合は、工事又は整備等が、3.の施設等の基準に適合するか、担当者にヒアリングする。

（ニ）前回立入り以降の船舶毎に作成した試験及び検査の成績表を確認する｡ただし、ISO9001 の認証を受けている事業者の場合は、直近１ヶ月（実績が無い場合は適宜遡ること。）の成績表の確認として差し支えない。

(2)　立入りは、非通知で事業場等に立ち入って実施すること。

(3)　(1)にかかわらず、管海官庁が随時の立入りを行う必要があると認める場合には事前に検査測度課長へ報告すること。

6.　地位の承継

事業場について相続又は合併があったときは、相続人又は合併後の存続する法人若しくは合併により設立した法人は、事業場の地位を承継する。

7.　証明書の書換え

証明書の記載内容に変更が生じた場合は、書換えを行うこと。

8.　届出

次の各号の一に該当する場合は、速やかに（(ロ)～(ニ)にあってはあらかじめ）その旨を届け出ること。

（イ）事業場等の名称又は所在地を変更したとき。

（ロ）施設（航海用レーダー等の装備工事を行う特定の事業場を除く。)、機器及び備品類を変更しようとするとき。

（ハ）以下の人員を変更しようとするとき。

工事又は整備等	人員
船舶電気ぎ装工事	技能者
降下式乗込装置の整備	整備業務実施上の責任者
GMDSS 設備の整備	整備業務実施上の責任者
航海用レーダー等の装備工事及び整備	装備工事及び整備業務実施上の責任者
内燃機関等の解放整備	整備業務実施上の責任者
救命艇等の整備	整備業務実施上の責任者

（ニ）社内整備標準（船舶電気ぎ装工事及び整備を行う特定の事業場及び内燃機関等の解放整備を行う特定のサービス･ステーションを除く。)を変更しようとするとき。

9.　証明の失効及び取り消し

(1)　証明を受けた事業者が次の各号の一に該当するときは、証明は、その効力を失う。

（イ）死亡し、又は解散したとき。

（ロ）証明に係わる事業を廃止したとき。

（ハ）証明を辞退したとき。

(2)　管海官庁は、証明を受けた事業者が次の各号の一に該当するときは、その証明を取り消し、又は期間を定めてその証明の効力を停止することができる。

（イ）3.の施設等の基準に適合しなくなったとき。

（ロ）以下の工事又は整備等の区分に応じ右欄の違反をしたとき。

工事又は整備等	違反事項
船舶電気ぎ装工事	工事及び点検の方法に違反したとき。 書類の保管の基準に違反したとき、証明に係わる物件以外の物件に成績表を作成したとき又は虚偽の成績表を作成したとき。
降下式乗込装置の整備	社内整備標準に違反したとき。 書類の保管の基準に違反したとき、証明に係わる物件以外の物件に整備記録を作成したとき、又は虚偽の整備記録を作成したとき。
GMDSS 設備の整備	社内整備標準に違反したとき。 書類の保管の基準に違反したとき、証明に係わる物件以外の物件に整備記録を作成したとき、又は虚偽の整備記録を作成したとき。
航海用レーダー等の装備工事及び整備	社内装備・整備標準に違反したとき。 書類の保管の基準に違反したとき、証明に係わる物件以外の物件に装備・整備記録を作成したとき、又は虚偽の整備記録を作成したとき。
内燃機関等の解放整備	書類の保管の基準に違反したとき、証明に係わる物件以外の物件に整備点検記録を作成したとき、又は虚偽の整備点検記録を作成したとき。
救命艇等の整備	整備する救命艇等の製造者の整備マニュアルに違反したとき。 書類の保管の基準に違反したとき、証明に係わる物件以外の物件に点検整備記録を作成したとき、又は虚偽の点検整備記録を作成したとき。

（ハ）証明に係わる物件以外の物件に 3.の施設等の基準に基づく成績表を作成したとき、又は虚偽の成績表を作成したとき。

（ニ）8.の届け出を怠り、又は虚偽の届け出をしたとき。

(3)　(2)により証明を取り消され、その取り消しの日から二年を経過しない者は、当該取り消しに係わる事業場について証明を受けることができない。

10.　書類の保存期間

事業場が 3.の施設等の基準に基づき作成した書類の保存期限は５年とする。

11.　報告

管海官庁は、証明書の交付又は書換えを行ったときは、その内容を、また、証明の失効、取り消し又は効力停止を行ったときは、その旨及び理由を検査測度課長に報告すること。

附則（平成 31 年 3 月国海査第 524 号）

1. この改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
2. この改正の施行の際現に交付を受けている証明書（以下「旧証明書」という。）の有効期間については、改正後の 4.(2)の規定にかかわらず、平成 32 年 3 月 31 日までの間は、なお、従前の例による。ただし、管海官庁から新たな証明書（以下「新証明書」という。）の交付を受けた場合は、この限りではない。
3. 管海官庁は、平成 32 年 3 月 31 日までの間において旧証明書から新証明書への書き換えを行うものとする。この場合における新証明書の有効期間は、旧証明書の交付日の翌日から起算して５年ごとに更新した日に相当する日であって管海官庁が書き換えを行う日以後最初に到来する日までとする。

附則（令和元年 12 月国海査第 314 号）

1. この改正は、令和元年 12 月 23 日から施行する。
2. 平成 31 年 3 月 29 日付け国海査第 524 号附則 3.により書き換えた証明書（「別紙様式 1-2 船舶電気ぎ装工事を行う事業場証明書」、「別紙様式 2-2 降下式乗込装置サービス・ステーション証明書」及び「別紙様式 5-2 内燃機関等解放整備サービス・ステーション証明書」に限る。）は、この改正により改正された証明書とみなす。

別記 1　船舶電気ぎ装工事事業場の施設及び能力の基準

1. 適　　用

この基準は、船舶の電気ぎ装工事を行う事業場に適用し、その施設及び能力についての基準を定めたものである。

2. 施　　設

船舶電気ぎ装工事事業場には業務を円滑に行うため、次の施設を設けなければならない。ただし、20G.T 未満の船舶及び快遊艇等（以下「20G.T 未満の船舶等」という。）のみを対象とする事業場においては、(a)を設けることは要しない。

(a) 雨天の場合でも作業が支障なく行える適当な面積の作業場
(b) 船舶電気ぎ装工事を行うに必要な機器の保管場所
(c) 試験及び検査を行うに必要な機器を保管するに適当な保管場所

3. 人　　員

船舶電気ぎ装工事事業場は、電気ぎ装工事を行う船舶の用途及び大きさにより第１表に掲げる技能者（第２表の船舶電気ぎ装工事及び業務に関する十分な技量、実務経験及び関係法規の知識を有している者）及びその他の作業員から構成されていなければならない。

（第 1 表）

対象船舶			技能者構成人員					
1	2	3	第 2 表の種別 1 に掲げる技能者		第 2 表の種別 2 に掲げる技能者		第 2 表の種別 3 に掲げる技能者	技能者の最低人員
旅客船 漁船 その他	貨物船 （1 に掲げる貨物船を除く。）	危険物ばら積船	全作業員中技能者の占める割合	最低人員	全作業員中技能者の占める割合	最低人員		
20 G.T 未満	20 G.T 未満			1 名				1 名
200 G.T 未満	500 G.T 未満	100 G.T 未満			全作業員の 15%以上	1 名		1 名
500 G.T 未満	5,000 G.T 未満	500 G.T 未満	全作業員の 25%以上	2 名	全作業員の 15%以上	1 名		3 名
5,000 G.T 未満	20,000 G.T 未満	5,000 G.T 未満	全作業員の 25%以上	3 名	全作業員の 15%以上	2 名	1 名以上	6 名
すべての船舶			全作業員の 25%以上	4 名	全作業員の 15%以上	3 名	1 名以上	8 名

注 1）水中翼船及びホバークラフト等、特殊な船舶は対象外となる。

2）「その他」とは、非旅客フェリー、作業船、引き船、交通船及び巡視船をいう。

3）対象船舶 1 の「20G.T 未満」については、快遊艇等を含む。

4）全作業員中技能者の占める割合については、全作業員数が 10 名を超える場合に適用する。この場合、「作業員」とは、配線工事及び関係機器の取付工事に関する作業を行う者をいう。

（第 2 表）

種別	技能の内容
1	500V 未満の配線工事、関係機器の取付け工事に関する作業及び試験を行い、当該作業を行う作業員を直接指導監督する技能を有し、かつ、20G.T 未満の船舶等に対する検査を行い、当該自主検査に関し責任を有する者
2	500V 未満の配線工事、関係機器の取付け工事に関する作業、設計、試験及び検査を行い、当該作業を行う作業員を直接指導監督する技能を有し、かつ自主検査に関し責任を有する者
3	種別 2 の技能を有し、かつ、諸作業の管理及び自主検査に関し責任を有する者

第 2 表中の「配線工事及び関係機器の取付工事に関する作業」は次のものをいう。

イ）マーキング

ロ）電線を直接接続する作業

ハ）がいしに電線を取付ける作業

ニ）電線を電線導板、ハンガーサドル（取付馬）等に取付ける作業

ホ）電線管、線樋又はダクトその他これらに類するものに電線を収める作業

ヘ）配電器具を船体その他の物体に固定し、又はこれに電線を接続する作業

ト）電線管の曲げ加工、ねじ切り加工又は電線管相互若しくは電線管とジョイントボックスその他の付属品を接続する作業

チ）ジョイントボックスその他のボックスを取付ける作業

リ）電線、電線管、線樋又はダクトその他これに類するものが甲板又は隔壁を貫通する部分に防護装置を取付ける作業
ヌ）電気機器を取付ける作業
ル）電気機器に電線を接続する作業
ヲ）接地線を取付ける作業

4. 器具及び備品類

船舶電気ぎ装工事事業場には、(1)及び(2)に掲げる工事、試験及び検査を行うための十分な設備を備えておかなければならない。

ただし、20G.T 未満の船舶等のみを対象とする事業場においては、(3)の設備を備えておかなければならない。

(1) 工事のための設備
(a) ボール盤
(b) 溶 接 機
(c) グラインダー
(d) 携帯用ドリル
(e) 充 電 器

(2) 試験及び検査のための設備
(a) 絶縁抵抗計
(b) 電圧計（交流及び直流用）
(c) 電流計（交流及び直流用）
(d) 回 転 計
(e) 比 重 計
(f) テスター
(g) 温 度 計
(h) ストップウォッチ

(3) 20G.T 未満の船舶等のみを対象とする事業場が備えて置く設備
(a) 絶縁抵抗計
(b) AC/DC クランプメータ
(c) 比 重 計
(d) テスター
(e) 温 度 計
(f) ストップウォッチ

5. 工事及び点検の方法

船舶電気ぎ装工事事業場で行う工事及び点検は次の方法によらなければならない。

(1) 工事の方法
（ⅰ） 工事日程表を作成すること。
（ⅱ） 工作図、配線図面を作成すること。
（ⅲ） 工事、試験及び検査を行うために必要な器具の表を作成すること。
（ⅳ） 取付ける機器の表を作成すること。
（ⅴ） 工事の進行状態をチェックする者を定め、工事の進行状態を把握すること。

(2) 点検方法
工事を行った場合は次表の事項について点検ができるようなチェックシートを作

成し、チェックを行うこと。

対象設備	点　検　内　容
回転機器	作動状態の良否、取付状態の良否、絶縁の良否、機器の破損の有無計
配電盤	器の破損の有無、取付状態の良否、作動状態の良否、絶縁の良否被覆
配線	の破損の有無、電線の取付状態の良否
	使用電線の適否、絶縁の良否、接続方法の良否
電熱装置	取付状態の良否、機器の破損の有無、絶縁の良否
小型電気器具	器具の異常の有無、絶縁の良否
照明装置	装置の異常の有無、取付状態の良否、絶縁の良否

6. 書類の作成

船舶電気ぎ装工事事業場は、船舶毎に作成した試験及び検査の成績表を保管しておかなければならない。

7. 実績

船舶電気ぎ装工事事業場は船舶電気ぎ装について十分なる実績を有していなければならない。

別紙様式 1-1　（新様式）

証　　明　　願

年　　月　　日

管　海　官　庁　　殿

願出者の氏名又は
名 称 及 び 住 所

下記の事業場及び工事内容について、平成 9 年 6 月 16 日付け海検第 40 号附属書H別記１に規定する船舶電気ぎ装工事事業場の施設及び能力の基準に適合する証明を受けたいので、宜しくお取り計らい願います。

記

１．証明を受けようとする事業場の名称及び所在地

２．証明を受けようとする工事区分

対象船舶		
1.旅客船、漁船、及びその他 ただし、総トン数 20 トン未満には快遊艇等を含む。	2.貨物船（1.に掲げる「その他」を除く。）	3.危険物ばら積船
総トン数○○トン未満 （又はすべての船舶）	総トン数○○トン未満 （又はすべての船舶）	総トン数○○トン未満 （又はすべての船舶）
注 1)　水中翼船及びホバークラフト等、特殊な船舶を除く。 2)　「その他」とは、非旅客フェリー、作業船、引き船、交通船及び巡視船をいう。		

別紙様式 1-2　（新様式）

記号番号

船舶電気ぎ装工事を行う事業場証明書

殿

船舶安全法の規定に基づく船舶検査の対象となっている船内供給電圧 500Ｖ未満の船舶電気ぎ装工事を行う事業場の施設及び能力の基準（船舶検査の方法（平成９年６月１６日付海検第 40 号）附属書H別記１）に適合している事業場として下記のとおり証明する。

記

１．船舶電気ぎ装工事事業場の名称及び所在地

２．証明に係る工事区分

対象船舶		
1.旅客船、漁船、及びその他 ただし、総トン数 20 トン未満には快遊艇等を含む。	2.貨物船（1.に掲げる「その他」を除く。）	3.危険物ばら積船
総トン数○○トン未満 （又はすべての船舶）	総トン数○○トン未満 （又はすべての船舶）	総トン数○○トン未満 （又はすべての船舶）
注 1)　水中翼船及びホバークラフト等、特殊な船舶を除く。 2)　「その他」とは、非旅客フェリー、作業船、引き船、交通船及び巡視船をいう。		

３．証明の有効期間

年　月　日　から　年　月　日

（備考）

(1)　次の各号の一に該当する場合は、速やかに（(ロ)及び(ハ)にあってはあらかじめ）その旨を届け出ること。

(イ)　事業場の名称又は所在地を変更したとき。

(ロ)　施設を変更しようとするとき。

(ハ)　技能者を変更しようとするとき。

(2)　次の各号の一に該当するときは、証明は、その効力を失うものとする。

(イ)　死亡し、又は解散したとき。

(ロ)　証明に係る事業を廃止したとき。

(ハ)　証明を辞退したとき。

(3)　次の各号の一に該当するときは、その証明を取り消し、又は期間を定めてその証明の効力を停止するものとする。

(イ)　施設、器具及び備品類及び技能者が船舶電気ぎ装工事事業場の施設及び能力の基準（以下「基準」という。）に適合しなくなったとき。

(ロ)　工事及び点検の方法に違反したとき。

(ハ)　書類の保管の基準に違反したとき、証明に係る物件以外の物件に成績表を作成したとき又は虚偽の成績書を作成したとき。

(ニ)　(1)の届出を怠り、又は虚偽の届出をしたとき。

(4)　(3)により証明を取り消され、その取り消しの日から二年を経過しない者は、当該取り消しに係る事業場について証明を受けることができない。

(5)　基準に基づき作成した書類は、作成日から起算して５年間保管すること。

(6)　管海官庁による定期的な現場確認に協力すること。

年　月　日

管　海　官　庁

管海官庁の長の氏名　印

（6）附属書Ｅ　設備の検査に関する附属書（電気ぎ装工事関係）

1.　総　則（略）

・

・

1.7 型式承認対象物件の予備検査

1.7.1　プロトタイプ

原則として型式承認試験基準による。これにより難い特殊な事情があるときは、本局首席海事技術専門官(船舶検査官)に伺い出ること。以下（略）

1.7.2　プロトタイプ以外のもの

本局首席海事技術専門官(船舶検査官)に伺い出ること。

・

・

5-2.　電気設備

5-2.1　電線

B 編 1.6.7-2.(1)(c)に規定するノンハロゲン耐延焼性船用電線については以下によること。以下（略）

（注）

“電装設計・工事データ図表集”（一般社団法人 日本船舶電装協会発行）にも記載しているので参照のこと。

２．船舶検査の方法（ＧＭＤＳＳ設備関係）（抜粋）

ＧＭＤＳＳ設備に関する検査の方法の適用は次の区分による。

①　②③及び④に掲げる船舶又は物件以外の船舶又は物件
（臨時検査及び臨時航行検査を受ける船舶を除く。）‥‥‥‥‥‥‥‥ Ｂ編

②　次に掲げる船舶（特殊船及び製造検査を必要とする船舶を除く。）
（以下「小型船舶等」という。）及び当該船舶に係る物件‥‥‥‥‥‥ Ｃ編

-1. 小型船舶
-2. 総トン数５トン未満の船舶
-3. 平水区域を航行区域とする旅客船以外の船舶
-4. 沿岸区域を航行区域とする総トン数 20 トン未満の船舶（旅客船を除く。）
-5. 漁ろうをしない間の航行区域が沿海区域又は平水区域である小型遊漁兼用船（総トン数５トン以上又は長さ 12 メートル以上の旅客船を除く。）

③　（省略）

④　（省略）

（１）Ｂ編　一般の船舶及びこれに備える物件に係る検査（ＧＭＤＳＳ設備関係）

第１章　第１回定期検査等

1.1　通則

1.1.1　船舶について初めて行う定期検査、製造検査及び製造に係る物件の予備検査並びに、新たに船舶の備え付け又は新替えする物件の検査（以下「第１回定期検査等」という。）の方法は、本章による。

1.7　一 般 設 備

1.7.5　航海用具

-1.～-5.　　略

-6. ナブテックス受信機、高機能グループ呼出受信機

次の検査を行う。（設備規程 146-10-2、 146-10-3 及び 146-49 参照）

(1)　設置方法（空中線の取付け方法を含む。）を確認する。
(2)　主要部のコネクターの取付け状況、ねじ類の締付け状況、アースの状態を確認する。
(3)　電源装置の効力試験(代替電源がある場合その切り替え試験を含む。)を行う。
(4)　予備の部品、測定器具及び工具の備え付けを確認する。

-7.～-22.　略

-23. ＶＨＦデジタル選択呼出装置(設備規程146-34-3、用具告示26)、ＶＨＦデジタル選択呼出聴守装置(設備規程146-34-5、用具告示27)、デジタル選択呼出装置(設備規程146-38-2、用具告示28)及びデジタル選択呼出聴守装置(設備規程146-38-4、用具告示29)

次の検査を行う。

(1)　設置方法（空中線の取付け方法を含む。）を確認する。
(2)　主要部のコネクターの取付け状況、ねじ類の締付け状況、アースの状態を確認する。
(3)　電源装置の効力試験(代替電源がある場合その切り替え試験を含む。)を行う。
(4)　予備の部品、測定器具及び工具の備え付けを確認する。

1.8～1.9　略

1.10　無線設備

1.10.1　施行規則第4条により無線電信又は無線電話の施設の免除を行うときは、その条件についての確認を行うこと。

1.10.2　無線検査簿を査閲すること。

第2章　定期的検査等

2.6　一般設備

2.6.4　航海用具

-4. ナブテックス受信機、高機能グループ呼出し受信機

検　　査　　項　　目	定期	1中	2中	3中
(1)　附属書F-7、8のナブテックス受信器、高機能グループ呼出受信器の各整備基準の定めるところにより検査を行う。	○	○	○	
(2)　予備の部品、測定器具及び工具の備え付けを確認する。	○	○	○	

-5.～-20. 略

-21. ＶＨＦデジタル選択呼出装置、ＶＨＦデジタル選択呼出聴守装置、デジタル選択呼出装置及びデジタル選択呼出聴守装置

検　　査　　項　　目	定期	1中	2中	3中
(1)　附属書F-9､10､11､12のＶＨＦデジタル選択呼出装置、ＶＨＦデジタル選択呼出聴守装置、デジタル選択呼出装置及びデジタル選択呼出聴守装置の各整備基準の定めるところにより検査を行う。	○	○	○	
(2)　予備の部品、測定器具及び工具の備え付けを確認する。	○	○	○	

2.7　救命設備

2.7.6　浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、レーダー・トランスポンダー、持運び式双方向無線電話装置及び固定式双方向無線電話装置

検　　査　　項　　目	定期	1中	2中	3中
(1)　附属書F-13 ～15の浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置及び非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、レーダー・トランスポンダー、持運び式双方向無線電話装置及び固定式双方向無線電話装置の各整備基準の定めるところにより検査を行う	○	○	○	

検　　査　　項　　目	定期	1中	2中	3中
2.7.7　船舶航空機間双方向無線電話装置、船上通信装置及び警報装置の効力試験を行う。	○	○	○	

2.9　無線設備

検　　査　　項　　目	定期	1中	2中	3中
2.9.1　施行規則第4条の規程により、無線電信又は無線電話の施設が免除されているときは、その条件が維持されていることを確認すること。	○	○	○	
2.9.2　無線検査簿を査閲すること。	○	○	○	

2.9.3　ＧＭＤＳＳ代替え措置を実施している漁船については、船内に「通信申合わせ」が備え付けていることを確認する。	○	○		

（２）Ｃ編　小型船舶等及びこれに備える物件の検査（ＧＭＤＳＳ設備関係）

１　　第１章　第１回定期検査等

1.1　通　則

1.1.1　船舶について初めて行う定期検査、製造検査及び製造に係る物件の予備検査並びに、新たに船舶の備え付け又は新替えする物件の検査(以下「第1 回定期検査等」という。）の方法は、本章による。

1.1.2　本章に検査の方法が定められていない物件又は新しい設計の船舶若しくは物件で本章に示す検査の方法を適用する事が適当でないものの検査の方法は、検査測度課長に伺い出ること。

1.1.3　通常設計検査により確認する技術的要件について、設計図面で確認することが困難な場合は、適当な試験を追加して行う。

1.2 小型船舶及び総トン数５トン未満の船舶以外の船舶の検査並びに当該船舶に係る物件の予備検査

次に係るものを除きＢ編第１章を準用する。

1.3 小型船舶及び総トン数５トン未満の船舶の検査並びに当該船舶に係る物件の予備検査

1.3.5　設　備

設備、属具類の検査は工事着手前の打合せの後、現状、数量、配置について行うほか書類の調査、構造、寸法、工事等の検査及び効力試験を行う。ただし、型式承認の対象となっている物件について予備検査を行う場合の検査の方法は、原則として型式承認試験基準によることとし、その他検査の方法が定められていない物件の検査の方法は、検査測度課長に伺い出ること。

第２章　定期的検査等

2.6　設備

2.6.1　小安則が適用される船舶以外の船舶

検　　査　　項　　目	定期	１中
検査は、次の準備が行われた状態で行い、検査の方法はＢ編 2.6 から 2.11 までを準備する（以下略） -1.　定期検査の準備 施行規則第 24 条第４号から第８号まで、第 10 号及び第 11 号（それぞれ第 30 条第２項に係るものを除く。）に規定する準備 -2.　第１種中間検査の準備 施行規則第 25 条第１項第４号から第７号まで及び第９号（それぞれ第 30 条第２項に係るものを除く。）に規定する準備	○	○

2.6.2　小安則が適用される船舶

-3. ナブテックス受信機、高機能グループ呼出受信機、デジタル選択呼出装置及びデジタル選択呼出聴守装置

検　　査　　項　　目	定期	1中
B編 2.6.4-4及び-10（第2章　定期的検査等）に定める検査の方法を準用する。	○	○

-4. 略

-5. 浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、レーダー・トランスポンダー、持運び式双方向無線電話装置及び固定式双方向無線電話装置

検　　査　　項　　目	定期	1中
B編　2.7.6に定める検査の方法を準用する。	○	○

（3）　C-2編　快遊艇等及びこれに備える物件の検査（GMDSS設備関係）

1.1　通則

1.1.1　快遊艇等(小型船舶安全規則第2 条第1 項第2 号の船舶をいう。以下同じ)について初めて行う定期検査、製造に係る物件の予備検査並びに新たに船舶に備え付け又は新替えする物件の検査(以下「第1回定期検査等」という。）の方法は、本章による。

1.1.2　本章に検査の方法が定められていない物件又は新しい設計の船舶若しくは物件で本章に示す検査の方法を適用する事が適当でないものの検査の方法は、検査測度課長に伺い出ること。

1.1.3　通常設計検査により確認する技術的要件について、設計図面で確認することが困難な場合は、適当な試験を追加して行う。

1.2.5 設備

設備の検査に当たっては、C編 1.3.5 を準用する。

第2章　定期検査等

2.1　通則

2.1.1　1.1.1 に定める第1回定期検査等に該当する検査を除き、第2 回定期検査以降の定期検査及び中間検査並びに改造又は整備に係る予備検査(以下「定期的検査等」という。）の方法は、本章による。

2.6　設備

-3.　デジタル選択呼出装置及びデジタル選択呼出聴守装置

検　　査　　項　　目	定期	1中
B編 2.6.4-21 に定める検査の方法を準用する。	○	○

-4. 略

（４）Ｓ編　検査の特例（ＧＭＤＳＳ設備関係）

2.1　予備検査に合格した物件等の検査

2.1.1　法第 9 条第 3 項の証印の附された物件（予備検査に合格した物件)、同第 4 項の証印の附された物件（検定に合格した物件）及び同第 5 項の標示の附された物件（製造認定事業場が型式承認を受けて製造した物件を船舶に搭載する場合の当該物件）に係る検査は、製造後相当の年月を経過しているものを除き、証印等の確認、現状検査、船内備え付け又は積付け検査及び搭載後の効力試験を行うものとする。ただし、上記 A 編 1.3 ただし書の適用を受けた予備検査物件については、予備検査において実施困難とされた事項についての検査を行うこととする。

2.1.3 附属書Ｈの規程に基づき管海官庁の証明を受けた特定のサービス・ステーション等において整備された物件等に係る検査の特例

-3. 特定のＧＭＤＳＳ設備［ＧＭＤＳＳ航海用具（ナブテックス受信機、高機能グループ呼出受信機、ＶＨＦデジタル選択呼出装置、ＶＨＦデジタル選択呼出聴守装置、デジタル選択呼出装置及びデジタル選択呼出聴守装置）並びにＧＭＤＳＳ救命設備（浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、レーダー・トランスポンダー、持運び式双方向無線電話装置及び固定式双方向無線電話装置)］サービス・ステーションにおいて整備されたＧＭＤＳＳ設備の検査

管海官庁から附属書Ｈ-４.の規定に基づき証明書の交付を受けたＧＭＤＳＳ設備サービス･ステーションにおいて、附属書Ｈ 別記３-５.に規定される社内整備標準により整備されたＧＭＤＳＳ設備にあっては、当該サービス・ステーションによる整備記録の内容から、整備されたＧＭＤＳＳ設備が技術基準に適合していると船舶検査官が認める範囲において、別途定めるＢ編及びＣ編に規定される検査について立会いを省略して差し支えない。

なお、この取扱いは、当該設備が船舶検査前３ヶ月以内に行われた場合に適用する。

（５）　附属書Ｈ　工事又は整備等を行う事業場等の証明（ＧＭＤＳＳ設備関係）

（注）次の「1. 適用」から「附則」は、船舶電気ぎ装工事と共通です。Ⅳ-16 頁～Ⅳ-20 頁を確認して下さい。

1. 適用
2. 申請
3. 証明
4. 証明書の交付
5. 立入り
6. 地位の継承
7. 証明書の書き換え
8. 届出
9. 証明の失効及び取り消し
10. 書類の保存期間
11. 報告

附則

別記３　ＧＭＤＳＳ設備サービス・ステーションの施設等の基準

1. 適　用

この基準は、次に掲げるＧＭＤＳＳ設備の整備を行うサービス・ステーションを証明しようとする場合に適用する。

(1)　ＧＭＤＳＳ航海用具
- (i)　ナブテックス受信機
- (ii)　高機能グループ呼出受信機
- (iii)　ＶＨＦデジタル選択呼出装置
- (iv)　ＶＨＦデジタル選択呼出聴守装置
- (v)　デジタル選択呼出装置
- (vi)　デジタル選択呼出聴守装置

(2)　ＧＭＤＳＳ救命設備
- (i)　浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置
- (ii)　非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置
- (iii)　レーダー・トランスポンダー
- (iv)　持運び式双方向無線電話装置
- (v)　固定式双方向無線電話装置

2. 施　設

サービス・ステーションは、1.(2)に規定する船舶救命設備規則関係の設備の一部又は全部の整備業務を行おうとする場合には、次の条件に適合するシールドルーム（電波遮蔽室）を設けなければならない。

(1)　十分なシールド効果を有すること。

(2)　施設の材料は、塩害に耐えるものであること。

(3)　作動試験を行うために十分な大きさのものであり、かつ、十分な照度を得る措置が講じられていること。

(4)　施設の扉等又はその付近に「使用中」を明示する何らかの表示がなされる等の措置が講じられていること。

3. 機器及び備品類等

サービス・ステーションは、次に掲げるＧＭＤＳＳ設備の装置の区分ごとに機器（数種類の機器を兼用する機器であってその性能につき適当な機関の確認を有するものでもよい。）及び備品類を備えなければならない。

なお、周波数及び電力の測定、表示を主な機能とする機器は、定期的に標準器により較正されたものであること。

また、電池、ボンベ等の消耗品、交換部品等を混乱なく整理しておく部品置場を設けなければならない。

3.1　ナブテックス受信機、高機能グループ呼出受信機、ＶＨＦデジタル選択呼出装置、ＶＨＦデジタル選択呼出聴守装置、デジタル選択呼出装置及びデジタル選択呼出聴守装置

(1)　周波数測定器（200 ＭＨｚ以下の周波数の測定が可能なもの）

(2)　電力計（30W以下の電力の測定が可能なもの）

(3)　ストップウォッチ

(4)　テスター

3.2　浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置及び非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置（略）

3.3　レーダー・トランスポンダー（略）

3.4　持運び式双方向無線電話装置及び固定式双方向無線電話装置（略）

4. 人員

サービス・ステーションは、ＧＭＤＳＳ設備の適切な整備を行うための十分な技量及び関係法規等の知識を有する整備業務実施上の責任者並びに適切な技量及び知識を有する整備技術者を有しなければならない。

5. 社内整備標準

サービス・ステーションは、附属書Ｆ整備基準等の 7.～15. に定められたＧＭＤＳＳ設備の各整備基準のうち、整備を行おうとするＧＭＤＳＳ設備及び船内シールドルームに係る整備基準に適合する社内整備標準を有していなければならない。

6. 書類の作成

整備業務実施上の責任者は、船舶毎に作成した整備記録を保管しておかなければならない。

別紙様式　３－１

証　　明　　願

年　　月　　日

管　海　官　庁　　殿

願出者の氏名又は
名 称 及 び 住 所

下記のサービス・ステーションについて、船舶安全法の規定に基づく船舶検査の対象となっているＧＭＤＳＳ設備の整備に係る証明を受けたいので、宜しくお取り計らい願います。

記

１．証明を受けようとするサービス・ステーションの名称及び所在地

２．証明を受けようとするＧＭＤＳＳ設備の範囲

３．証明を受けようとするサービス・ステーションの整備業務実施上の
　　責任者の氏名

別紙様式　３－２

記号番号

ＧＭＤＳＳ設備サービス・ステーション証明書

殿

船舶安全法の規定に基づく船舶検査の対象となっているＧＭＤＳＳ設備の整備を行うサービス・ステーションの施設の基準(船舶検査の方法(平成９年６月16日付海検第40号)附属書H別記3)に適合しているサービス・ステーションとして下記のとおり証明する。

記

１．　サービス・ステーションの名称及び所在地
２．　証明に係るＧＭＤＳＳ設備の範囲
３．　整備業務実施上の責任者の氏名
４．　証明の有効期限
　　年　月　日　から　　年　月　日

(備考)
(1)　次の各号の一に該当する場合は、速やかに((ロ)～(二)にあってはあらかじめ)その旨を届け出ること。
(イ) サービス・ステーションの名称又は所在地を変更したとき。
(ロ) 施設、機器及び備品類を変更しようとするとき。
(ハ) 装備工事及び整備業務実施上の責任者及び整備技術者を変更しようとするとき。
(ニ) 社内整備標準を変更しようとするとき。
(2)　次の各号の一に該当するときは、証明は、その効力を失うものとする。
(イ) 死亡し、又は解散したとき。
(ロ) 証明に係る事業を廃止したとき。
(ハ) 証明を辞退したとき。
(3)　次の各号の一に該当するときは、その証明を取り消し、又は期間を定めてその証明の効力を停止するものとする。
(イ) 施設、機器及び備品、業務実施上責任者及び整備技術者が基準に適合しなくなったとき。
(ロ) 社内整備標準に違反したとき。
(ハ) 書類の保管の基準に違反したとき、証明に係る物件以外の物件に整備記録を作成したとき、又は虚偽の整備記録を作成したとき。
(ニ) (1)の届出を怠り、又は虚偽の届出をしたとき。
(4)　(3)により証明を取り消され、その取り消しの日から二年を経過しない者は、当該取り消しに係るサービス・ステーションについて証明を受けることができない。
(5) GMDSS設備の整備の施設等の基準に基づき作成した書類の保管期限は５年とする。
(6) 管海官庁による定期的な現場確認に協力すること。

年　月　日

管 海 官 庁
氏　　名　　印

（６） **附属書Ｆ．整備基準等（ＧＭＤＳＳ設備関係）**

7. ナブテックス受信機整備基準

7.1　適　用

この基準は、ナブテックス受信機について、整備を行う場合に適用する。

7.2　整備の方法

ナブテックス受信機の整備は、これを備え付けている船舶の定期検査又は中間検査の時期に行い、電波法に基づく無線局の免許状を有する場合にはその搭載船舶及び免許人の氏名又は名称が免許状に記載されるとおりであること並びに次の事項について確認する。

7.2.1　外観点検

-1. 構成品等の点検

本体、表示装置又はプリンタ、予備品等の構成品、操作説明書及び保守のための資料が完全な状態で揃っているかを点検する。

-2. 表示の点検

ナブテックス受信機の本体の(ｉ)名称、型式、型式承認番号、製造年月、製造番号、製造者名、検定印又は証印、(ⅱ)操舵室に装備する機器にあっては磁気コンパスに対する最小安全距離の表示が適切なものであり、かつ、見易い箇所になされ、かすれて見えにくくなっていないかを点検する。

-3. 表示装置又は空中線の取付状況に異常がないことを確認する。

-4. 主要部のコネクタの取付状況、ねじ類の締付状況、アースの状態に異常のないことを確認する。

-5. 表示灯の断線、操作のつまみの欠落等のないことを確認する。

7.2.2　電源装置の効力試験

-1. 主電源から受電可能であること及び電源電圧が規定値以内であることを確認する。

-2. 代替電源からも給電されている場合は、電源電圧が規定値以内であること及び代替電源への切換が素早くできることを確認する。

7.2.3　受信装置の効力試験

メッセージを受信できることを確認する。ただし、受信不可能な場合は直近の受信記録等の確認をもってこれに代えることができる。

7.2.4　信号処理装置・制御部の性能試験

-1. メッセージＩＤの記憶試験

同じメッセージＩＤを持つメッセージは２度目からは表示又は印字されないことを直近の受信記録（４時間以上）等により確認する。

-2. メッセージＩＤの設定試験

(1)　受信からはずす海岸局及びメッセージカテゴリーの設定を行った後、これらの内容が設定されていることを確認する。

(2)　電源を短時間（１分間程度）断にした後、電源を入れ、設定された内容（例えば受信からはずした海岸局及びメッセージカテゴリー）が消去されていないことを確認する。

-3. 表示装置又はプリンタ部の効力試験

直近の受信記録等により、以下の確認を行う。

(1)　表示装置に表示される１行の文字数又はプリンタに打ち出される１行の文字数が 32 文字（日本語ナブテックス受信機にあってはプリンタ印字のみ 30 文字）以上であることを確認する。

(2)　プリンタ部に紙切れと同じ状態を強制的に作り、紙切れの警報の出ることを確認する。

(3)　行の最後で自動的に復帰改行すること、自動復帰改行により単語が分断される場合はその表示があること、メッセージの表示若しくは印字完了又は中断後自動的に復帰改行することを確認する。

7.2.5　保護装置

ＡＣ／ＤＣ50V 以上の導電部には保護カバーが付けられていることを確認する。

7.2.6　自己診断試験

機器に内蔵された自己診断機能を用いて、無線受信機、シグナルプロセッサ及び表示装置又はプリンタの作動が正しく行われることを有効に試験できることを確認する。

7.3　整備記録の作成等

整備者は、別紙様式のナブテックス受信機整備記録（「ＧＭＤＳＳ設備等整備記録総括表」を含む。）を作成し、管海官庁及び船舶所有者に１部送付するとともに、１部をサービス・ステーションに保管する。

（注）　「ＧＭＤＳＳ設備等整備記録総括表」は、本附属書７～１６に掲げる設備の整備記録の総括表として共用して差し支えない。

8. 高機能グループ呼出受信機整備基準

8.1　適　用

この基準は、高機能グループ呼出受信機について、整備を行う場合に適用する。

8.2　整備の方法

高機能グループ呼出受信機の整備は、これを備え付けている船舶の定期検査又は中間検査の時期に行い、電波法に基づく無線局の免許状を有する場合にはその搭載船舶及び免許人の氏名又は名称が免許状に記載されるとおりであること並びに次の事項について確認する。

8.2.1　外観点検

-1. 構成品等の点検

本体、プリンタ、予備品等の構成品、操作説明書及び保守のための資料が完全な状態で揃っているかを点検する。

-2. 表示の点検

高機能グループ呼出受信機の本体の(ⅰ)名称、型式、型式承認番号、製造年月、製造番号、製造者名、検定印又は証印、(ⅱ)操舵室に装備する機器にあっては磁気コンパスに対する最小安全距離の表示が適切なものであり、かつ、見易い箇所になされ、かすれて見えにくくなっていないかを点検する。

-3. 空中線の取付状況に異常がないこと及びシャドーセクターの原因となる障害物のないことを確認する。

-4. 主要部のコネクタの取付状況、ねじ類の締付状況、アースの状態に異常のないことを確認する。

-5. 表示灯の断線、操作つまみの欠落等のないことを確認する。

8.2.2　電源装置の効力試験

-1. 主電源及び代替電源から受電可能であること及び電源電圧が規定値以内であることを確認する。

-2. 代替電源への切換が素早くできることを確認する。

8.2.3　受信装置の効力試験

-1. メッセージを受信できることを確認する。ただし、メッセージが送信されていない場合は、直近の受信記録等の確認をもってこれに代えることができる。

8.2.4　信号処理装置等の性能試験

-1. メッセージＩＤの記憶試験

同じメッセージＩＤを持つメッセージは２度目からは印字されないことを直近の受信記録（４時間以上）等により確認する。

-2. メッセージＩＤの設定試験

(1)　受信からはずす海岸局及びメッセージカテゴリーの設定を行った後、これらの内容が設定されていることを確認する。

(2)　電源を短時間（１分間程度）断にした後、電源を入れ、設定された内容（例えば受信からはずした海岸局及びメッセージカテゴリー）が消去されていないことを確認する。

-3. プリンタ部の効力試験

直近の受信記録等により以下の確認を行う。

(1)　プリンタに打ち出される１行の文字数が 40 文字以上であることを確認する。

(2)　紙切れと同じ状態を強制的に作り、紙切れの警報の出ることを確認する。

(3)　行の最後で自動的に復帰改行すること、自動復帰改行により単語が分断される場合はその表示があること、メッセージの印字完了又は中断後自動的に復帰改行することを確認する。

-4. 自船位置情報の入力試験

(1)　自船位置情報(経度、緯度)及び海域コードを手動で入力できることを確認する。

(2)　自船位置情報(経度、緯度)を外部の航海計器から入力できる機器にあっては、当該計器からの出力又は模擬信号等を入力し、自船位置情報が正しく入力されていることを確認する。

(3)　入力された自船位置情報（経度、緯度）を自動的に海域コードに変換できる機器にあっては、当該機器からの出力又は模擬信号等を入力し、自船位置情報及びそれに対応する海域コードが正しく入力されていることを確認する。

8.2.5　保護装置

ＡＣ／ＤＣ50Ｖ以上の導電部には保護カバーがつけられていることを確認する。

8.2.6　自己診断試験

機器に内蔵された自己診断機能を用いて、シグナルプロセッサ及びプリンタの作動が正しく行われることを有効に試験できることを確認する。

8.3　整備記録の作成等

整備者は、別紙様式の高機能グループ呼出受信機整備記録（「ＧＭＤＳＳ設備等整備記録総括表」を含む。）を作成し、管海官庁及び船舶所有者に１部送付するとともに、１部をサービス・ステーションに保管する。

9. ＶＨＦデジタル選択呼出装置整備基準

9.１　適　用

この基準は、ＶＨＦデジタル選択呼出装置について、整備を行う場合に適用する。

9.2　整備の方法

ＶＨＦデジタル選択呼出装置の整備は、これを備え付けている船舶の定期検査又は中間検査の時期に行い、電波法に基づく無線局の免許状を有する場合にはその搭載船舶及び免許人の氏名又は名称が免許状に記載されるとおりであること並びに次の事項について確認する。

9.2.1　外観点検

-1. 構成品等の点検

本体、ケーブル、予備品等の構成品、操作説明書及び保守のための資料が完全な状態で揃っているかを点検する。

-2. 表示の点検

ＶＨＦデジタル選択呼出装置の本体の（ｉ）名称、型式、型式承認番号、製造年月、製造番号、製造者名、ＤＳＣのクラス、検定印又は証印（ⅱ）操舵室に装備する機器にあっては磁気コンパスに対する最小安全距離の表示が適切なものであり、かつ、見易い箇所になされ、かすれて見えにくくなっていないかを点検する。

-3. 空中線の取付状況に異常がないことを確認する。

-4. 主要部のコネクタの取付状況、ねじ類の締付状況、アースの状態に異常のないことを確認する。

-5. 表示灯の断線、操作つまみの欠落等のないことを確認する。

-6. 遭難呼出しの送信開始のために、ＩＴＵ－Ｔデジタル入力パネル又はＩＳＯキーボードのキー以外の明確に認識できる専用ボタンを有することを確認する。

9.2.2　電源装置の効力試験

-1. 主電源及び代替電源から受電可能であること及び電源電圧が規定値以内であることを確認する。

-2. 代替電源への切換が素早くできることを確認する。

9.2.3　制御部の性能試験

-1. 機能試験

機器全体の入／切スイッチを投入した後、機器の制御盤上のつまみ等を操作し表示等により以下の確認を行う。

(1)　１以上の周波数で通信できるチャンネル(チャンネル 70 は必ず含まれること)を有すること。

(2)　機器は、遭難呼出しの送信状態と通常の搬送波の送信状態とが明確に区別できる可視の表示がされること。

(3)　選択されているチャンネル番号が外部照明のいかなる状況でも判別できるよう表示されること。

(4)　チャンネル 70 は、他のチャンネルと区別できること。

-2. チャンネル切換の確認

(1)　他のチャンネルへの切換が５秒以内で行われることを確認する。

(2)　チャンネルを切換えている間は送信できないことを確認する。

-3. 送信、受信切換の確認

送信状態から受信状態に、受信状態から送信状態に切換え、いずれの場合も 0.3 秒以内で切換えられることを確認する。

-4. 制御部の操作の確認

制御部を操作し、これが不要電波の発射の原因とならないことを確認する。

9.2.4　送信装置の効力試験

-1. 空中線電力及び周波数偏差の測定

(1)　空中線電力を電力計により測定し、規定値（６W以上、25W以下）以内であることを確認する。

(2)　周波数偏差を周波数測定器により測定し、10×10^{-6} 以内であることを確認する。

-2. チャンネル 70 による送信試験

当該装置の操作を行うことができる無線従事者の資格を有する乗組員の立会いのもとに、チャンネル 70 において通信範囲内にある海岸局又は船舶局へＤＳＣメッセージを送信できることを確認する。

9.2.5　受信装置の効力試験

チャンネル 70 において通信範囲内にある海岸局又は船舶局から送信されるＤＳＣメッセージを受信できることを確認する。

9.2.6　ＤＳＣ機能の効力試験

-1. 遭難メッセージの作成

遭難メッセージの作成に関し以下の確認を行う。

(1)　自船の位置、時刻が手動で遭難メッセージに入力できること。

(2)　メッセージの出力前に、校正のために作成したメッセージを表示できること。

-2. 遭難呼出し送出手段の確認

以下の遭難呼出し送出手段を有することの確認を行う。

(1)　独立した２以上の操作で、送出を開始できる手段。

(2)　常時手動で送出を中断したり、機器をリセットすることができる手段。

-3. 一般呼出しの受信試験

一般呼出しの受信があった場合に、呼出しを知らせる可視・可聴の表示をすること。

-4. 外部電源供給停止時の記憶試験

遭難呼出しを作成した後電源（主電源と代替電源）を短時間（１分間程度）断にし、再び電源を入れ、遭難呼出しの内容が消去されていないことを確認する。

9.2.7　保護装置

-1. 遭難呼出しの送信を開始する専用のボタンには、不用意な操作から保護された処置がされていることを確認する。

-2. ＡＣ／ＤＣ　50Ｖ以上の導電部には保護カバーが付けられていることを確認する。

9.2.8　自己診断試験

機器に内蔵された自己診断機能を用いて電波を発射することなく日常の点検ができることを確認する。

9.3　整備記録の作成等

整備者は、別紙様式のＶＨＦデジタル選択呼出装置整備記録（「ＧＭＤＳＳ設備等整備記録総括表」を含む。）を作成し、管海官庁及び船舶所有者に１部送付するとともに、１部をサービス・ステーションに保管する。

10. ＶＨＦデジタル選択呼出聴守装置整備基準

10.1　適　用

この基準は、ＶＨＦデジタル選択呼出聴守装置について、整備を行う場合に適用する。

10.2　整備の方法

ＶＨＦデジタル選択呼出聴守装置の整備は、これを備え付けている船舶の定期検査又は中間検査の時期に行い、電波法に基づく無線局の免許状を有する場合にはその搭載船舶及び免許人の氏名又は名称が免許状に記載されるとおりであること並びに次の事項について確認する。

10.2.1　外観点検

-1. 構成品等の点検

本体、ケーブル、予備品等の構成品、操作説明書及び保守のための資料が完全な状態で揃っているかを点検する。

-2. 表示の点検

ＶＨＦデジタル選択呼出聴守装置の本体の(ｉ)名称、型式、型式承認番号、製造年月、製造番号、製造者名、ＤＳＣのクラス、検定印又は証印(ⅱ)操舵室に装備する機器にあっては磁気コンパスに対する最小安全距離の表示が適切なものであり、かつ、見易い箇所になされ、かすれて見えにくくなっていないかを点検する。

-3. 空中線の取付状況に異常がないことを確認する。

-4. 主要部のコネクタの取付状況、ねじ類の締付状況、アースの状態に異常のないことを確認する。

-5. 表示灯の断線、操作つまみの欠落等のないことを確認する。

10.2.2　電源装置の効力試験

-1. 主電源及び代替電源から受電可能であること及び電源電圧が規定値以下であることを確認する。

-2. 代替電源への切換が素早くできることを確認する。

10.2.3　制御部の性能試験

-1. 機能試験

機器の全体の入／切のスイッチにより、機器の作動状態にあることを示す可視表示がされることを確認する。

-2. チャンネル 70 で受信できる機能を有することを確認する。

10.2.4　受信装置の効力試験

チャンネル 70 において、通信範囲内にある海岸局又は船舶局から送信されるＤＳＣメッセージを受信できることを確認する。

10.2.5　ＤＳＣ機能の効力試験

外部電源供給停止時の記憶試験

電源（主電源と代替電源）を短時間（１分間程度）断にした後、電源を入れた際に既に受信した遭難呼出し等の内容が消去されていないことを確認する。

10.2.6　保護装置

ＡＣ／ＤＣ　50V 以上の導電部には保護カバーが付けられていることを確認する。

10.2.7　自己診断試験

機器に内蔵された自己診断機能を用いて、日常の点検ができることを確認する。

10.3　整備記録の作成等

整備者は、別紙様式のＶＨＦデジタル選択呼出聴守装置整備記録（「ＧＭＤＳＳ設備等整備記録総括表」を含む。）を作成し、管海官庁及び船舶所有者に１部送付するとともに、１部をサービス・ステーションに保管する。

11. デジタル選択呼出装置整備基準

11.1　適　用

この基準は、デジタル選択呼出装置について、整備を行う場合に適用する。

11.2　整備の方法

デジタル選択呼出装置の整備は、これを備え付けている船舶の定期検査又は中間検査の時期に行い、電波法に基づく無線局の免許状を有する場合にはその搭載船舶及び免許人の氏名又は名称が免許状に記載されるとおりであること並びに次の事項について確認する。

11.2.1　外観点検

-1. 構成品等の点検

本体、ケーブル、予備品等の構成品、操作説明書及び保守のための資料が完全な状態で揃っているかを点検する。

-2. 表示の点検

デジタル選択呼出装置の本体の（ｉ）名称、型式、型式承認番号、製造年月、製造番号、製造者名、ＤＳＣクラス、検定印又は証印（ⅱ）操舵室に装備する機器にあっては磁気コンパスに対する最小安全距離の表示が適切なものであり、かつ、見易い箇所になされ、かすれて見えにくくなっていないかを点検する。

-3. 空中線の取付状況に異常がないことを確認する。

-4. 主要部のコネクターの取付状況、ねじ類の締付状況、アースの状態に異常のないことを確認する。

-5. 表示灯の断線、操作つまみの欠落等のないことを確認する。

-6. 遭難呼出しの送信開始のために、ＩＴＵ－Ｔデジタル入力パネル又はＩＳＯキーボードのキー以外の明確に認識できる専用ボタンを有することを認識する。

11.2.2　電源装置の効力試験

-1. 主電源及び代替電源から受電可能であること及び電源電圧が規定値以内であることを確認する。

-2. 代替電源への切換が素早くできることを確認する。

11.2.3　制御部の性能試験

機器全体の入／切スイッチを投入した後、機器の制御盤上のつまみ等を操作し、表示等により以下の確認を行う。

-1. 作動状態の可視表示

機器は、遭難呼出しの送信状態と通常の搬送波の送信状態とが明確に区別できる可視の表示がされること。

-2. 遭難周波数の選択

(1)　ＭＦで運用するものについては 2187.5KHz、ＨＦで運用するものについては、4207.5、6312、8414.5、12577、16804.5KHz での送受信が容易にできること。

(2)　選択されている送受信周波数は機器の制御盤上ではっきり確認できること。

(3)　Ｊ２Ｂ（上側波帯）又はＦ１Ｂで送受信できること。

(4)　Ｊ２Ｂ波で送信される場合、ＤＳＣの信号が割当周波数で送信されるように搬送波の周波数が調整されていること。

-3. 遭難周波数の切換

送受信周波数の切換操作を行い、他の周波数への同調が 15 秒以内に行えること。また、周波数を切換えている間は送信できないこと。

-4. 制御部の操作の確認

制御部を操作し、これが不要電波の発射の原因とならないこと。

11.2.4　送信装置の効力試験

-1. 空中線電力及び周波数偏差の測定

(1)　空中線電力を電力計により測定し､規定値(60W以上)であることを確認する。

(2)　周波数偏差を周波数測定器により測定し±10Ｈｚ以内であることを確認する。

-2. 送信試験

当該装置の操作を行うことができる無線従事者の資格を有する乗組員の立会いのもとに通信範囲内にある海岸局又は船舶局にＤＳＣメッセージを送信できることを確認する。

11.2.5　受信装置の効力試験

通信範囲内にある海岸局又は船舶局から送信されるＤＳＣメッセージを受信できることを確認する。

11.2.6　ＤＳＣ機能の効力試験

-1. 遭難メッセージの作成

遭難メッセージの作成に関し、以下の確認を行う。

(1)　自船の位置、時刻が手動で遭難メッセージに入力できること。

(2)　メッセージの出力前に、校正のために作成したメッセージを表示できると。

-2. 遭難呼出し送出手段の確認

以下の遭難呼出し送出手段を有することの確認を行う。

(1)　独立した２以上の操作で、送出を開始できる手段。

(2)　常時手動で送出を中断したり、機器をリセットすることができる手段。

-3. 一般呼出しの受信試験

一般呼出しの受信があった場合に、呼出しを知らせる可視・可聴の表示をすること。

-4. 外部電源供給停止時の記憶試験

遭難呼出しを作成した後電源（主電源と代替電源）を短時間（１分間程度）断にし、再び電源を入れ、遭難呼出しの内容が消去されていないことを確認する。

-5. 走査送信

ＤＳＣ遭難周波数については遭難呼出しを走査送信することのできる機器については以下の確認を行う。

(1)　走査送信する周波数（ＭＦ帯から１波、ＨＦ帯から５波計６波の遭難周波数を最大とする）を選択できること。

(2)　送信している周波数以外の選択された全ての周波数で受信できること、又は、選択された全ての周波数での送信を１分以内で終了できること。

(3)　走査を中断、再開できる手段が備え付けられていること。

-6. 走査受信

ＤＳＣ遭難周波数について走査受信を行うことのできる機器については以下の確認を行う。

(1)　６波を最大として走査受信したい周波数を選択できること。

(2)　遭難周波数聴守の目的のために走査を行う場合、2187.5KHz、8414.5KHz の2波と4207.5、6312、12577、16804.5KHz のうち1波は必ず走査波として選択されること。

(3)　選択された全ての周波数を２秒以内に走査受信できること

(4)　走査受信中に任意の走査周波数を選択すると当該周波数に切換わること。

11.2.7　保護装置

-1. 遭難呼出しの送信を開始する専用のボタンには、不用意な操作から保護された処置がされていることを確認する。

-2. ＡＣ／ＤＣ　50V 以上の導電部には保護カバーが付けられていることを確認する。

-3. 空中線の金属露出部分には、人が容易に近づけないような処理がされていることを確認する。

11.2.8　自己診断試験

機器に内蔵された自己診断機能を用いて電波を発射することなく日常の点検ができることを確認する。

11.3　整備記録の作成等

整備者は、別紙様式のデジタル選択呼出装置整備記録（「ＧＭＤＳＳ設備等整備記録総括表」を含む。）を作成し、管海官庁及び船舶所有者に１部送付するとともに、１部をサービス・ステーションに保管する。

12. デジタル選択呼出聴守装置整備基準

12.1　適　用

この基準は、デジタル選択呼出聴守装置について、整備を行う場合に適用する。

12.2　整備の方法

デジタル選択呼出聴守装置の整備は、これを備え付けている船舶の定期検査、又は中間検査の時期に行い、電波法に基づく無線局の免許状を有する場合にはその搭載船舶及び免許人の氏名又は名称が免許状に記載されるとおりであること並びに次の事項について確認する。

12.2.1　外観点検

-1. 構成品等の点検

本体、ケーブル、予備品等の構成品、操作説明書及び保守のための資料が完全な状態で揃っているかを点検する。

-2. 表示の点検

デジタル選択呼出聴守装置の本体の(ｉ)名称、型式、型式承認番号、製造年月、製造番号、製造者名、ＤＳＣのクラス、検定印又は証印(ⅱ)操だ室に装備する機器にあっては磁気コンパスに対する最小安全距離の表示が適切なものであり、かつ、見易い箇所になされ、かすれて見えにくくなっていないかを点検する。

-3. 空中線の取付状況に異常がないことを確認する。

-4. 主要部のコネクタの取付状況、ねじ類の締付状況、アースの状態に異常のないことを確認する。

-5. 表示灯の断線、操作つまみの欠落等のないことを確認する。

12.2.2　電源装置の効力試験

-1. 主電源及び代替電源から受電可能であること及び電源電圧が規定値以下であることを確認する。

-2. 代替電源への切換が素早くできることを確認する。

12.2.3　制御部の性能試験

機器の制御盤上のつまみ等を操作し、表示等により以下の確認を行う。

-1. 作動状態の可視表示

機器全体の入／切スイッチにより、機器が作動状態にあることを示す可視表示がされること。

-2. 遭難周波数の選択

(1)　ＭＦで運用するものについては 2187.5KHz、ＨＦで運用するものについては、4207.5、6312、8414.5、12577、16804.5KHz での受信が容易にできること。

(2)　選択されていた受信周波数は、機器の制御盤上ではっきりと確認できること。

(3)　Ｊ２Ｂ（上側波帯）又はＦ１Ｂで受信できること。

-3. 遭難周波数の切換

受信周波数の切換操作を行い、他の受信周波数への同調が 15 秒以内に行えること。

12.2.4　受信装置の効力試験

通信範囲内にある海岸局又は船舶局から送信されるＤＳＣメッセージを受信できることを確認する。

12.2.5　ＤＳＣ機能の効力試験

-1. 外部電源供給停止時の記憶試験

電源（主電源と代替電源）を短時間（１分間程度）断にした後、電源を入れた際に既に受信した遭難呼出し等の内容が消去されていないことを確認する。

-2. 走査受信

ＤＳＣ遭難周波数について走査受信を行うことのできる機器については以下の確認を行う。

(1)　６波を最大として走査受信したい周波数を選択できること。

(2)　遭難周波数聴守の目的のために走査を行う場合、2187.5KHz、8414.5KHz の２波と 4207.5、6312、12577、16804.5KHz のうち１波は必ず走査波として選択されること。

(3)　選択された全ての周波数を２秒以内に走査受信できること。

(4)　走査受信中に任意の走査周波数を選択すると、当該周波数に切換わること。

12.2.6　保護装置

ＡＣ／ＤＣ50Ｖ以上の導電部には保護カバーが付けられていることを確認する。

12.2.7　自己診断試験

機器に内蔵された自己診断機能を用いて電波を発射することなく日常の点検ができることを確認する。

12.3　整備記録の作成等

整備者は、別紙様式のデジタル選択呼出聴守装置整備記録（「ＧＭＤＳＳ設備等整備記録総括表」を含む。）を作成し、管海官庁及び船舶所有者に１部送付するとともに、１部をサービス・ステーションに保管する。

（７）ＧＭＤＳＳ設備の整備を行う特定のサービス・ステーションの証明を行う際の要領について（参考）

事　務　連　絡
平成 10 年 9 月 9 日

海上技術安全局　　船　舶　検　査　官
検査測度課業務第一係

ＧＭＤＳＳ設備の整備を行う特定のサービス・ステーションの証明を行う際の要領について

標記について、船舶検査の方法の一部改正（平成 10 年９月９日付け海検第２９号）に伴い、船舶検査の方法付属書Ｈ４に基づきＧＭＤＳＳ設備の整備を行う特定のサービス・ステーションの証明を行う際の要領を下記のように定めたので、今後サービス・ステーションの証明を行う際には業務上遺漏ないよう取り計らわれたい。

なお、管内各海運支局及び各海運事務所あてこの旨周知されたい。

また、本事務連絡は船舶検査の方法の参考資料として保存するものとし、「ＧＭＤＳＳ設備サービス・ステーションの証明を行う際の要領について（参考）」（平成３年１２月１２日付け検査測度課専門官（業務第１）発出事務連絡）は廃止する。

記

1. 添付書類

証明願に添付する書類は次を基準とする。

(1)　会社の経歴
(2)　施設並びに機器及び備品類等の詳細
(3)　責任者及び技術者の詳細
(4)　社内整備標準
(5)　整備実績

2. 施設

附属書H別記４の２. に定める施設のほか、ＧＭＤＳＳ設備の整備を行うために必要な機器及び備品類等の保管場所を有すること。

3. 機器類及び備品類等

(1)　附属書H別記４の 3.1(2)に定める電力計はＶＨＦ帯にて出力する装置の電力測定に必要なものであり、ＭＦ／ＨＦ帯にて出力する装置については無線機に付帯する計器により測定が可能なため、ＭＦ／ＨＦ帯用の電力計を保有することは要しない。

(2)　周波数及び電力の測定、表示を主な機能とする機器の定期的な標準器による較正は、年１回程度の頻度で行うこと。

なお、較正に当たっては、サービス・ステーション自身が標準器を有し行うものでなければならないものではなく、他の適当な者がサービス・ステーションに代わ

って標準器により行うことでよい。

4. 整備業務実施上の責任者及び技術者

適切な整備業務実施上の責任者及び１人以上の技術者を有していること。

5. 責任者の代行

責任者が病欠、出張等の理由により不在となった場合、業務に支障のある事業場においては、責任者が不在の間業務を代行する者をあらかじめ選任しておくことができる。

この場合、責任者代行は責任者に要求される技量及び知識を有するも者とすることとし、責任者が出社した場合、不在の間の業務実施内容を確認する規定を社内整備標準に設けること。

また、責任者代行が変更になる場合は管海官庁に届け出ること。

6. 証明に係るＧＭＤＳＳ設備の範囲

証明に係るＧＭＤＳＳ設備の範囲の限定は、整備を行おうとするＧＭＤＳＳ設備毎に次の点を考慮し、適切に行うこと。

① 整備のための施設

② 整備のための機器及び備品類等

③ 整備業務実施上の責任者として、整備を行うための十分な技量及び関係法規等の知識

なお、証明書の記載に当たっては、次の例によること。

［例］レーダー・トランスポンダーに係る機器及び備品類等の要件のみを満足せず、他の要件については全て満足する場合

2. 証明に係るＧＭＤＳＳ設備の範囲

ＧＭＤＳＳ航海用具

ＧＭＤＳＳ救命設備（ただし、レーダー・トランスポンダーを除く。）

7. その他

（略）

（８）無線設備の保守等の承認について

海査第２９４号の２
平成 12 年６月 28 日

運輸省海上技術安全局検査測度課長

無線設備の保守等の承認について

無線設備の保守等の承認にあたっては、平成４年１月 29 日付け海査第 61 号（「無線設備の保守等の承認手続きについて（暫定基準）の送付について」に基づいて行ってきましたが、平成４年付け海査第 61 号の一部改正を下記のとおり改正しましたので、業務上遺漏のないようにお取り計らい願います。

本改正に伴い、既に承認を受けた船舶所有者が、変更の承認を受けようとする場合は、変更しようとする事項及びその理由等を記載した無線設備の保守等変更申請書（第２号様式）に、既に承認された無線設備の保守等承認書と変更に係る関連書類（２．提出書類（４）（ハ））を添付させ、審査して適切なものである場合は管海官庁限りで承認することとし、新たな保守等承認書を船舶所有者に交付します。

また、本改正の施行日以後、初めて行う陸上保守点検は、前回の陸上保守点検の実施時期にかかわらず、船舶検査証書の有効期間が満了する日に相当する毎年の日の前後３月以内の時期に行うこととします。

記

（省略：協会本部にて、改正内容を取込み、以下に記載する。）

なお、本改正による海査第 61 号は、平成 12 年７月７日から施行する。

（改正後の海査第 61 号）

無線設備の保守等の承認手続きについて（暫定基準）

1. 承認手続き

管海官庁は、無線設備（船舶安全法施行規則（以下、規則という）第 60 条の 5 第 1 項の無線設備をいう。以下、同じ）について、規則第 60 条の５第 1 項に基づき講じる措置及びその実施方法について承認を行う場合は、2. に掲げる書類を提出させ、3. の審査基準に合致している場合は、4. に掲げる承認書を船舶検査手帳に添付して交付する。また、SOLAS 条約が適用される船舶については、条約証書に関連する事項を記載する。承認された事項を変更する場合も同様とする。

ただし、管海官庁は審査に際して、当該基準により難いと認める場合及び陸上保守を承認する場合は、あらかじめ検査測度課長に伺いでるものとする。

2. 提出書類

（承認を受ける場合）

(1)　無線設備の保守等承認申請書（第 1 号様式）

(2)　保守等の対象となる設備の一覧表

(3)　設備の二重化を行う場合は次の事項を記載した書類

(ｲ) 船舶に施設する規則第 60 条の 6 の設備

(4)　陸上保守を行う場合は次の事項を記載した書類

(ｲ) 規則第 60 条の 7 各号の 1 のいずれか。

(ﾛ) 船舶の就航航路

(ﾊ) 各設備の点検項目及び点検期間

(ﾆ) 点検した結果の記録用紙及びこれの船内の保管方法

(ﾎ) 規則第 60 条の 7 第 1 号により行う場合は、次の書類

ａ．修理及び点検を委託する事業者との契約書の写し

ｂ．委託する事業者が修理及び点検の能力を示す書類（別紙１）（既に承認を受けた事業者についてはその旨を記載すること。）

ｃ．修理及び点検を行う事業所の一覧表

(ﾍ) 規則第 60 条の 7 第 2 号により行う場合は次の事項を記載した書類

ａ．船舶所有者の修理及び点検を行う拠点の場所

ｂ．拠点で修理及び点検を行う責任者及び要員

ｃ．責任者及び要員の学歴、実務経験者等

ｄ．修理及び点検を実施するための規定

ｅ．拠点に配置する予備の部品、測定器具、工具、修理及び点検のマニュアル

ｆ．測定器具の較正方法

(ﾄ) 規則第 60 条の 7 第 3 号の場合は、必要と認める書類

(5)　船上保守を行う場合は、次の事項を記載した書類

(ｲ)　船舶に乗り組んで保守を行う船員の氏名及び当該船員が海技士資格（または無

線従事者資格）を有することを明らかにすることができる書類

(ﾛ) 船舶職員法により通信長の配乗が行われる場合はその旨（この場合(ｲ)の書類は省略して差し支えない。）

(ﾊ)船舶に搭載する保守の手引書、予備の部品、測定器具、工具

承認を行う場合、各書類は２部（(1)については１部）提出させ、承認後、承認書に添付して１部を返却する。

（承認の変更を行う場合）

(1) 無線設備の保守等変更承認申請書（第２号様式）

(2) 既に承認された無線設備の保守等承認書の写し

(3) 承認を受ける場合に必要な書類のうち変更にかかわる部分の承認に必要な書類

書類の取扱いは、承認を行う場合に準じる。

3. 審査基準

(1) 講じる措置について

SOLAS 条約が適用される船舶でＡ３水域又はＡ４水域を航行する船舶は、設備の二重化、陸上保守又は船上保守のうちから２の措置、その他の船舶にあっては１の措置が、規則第 60 条の５第１項に従って措置されていること。なお、承認にあたっては船舶検査証書、条約証書により確認すること。

(2) 設備の二重化の実施方法について

規則第 60 条の 6 の設備が施設されていること。なお、この場合、非常電源及び補助電源についても措置されていることに注意を払うこと。

(3) 陸上保守の実施方法について

(ｲ) 各設備の点検項目及び点検期間が別添１の要件を満たすものであること（3.(3)(ﾎ)による方法を除く。）

(ﾛ) 点検した結果の記録用紙は、点検項目及び点検の結果及び点検を行った日、点検者が記載されるものであり、船長の管理のもとに船内に保管されるものであること。

(ﾊ) 規則第 60 条の７第１号の方法により行う場合

ａ．契約者が次の要件を満たすものであること。

ⅰ．船舶所有者（船舶共有の場合であっても船舶管理人を置く場合は船舶管理人、船舶貸借の場合は船舶借入人）と保守事業者との契約であること。

ⅱ．修理及び点検を行う対象船舶及び対象設備が明記されていること。

ⅲ．保守事業者が(ｲ)で定めた点検期間ごとに点検を行うこと及び船舶から要請があったときはすみやかに修理を行うことを担保するものであること。

ⅳ．保守事業者は修理及び点検を行う事業所（契約（これに準じる協定書による取り決めを含む。）による自社以外の事業所を含む。以下、同じ）において修理または点検が行えない場合は保守要員を出張させることにより行うものであること。

ⅴ．保守事業者は、修理または点検を行う事業所の住所、連絡先のリストを供与するものであること。

ⅵ．契約期間及び契約の更新方法が明記されていること。

ｂ．委託する保守事業者が別添２の要件を満たすものであること。

ｃ．委託する保守事業者が当該船舶の就航航路をカバーする修理及び点検を行う事業所を有すること。ただし、事業所の不足を補うための保守要員の出張を利用して差し支えない。

(ﾆ) 規則第 60 条の７第２号の方法により行う場合

ａ．就航航路の出発港、目的港、寄港地に拠点があること（各港が至近の距離にある等差し支えないと認められる場合は、その数を減じてもよい。）

ｂ．拠点は別添３の要件を満たすものであること。

(ﾎ) 規則第 60 条の７第３号の方法により行う場合

SOLAS 条約が適用される船舶以外の船舶（旅客船を除く。）であって、自己診断装置（送信装置、受信装置を含んで点検できるものに限る。インマルサット無線電話、インマルサット直接印刷電信にあっては別添１の点検項目に相当する点検ができるものに限る。）を備える無線設備（極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置及びレーダー・トランスポンダーを除く。）を施設し、(ﾊ) に規定する方法の要件を満足し、日常の点検において１ヵ月を超えない範囲で設備の現状等及び自己診断装置（軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置及びレーダー・トランスポンダーにあっては試験作動スイッチとする。）を用いた点検を船内において行い、異常があった場合はすみやかに保守事業者に修理又は点検を依頼するとともに、13 ヵ月（航海中のため入港できない場合は入港したとき）を超えない範囲で別添１の点検項目の点検を保守事業者が行う方法は、認めて差し支えない。

(4) 船上保守の実施方法について

(ｲ) 一級海技士（通信）、一級海技士（電子通信）、二級海技士（電子通信）又は第一級総合無線通信士、第一級海上無線通信士あるいは第二級海上無線通信士の資格を有する船員が配乗されるものであること

(ﾛ) 各整備の保守の手引書及び別添４の予備の部品、測定器具、工具を船舶に搭載するものであること

4. 承認書

無線設備の保守等について承認を行った場合は、無線設備の保守等承認書（様式３）、変更を行った場合は既に交付した無線設備の保守等承認書を返却させ新たに無線設備保守等承認書を交付する。

交付にあたっては船舶検査手帳に添付すること。

（別紙１）

保守事業者の修理及び点検の能力を示す書類

次に掲げる事項を記載した書類

1. 会社の沿革、概要
2. 資本金、定款及び役員名
3. 事業報告書
4. 過去３年間の無線設備の修理及び点検の実績（製造メーカーにあっては生産実績も含めること。）
5. 社内機構図（修理及び点検に係る管理体制を明確に示すもの）

6.　修理及び点検に係る組織の職務分掌
7.　修理及び点検について指導、監督を行う組織の構成員及び責任者
8.　修理及び点検を実施するための規定
9.　保守要員に対する教育、訓練体制及びその実施状況
10. 予備の部品の保有状況
11. 修理及び点検を行う事業所の選定規程
12. 修理及び点検を行う事業所及び保守要員の状況
13. その他管海官庁が必要と認める書類

（備考）ただし、型式承認を受けているメーカーにあっては、1.から5.及び10.の書類は添付する必要はない。

（別添１）

陸上保守における定期的な点検の点検項目及び点検期間

1. 点検項目

保守の対象となる各設備について、次の点検項目を含む定期的な点検を行うこと。異常がある場合は、修理、整備、調整等を行い正常な状態としておくこと。なお、定期的な点検は、船舶所有者が自主的に行い、設備の利用可能性を維持することを目的とするものであり、船員が行う日常の点検（出港前の点検等を含む。）、船舶検査とは別であるので、留意すること。また、点検時期に船舶検査（定期検査、中間検査等）の一環として行われた点検項目についてはこれを省略して差し支えない。

点検にあたっては、事前に船舶の通信士から使用時の状況、日常の点検の状況を聴守のうえ実施するとともに、危険物の荷役中の使用禁止等無線設備の使用制限、停泊中の無線設備の機能維持等当直船員（当直船員がいない場合にあっては船舶を管理しているもの）の許可のもとに行うこと。また、通信試験を行う場合にあっては、通信士の立ち会いのもとに行うこと。

各無線設備共通（極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置及びレーダー・トランスポンダーを除く。）

(1)　空中線の状況
(2)　主要部のコネクターの取り付け状況、ネジ類の締め付け状況、アースの状態
(3)　表示装置、警報装置の状態
(4)　操作装置の状態
(5)　次のいずれかの試験

ア. 通信試験（了解が得られる無線局と実施すること。捜索救助機関の無線局は可能な限り避けること。）

ナブテックス受信機、高機能グループ呼出受信機にあっては受信試験

イ. 送信装置の周波数偏差、空中線電力の測定、受信記録の確認（インマルサット無線電話、インマルサット直接印刷電信を除く。）

ウ. 自己診断装置（診断を行うモニター、チェックランプ、チェックメーターを含む。）による試験（設備の送信装置、受信装置の診断ができるものに限る。）

(6)　プリンターの作動試験（インマルサット直接印刷電信、MF又はHF直接印刷電話、ナブテックス受信機、高機能グループ呼出受信機に限る。）

(7)　保護装置（導電部の保護カバー等）の状況
(8)　代替電源（補動電源に限る。）からの給電状況

インマルサット無線電話、直接印刷電話
(1)　空中線の指向方向の制御の状況（Ａ型に限る。）
(2)　表示端末の作動状態
(3)　電源切断時の記憶試験（再投入時の空中線の指向方向の自動復帰等Ａ型に限る。）
(4)　メッセージ作成機能（直接印刷電信に限る。）
(5)　受信レベルの表示（Ａ型及び指向性アンテナを使用するＣ型に限る。）
　但し、自己診断装置を有する設備で上記の点検項目に相当する診断ができるものは、自己診断装置による点検に替えることができる。）

ＶＨＦデジタル選択呼出装置、デジタル選択呼出装置
(1)　遭難メッセージの作成試験
(2)　自己診断装置による試験

ＶＨＦデジタル選択呼出聴守装置、デジタル選択呼出聴守装置
(1)　スキャニング動作の試験（ＨＦに限る。）
(2)　自己診断装置による試験

ナブテックス受信機
(1)　メッセージＩＤの記憶試験
(2)　メッセージＩＤの設定試験
(3)　自己診断装置による試験

高機能グループ呼出受信機
(1)　メッセージＩＤの記憶試験
(2)　メッセージＩＤの設定試験
(3)　自己診断装置による試験

極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、レーダー・トランスポンダー
(1)　容器、取付状況、外部の表示
(2)　電池の有効期限
(3)　試験作動スイッチによる点検（電波を発射しないこと。）

2. 点検期間
　点検は、船舶検査証書の有効期間が満了する日に相当する毎年の日の前後３月以内の時期に行うこと。なお、当該期間を繰り上げて点検した場合の次回点検時期は、時期を繰り上げて点検した日から起算して３月を経過した日に相当する毎年の日の前後３月以内の時期とする。

（別添２）

陸上保守事業者の要件

1. 事業の基礎が強固であり、かつ、健全な経営を行っていること。
2. 無線設備類の修理及び点検について十分な実績を有すること。
3. 修理及び点検について、高度な技術系職員（大学（電気系）を卒業し、３年以上の実務実績を有する者又はこれに相当する者）により指導、監督を行う組織であり、責任者を有すること。
4. 修理及び点検を実施するための規程（本部の組織及び本部と事業所の責任関係、本部

から事業所に対する支援体制、故障等に対する連絡体制等が明記されているもの）が策定されていること。

5. 保守要員に対する教育、訓練体制を有すること。

6. 保守の対象設備に付いて十分な予備の部品を有するか、直ちにメーカーから予備の部品を入手できる体制になっていること。

7. 修理及び点検のために十分な保守要員を有し、必要に応じ保守要員を出張させることが出来るものであること。

8. 修理及び点検を行う事業所は、次の要件を満たす選定規程により選定されているものであること。ただし、事業所毎に実施する設備に限定がなされていても差し支えない。

(a) 修理及び点検についての管理者がいること。

(b) 教育、訓練を受けた保守要員が配置されていること。

(c) 自社の事業所以外の事業所の場合は修理及び点検に付いて契約（これに準じる協定書による取り決めを含む）がなされていること。

(d) 修理及び点検を実施する対象設備について、設備の製造メーカーの承認がなされていること。

(e) 保守点検に必要な技術的資料（修理及び点検のマニュアル等）があること。

(f) 必要に応じ、本部またはメーカーからの支援を受けられること。

(g) 予備の部品の手配が可能であること。

(h) 必要な測定器具が配備されていること。

（別添３）

保守拠点の要件（規則第 60 条の７第２項）

1. 修理及び点検について、高度な技術系職員（大学（電気系）を卒業し、３年以上の実務実績を有する者又はこれに相当する者）により指導、監督を行う組織であり、責任者を有すること。

2. 保守要員に対する教育、訓練体制を有すること。

3. 保守の対象設備について十分な予備の部品を有するか、直ちにメーカーから予備の部品を入手できる体制になっていること。

4. 修理及び点検のために十分な保守要員を有し、必要に応じ保守要員を出張させることが出来るものであること。

5. 次の要件を満たす、修理及び点検を実施すための規程が策定されていること。

(1) 修理及び点検に従事するものの責任体制が明確にされていること。

(2) 修理及び点検に従事するものに対する教育、訓練の方法が明確にされていること。

(3) 測定器具、予備の部品、工具等の管理方法が明確にされていること。

6. 次の測定器具が配備されていること。

(1) 周波数測定値（２００ＭＨｚ以下の周波数の測定が可能なもの）

(2) 電力計（３０Ｗ以下の電力の測定が可能なもの）

(3) シンクロスコープ（３０ＭＨｚ以下の周波数の測定が可能なもの）

(4) テスター

7. 次の予備の部品が配備されていること。（極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、レーダー・トランスポンダーその他差し支えないと認められるものを除く。）

(1)　プリント基盤（送信装置の終段増幅部及び発振部、電源部）
(2)　ヒューズ、リレー、ランプ、プリンターリボン等
8. スパナ、ドライバー等の工具が配備されていること。
9. 各無線設備の修理及び点検のマニュアルが配備されていること。

（別添４）

船上保守における予備の部品、測定器具及び工具

1. 各設備について、次の予備の部品を搭載するものであること。（極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、レーダー・トランスポンダーその他差し支えないと認められるものを除く。）
(1)　プリント基盤（送信装置の終段電力増幅部及び発深部、電源部）
(2)　ヒューズ、リレー、ランプ、プリンターリボン等
2. 次の測定器具を搭載するものであること。
(1)　周波数測定器（200MHz 以下の周波数の測定が可能なもの）
(2)　電力計（30W 以下の電力の測定が可能なもの）
(3)　シンクロスコープ（30MHz 以下の周波数の測定が可能なもの）
(4)　テスター
3. スパナ、ドライバー等の工具を搭載するものであること。

（参考）

－既に承認を受けている所有者の手続き－

施行日以後、初めて陸上保守の点検を行うために入港する場合

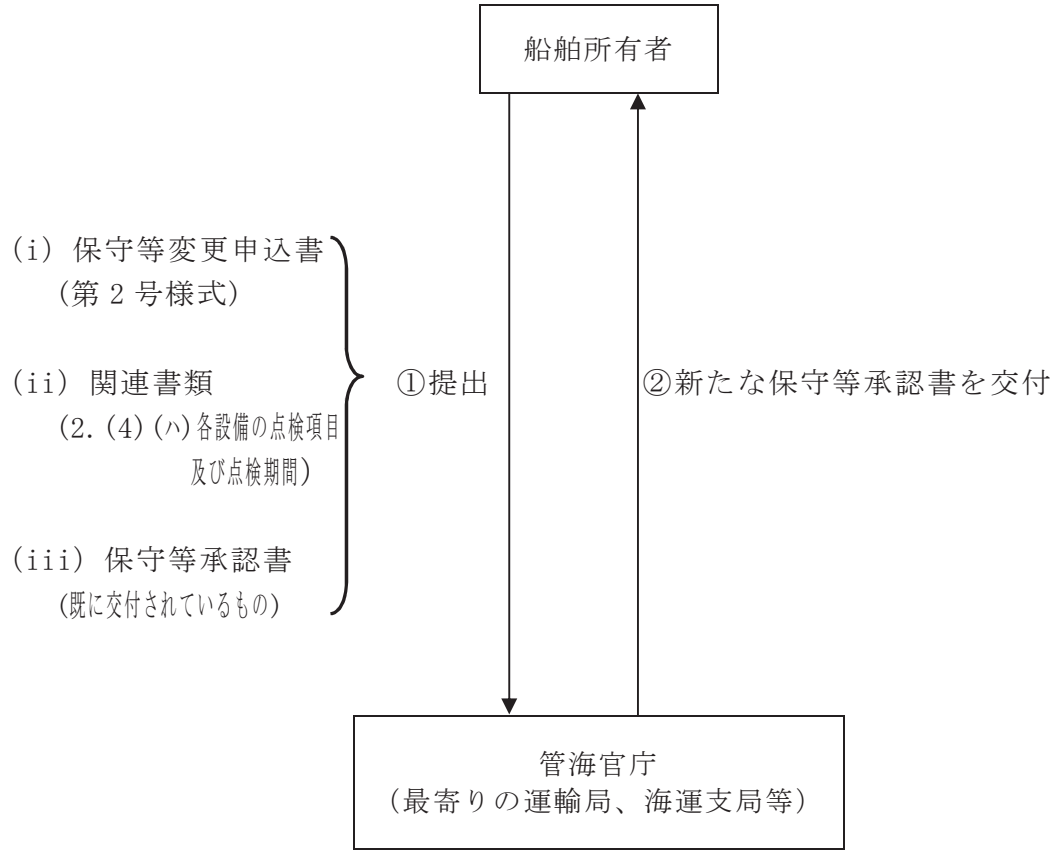

※施行日以後、初めて点検を行う以前に、変更承認の手続きを行う場合、船舶所有者は、上記の（ｉ）、（ⅱ）及び（ⅲ）の写しを管海官庁に提出し、審査して適切なものである場合は､管海官庁限りで承認することとし､既に交付されている保守承認書を返却させた後、新たな保守等承認書を交付する。

第１号様式

無線設備の保守等承認申請書

年　　月　　日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあっては
代表者の氏名

下記の船舶の無線設備について船舶安全法施行規則第 60 条の 5 に基づき講じる措置及びその実施方法について承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1. 船舶所有者の氏名又は名称及び住所

2. 船種及び船名

3. 船舶番号

4. 国際航海に従事するか否か

5. 旅客船、非旅客船、漁船の別

6. 総トン数、船の長さ

7. 航行区域又は従業制限

8. 航行する水域

9. 船舶安全法施行規則第 60 条の５第１項により講じる措置

10. 備考

第２号様式

無線設備の保守等変更承認申請書

年　　月　　日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあっては
代表者の氏名

下記の船舶の無線設備について船舶安全法施行規則第 60 条の 5 に基づき講じる措置及びその実施方法の変更の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1. 船舶所有者の氏名又は名称及び住所

2. 船種及び船名

3. 船舶番号

4. 国際航海に従事するか否か

5. 旅客船、非旅客船、漁船の別

6. 総トン数、船の長さ

7. 航行区域又は従業制限

8. 航行する水域

9. 変更しようとする項目

10. 変更の理由

第３号様式
第　　号

無線設備の保守等承認書

年　　月　　日

殿

年　　月　　日付けをもって申請のあった下記の船舶の無線設備について船舶安全法施行規則第 60 条の５に基づき講じる措置及びその実施方法について、船舶安全法施行規則第 60 条の 5 第 2 項に基づき承認する。

1.　船種、船名

2.　船舶番号

3.　船行区域又は従業制限

4.　船行する水域

5.　船舶安全法施行規則第 60 条の５第 1 項に基づき講じる措置

6.　承認の条件

年　　月　　日

管海官庁　　印

３．船舶検査の方法（航海用レーダー等関係）（抜粋）

（１）B 編　一般の船舶及びこれに備える物件に係る検査（航海用レーダー等関係）

第 1 章　第 1 回定期検査等

1.1　通則

1.1.1　船舶について初めて行う定期検査、製造検査及び製造に係る物件の予備検査並びに、新たに船舶の備え付け又は新替えする物件の検査（以下「第 1 回定期検査等」という。）の方法は、本章による。

1.7　一般設備

1.7.5　航海用具

-1～-7　略

-8　**航海用レーダー**（設備規程 146-12、用具告示 8）

次の検査を行う。

(1)　磁気コンパスに対し、その航海用レーダーに示されている安全距離が保たれていること。ただし、当該安全距離が保たれていない場合であっても、航海用レーダーを設備したことによって磁気コンパスに与える誤差が、当該レーダーに電源を入れた状態と電源を切った状態にかかわらず軽微なもの（自動衝突予防援助装置及び自動操だ装置に電源を入れた状態と電源を切った状態とのいずれにおいても、これらの装置及び航海用レーダーによる誤差が、あわせて 0.5 度以内を標準とする。）であれば安全距離を保っていることとして、差し支えない。

(2)　オートプロッターを有しない航海用レーダーにあっては、プロッティングを行うためのグリスペン等、必要な器具類が備えられていることを確かめる。

(3)　導波管に 0.05～0.10 MPa の圧力を 30 分以上かけ気密試験を行い、内気圧が 10%以上減少しないことを確かめる。

(4)　他の設備からの電磁的干渉により、レーダーの性能が妨げられないことを確認する。

ただし、当該レーダーが電磁的干渉により性能が妨げられないことを資料等で証明された場合は、確認試験を省略して差し支えない。

-8-2.　**航海用レーダー**（設備規程 146-12、-14、-15、-16、用具告示 8、9、10、11）

-8.を除く「航海用具の基準を定める告示の一部を改正する告示（平成 20 年 5 月 30 日国土交通省告示第 679 号）」の技術基準が適用される航海用レーダーについては、次の検査を行う。

(1)　磁気コンパスに対し、その航海用レーダー（電子プロッティング装置、自動物標追跡装置または自動衝突予防援助装置を含む、以下同じ。）に示されている安全距離が保たれていること。ただし、当該安全距離が保たれていない場合であっても、航海用レーダーを設備したことによって磁気コンパスに与える誤差が、当該レーダー及び自動操舵装置に電源を入れた状態と電源を切った状態にかかわらず軽微なもの（0.5 度以内を標準とする。）であれば安全距離を保っていることとして差し支えない。

(2)　導波管を使用しているものは、導波管に 0.05～0.10 MPa の圧力を 30 分以上かけ気密試験を行い、内気圧が 10%以上減少しないことを確かめる。

(3)　他の設備からの電磁的干渉により、レーダーの性能が妨げられないことを確

認する。

ただし、当該レーダーが、電磁的干渉により性能が妨げられないことを資料等で証明された場合は、確認試験を省略して差し支えない。

-9. **電子プロッティング装置**(設備規程 146-14、用具告示 9)

-8-2.以外のものについては次の検査を行う。

(1) 磁気コンパスに対し、当該電子プロッティング装置に示されている安全距離が保たれていることを確かめる。ただし、安全距離が保たれていない場合であっても電子プロッティング装置を設置していることによって、磁気コンパスに与える誤差が、当該電子プロッティング装置に電源を入れた状態と切った状態にかかわらず、軽微なもの(航海用レーダー及び自動操舵装置に電源を入れた状態と電源を切った状態とのいずれの状態においても、これらの装置及び電子プロッティング装置による誤差が合わせて0.5 度以内を標準とする。) であれば安全距離を保っていることとして差し支えない。

(2) 手動で適当な物標をプロットし、プロットした計算結果をベクトル及び数値又は文字で表示することを確かめる。

-10. **自動物標追跡装置**(設備規程146-15、用具告示10)

-8-2.以外のものについては次の検査を行う。

(1) 航海用レーダーと自動物標追跡装置の表示の比較を各距離レンジについて行い、航海用レーダーの情報が正しく入力されていることを確かめる。

(2) 磁気コンパスに対し、当該自動物標追跡装置に示されている安全距離が保たれていることを確かめる。ただし、安全距離が保たれていない場合であっても、自動物標追跡装置を設置していることによって、磁気コンパスに与える誤差が、当該自動物標追跡装置に電源を入れた状態と切った状態にかかわらず、軽微なもの(航海用レーダー及び自動操だ装置に電源を入れた状態と電源を切った状態とのいずれの状態においても、これらの装置及び自動物標追跡装置による誤差があわせて0.5 度以内を標準とする。)であれば、安全距離を保っていることとして差し支えない。

(3) 自動物標追跡装置に必要な情報が航海用具(ジャイロコンパス及び船速距離計) から正常に伝達されていることを確認する。

-11. **自動衝突予防援助装置** (設備規程 146-16、用具告示 11)

-8-2.以外のものについては次の検査を行う。

(1) 航海用レーダーと自動衝突予防援助装置の表示の比較を各距離レンジについて行い、航海用レーダーの情報が自動衝突予防援助装置に正しく入力されていることを確かめる。

(2) 磁気コンパスに対し、その自動衝突予防援助装置に示されている安全距離が保たれていることを確かめる。ただし、当該安全距離が保たれていない場合であっても、自動衝突予防援助装置を設置していることによって、磁気コンパスに与える誤差が、当該自動衝突予防援助装置に電源を入れた状態と切った状態にかかわらず、軽微なもの (航海用レーダー及び自動操だ装置に電源を入れた状態と電源を切った状態とのいずれの状態においても、これらの装置及び自動衝突予防援助装置による誤差があわせて 0.5 度以内を標準とする。) であれば、安全距離を保っていることとして差し支えない。

-17. **衛星航法装置**(設備規程146-24、用具告示18.19)

次の検査を行う。

(1) 磁気コンパスに対し、当該衛星航法装置に示されている安全距離が保たれていることを確かめる。

(2) 表示器にエラー表示がされていないことを確かめる。

(3) 位置情報を航海用具等に接続している場合は、伝達できることを確かめる。

-21. **船舶自動識別装置**(設備規程146-29、用具告示24)

次の検査を行う。

(1) 磁気コンパスに対し､当該自動船舶識別装置装置に示されている安全距離が保たれていることを確かめる。

(2) 表示器にエラー表示がされていないことを確かめる。

(3) 静的及び動的な情報が正しく記録されていることを確かめる。

(4) 時分割多元接続方式による送受信が、衛星航法装置信号の協定世界時に直接同期していることを確かめる。

(5) 自己診断機能により機能が正常なことを確かめる。

(6) 一つのセンサーデータの取り込みを停止させた場合、警報機能が正しく動作することを確かめる。

(7) 船舶自動識別装置搭載船舶または船舶自動識別装置陸上局が近くにある場合は、その方位、距離、船名(局名) が正常に表示されることを確かめる。

-22. **航海情報記録装置**(設備規程146-30、用具告示25)**又は簡易型航海情報記録装置**(設備規程等の一部改正省令附則2、同機能告示2)

次の検査を行う。

(1) 固定式保護容器は、船橋近くの外部甲板上で、障害物となり得る構造物を避け､可能な限り船の中央線の近くに据え付けられていることを確かめる。また、固定式保護容器の離脱装置の位置が適切であり再帰反射材、注意銘板が正しく取り付けられていることを確かめる。

(2) 磁気コンパスに対し､固定式保護容器及び自動浮揚容器に示されている安全距離が保たれていることを確かめる。

(3) 磁気コンパスに対し､固定式保護容器及び自動浮揚容器以外の各ユニットに示されている安全距離が保たれていることを確かめる。

(4) マイクロフォンが正しく動作していることを確かめる。

(5) 可視可聴警報又は可視警報が正しく動作していることを確かめる。

(6) 必要な情報が正しく記録されていることを確認する。(設備規程146-30、用具告示25 又は設備規程等の一部改正省令附則2､同機能告示2)この場合リアルタイムモニター表示器で確認しても差し支えない。または、製造者によるリモート・アクセスによって取得したデータを確認しても差し支えない。

(7) インターフェースから取り出せる機能を有するものにあっては､汎用ラップトップコンピュータによりVDRまたはS-VDR本体から記録データの再生ができることを確認する。(IMO決議MSC.214(81)[*1]が適用になるものに限る)。

(8) 船舶固有のデータを確認する。

(9) 非常電源に接続されていることを確認する。非常電源が断となった時に警報を発することを確かめる。非常電源が復帰後1 分以内に通常動作に戻ることを

確かめる。

(10) 上記のほか、附属書F 21.航海情報記録装置(簡易型航海情報記録装置を含む。）にしたがって点検されていることを整備記録によって確認する。

*1 2008年6月1日発効の性能基準（国海査第4号（平成20年5月14日））

第2章 定期的検査等

2.6 一般設備

2.6.4 航海用具

検　査　項　目	定期	1中	2中	3中
-6. **航海用レーダー**				
(1) 次の事項について現状検査を行う。 (a) 空中線の取り付け状況 (b) 空中線の電波放射面の整備状況 (c) 回転部分の摩耗状況 (d) レンジ切換装置の接点の摩耗状況 (e) 主要部分（マグネトロン、TR管、ATR管等）の使用時間到来による交換、調整の状況	○	○	○	○
(2) 電源のオン・オフによる磁気コンパスに与える影響が0.5度以内であることを確かめる。	○	○	A	
(3) 適当な物標を選定し、当該物標について航海用レーダーによる測定方位及び距離が、海図による測定方位及び距離に等しいことを確かめる。	○	○	A	
(4) 相対方位の表示における船首輝線の方向を測定する。	○	○	A	
(5) コンパスと連動させる装置を有するものについては、連動のためのコンパスレピーターを回転させたときの指示が円滑に追従することを確かめる。	○	○	A	
(6) 総合動作試験を行い、各距離レンジにおいて正常に動作することを確かめる。また、各調整器を操作することにより、各装置が正常に作動することを確かめる。 上記(2)～(5)の第1種中間検査は、特1中のみ実施。	○	○	○	
-6-2. **航海用レーダー** -6.以外の航海用レーダーであって、「航海用具の基準を定める告示の一部を改正する告示(平成20年5月30日国土交通省告示第679号)」の技術基準が適用される航海用レーダーについて適用する。				
(1) 次の事項について現状検査を行う。 (a) 空中線の取り付け状況 (b) 空中線の電波放射面の整備状況 (c) 回転部分の摩耗状況 (d) 主要部分（マグネトロン、TR管、ATR管等）の使用時間到来による交換、調整の状況	○	○	○	
(2) 航海用レーダー及び自動操舵装置の電源のオン・オフによる磁気コンパスに与える影響が0.5度以内であることを確かめる。	○	○	A	

検　　査　　項　　目	定期	1中	2中	3中
(3)　適当な物標を選定し、当該物標について航海用レーダーによる測定方位及び距離が、海図による測定方位及び距離に等しいことを確かめる。	○	○	A	
(4)　相対方位表示における船首線の表示を確認する。	○	○	A	
(5)　真方位表示において、コンパス信号を変化させたとき、船首線が円滑に追従することを確かめる。	○	○	A	
(6)　総合動作試験を行い、各距離レンジにおいて正常に動作することを確かめる。また、各調整器を操作することにより、各装置が正常に作動することを確かめる。	○	○	○	
(7)　手動で適当な物標を捕捉し、必要な表示が行えることを確かめる。	○	○	A	
(8)　捕捉目標に対する追尾の解除機能があることを確かめる。	○	○	A	
(9)　相対針路及び相対速力並びに真針路及び真速力を表示できることを確かめる。	○	○	A	
(10)　自動的に捕捉を行うものにあっては、指定された範囲内の物標の捕捉を自動的に行うことを確かめる。	○	○	A	
(11)　追尾中の物標が消失した場合のための警報装置の作動試験を行う。	○	○	A	
(12)　接近警戒圏の境界に物標が到達した場合のための警報装置の作動試験を行う。	○	○	A	
(13)　物標の最接近点の距離（CPA）及び最接近時刻（TCPA）が設定された値より小さくなった場合のための警報装置の作動試験を行う。	○	○	A	
(14)　連動する船速距離計、ジャイロコンパス、船首方位伝達装置、船舶自動識別装置及び自船の位置を測定するための装置からの情報の伝達が停止した場合のための警報装置の作動試験を行う。	○	○	○	
(15)　船舶自動識別装置を備える船舶にあっては、船舶自動識別装置物標の状態表示が、適切であることを確かめる。	○	○	A	
(16)　船舶自動識別装置を備える船舶にあっては、船舶自動識別物標の接近等に関する警報装置の作動試験を行う。	○	○	A	
(17)　航海計画の保持がなされ、表示できることを確かめる。	○	○	A	
(18)　電子海図を表示及び消去できることを確かめる。	○	○	A	
上記(2)～(5)及び(7)～(16)の第 1 種中間検査は、特 1 中のみ実施する。	○	○	A	
-7. 電子プロッティング装置				
(1)　手動で適当物標をプロットし、プロットした計算結果をベクトル及び数値又は文字データで表示することを確かめる。	○	○	A	
(2)　プロット目標に対するプロットの解除機能があることを確かめる。	○	○	A	
(3)　相対針路及び相対速力並びに真針路及び真速力を表示できることをシュミレーションにより確かめる。	○	○	A	
(4)　輝度の調整ができることを確かめる。	○	○	○	

検　　査　　項　　目	定期	1中	2中	3中
(5) 電子プロッティング装置を設置していることによって、磁気コンパスに与える誤差が、当該電子プロッティング装置に電源を入れた状態と切った状態にかかわらず、軽微(航海用レーダー及び自動操舵装置に電源を入れた状態と電源を切った状態とのいずれの状態においても、これらの装置及び電子プロッティング装置による誤差があわせて0.5 度以内を標準とする。) であれば安全距離を保っていることとして、差し支えない。	○	○	○	
-8. 自動物標追跡装置				
(1) 航海用レーダーと別体となっている場合は、自動物標追跡装置の表示の比較を各距離レンジについて行い、航海用レーダーの情報が正しく入力されていることを確かめる。	○	○	○	
(2) 手動で適当な物標を捕捉し、必要な表示が行えることを確かめる。	○	○	A	
(3) 捕捉目標に対する追尾の解除機能があることを確かめる。	○	○	A	
(4) 相対針路及び相対速力並びに真針路及び真速力を表示できることを確かめる。	○	○	A	
(5) 追尾中の物標が消失した場合のための警報装置の作動試験を行う。	○	○	A	
(6) 接近警戒圏の境界に物標が到達したときの警報装置の作動試験を行う。	○	○	A	
(7) 物標の最接近地点における距離が、予め設定した値以内となり、かつ、最接近地点に至る時間が、予め設定した値以内となることが予測されたときのための警報装置の作動試験を行う。	○	○	A	
(8) 連動する航海用レーダー、ジャイロコンパス又は船速距離計よりの情報の伝達が停止したときのための警報装置の作動試験を行う。	○	○	A	
(9) 輝度の調整ができることを確かめる。	○	○	○	
(10) 自動物標追跡装置を設置していることによって、磁気コンパスに与える誤差が、当該自動物標追跡装置に電源を入れた状態と切った状態にかかわらず、軽微(航海用レーダー及び自動操舵装置に電源を入れた状態と電源を切った状態とのいずれの状態においても、これらの装置及び自動物標追跡装置による誤差があわせて0.5 度以内を標準とする。) であれば安全距離を保っていることとして、差し支えない。 上記(2) から(8) までの第1種中間検査は、特1中のみ実施。	○	○	○	
-9. 自動衝突予防援助装置				
(1) 航海用レーダーと自動衝突予防援助装置の表示の比較を各距離レンジについて行い、航海用レーダーの情報が自動衝突予防援助装置に正しく入力されていることを確かめる。	○	○	○	
(2) 手動で適当な目標を補足し、必要な表示が行えることを確かめる。	○	○	A	
(3) 補足目標に対する追尾の解除機能があることを確かめる。	○	○	A	
(4) 過去の情報の表示が行えることを確かめる。	○	○	○	
(5) 自動的に捕捉を行うものにあっては、自動で捕捉を行い、十分な数の目標を捕捉し、かつ、捕捉範囲の表示ができることを確かめる。	○	○	A	

検　　査　　項　　目	定期	1中	2中	3中
(6)　相対針路及び相対速力並びに真針路及び真速力を表示できることをシミュレーションにより確かめる。	○	○	A	
(7)　追尾中の目標が消失した場合のための警報装置の作動試験	○	○	A	
(8)　接近警戒圏の境界に物標が到達した場合のための警報装置の作動試験	○	○	A	
(9)　物標の最接近地点における距離が、予め設定した値以内となり、かつ、最接近地点に至る時間が、予め設定した値以内となることが予測された場合のための警報装置の作動試験	○	○	A	
(10)　連動する航海用レーダー、ジャイロコンパス又は船速距離計よりの情報の伝達が停止した場合のための警報装置の作動試験	○	○	○	
(11)　輝度の調整ができることを確かめる。	○	○	○	
(12)　自動衝突予防援助装置を設置していることによって、磁気コンパスに与える誤差が、当該自動衝突予防援助装置に電源を入れた状態と切った状態にかかわらず、軽微（航海用レーダー及び自動操舵装置に電源を入れた状態と電源を切った状態とのいずれの状態においても、これらの装置及び自動衝突予防援助装置による誤差があわせて0.5度以内を標準とする。）であることを確かめる。	○	○	○	
上記(2)、(3)、(5)～(9)の第1種中間検査は、特1中のみ実施。				
-15.　**衛星航法装置** 次の検査を行う。				
(1)　表示器にエラー表示がされていないことを確かめる。	○	○	○	
(2)　位置情報を航海用具等に接続している場合は、伝達できることを確かめる。	○	○	○	
(3)　自動船舶識別装置に接続されている衛星航法装置にあっては、(1)に掲げる検査の他、衛星の発射する電波を有効に受信し、かつ、自動的に位置を測定できることを確かめる。	○	○	A	
-19.　**船舶自動識別装置** 次の検査を行う。				
(1)　表示器にエラー表示がされていないことを確かめる。	○	○	○	
(2)　静的及び動的な情報が正しく記録されていることを確かめる。	○	○	A	
(3)　時分割多元接続方式による送受信が、衛星航法装置信号の協定世界時に直接同期していることを確かめる。	○	○	A	
(4)　自己診断機能により機能が正常なことを確かめる。	○	○	A	
(5)　一つのセンサーデータの取り込みを停止させた場合、警報機能が正しく動作することを確かめる。	○	○	A	
(6) 船舶自動識別装置搭載船舶または船舶自動識別装置陸上局が近くにある場合は、その方位、距離、船名(局名）が正常に表示されることを確かめる。	○	○	A	

検　　査　　項　　目	定期	1中	2中	3中
-20.　**航海情報記録装置又は簡易型航海情報記録装置** 次の検査を行う。				
(1)　固定式保護容器、自動浮揚容器及び各ユニットが定期的に整備点検されていることを確認する。	○	○	○	
(2)　水中音響ビーコンに電池を内蔵している場合は、電池寿命が次回定期的検査日まであることを確かめる。	○	○	○	
(3)　固定式保護容器、自動浮揚容器の離脱金具が錆びてないことを確かめる。	○	○	○	
(4)　専用の予備電源の電池寿命が次回定期的検査日まであることを確かめる。	○	○	○	
(5)　マイクロフォンが正しく動作していることを確かめる。	○	○	○	
(6)　可視可聴警報又は可視警報が正しく動作していることを確かめる。	○	○	○	
(7)　必要な情報が正しく記録されていることを確かめる。(設備規程146-30、用具告示25　又は設備規程等の一部改正省令附則2、 同機能告示2) 　この場合リアルタイムモニター表示器で確認しても差し支えない。または、製造者によるリモート・アクセスによって取得したデータを確認しても差し支えない。	○	○	○	
(8)　インターフェースから取り出せる機能を有するものにあっては、汎用ラップトップコンピュータによりVDR又はS-VDR本体から記録データの再生ができることを確かめる。 (IMO決議MSC.214(81)[*1]が適用になるものに限る)。	○	○	○	
(9)　上記のほか、附属書 F 21-2(IMO MSC.1／Circ.1222「VDR及びS-VDRの年次点検についての指針」)にしたがって点検整備されていることを整備記録によって確認する。				
[*1] 2008年6月1日発効の性能基準（国海査第4号(平成20年5月14日))				

（２）Ｓ編　検査の特例（航海用レーダー等関係）

2.1　予備検査に合格した物件等の検査

2.1.1　法第 9 条第 3 項の証印の附された物件（予備検査に合格した物件)、同第 4 項の証印の附された物件（検定に合格した物件）及び同第 5 項の標示の附された物件（製造認定事業場が型式承認を受けて製造した物件を船舶に搭載する場合の当該物件）に係る検査は、製造後相当の年月を経過しているものを除き、証印等の確認、現状検査、船内備え付け又は積付け検査及び搭載後の効力試験を行うものとする。ただし、上記 A 編 1.3 ただし書の適用を受けた予備検査物件については、予備検査において実施困難とされた事項についての検査を行うこととする。

2.1.3　附属書Hの規定に基づき管海官庁の証明を受けた特定のサービス・ステーション等において整備された物件等に係る検査の特例

-4. 特定の事業者が行う航海用レーダー、電子プロッティング装置、自動物標追跡装置、自動衝突予防援助装置、船舶自動識別装置(船舶自動識別装置に接続された衛星航法装置を含む。)、及び航海情報記録装置(以下「航海用レーダー等」と略す。)の装備・整備に係る検査

管海官庁から附属書Ｈ－４の規定に基づき証明書の交付を受けた航海用レーダー等装備･整備事業場において、附属書Ｈ別記４－４.に規定される社内装備･整備基準により装備又は整備された航海用レーダー等（自動浮揚容器が装備または整備されるものについては、証明を受けた GMDSS 設備サービス･ステーション[*1] であって証明を受けた航海用レーダー等装備･整備事業場[*2] から整備の委託を受けた者が整備する場合に限る。）にあっては、当該事業者による整備記録（装備の場合にあっては、装備点検記録を含む。）の内容から、装備又は整備された航海用レーダー等が技術基準に適合していると船舶検査官が認める範囲において、Ｂ編及びＣ偏に規定される検査について立会いを省略して差し支えない。

なお、この取扱いは、当該整備が船舶検査前３ヵ月以内（装備の場合にあっては、30 日以内）に行われた場合に適用する。

注 1)　管海官庁から附属書Ｈ別記３.の規程に基づき証明を受けた事業者とは日本船舶品質管理協会の GMDSS 設備サービス・ステーションを示す。

注 2)　管海官庁から附属書Ｈ別記４.の規程に基づき証明を受けた事業者とは日本船舶電装協会の航海用レーダー等装備･整備事業場(設備区分 R3)を示す。

（３）　附属書Ｈ　工事又は整備等を行う事業場等の証明　（航海用レーダー等関係）

4.　航海用レーダー等の装備工事及び整備を行う特定の事業場の証明

（注）次の「1. 適用」から「附則」は、船舶電気ぎ装工事と共通です。Ⅳ-16 頁～Ⅳ-20 頁を確認して下さい。

注）　1. 適用
2. 申請
3. 証明
4. 証明書の交付
5. 立入り
6. 地位の継承
7. 証明書の書き換え
8. 届出
9. 証明の失効及び取り消し
10. 書類の保存期間
11. 報告
附則

別記４　航海用レーダー等装備・整備事業場の施設等の基準

1. 適　用

この基準は、航海用レーダー、電子プロッティング装置、自動物標追跡装置、自動衝突予防援助装置、船舶自動識別装置(これに接続された衛星航法装置を含む。)、航海情報記録装置及び簡易型航海情報記録装置（以下、「航海用レーダー等」という）の 装備工事及び整備を行う事業場に適用し、その施設、人員並びに装備工事及び整備についての基準を定めたものである。

2. 人員

事業場は、航海用レーダー等の設備の適切な装備工事及び整備を行うための十分な技量及び関係法規等の知識を有する業務実施上の責任者並びに適切な技量及び知識を有する技術者を有しなければならない。

3. 機器及び備品類等

事業場には、次に掲げる設備の区分毎に機器及び備品類を備えておかなければならない。

(1)　航海用レーダー、電子プロッティング装置、自動物標追跡装置及び自動衝突予防援助装置

（イ）　携帯用ドリル
（ロ）　オシロスコープ(5MHz 以上のもの)
（ハ）　周波数測定器(9GHz 帯の周波数の測定が可能なもの)
（ニ）　テスター
（ホ）　絶縁抵抗計(500V)
（ヘ）　導波管気密試験器
（ト）　ストップ・ウォッチ

(2)　船舶自動識別装置(これに接続された衛星航法装置を含む)

(イ)　周波数測定装置(200MHz 以下の周波数の測定が可能なもの)

(ロ)　電力計(30W)

(ハ)　テスター

(ニ)　船舶自動識別装置専用計測器

(3)　航海情報記録装置及び簡易型航海情報記録装置

(イ)　テスター

(ロ)　メンテナンス装置(再生専用ソフト付き)

(ハ)　ストップ・ウォッチ

(ニ)　音響ビーコンテスター

4. 社内装備・整備標準

設備の区分ごとに附属書Ｆ整備基準等の 17.～21.に定められた装備及び整備基準に適合する社内装備・整備標準を有していなければならない。

5. 書類の作成

整備業務実施上の責任者は、船舶毎に作成した装備・整備記録を保管しておかなければならない。

別紙様式　４－１

証　　明　　願

年　　月　　日

管　海　官　庁　殿

願出者の氏名又は
名 称 及 び 住 所

下記の事業場について、船舶安全法の規定に基づく船舶検査の対象となっている航海用レーダー、電子プロッティング装置、自動物標追跡装置、自動衝突予防援助装置、船舶自動識別装置（これに接続された衛星航法装置を含む。）、航海情報記録装置及び簡易型航海情報記録装置の装備工事及び整備に係る証明を受けたいので、宜しくお取り計らい願います。

記

１．　証明を受けようとする事業場の名称及び所在地

２．　証明を受けようとする設備の範囲

３．　証明を受けようとする事業場の装備工事及び整備業務実施上の責任者の氏名

別紙様式　４－２

記号番号

航海用レーダー等装備･整備事業場証明書

殿

船舶安全法の規定に基づく船舶検査の対象となっている航海用レーダー、電子プロッティング装置、自動物標追跡装置、自動衝突予防援助装置、船舶自動識別装置(これに接続された衛星航法装置を含む。)、航海情報記録装置及び簡易型航海情報記録装置の装備工事及び整備を行う事業場の施設等の基準(船舶検査の方法(平成 9 年 6 月 16 日付海検第 40 号)附属書H別記(4)に適合している事業場)として下記のとおり証明する。

記

１．　事業場の名称及び所在地
２．　証明を受けようとする設備の範囲
３．　装備工事及び整備業務実施上の責任者の氏名
４．　証明の有効期限
　　年　月　日　から　　年　月　日

（備　考）
(1)　次の各号の一に該当する場合は、速やかに((ロ)～(二)にあってはあらかじめ)その旨を届け出ること。
（イ）事業場の名称又は所在地を変更したとき。
（ロ）機器及び備品類を変更しようとするとき。
（ハ）装備工事及び整備業務実施上の責任者又は技術者を変更しようとするとき。
（ニ）社内装備・整備標準を変更しようとするとき。
(2)　次の各号の一に該当するときは、証明は、その効力を失うものとする。
（イ）死亡し、又は解散したとき。
（ロ）証明に係る事業を廃止したとき。
（ハ）証明を辞退したとき。
(3)　次の各号の一に該当するときは、その証明を取り消し、又は期間を定めてその証明の効力を停止するものとする。
（イ）機器及び備品類、業務実施上責任者及び技術者が施設等の基準に適合しなくなったとき。
（ロ）社内装備・整備標準に違反したとき。
（ハ）書類の保管の基準に違反したとき、証明に係る物件以外の物件に装備・整備記録を作成したとき、又は虚偽の整備記録を作成したとき。
（ニ）(1)の届出を怠り、又は虚偽の届出をしたとき。
(4)　(3)により証明を取り消され、その取り消しの日から二年を経過しない者は、当該取り消しに係るサービス・ステーションについて証明を受けることができない。
(5) 航海用レーダー等の装備工事及び整備の施設等の基準に基づき作成した書類の保管期限は 5 年とする。
(6) 管海官庁による定期的な現場確認に協力すること。

年　月　日

管 海 官 庁
氏　　名　　印

（４）　附属書Ｆ．整備基準等（航海用レーダー等関係）

17．航海用レーダー装備基準

17.1　適　用

この基準は、船舶に航海用レーダー（電子プロッティング装置、自動物標追跡装置または自動衝突予防援助装置を含む。）を装備する場合に適用する。

17.2　装備の方法

第１回定期検査時において、航海用レーダーの装備について、次の事項を確認する。

17.2.1　電源部等の点検

-1．取付場所及び取付状態が承認図書のとおりで、かつ、放熱及び点検のための空間が適切であることを確認する。

-2．過電流、過電圧及び極性逆転からの保護措置が講じられていることを確認する。

-3．主電源及び代替電源から給電されている場合、その切替え措置が適切であることを確認する。

-4．電源回路の電線が承認図書又は工事用図書のとおりのもので、かつ、電線の支持・固定間隔及び曲げ半径が規定を満足していることを確認する。

-5．電源回路の電線が高熱部や人の近付きやすい箇所に配線されている場合、適切な保護措置が講じられていることを確認する。

-6．接地の状態が工事用図書のとおりであり、適切であることを確認する。

17.2.2　空中線部の点検

-1．空中線部が承認図書のとおりの場所に取り付けられ、かつ、図書に記載のない、あるいは記載内容と異なる障害物が周囲に存在しないことを確認する。

-2．２以上の空中線が近接して装備され、かつ、それぞれの見合い角度が規定値より小さい場合、非動作中の受信器等に障害を与えない適切な措置が講じられていることを確認する。

-3．取付及び防水・防振・防食（腐食及び電食）処理が工事用図書のとおり施工され、かつ、適切であることを確認する。

-4．接地が工事用図書のとおりであり、適切であることを確認する。

17.2.3　送受信部の点検

-1．取付場所及び取付状態が承認図書のとおりで、かつ、放熱及び点検のための空間が適切であることを確認する。

-2．箱体へのケーブル等の導入・接続状態が工事用図書のとおりであり、適切であることを確認する。

-3．箱体の接地が工事用図書のとおりであり、適切であることを確認する。

17.2.4　表示器の点検

-1．箱体が、承認図書のとおりの場所であり、木台等のスペーサーを介するなど歪み対策の措置がなされ、かつ、メーカーの工事用図書のとおりの方法で取り付けられていることを確認する。

-2．放熱及び点検のための空間が適切であることを確認する。

-3．箱体へのケーブルの導入・接続状態が適切であることを確認する。

-4．箱体の接地が他の電子機器と共用されてなく、かつ、工事用図書のとおりであり、適切であることを確認する。

17.2.5　伝送路等の点検

-1. 伝送路等（導波管、導波管に準ずる電線路、レーダー信号用ケーブル、電源用電線等をいう。）の布設は伝送損失等が最小になるような経路であることを確認する。

-2. 電源用電線の電圧降下率が適切であることを確認する。

-3. 伝送路等の布設、防食、隔壁・甲板の貫通、機器への導入、端末処理・接続が工事用図書のとおりであり、かつ、適切に施工されていることを確認する。

-4. 伝送路等の支持・固定間隔及び曲げ半径が適切であることを確認する。

-5. 高熱部や人の近付きやすい箇所に布設されている場合、適切な保護措置が講じられていることを確認する。

-6. 接地が工事用図書のとおりであり、適切であることを確認する。

-7. 導波管に 0.05～0.10Mpa の圧力を 30 分以上かけて、気密試験を行い、内気圧が10%以上減少しないことを確認する。また、導波管の結露防止のための措置が適切であることを確認する。

17.3　装備記録の作成等

装備者は、別紙様式の航海用レーダー装備点検記録表を作成し、管海官庁及び船舶所有者に１部送付するとともに、一部を事業場に保管する。

18. 航海用レーダー整備基準

（注）　本項において、平成 11 年１月１日現在、既に船舶に備え付けられている航海用レーダーについては、〔　〕内に読み替え、下線部は適用しない。

18.1　適　用

この基準は、航海用レーダーについて、整備を行う場合に適用する。

18.2　整備の方法

航海用レーダーの整備は、これを備え付けている船舶の定期検査又は中間検査の時期に行い、その搭載船舶及び免許人の氏名又は名称が電波法に基づく免許状に記載されているとおりであること並びに次の事項について確認する。

18.2.1　外観点検

-1. 構成品の点検

空中線部、送受信部、表示器及び電源部の構成品、マグネトロン等の予備品、操作説明書並びに保守のための資料が完全な状態で揃っているかを点検する。

-2. 表示等の点検

(1)　航海用レーダーの各構成品の(ⅰ)名称、型式、型式承認番号、製造年月、製造番号、製造者名、検定印又は証印、(ⅱ)操舵室に装備する機器にあっては磁気コンパスに対する最小安全距離の表示が適切なものであり、かつ、見やすい箇所になされ、かすれて見えにくくなっていないかを点検する。

なお、磁気コンパスに対する最小安全距離が保たれていない場合、航海用レーダーの電源スイッチをオン又はオフにすることにより、当該磁気コンパスに与える影響が軽微（自動衝突予防援助装置及び自動操舵装置の電源スイッチのオン又はオフのいずれの状況においても、これらのすべての装置の合計誤差が 0.5 度以内であること）であることを確認する。

(2)　他の設備からの電磁的干渉によりその機能に障害が生じることを防止するための措置が講じられていることを確認する。

(3)　マグネトロン、TR 管、ATR 管及びサイラトロン、クライストロン等の特殊管の使用時間に余裕があることを確認する。

(4)　テストメーターその他の性能表示装置の指示値に異常がないことを確認する。

-3. 空中線部の点検

(1)　空中線部の取付状態に異常がないこと及びふく射ビームの障害となる構造物がないことを確認する。

(2)　空中線の電波ふく射面に汚損、亀裂等の異常がないことを確認する。

(3)　回転部分の摩耗が著しくないことを確認する。

(4)　伝送路等（導波管、導波管に準ずる電線路、レーダー信号用ケーブル、電源用電線等をいう。）の支持・固定状態及び空中線部、送受信部、表示器への接続状態並びに接地の状態に異常がないことを確認する。

-4. 送受信部のパルス幅切替用リレーの接点に焼損等の異常がないことを確認する。

-5. 表示器の点検

(1)　表示器の設置場所が適切で操作に支障がないことを確認する。

(2)　表示面、方位目盛板、カーソル板等に汚損等の異常がないことを確認する。

(3)　スイッチ類の接点に異常がないこと及び箱体が確実に接地されていることを確認する。

(4)　表示灯の断線、操作つまみの欠落等がないことを確認する。

18.2.2　電源装置の効力試験

-1. 主電源及び代替電源から受電可能であり、電源の切替えが素早くできること及び電源電圧が規定値以内であることを確認する。

-2. 停止状態から 4 分以内に、スタンバイ状態から 15 秒以内に、完全に作動することを確認する。

18.2.3　空中線の効力試験

-1. 空中線が毎分 20 回以上［12 回以上］（総トン数 500 トン未満の船舶に備え付けるもの（以下「乙種」という。）は 12 回以上）の速度で連続的かつスムーズに回転することを確認する。

-2. 回転音に異常がないことを確認する。

-3. 周波数が適正であることを確認する。

18.2.4　送受信部の効力試験

-1. 主要チェックポイントの電圧に異常がないことを確認する。

-2. 作動音に異常がないことを確認する。

18.2.5　表示器の効力試験

-1. 空中線の回転と表示面上のスイープが同期していることを確認する。

-2. 表示面の輝度・感度・同期調整に異常がないことを確認する。総トン数 500 トン以上の船舶に備え付けるもの（以下「甲種」という。）においては、感度・輝度等を自動調整する装置を備える場合は、それぞれの装置が作動中であることを表示することができ、かつ、その作動を中止することができることを確認する。

-3. 表示灯の点灯・照度調整に異常がないことを確認する。

-4. 船首輝線が 1 度以下の誤差で、幅が 0.5 度以下の線により表示されていること、表示面の端まで表示することができること、及びこの線を一時的に消去することができることを確認する。

-5. 雨雪妨害除去回路（ＦＴＣ）及び海面反射抑制回路（ＳＴＣ）が適正に作動することを確認する。

-6. 各距離レンジについて、その表示範囲、固定電子距離環数が適正であることを確認する。甲種においては、オフセンター機能を有する場合は追加の電子距離環の表示を確認するとともに、固定電子距離環の幅が船首輝線の幅以下であることを確認する。

-7. 使用中の距離レンジ、固定電子距離環の間隔及び可変電子距離環による測定距離が、数字により明確に表示され、かつ、適正であることを確認する。また、甲種の可変電子距離環は、5秒以内に表示された物標の距離を測定できることを確認する。

-8. 固定電子距離環、可変電子距離環及び電子方位線は、輝度を調整することができ、かつ、消去できることを確認する。ただし、甲種においては、それぞれ独立に消去できることを確認する。

-9. １の距離レンジについて、船の全周にわたり、できるだけ多くの物標により、固定電子距離環及び可変電子距離環を使用し、それぞれの距離精度が使用中の距離レンジの 1%［1.5%］又は 30m［70m］（乙種においては、固定電子距離環では６％又は 82m、可変電子距離環では６％又は 120m）のうちいずれか大きい方の値以下の誤差であることを確認する。

-10. 甲種の電子方位線について、次のことを確認する。

(1) 表示された物標の方位を５秒以内に測定することができること。

(2) 左右のいずれの方向にも回転することができ、かつ、表示された物標の方位角を明りょうに数字で表示することができること。また、その線の幅は、船首輝線の幅以下であって、船首輝線と明確に区別できること。

(3) 真方位モード又は相対方位モードのいずれを使用しているかを表示することができること。

(4) 起点の位置から表示された物標までの距離を測定することができ、起点を自船の位置以外に移動させた場合には、容易に起点を自船の位置に戻すことができること。

-11. 真方位モードと相対方位モードの切替えが支障なく行えることを確認する。また、甲種においては、平行線を２本以上表示することができることを確認する。

-12. １、２の物標により、方位精度が相対方位モード及び真方位モードにおいて、±１度以下（乙種は、±２度以下）であることを確認する。

-13. 規定されている距離レンジにおいて、50～100%の距離にある適当な物標により、距離分解能が 40m［50m］以下、方位分解能が 2.5 度以下（乙種ではそれぞれ 68m 以下、３度以下）であることを確認する。

-14. 映像を観測し、各種の偽像及び障害物等による映像の陰の現れ方に異常がないことを確認する。

-15. １、２の物標を用いて、最大探知距離及び最小探知距離が 20 海里及び 50m（乙種は 20 海里及び 92m）であることを確認する。

-16. ジャイロコンパスの表示に対する連動誤差が、ジャイロコンパスの毎分２回転に対し 0.5 度以下であることを確認する。

-17. 甲種については、次の機能を確認する。

(1) 航行情報以外の情報を表示面に表示しない機能及び記号等の物標以外の情報

の消去機能が適正であること。

(2)　自船の速力並びに潮流の速度及び流向に関する情報を手動操作により入力できること。

(3)　船速距離計、ジャイロコンパス又は自船の位置を測定するための装置からの情報の伝達が行われていることが表示され、かつ、当該情報の伝達が停止した場合に、可視可聴の警報を発すること。

(4)　真方位モードと相対方位モードの切替え後５秒以内に物標を表示できること。

-18.　甲種においては、表示性能に著しい劣化がないかを確認できる装置の機能が適正であることを確認する。

-19.　反射プロッターによるプロッティング設備については、プロッターガラス面に描かれたマークが観察位置を変化させても適正に映像の上に重なっていること、及び照明調整により見やすい明るさに調整できることを確認する。

-20.　９GHz 帯の電波を使用するものにあっては、水平偏波を受信することができ、かつ、レーダービーコン（甲種においてはレーダー・ビーコン及びレーダー・トランスポンダー）の表示を消去させる装置（干渉除去回路）を備える場合は、当該装置の機能を停止させることができることを確認する。甲種において、２以上の偏波を使用することができる場合は、使用中の偏波方式を表示することができることを確認する。

-21.　２以上の航海用レーダーを備えている場合は、相互干渉像が現れないことを確認する。

-22.　２以上の航海用レーダーに相互の切替装置が備えられている場合には、素早く切替えができ、そのうちの１のレーダーが故障した場合でも他方に影響を及ぼさないことを確認する。

-23.　その他の付加装置について、作動に異常がないことを確認する。

18.3　整備記録の作成等

整備者は、別紙様式の航海用レーダー点検整備記録表／レーダー設備試験成績表(1)（「ＧＭＤＳＳ設備等整備記録総括表」を含む。）を作成し、管海官庁及び船舶所有者に各１部送付するとともに、１部を事業場に保管する。

なお、平成 10 年 12 月 7 日運輸省令第 75 号による船舶設備規程の改正前の規定による航海用レーダーにあっては、平成９年６月 16 日付け海検第 40 号による「航海用レーダー点検整備記録表／レーダー設備試験成績表(1)」の様式を使用してもよい。

18-2.　航海用レーダー整備基準

18-2.1　適用

この基準は、航海用具の基準を定める告示の一部を改正する告示（平成 20 年国土交通省告示第 679 号）*による改正後の告示第 8 条に適合する航海用レーダーについて、整備を行う場合に適用する。

*適用対象：平成 20 年 7 月 1 日以降に搭載されたレーダー

（注：国際航海に従事しない 500 トン未満の船舶については、平成 24 年 11 月 30 日までは上記告示改正前の技術基準を適用した航海用レーダーを新規搭載している場合もある。）

18-2.2　整備の方法

航海用レーダー（電子プロッティング装置、自動物標追跡装置又は自動衝突予防援助装置を含む、以下同じ。）の整備は、これを備え付けている船舶の定期検査又は中間検査の時期に行い、その搭載船舶及び免許人の氏名又は名称が電波法に基づく免許状に記載されているとおりであること並びに次の事項について確認する。

18-2.2.1　外観点検

-1. 構成品の点検

空中線部、送受信部、表示器及び電源部の構成品、マグネトロン等の予備品、操作説明書並びに保守のための資料が完全な状態で揃っているかを点検する。

-2. 表示等の点検

(1)　航海用レーダーの各構成品の(ⅰ)名称、型式、型式承認番号、製造年月、製造番号、製造者名、検定印又は証印、(ⅱ)操舵室に装備する機器にあっては磁気コンパスに対する最小安全距離の表示が適切なものであり、かつ、見やすい箇所になされ、かすれて見えにくくなっていないかを点検する。

なお、磁気コンパスに対する最小安全距離が保たれていない場合、航海用レーダー及び自動操舵装置の電源スイッチをオン又はオフにすることにより、当該磁気コンパスに与える影響が軽微（0.5 度以内であること）であることを確認する。

(2)　他の設備からの電磁的干渉によりその機能に障害が生じることを防止するための措置が講じられていることを確認する。

(3)　マグネトロン、TR 管及び ATR 管等の特殊管の使用時間に余裕があることを確認する。

(4)　テストメーターその他の性能表示装置の指示値に異常がないことを確認する。

-3. 空中線部の点検

(1)　空中線部の取付状態に異常がないこと及びふく射ビームの障害となる構造物がないことを確認する。

(2)　空中線の電波ふく射面に汚損、亀裂等の異常がないことを確認する。

(3)　回転部分の摩耗が著しくないことを確認する。

(4)　伝送路等（導波管、導波管に準ずる電線路、レーダー信号用ケーブル、電源用電線等をいう。）の支持・固定状態及び空中線部、送受信部、表示器への接続状態並びに接地の状態に異常がないことを確認する。

-4. 送受信部のパルス幅切替用リレーの接点に焼損等の異常がないことを確認する。

-5. 表示器の点検

(1)　表示器の設置場所が適切で操作に支障がないことを確認する。

(2)　表示面に汚損等の異常がないことを確認する。

(3)　スイッチ類の接点に異常がないこと及び箱体が確実に接地されていることを確認する。

(4)　表示灯の断線、操作つまみの欠落等がないことを確認する。

-6. ジャイロコンパス、船速距離計との接続状態に異常がないことを確認する。

18-2.2.2　電源装置の効力試験

-1. 主電源及び代替電源から受電可能であり、電源の切替えが素早くできること

及び電源電圧が規定値以内であることを確認する。

-2. 停止状態から 4 分以内に、スタンバイ状態から 5 秒以内に、完全に作動することを確認する。

18-2.2.3　空中線の効力試験

-1. 空中線が連続的かつスムーズに回転することを確認する。

-2. 回転音に異常がないことを確認する。

-3. 周波数が適正であることを確認する。

18-2.2.4　送受信部の効力試験

-1. 主要チェックポイントの電圧に異常がないことを確認する。

-2. 作動音に異常がないことを確認する。

18-2.2.5　表示器の効力試験

-1. 空中線の回転と表示面上のスイープが同期していることを確認する。

-2. 表示面の輝度・感度・同期調整に異常がないことを確認する。

-3. 表示灯の点灯・照明調整に異常がないことを確認する。

-4. 船首線が共通基準位置から表示面の端まで表示することができること、及びこの線を一時的に消去することができることを確認する。

-5. 雨雪妨害除去回路（FTC）及び海面反射抑制回路（STC）が適正に手動及び自動で作動することを確認する。

-6. 各距離レンジについて、その表示範囲、固定電子距離環数が適正であることを確認する。

-7. 使用中の距離レンジ、固定電子距離環の間隔及び可変電子距離環による測定距離が、数字により明確に表示され、かつ、適正であることを確認する。

-8. 1 の距離レンジについて、船の全周にわたり、できるだけ多くの物標により、固定電子距離環及び可変電子距離環を使用し、それぞれの距離精度が使用中の距離レンジの 1%又は 30m のうちいずれか大きい方の値以下の誤差で測定できることを確認する。

-9. 前項と同様の物標に対し、ユーザーカーソルを使用して距離を計測し、距離精度が使用中の距離レンジの 1%又は 30m のうちいずれか大きい方の値以下の誤差で測定できることを確認する。

-10. 電子方位線について、次のことを確認する。

(1)　2 つ以上の電子方位線を有することを確認する。

(2)　左右のいずれの方向にも回転することができ、かつ、起点の位置から表示された物標の方位角を明瞭に数字で表示することができること。

(3)　真方位モード又は相対方位モードのいずれを使用しているかを表示することができること。

(4)　起点を表示面上に任意の点に移動することができ、起点を自船の位置以外に移動させた場合には、容易に起点を自船の位置に戻すことができること。

(5)　起点を固定すること及び自船の速力で移動させることができること。

-11. 真方位モードと相対方位モードの切替えが支障なく行えることを確認する。

-12. 平行線について、次のことを確認する。

(1)　個別に消去できる独立した平行線を 4 本以上有すること。

(2)　平行線の方位及び距離を任意で設定することができること。

(3)　選択した平行線の方位角及び距離を速やかに表示することができること。

-13. 方位目盛りについて、次のことを確認する。

(1)　共通基準位置から見た方位角として、5 度、10 度及び 30 度ごとにそれぞれ明確に区別できる目盛りを備えていること。

(2)　30 度ごとの目盛りには、方位角が表示されていること。

-14. 1、2 の物標により、方位精度が相対方位モード及び真方位モードにおいて、±1 度以内であることを確認する。

-15. 規定されている距離レンジにおいて、50～100%の距離にある適当な物標により、距離分解能が 40m 以下 、方位分解能が 2.5 度以下であることを確認する。

-16. 映像を観測し、各種の偽像及び障害物等による映像の陰の現れ方に異常がないことを確認する。

-17. 1、2 の物標を用いて、最大探知距離及び最小探知距離が 20 海里及び 40m であることを確認する。

-18. 船首方位情報の取得及び表示について、次のことを確認する。

(1)　真方位モードにおいて、ジャイロコンパスより取得した方位角の 0.5 度以内の誤差で周囲の物標を表示することができること。

(2)　表示される真方位角の数値は、ジャイロコンパスの数値と一致すること。

(3)　船首方角は、共通基準位置からの方位として表示されること。

-19. 表示性能に著しい劣化がないかを確認できる装置の機能が適正であることを確認する。

-20. 9GHz 帯の電波を使用するものにあっては、レーダー・ビーコン及びレーダー・トランスポンダーからの信号を表示することができ、かつ、これらの信号の表示を消去させる装置（干渉除去回路）を備える場合は、当該装置が作動していることが明瞭に表示され、また、当該装置の機能を停止させることができることを確認する。

-21. 2 以上の航海用レーダーを備えている場合は、相互干渉が現れないことを確認する。

-22. 複数の航海用レーダーの情報を統合して表示する場合においては、1 つの航海用レーダーが故障した場合に他の航海用レーダーの動作に悪影響を与えないことを確認する。

-23. 航海用レーダー物標の捕捉及び追尾機能について、次のことを確認する。

(1)　表示機能の確認

①　総トン数 10,000 トン以上の船舶に装備されるものにあっては、40 以上、総トン数 10,000 トン未満、500 トン以上の船舶に装備されるものにあっては 30 以上、総トン数 500 トン未満の船舶に装備されるものにあっては 20 以上の航海用レーダー物標が捕捉及び自動追尾され、表示することができること。

②　追尾物標の表示は、管海官庁が適当と認めるものであること。

③　使用中の距離レンジの値が見やすい位置に表示されていること。

④　物標の航跡の表示は、真ベクトル表示方式及び相対ベクトル表示方式により表示することができること。

⑤　物標の軌跡は、距離レンジの 1 段階の変更、航海用レーダー画像位置の修

正及び表示モードの変更の各操作の後、2 走査以内の画面更新で表示することができること。

(2) 追尾機能の確認

① 航海用レーダー物標は、自動的に追尾されること。

② 3 海里、6 海里及び 12 海里の距離レンジにおいて追尾できること。

③ 物標を捕捉した後、1 分以内に当該物標の移動の概略の予測を、ベクトル又は図形により表示することができること。

④ 物標を捕捉した後、3 分以内に当該物標の移動の予測を、ベクトル又は図形により表示することができること。

⑤ 捕捉した物標の追尾を解除することができること。

⑥ 物標と自船との距離は、50m 又は物標との距離の 1%のいずれか大きい方の値以下の誤差で測定することができること。

⑦ 物標の方位は 2 度以内の誤差で測定することができること。

⑧ 物標の針路及び速力は、時間可変のベクトルで表示され、かつ、ベクトルの表示方式が常時表示されること。

⑨ 物標のベクトル表示の時間及び自船速力情報の対地又は対水の別が常時表示されること。

⑩ 任意の物標を選択することができ、当該物標を選択している間は物標の各諸元（情報源、距離、真方位、最接近地点における距離、最接近地点に至る時間、真針路、真速力）は自動更新することができること。

(3) 警報の確認

① 追尾中の物標が追尾範囲内で消失した場合に、速やかに警報を発し、かつ、当該物標の消失した位置を他の物標と識別することができる方法により表示することができること。

② あらかじめ設定した接近警戒圏に物標が進入した場合に、速やかに可視可聴の警報を発し、かつ、当該物標を他の物標と識別することができる方法により表示することができること。

③ 物標の最接近点の距離（CPA）及び最接近時刻（TCPA）が設定された値より小さくなった場合に、警報を表示するとともに当該物標を明示すること。

-24. 船速距離計、ジャイロコンパス、船首方位伝達装置、船舶自動識別装置及び自船の位置を測定するための装置から情報の伝達がおこなわれており、その情報の伝達が停止した場合に警報がでることを確認する。

-25. 船舶自動識別装置物標の状態表示について、次のことを確認する。

(1) 船舶自動識別装置物標は、レーダー物標とは明瞭に識別できる方法により表示することができること。

(2) 船舶自動識別装置物標は、活性状態又は休眠状態の 2 つの状態のいずれかにあること。

(3) 休眠状態の船舶自動識別装置物標は、表示しないことができること。

(4) 休眠状態の船舶自動識別装置物標を活性状態に変更、または活性状態の船舶自動識別装置物標を休眠状態に変更することができること。

(5) 次に掲げる船舶自動識別装置物標の処理機能の状態表示が行うことができること。

① 船舶自動識別装置物標処理機能の動作の有無
② 船舶自動識別装置物標を表示しない条件
③ 船舶自動識別装置物標を活性状態に変更する条件
④ 船舶自動識別装置物標の接近警報機能の動作の有無
⑤ 船舶自動識別装置物標の消失警報機能の動作の有無
⑥ 船舶自動識別装置物標と航海用レーダー物標の統合表示機能の動作の有無

-26. 船舶自動識別装置物標の接近等に関する警報について、次のことを確認する。
(1) 活性状態の船舶自動識別装置物標の最接近点の距離（CPA）及び最接近時刻（TCPA）が設定された値より小さくなった場合に、警報を表示するとともに当該物標を明示すること。
(2) あらかじめ設定した接近警戒圏に物標が進入した場合に、速やかに可視可聴の警報を発し、かつ、当該物標を他の物標と識別することができる方法により表示することができること。
(3) 船舶自動識別装置物標の消失警報機能が有効であって、船舶自動識別装置物標が追尾範囲内で一定時間以上情報が受信されない場合に、利用できる船舶自動識別装置物標の最新情報及び航跡を表示するとともに、物標を消失したことを明瞭に表示すること。なお、操作者による確認がなされた場合又は船舶自動識別装置物標の情報が最度受信された場合は停止すること。

-27. 航海計画（マップデータ）の保持及び表示について、次のことを確認する。
(1) 航海計画を設定することができ、表示することができること。
(2) 航海計画の情報は、電源を消去した場合に保持され、電源復帰後呼び出しができること。
(3) 航海計画の情報は、レーダー情報に重大な影響を及ぼさないものであること。

-28. 電子海図の情報について、次のことを確認する。
(1) 1つの操作で電子海図を消去することができること。
(2) 航海用レーダーの情報が優先して表示されること。

-29. 指定された一定の方位において電波の発射を停止させることができ、かつ、電波の発射を停止する機能の状態が画面上に表示されることを確認する。

-30. 模擬操船の機能について、次のことを確認する。
(1) 自船の針路及び速力を任意に指定した模擬操船状態での衝突予防情報が表示でき、通常表示と明確に区別できること。
(2) 時間経過を段階的に変化させることができ、開始時間が表示されること。
(3) 模擬操船は航海用レーダー物標及び活性状態の船舶自動識別装置物標に適用されること。

-31. その他の付加装置について、作動に異常がないことを確認する。

18-2.3 整備記録の作成等

整備者は、別紙様式の航海用レーダー点検整備記録表／レーダー設備試験成績表(1)（「GMDSS 設備等整備記録総括表」を含む。）を作成し、管海官庁及び船舶所有者に各 1 部送付するとともに、1 部を事業場に保管する。

19. 電子プロッティング装置、自動物標追跡装置及び自動衝突予防援助装置(以下「自動衝突予防援助装置等」という。この19. 中で同じ)整備基準

(注) 本項において、平成９年１月１日現在、既に船舶に備え付けられている自動衝突予防援助装置については、〔　　〕内に読み替え、下線部は適用しない。

19.1 適　用

この基準は、自動衝突予防援助装置等について、整備を行う場合に適用する。

19.2 整備の方法

自動衝突予防援助装置等の整備は、これを備え付けている船舶の定期検査又は中間検査の時期に行い、次の事項について確認する。

19.2.1 外観点検

-1. 構成品の点検

表示器の構成品及び予備品、操作説明書並びに保守のための資料が完全な状態で揃っているかを点検する。

-2. 表示等の点検

自動衝突予防援助装置の(ｉ)名称、型式、型式承認番号、製造年月、製造番号、製造者名、検定印又は証印、(ⅱ)操舵室に装備する機器にあっては磁気コンパスに対する最小安全距離の表示が適切なものであり、かつ、見やすい箇所になされ、かすれて見えにくくなっていないかを点検する。

なお、磁気コンパスに対する最小安全距離が保たれていないときは、自動衝突予防援助装置の電源スイッチをオン又はオフにすることにより、当該磁気コンパスに与える影響が軽微（航海用レーダー及び自動操舵装置の電源スイッチのオン又はオフのいずれの状況においても、これらのすべての装置の合計誤差が 0.5 度以内であること）であることを確認する。

-3. ジャイロコンパス、船速距離計との接続状態に異常がないことを確認する。

-4. 設置場所が適切で操作に支障がないことを確認する。

19.2.2 電源の切換試験

主電源及び代替電源から受電可能であり、電源の切替えが素早くできること及び電源電圧が規定値以内であることを確認する。

19.2.3 レーダー機能の効力試験

-1. 各レンジについて、固定及び可変電子距離環、船首輝線、電子カーソル、レーダーエコー並びに相対及び真方位が、接続された航海用レーダーと同様に表示され、かつ、相対及び真方位精度、距離精度が確保されていること。

-2. オフセンター機能及びレーダー干渉除去機能に異常がないこと。

-3. 無線機器、レーダーその他重要設備に障害を与えていないこと。

19.2.4 捕捉及び追尾機能の効力試験

-1. 電子プロッティング装置にあっては、手動で10 以上の適当な物標をプロットすることができること。30 秒以上経過後の2 回目のプロットの後、当該物標の移動の予測をベクトル及び数値又は文字データで表示することを確認する。

-2. 自動衝突予防援助装置にあっては 20 以上、自動物標追跡装置においては 10 以上の物標を捕捉でき、かつ、すべてが自動追尾できること。〔手動捕捉による場合は 10 以上の物標を捕捉でき、かつ、すべてが自動追尾できること。〕

-3. 自動的に物標を捕捉するものにあっては、手動操作によっても捕捉できること。

-4. 自動物標追跡装置及び自動衝突予防援助装置にあっては、連続した 10 回の走査において、５回以上表示される物標を継続して追尾できること。

-5. 自動物標追跡装置及び自動衝突予防援助装置にあっては、捕捉した物標に対する追尾機能が解除できること。電子プロッティング装置にあっては、物標のプロットを解除できること。

-6. 自動的に物標の捕捉を行うものにあっては、捕捉範囲が限定でき、その範囲が表示できること。

-7. 自動捕捉機能を持つものについては、捕捉制限区域が設定でき、かつ、当該区域においては、物標が捕捉されないこと。

19.2.5　表示器の機能試験

-1. 自動物標追跡装置及び自動衝突予防援助装置にあっては、距離レンジ、表示方式の切替え後、１回目〔４回目〕の走査で、航海用レーダーで得られるレーダーエコー及び衝突予防情報が表示されること。

-2. 真ベクトル表示方式及び相対ベクトル表示方式で表示することができ、かつ、使用中の表示方式が明示されていること。

-3. 自動物標追跡装置及び自動衝突予防援助装置にあっては、真針路及び真速力、又は真ベクトルを表示をする場合には、対水速力又は対地速力のいずれであるかが表示されていること。

-4. 追尾又はプロットされた物標の運動の予測がベクトル又は図形で表示され、その大きさは､時間調整機能付きのものについては､その大きさが時間に比例すること。

-5. 追尾中又はプロットされた物標を他の物標と識別できること。また、追尾中の物標を選択した場合、他の物標と識別表示されること。

-6. 自動衝突予防援助装置にあっては、３海里レンジでは２分、６海里レンジでは４分、12 海里レンジでは８分以上〔いずれのレンジにおいても８分以上〕追尾中の物標に、４以上の等時間ごとの過去の位置が表示されること。

-7. 自動物標追跡装置及び自動衝突予防援助装置にあっては、追尾中の物標を選択した場合、ＡＲＰＡ情報が同時に数字又は文字で表示されること。なお、複数の物標を選択した場合は、それぞれについて、距離と真方位、ＣＰＡとＴＣＰＡ、あるいは真針路と真速力の組合わせのいずれかが表示されること。

-8. 追尾中の物標の移動予測に用いる時間が調整でき、かつ、その時間が数字で表示されること。〔時間調整ができるものについては、その時間が数字で表示されること。〕

-9. 衝突予防情報とレーダーエコーの輝度はそれぞれ独立に調整でき、かつ、衝突予防情報の表示は、３秒以内に消去することができること。

-10.　自動物標追跡装置及び自動衝突予防援助装置にあっては、追尾中の物標が消失した場合に、その消失物標の消失位置が明示されること。

-11.　自動物標追跡装置及び自動衝突予防援助装置にあっては、自船又は追尾中の物標が操船を完了してからベクトル及びＡＲＰＡ情報の表示の更新静定が３分以内であること。

-12.　自動物標追跡装置及び自動衝突予防援助装置にあっては、真方位及び進路方位（ノースアップ及びコースアップ）による表示ができ、かつ、それぞれの機能に異常がないことを確認する。

19.2.6　警報機能の効力試験

自動物標追跡装置及び自動衝突予防援助装置にあっては、警報装置には、作動試験のための回路があること、及び、次の場合に可視可聴の警報が速やかに発されることを確認する。

-1. 追尾中の物標が消失したとき。

-2. 設定されたガードリングに物標が到達したとき。

-3. 最接近地点における距離（ＣＰＡ)、最接近地点に至る時間（ＴＣＰＡ）が設定値以下となったとき。

-4. 連動する航海用レーダー、ジャイロコンパス又は船速距離計からの信号が停止したとき。

-5. -1.～-3.の警報を一時的に停止したときでも他の警報の発生が妨げられないこと。

19.2.7　その他機能の効力試験

-1. 自動物標追跡装置及び自動衝突予防援助装置にあっては、連動する航海用レーダー、ジャイロコンパス又は船速距離計からの信号が伝達されていることが表示されていることを確認する。

-2. 自動衝突予防援助装置にあっては、模擬操船の機能が適正であり、かつ、模擬操船中であることが明確に表示されること及び模擬操船中であっても物標の捕捉及び追尾が中断されないことを確認する。

-3. 自動物標追跡装置及び自動衝突予防援助装置にあっては、自動機能試験装置の試験プログラム等による機能試験及びシステムの故障に対する警報等の試験を行い、異常のないことを確認する。

-4. 自動物標追跡装置及び自動衝突予防援助装置にあっては、自動機能試験装置で点検中であることが表示されることを確認する。

-5. その他の付加装置について、機能に異常がないことを確認する。

19.3　整備記録の作成等

整備者は、別紙様式の自動衝突予防援助装置等（ＡＲＰＡ等）点検整備記録表／レーダー設備試験成績表(2)(「ＧＭＤＳＳ設備等整備記録総括表」を含む。）を作成し、管海官庁及び船舶所有者に各１部送付するとともに、１部を事業場に保管する。

なお、平成８年11月19日運輸省令第59号による設備規程の改正前の規定による自動衝突予防援助装置にあっては、昭和60年６月19日付け海検第56号による「自動衝突予防援助装置（ＡＲＰＡ）点検整備記録表／レーダー設備試験成績表(2)」の様式を使用してもよい。

20.　船舶自動識別装置及びこれに接続された衛星航法装置

20.1　適用

この基準は、船舶自動識別装置及びこれに接続された衛星航法装置(以下「船舶自動識別装置等」という。）等について、整備を行う場合に適用する。

20.2　整備の方法

船舶自動識別装置等の整備は、これを備え付けている船舶の定期検査又は中間検査の時期に行い、次の事項につき確認するとともに、船舶自動識別装置にあっては、その搭載船舶の海上移動識別番号、信号符字及び免許人の氏名又は名称が電波法に基づく免許状に記載されているとおりであることについても確認する。

20.2.1　外観検査

-1.　構成品等の点検

本体、予備品等の構成品、操作説明書及び保守のための資料が完全な状態で揃っているかを点検する。

-2.　表示の点検

船舶自動識別装置等の名称、型式、型式承認番号、製造番号及び製造年月日、製造者名、検定印又は証印、操舵室に装備する場合にあっては磁気コンパスに対する最小安全距離の表示が適切なものであり、かつ、見やすい箇所になされ、かすれて見えにくくなっていないかを点検する。

-3.　空中線の取付状況に異常がないことを確認する。

-4.　接続部の状態が良好であり、防水接続箱の防水状態が確保されていることを確認する。

-5.　主要部のコネクタの取付状況、ネジ類の締付状況、アースの状態に異常のないことを確認する。

-6.　表示灯の断線、操作つまみの欠落等のないことを確認する。

-7.　衛星航法装置のうちディファレンシャル方式による位置誤差を補正するものにあっては、ビーコン用空中線の取付け状況に異常がないことを確認する。

-8.　パイロットプラグ及びAC120Vの電源が水先人の作業場所近くに備えられていることを確認する。

20.2.2　電源の切替試験

-1.　主電源及び代替電源から受電可能であること及び電源電圧が規定値以内であることを確認する。

-2.　代替電源への切替が素早くできることを確認する。

20.2.3　船舶自動識別装置の送信部及び受信部の効力試験

-1.　空中線電力及び周波数偏差を測定する。

-2.　国際共通周波数における信号の受信状況が正常であることを確認する。

-3.　衛星航法装置の電波が受信でき、時刻(UTC) が表示されることを確認する。

20.2.4　船舶自動識別装置の制御部の性能試験

-1.　機器の動作中にエラー表示がされないことを確認する。

-2.　静的情報、動的情報及び航海関連情報(用具告24) の表示ができることを確認する。

-3.　作成したショートメッセージが表示されることを確認すること。

-4.　船舶自動識別装置専用計測器を用いた性能検査

(1)　同計測器からのチャンネル70 でのポーリングに対して、同装置が応答できることを確認する。

(2) 同装置から同計測器へ送信したデータについて、同計測器が受信できることを確認する。

(3) 同計測器から同装置へ送信したデータについて、同装置が受信できることを確認する。

(4) 同計測器で設定した仮想船舶からのポーリングに対して、同装置が応答できることを確認する。

-5.　自動モードで作動し、航行中の船舶からの情報を受信し、方位、距離、船名

が表示されることを確認する。なお、自己診断機能で確認できる場合は、当該機能で確認することで差し支えない。

-6.　自船の測位が表示されることを確認する。

-7.　近くを航行中の船舶からの情報を受信し、少なくとも3 隻分の方位、距離、船名を表示できることを確認すること。なお、自己診断機能で確認できる場合は、当該機能で確認することで差し支えない。

-8.　オンエア性能検査

(1) 同装置が送信したデータについて、同計測器又は他船等が受信できることを確認する。

(2) 同計測器又はVTS 局等からのポーリングに対して、同装置が応答できること又は履歴により応答できていることを確認する。

-9.　警報発生条件を少なくとも1 つ設定し、それに対応した警報が発生することを確認する。

20.2.5　衛星航法装置の受信部の効力試験

受信状態に関する表示が正常なものであることを確認する。

20.2.6　衛星航法装置の信号処理部の効力試験

-1. 表示内容が適正であることを確認する。

-2. ディファレンシャル方式による位置誤差を確認するものにあっては、補正値信号を受信し、自船の位置が補正されていることを確認する。

-3.　出力データの周期及び内容を確認する。

-4.　警報発生条件を少なくとも1 つ設定し、警報の発生を確認する。

-5.　初期設定を確認する。

20.2.7　保護装置

AC/DC50V 以上の導電部には保護カバーがつけられていることを確認する。

20.2.8　自己診断機能

機器に内蔵された自己診断機能を用いて、作動が正しく行われることを有効に試験できることを確認する。

20.2.9　総合検査

-1.　衛星航法装置の測位位置精度を確認する。

-2.　機器の総合作動に異常がないことを確認する。

20.3　整備記録の作成等

整備者は、別紙様式の船舶自動識別装置等整備記録を作成し、海官庁及び船舶所有者に各1部送付するとともに、1部を整備事業所に保管する。

21.　航海情報記録装置(簡易型航海情報記録装置を含む。)

21.1　適　用

この基準は、航海情報記録装置の設置(新設又は取替時を含む。)時の初めて行う点検について適用する。(自動浮揚容器については21-3.に定める基準を追加して適用する)*

注*) 21-3. 自動浮揚容器に関してはGMDSS救命用具のEPIRBと同様な試験を行うために日本船舶品質管理協会のサービス・ステーションに業務委託することになりますが、どのような検査を行うか、その内容を把握しておきたい航海用レーダー等認定事業場(R3事業場)は、参考資料を用意してあるので日本船舶電装協会に問合せてください。

21.2　点検の方法

航海情報記録装置の設置(新設又は取替時を含む。)後の点検は、次の事項について確認する。

21.2.1　外観点検

-1.　構成品等の点検

本体、固定式保護容器、予備品等の構成品、操作説明書及び保守のための資料が完全な状態で揃っているかを点検する。

-2.　表示の点検

固定式保護容器には、VOYAGE DATA RECORDER,-DO NOT OPEN,-REPORT TO AUTHORITIES と明瞭に記載され、名称、型式、型式、承認番号、製造番号及び製造年月、製造者名、検印又は証印、操舵室に装備する場合は、磁気コンパスに対する最小安全距離の表示が適切なものであり、かつ見やすい箇所になされ、かすれて見えにくくなっていないかを点検する。

-3.　固定式保護容器が、周囲に障害物がない場所に、図面に指示されているように正しく取り付けられていることを確認する。

-4. 固定式保護容器にクラック、塩害、浸水、ケーブルの損傷がないことを確認する。

-5. 固定式保護容器や中継箱及び接続部の防水状態が良好であることを確認する。

-6. 機器の配置、コネクタの取付状況、ねじ類の締付状況及び接地の状況に異常がないことを確認する。

-7.　表示灯の断線、操作つまみの欠落等のないことを確認する。

21.2.2　電源の切替試験

-1.　主電源及び代替電源から受電可能であること及び電源電圧が規定値以内であることを確認する。

-2.　代替電源への切替が素早くできることを確認する。

-3.　専用の予備の電源による動作を確認する。

-4.　電源の瞬断があっても1分以内に電源が復旧することを確認をする。

21.2.3　マイクユニットの効力試験

船橋内音響をテスト用スピーカー等で確認する。

21.2.4　記録制御機及びデータ収集機の性能試験

-1.　データ改ざん防止の手段を確認する。

-2.　取扱説明書に規定されている可視表示の動作を確認する。

-3. 可視可聴警報又は可視警報が作動するものにあっては､その表示等を確認する。

-4. バックアップ記録装置のあるものにあっては､バックアップの記録を確認する。

-5. バックアップ記録装置のあるものにあっては、バックアップデータと最終記録媒体の記憶データの同一性を確認する。

-6. インターフェースから取り出せる機能を有するものにあっては、汎用ラップトップコンピュータによりVDR又はS-VDR本体から記録データの再生ができることを確認する（IMO決議MSC.214(81)*が適用になるものに限る)。

21.2.5　最終記録媒体

最終記録媒体（固定式記録媒体、自動浮揚式記録媒体及び長期間記録媒体）に記憶されたデータの再生及び精度を確認する。

-1. 再生できることを確認する。
-2. 記録は継続していることを確認する。
-3. VHF通信音声及び船橋内音響はリアルタイムで記録されていることを確認する。
-4. レーダー画像及び電子海図情報表示装置の情報は、15 秒/フレームの間隔で記録されていることを確認する。
-5. 航海情報表示装置の電子海図関連情報記録は10分に1回（変更があれば2秒に1回）の間隔で記録されていることを確認する。
-6. その他のデータ(用具告30) は1 秒間隔で記録されていることを確認する。
-7. 記録されたデータ項目は、日付と時間に関連づけられていることを確認する。
-8. 整備点検時の各センサーのデータとそれを記録した各データの同一性を確認する。

21.2.6 水中音響ビーコン
-1. 汚れがないことを確認する。
-2. ビーコンテスタにより機能の確認をする。(注１)
-3. バッテリーの有効期間を確認する

(注１)音響ビーコン単体の性能証明書がある場合は機能試験を省略して差し支えない。

21.2.7 保護装置
AC/DC50V 以上の導電部には保護カバーがつけられていることを確認する。

21.3 整備記録の作成等
整備者は、別紙様式の航海情報記録装置(VDR) 整備記録(様式:VDR)(固定式の簡易型航海情報記録装置の場合は簡易型航海情報記録装置(S-VDR) 整備記録(様式:S-VDR)、自動浮揚式の簡易型航海情報記録装置の場合は様式:S-VDR に加えて、13.4 の整備記録の内容と同様の整備記録) を作成し、管海官庁及び船舶所有者に各１部送付するとともに、1部を整備事業者に保管する。

＊ 2008年6月1日発効の性能基準（国海査第4号（平成20年5月14日）

21-2. 航海情報記録装置(簡易型航海情報記録装置を含む。)の年次点検についての指針 (IMO MSC.1／Circ.1222)

1. SOLAS 条約附属書第 V 章第 20 規則で要求される航海情報記録装置の年次点検は、製造者または製造者により認可された者によって実施される。
2. 航海情報記録装置の点検は以下を含んでいること。
-1. 点検の開始に先立って、いずれの警報がないことの確認
-2. 外部電源を喪失した場合、電源供給断警報が作動し、設備は少なくとも 1 時間 55 分の間、動作を継続し、外部電源喪失してから 2 時間 5 分以内で自動的に記録を停止することの確認
-3. 製造者の適切な試験器を用いての音響ビーコンの機能の確認又は証明された完全に使用可能なユニットに置き換えられているかの確認
-4. 設備の全体的な状態が満足なものであり、全ての蓄電池(音響ビーコン及び予備電源)が有効期限内であることの確認
-5. 航海情報記録装置の正確な保守記録が有効であることの確認
-6. 記録すべき項目､特に有効で就航時に航海情報記録装置に関する決議 A.861(20)､

MSC.163(78)又は MSC.333(90)に各々定められる記録することを要求されたデータ項目が、12 時間（A.861(20)又は MSC.163(78)）又は 48 時間若しくは 720 時間（MSC.333(90)）の記録期間の間、満足に蓄積されていることの確認

-7. 自動浮揚容器が要求されたか装備された場合、就航時に認められたとおり満足なものであり、全ての蓄電池、離脱機構または時間的な項目が有効期限内であることの確認

-8. 試験が完了した後、設備が通常の動作モードへ復旧することの確認

3. 製造者は、評価、あらゆる変更の記録、そして試験完了報告書の提出を 45 日以内に済ませること。検査と証書の調和制度(HSSC)の下での適切な検査に合わせて性能点検に対応するために、年次性能点検は旅客船については検査基準日前 3 ヶ月以内に、また貨物船については検査基準日の前後 3 ヶ月以内に行われてもよい。(従って、いずれの証明も SOLAS 条約附属書第 I 章第 14 規則で延長が認められない限り、次の点検までの最大期間は旅客船では 15 ヶ月、貨物船では 18 ヶ月、同様の延長が認められてもよい。)

4. 年次点検は、この文書の付録に示される規範的な試験報告書の様式で記録されること(様式：VDR-2)。もし、使用される言語が英語、フランス語、スペイン語のいずれでもないならば、文書はこれらの言語の内の一つへの翻訳を含んでいること。

（様式：VDR-2）

（５）　航海用レーダー等装備・整備事業場の証明を行う際の要領について（参考）

事　務　連　絡
平成９年６月 25 日

海上技術安全局
船 舶 検 査 官 室

航海用レーダー等装備・整備事業場の証明を行う際の要領について

標記について船舶検査の方法（平成９年６月 16 日付け海検第 40 号）附属書Ｈ５に基づき航海用レーダー及び自動衝突予防援助装置（以下「航海用レーダー等」という。）の装備・整備を行う事業場の証明を行う際の要領を次のようにすることとしたのでよろしく取り計らわれたい。

なお、管内各海運支局長及び各海運事務所長あてこの旨周知されたい。

1．添付書類

申請書に添付する書類は次を標準とする。

(1)　会社の経歴
(2)　施設及び設備の詳細
(3)　責任者及び技術者の詳細
(4)　社内装備・整備標準
(5)　工事実績

2．施設及び設備の基準

附属書H別記５の 3.の機器のほか以下の施設を有すること。

(1)　航海用レーダー等の装備工事を行うために必要な機器の保管場所
(2)　試験及び検査を行うために必要な機器を保管するのに適当な場所

3．業務実施上の責任者及び技術者

適切な装備工事及び整備業務実施上の責任者並びに１人以上の技術者を有していること。

4．責任者の代行

責任者が病欠、出張等の理由により不在となった場合、業務に支障のある事業場においては、責任者が不在の間業務を代行する者をあらかじめ選任しておくことができる。この場合、責任者代行は責任者に要求される技量及び知識を有する者とすることとし、責任者が出社した場合、不在の間の業務実施内容を確認する規定を社内装備・整備標準に設けること。また、責任者代行が変更になる場合は管海官庁に届け出ること。

5．社内装備・整備標準

附属書H別記５の 4.に該当する社内装備・整備標準が整備されていること。

6．実　績

次のいずれかに該当すること。

(1)　過去４年間において、８隻以上の義務船(総トン数 300 トン以上の船舶及び国際航海に従事する総トン数 300 トン未満の旅客船)の新造船について、航海用レーダー等の装備工事の実績があること。

(2)　過去４年間において、新造船、在来船、義務船、非義務船を問わず、24 台以上の航海用レーダー等（自動衝突予防援助装置については、航海用レーダーと別置き型のもののみを１台とみなす。）について装備、点検・整備工事を行った実績があること。

７．その他

平成 10 年３月 31 日までの間に昭和 60 年６月 19 日付け海検第 56 号に基づく登録事業者から申請があった場合は、書類審査のみで認めてよい。この場合は、証明書交付後の初めての立入検査時に必要な事項を確認すること。

４．　日本小型船舶検査機構(JCI)による検査

（１）日本小型船舶検査機構検査事務規程（抜粋）

第３章　検査の種別ごとの検査の実施方法

3-2　定期検査の要領

3-2-10　（航海用具その他の属具）

航海用具その他の属具の検査は、航行区域又は従業制限及び船舶の大きさに応じて小安則第９章又は漁安則第９章の規定に適合していることを確認することにより行うものとする。

3-2-11　（電気設備）

電気設備の検査は、その使用場所及び航行区域又は従業制限に応じて小安則第１０章又は漁安則第１０章の規定に適合していることを確認することにより行うものとする。

3-2-16（無線電信等の施設）

無線電信等の施設の検査は航行する水域に応じて、設備規程第 311 条の 22 に定める設備を有していることを確認することにより行うものとする。なお、施行規則第 4 条により無線電信等の施設の免除を行うときは、その免除要件についての確認を行うものとする。

附則（平成 27 年 7 月 13 日機構規程第 6 号）

1.　この規程は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

2.　改正前の船舶安全施行規則の規定による船舶検査手帳に係る事務手続きは、平成 15 年 11 月 29 日以後最初の定期検査、中間検査、臨時検査又は船舶検査手帳再交付までは、なお従前の例による。

（２）　日本小型船舶検査機構検査事務規程細則（抜粋）

＜第１編　小型船舶安全規則に関する細則＞

第１章　総則

（適　用）

第１条　船舶安全法（昭和８年法律第 11 号）第２条第１項の規定により漁船以外の小型船舶に関し施設しなければならない事項及びその標準については、他の命令の規定（船舶安全法施行規則（昭和 38 年運輸省令第 41 号）第２章の３の規定を除く。）にかかわらず、この省令の定めるところによる。
本条・・・一部改正［昭和 53 年７月運輸令 43 号・平成 11 年２月運輸令３号］

1.0 (a)　法第４ 条に基づく無線電信等については、法第 32 条の 2、船舶安全法第 32 条の２の船舶の範囲を定める政令、施行規則、設備規程第８ 編、船舶設備規程第 311 条の 22 第１項第３号の無線電信等を定める告示の定めるところによる。

(b)　施行規則、設備規程等の関連する規定については、附属書［14］の定めるところによる。

（同等効力）

第３条　小型船舶の船体、機関、設備及び属具であって、検査機関がこの省令の規定に適合するものと同等以上の効力を有すると認めるものについては、この省令の規定にかかわらず、検査機関の指示するところによるものとする。

3.0 (a)　「検査機関が、この省令の規定に適合するものと同等以上の効力を有すると認めるもの」に該当する物件は、次のものとすること。

(1)　表 3.0<1>左欄に掲げる物件に相応する右欄に掲げる物件

表 3.0<1>

小型船舶用自己点火灯	自己点火灯（救命設備規則第 31 条）
小型船舶用自己発煙信号	自己発煙信号（救命設備規則第 32 条）
小型船舶用火せん	落下さん付信号（救命設備規則第 33 条）
小型船舶用信号紅炎	信号紅炎（救命設備規則第 35 条）
小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置	浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置（救命設備規則第 39 条）
小型船舶用レーダー・トランスポンダー	レーダー・トランスポンダー（救命設備規則第 40 条）
小型船舶用捜索救助用位置指示送信装置	捜索救助用位置指示送信装置（救命設備規則第 40 条の 2）

(2)　削除

(3)　都道府県規則による型式承認を受けた物件であって、新たに小型船舶用として国の型式承認を受けたもののうち、国の当該型式承認以前に製造されたもの。（検査の際当該物件に JC 及び支部の略符を付すものとする。）

(b)　略

(c)　次に掲げる設備を備え付けているものは、本条の規定により第 58 条第４項に規定する小型船舶用信号紅炎を備え付けているものと同等とみなして差し支えない（沿岸小型船舶を除く）。ただし、２時間限定沿海区域を航行区域とする総トン数５トン未満の旅客船及び平水区域を航行区域とする旅客船にあっては、次の(1)から(14) に掲げる設備を小型船舶用信号紅炎の同等物として認めることはでき

ない。なお、次に揚げる設備を、関係規則の要件に上乗せして施設する場合については、これらの追加して施設される設備を、小型船舶用信号紅炎の同等物として扱って差し支えない。

(1)　漁業無線
(2)　5W 出力型 VHF 無線電話（マリン VHF を含む。）
　　ただし、16ch(156.8MHz)（緊急通信用）付きのものに限る。
(3)　国際 VHF（前(2)に該当するものを除く。）
　　(4)　サテライトマリンホン
(5)　サテライトマリンホン DoPaN21
(6)　ワイドスターマリンホン
(7)　ワイドスターDoPaN21
(8)　ワイドスター・デュオ
(9)　衛星船舶・車載端末 01
(10)　インマルサットミニ M、インマルサット Fleet F33、インマルサット Fleet F55、インマルサット Fleet F77、インマルサット FB
(11)　イリジウム
(12)　Isat Phone Pro、Isat Phone 2
(13)　Oceana 800
(14)　スラヤ衛星電話
(15)　携帯・自動車電話（当該船舶の航行区域が携帯・自動車電話のサービスエリア内にあるものに限る。）
(16)　浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置（船舶救命設備規則第 39 条の規定に適合するもの。）
(17)　小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置（小型船舶安全規則第 57 条の３の規定に適合するもの。）
(18)　持運び式双方向無線電話装置（船舶救命設備規則第41条の規定に適合するもの。）

第６章　救命設備

第１節　救命設備の要件

略

第２節　救命設備の備付基準

（救命設備の備付数量）

（小型船舶安全規則　条文略）

58.1(a)　第 9 号から第 11 号までに掲げる設備は、施行規則第 4 条第 1 項の規定により、無線電信等を施設することを免除された同項第 3 号に掲げる搭載船には備え付けることを要しない。

58.2(a)　「非常の際に付近の船舶その他の施設に対し必要な信号を有効確実に発信できる設備であって国土交通大臣が定めるもの」とは、小型船舶安全規則第 58 条第 2 項第 1 号ロの設備を定める告示(運輸省告示第 343 号平成 6 年 5 月 19 日)によるが、同告示第 4 号の「非常の際に陸上との間で有効かつ確実に通信を行うことができる無線電話装置」とは、次に掲げる無線電話とする。

(1)　漁業無線

(2) 5W 出力型 VHF 無線電話（マリン VHF を含む。）
ただし、16ch（156.8MHz）（緊急通信用）付きのものに限る。
(3) 国際 VHF（前(2)に該当するものを除く。）
(4) サテライトマリンホン
(5) サテライトマリンホン DoPaN21
(6) ワイドスターマリンホン
(7) ワイドスターDoPaN21
(8) ワイドスター・デュオ
(9) 衛星船舶・車載端末 01
(10) インマルサットミニ M、インマルサット Fleet F33、インマルサット Fleet F55、インマルサット Fleet F77、インマルサット FB
(11) イリジウム
(12) Isat Phone Pro、Isat Phone 2
(13) Oceana 800
(14) スラヤ衛星電話

(b) 「検査機関が当該小型船舶の通信設備等を考慮して差し支えないと認める場合は、検査機関の指示するところによる。」とは、次の(1)から(14)の設備を備える場合は 2 個、また、次の(13)の設備を備える場合は 1 個省略することができる。
(1) 漁業無線
(2) 国際 VHF（前(a)(2)に該当するものを除く。）
(3) サテライトマリンホン
(4) サテライトマリンホン DoPaN21
(5) ワイドスターマリンホン
(6) ワイドスターマリンホン DoPaN21
(7) ワイドスター・デュオ
(8) 衛星船舶・車載端末 01
(9) インマルサットミニ M、インマルサット Fleet F33、インマルサット Fleet F55、インマルサット Fleet F77、インマルサット FB
(10) イリジウム
(11) Isat Phone Pro、Isat Phone 2
(12) Oceana 800
(13) スラヤ衛星電話
(14) 浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置(船舶救命設備規則第 39 条の規定に適合するもの。)
(15) 小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置(小型船舶安全規則第 57 条の 3 の規定に適合するもの。)
(16) 携帯・自動車電話（NTT ドコモ mova、NTT ドコモ FOMA、KDDI auCDMA1X、KDDI auCDMA1XWIN、KDDI ツーカー、ソフトバンクモバイル Softbank6-2、ソフトバンクモバイル Softbank3G に限る。）

第 3 節　救命設備の備付方法

(信号装置)

第 62 条　小型船舶用自己点火灯及び小型船舶用自己発煙信号は、小型船舶用救命浮環又は小型船舶用救命浮き輪の近くに、かつ、容易に取り出せるように積み付けなければならない。

62.0(a)　「小型船舶用自己点火灯、小型船舶用自己発煙信号」以外の信号装置は、格納箱(袋)に入れ、湿気の多い場所、海水のかかりやすい場所を避けて保管すること。

(小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置等)

63.0(a)　小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、小型船舶用レーダー・トランスポンダー、小型船舶用捜索救助用位置指示送信装置及びレーダー反射器は、操舵場所等通常乗組員がいる場所に、迅速に使用できるよう積み付けること。

第 9 章　航海用具

(航海用具の備付け)

(小型船舶安全規則　条文略)

82.1(a)　第 1 号の表中「自船の速力を測定することができる器具」とは以下のいずれかのものとする。

(1)　手用測定具及び砂漏計

(2)　パテントログ

(3)　ドップラーログ

(4)　GPS

(b)　第 1 号の表中「ラジオ」の摘要の欄の「無線電信等を備える船舶その他の有効な通信設備を備える船舶」とは、次の無線電信等を備える船舶をいう。

(1)　HF 無線電話、HF 直接印刷電信、HF デジタル選択呼出装置又は HF デジタル選択呼出聴守装置

(2)　インマルサット直接印刷電信又はインマルサット無線電話

(3)　MF 無線電話又は MF デジタル選択呼出装置

(4)　SSB 無線電話

(5)　27MHz 無線電話

(6)　40MHz 無線電話

(7)　150MHz 無線電話(5W 出力型 VHF 無線電話を除く国際 VHF)

(8)　サテライトマリンホン、サテライトホン DoPaN21、ワイドスター・マリンホン、ワイドスターDoPaN21、ワイドスター・デュオまたは衛星船舶・車載端末 01

(9)　インマルサットミニ M、インマルサット Fleet F33、インマルサット Fleet F55、インマルサット Fleet F77、インマルサット FB

(10)　イリジウム

(11)　Isat Phone Pro、Isat Phone 2

(12)　Oceana 800

(13)　スラヤ衛星電話

(c)　第 1 号の表中「海図」の項の「一式」とは、少なくとも当該小型船舶が航行する水域について表示されたものを備え付けることとする。

(d) 第 1 号の表中「音響信号器具」とは、十分な音量を有する汽笛ｻｲﾚﾝ、ﾎｰﾝ等をいう。なお、沿岸小型船舶等及び平水区域を航行区域とする小型船舶にあっては笛でもよい。

(e)　第 1 号の表及び同表備考第 9 号並びに第 2 号の表中号鐘、汽笛、電子海図情報表示装置、小型船舶用衛星航法装置、黒色球形形象物、黒色円すい形形象物、黒色ひし形形象物、紅色球形形象物、白色ひし形形象物及び紅色円すい形形象物の告示で定める要件については、附属書[13]「小型船舶の基準を定める告示の解釈等」による。

(f)　第 1 号の表及び第 2 号の表中紅灯及び黒色球形形象物の項摘要の欄中「当該小型船舶の航行する航路等を考慮して差し支えないと認めるもの」の運用にあたっては、次によること。

(1)　港則法（昭和 23 年法律第 174 号）第 2 条に規定する同法を適用する港の区域並びに海上交通安全法（昭和 47 年法律第 115 号）第 2 条第 1 項に規定する航路及び同法第 28 条第 1 項に規定する海域をひんぱんに航行する船舶には紅灯 2 個及び黒色球形形象物 2 個（全長 12 メートル以上の小型船舶にあっては 3 個）を備え付けること。

(2)　全長 7 メートル以上 12 メートル未満の小型船舶で錨泊をするものには黒色球形形象物 1 個を備え付けること。

(3)　全長 7 メートル未満の小型船舶で狭い水道等で錨泊をするものには黒色球形形象物 1 個を備え付けること。

(4)　上記(1)から(3)以外の全長 12 メートル未満の小型船舶には、紅灯及び黒色球形形象物を備え付けることを要しない。ただし、表の備考に規定する特殊な用途に用いる場合はこの限りでない。

82.2(a)　「号鐘、船灯、形象物及び汽笛について検査機関の指示するところ」とは、次によること。

(1)　湖川のみ（航洋船が航行する水域を除く。）を夜間航行する船舶には、白色灯（第 83 条の要件は、適用されない。ただし、射光角は、360 度とすること。）1 個を備え付けること。

(2) サイレン、笛等の適当な音響信号を備え付けるものとすること。

83.0(a)　告示で定める要件とは、付属書[１３]「小型船舶の基準を定める告示の解釈等」による

（衛星航法装置）

第 84 条の 4　推進機関を有する小型船舶と当該船舶に押される船舶（推進機関及び帆装を有しないものであって、船舶安全法施行規則第 2 条第 2 項第 3 号ロからチまでに掲げるものを除く。）とが結合して一体となって平水区域を超えて航行の用に供される場合には、当該推進機関を有する小型船舶には、船舶設備規程（昭和九年逓信省令第 6 号）第 146 条の 24 第 2 項の告示で定める要件に適合する第 2 種衛星航法装置を備えなければならない。

本条･･･追加［平成 15 年 6 月国交令 79 号］

84-4.0 (a) 第 2 種衛星航法装置又は無線航法装置が適合しなければならない船舶設備規程（昭和 9 年逓信省令第 6 号）第 146 条の 24 第 2 項の告示で定める要件は、次のとおりである。

(1) 第2種衛星航法装置

（ｉ）自船の位置の測定に係る演算処理を管海官庁が適当と認める速さで行うことができるものであること。

（ⅱ）測定した自船の位置の情報を航海用レーダーその他の航海用具に伝達する信号を出力することができるものであること。

（ⅲ）自船の位置の測定のために適当な人工衛星の発射する電波をGPS受信機により有効に受信し、かつ、自動的に自船の位置を測定できるものであること。

（ⅳ）次に掲げる事項を見やすい方法により表示できるものであること。

（イ）測定した自船の位置（1,000分の1分を単位とする緯度及び経度による表示）

（ロ）（イ）に係る測定の時刻

（ⅴ）取扱い及び保守に関する説明書を備え付けたものであること。

（ⅵ）磁気コンパスに対する最小安全距離を表示したものであること。

（ⅶ）電磁的干渉により他の設備の機能に障害を与え、又は他の設備からの電磁的干渉によりその機能に障害が生じることを防止するための措置が講じられているものであること。

（ⅷ）機械的雑音は、船舶の安全性に係る可聴音の聴取を妨げない程度に小さいものであること。

（ⅸ）電源の開閉器は、表示面に近接した位置に設けられていること。

（ⅹ）操作用のつまみ類は、使用しやすいものであること。

（ⅺ）誤差は、管海官庁が適当と認めるものであること。

（航海用レーダー反射器）

第84条の3　小型船舶（昼間のみ航行するものを除く。）には、効果的な航海用レーダー反射器を備え付けなければならない。ただし、検査機関が当該小型船舶の船質、航海の態様等を考慮して差し支えないと認めるものにあっては、この限りでない。 本条･･･追加［平成6年5月運輸令19号］、一部改正［平成14年6月国交令75号］

84-3.0(a)　「効果的なレーダー反射器」とは、周波数 9320～9500MHz の電波を照射した際、水平方向360°のうち240°以上にわたってレーダー断面積が2.5m²以上で、かつ、レーダー断面積が2.5m²未満となる水平方向が10°以上連続しないもの（ただし、平成22年10月1日前に建造され、又は建造に着手された船舶に設置する場合は、360°のうち240°以上にわたってレーダー断面積が0.3m²以上のものとして差し支えない。）とし、その設置方法は次のとおりとする。

(1)　方　法

航海用レーダー反射器は反射器が正しい向きになるように固定して取り付けるか、または、固定して吊り下げる。

(2)　位　置

航海用レーダー反射器は、できるだけ影となる方位がないよう最適な位置に装備しなければならない。

(3)　取り付け高さ

航海用レーダー反射器は、マスト、キャビン頂部等海面高さ 1m 以上のできるだけ高い位置に装備しなければならない。

(b)「差し支えないと認めるもの」とは、湖川のみを航行するものとする。

(c) 航海用レーダー反射器と同等と認められるものについては資料を添えて本部に伺い出ること。

(デジタル選択呼出装置及びデジタル選択呼出聴守装置)

84-5.0 (a) 告示で定める要件とは、附属書[13]「小型船舶の基準を定める告示の解釈等」による。

(b)「検査機関が航海の態様等を考慮して差し支えないと認めるもの」とは、無線電信等を施設することを要しない船舶及び、施行規則第４条の規定により無線電信等を施設することを免除された船舶並びに、附属書[14]2.設備規程 311 の 22.1(a)の場合に該当する専ら離島の周辺を航行する船舶であってＨＦ無線電話を施設することを要しないものとする。

第 10 章　電気設備

第１節　通 則

(発電設備)

第 85 条　小型船舶の推進、排水その他の安全性に直接関係のある補助設備が電力のみにより維持される小型船舶には、必要な電力を十分に供給できる発電設備を備え付けなければならない。ただし、当該電力の供給を外部から受ける係留船については、この限りでない。 本条･･･一部改正[昭和 63 年 2 月運輸令 2 号]

85.0 (a)「小型船舶の推進、排水その他の安全性に直接関係のある補助設備」とは、次のような設備に使用するものとすること。

(1) 冷却水ポンプ、潤滑油ポンプ、燃料油移送ポンプ、空気圧縮機等推進機関の運転に直接又は間接的に関係のある設備

(2) セルモータ

(3) 操舵設備

(4) ビルジポンプ

(5) 船　灯

(6) 揚錨設備

(7) 係船設備

(8) 無線設備

(b)「必要な電力を十分に供給できる発電設備」とは、次に適合するものとすること。

(1) 沿海区域（沿岸区域等を除く。）を航行区域とする小型船舶にあっては、充電装置付の発電機及び航行中に点灯するすべての航海灯に対し 16 時間以上給電できる蓄電池よりなるもの。ただし、蓄電池の容量は、夜間の航行時間を考慮して適宜減少しても差し支えない。

(2) 沿岸小型船舶等又は平水区域を航行区域とする小型船舶にあっては、すべての船舶の推進、排水その他の安全性に直接関係のある電気設備に対して十分な容量の電力を給電できる能力を有するほか、いかなる場合でも航行中に点灯するすべての航海灯に対して 6 時間の給電能力を有する蓄電池よりなるもの。

（供給電圧）

第 86 条　供給電圧は、250 ボルトを超えてはならない。
本条･･･一部改正[平成 6 年 5 月運輸令 19 号]

86.0　(a)　次のいずれかの ISO 規格に適合するものについては、本条の要件に適合するものと認めて差し支えない。

（ｉ）　ISO 10133:2000「Small craft-Electrical systems-Extra-low-voltage d.c. installations（舟艇－電気装置－低電圧直流電気装置）」

（注）この規格は、直流 50V 以下で作動する電気装置に対して適用される。

（ⅱ）　ISO 13297:2000「Small craft-Electrical systems-Alternating current installations（舟艇－電気装置－交流電気設備）」

（注）この規格は、交流 250V 未満で作動する電気装置に対して適用される。

（性能及び構造）

第 88 条　電気機械及び電気器具は、その使用目的に応じた十分な性能を有するものでなければならない。ただし、小型船舶の推進、排水その他の安全性に直接関係のない電気機械及び電気器具であると検査機関が認めるものについては、この限りでない。

2　電気機械及び電気器具は、通常の使用に際して、取扱者に危険を与えない構造のものでなければならない。

3　水滴、油、ビルジ等の落下、はねかえり又は浸水のおそれのある場所に設置する電気機械及び電気器具は、正常な機能を妨害されないように保護しなければならない。

4　爆発若しくは引火しやすい物質が発生し、蓄積し、又は貯蔵される場所に設ける電気機械及び電気器具は、爆発性ガスによる爆発の危険のない構造のものとしなければならない。

88.1　(a)　「その使用目的に応じた十分な性能を有するもの」とは、それぞれ次に適合するものとすること。なお、以下 88.1 において使用する用語の定義は、設備規程第 171 条に定めるところによる。

(1)　発電機及び電動機

(i) 負荷試験を行い、温度上昇が表 88.1<1> に掲げる値を超えないものであり、かつ、異常な振動、有害な火花の発生（整流不良等による）のないもの

表 88.1<1>　発電機及び電動機の温度上昇限度（度）

（基準周囲温度の限度 45℃）

	A種絶縁			E種絶縁			B種絶縁			F種絶縁			H種絶縁		
電動機又は発電機の部分	温度計法	抵抗法	押込温度計法	温度計法	抵抗法	押込温度計法	温度計法	抵抗法	押込温度計法	温度計法	抵抗法	押込温度計法	温度計法	抵抗法	押込温度計法
固定子巻線	45	55	55	60	70	70	65	75	75	80	95	95	100	120	120
絶縁された回転子巻線	44	55	－	60	70	－	65	75	－	80	95	－	100	120	－

（注）温度測定方法は JIS C 4004 の定めるところによる。

（ⅱ）　定格速度の 120％の速度で 1 分間の過速度試験を行い支障なく運転できるもの

（ⅲ）絶縁抵抗試験を行い、次の値以上あるもの
絶縁抵抗＝（定格電圧×３）／（定格出力（kW 又は kVA）+1000）ＭΩ

(2) 変圧器
定格出力で負荷試験を行い、温度上昇が表 88.1<2> の値を超えないもの

表 88.1<2> 温度上昇限度（度）（基準周囲温度の限度 45℃）

部　　分		測定方法	Ａ種絶縁	Ｅ種絶縁	Ｂ種絶縁	Ｆ種絶縁	Ｈ種絶縁
巻線	乾式変圧器	抵抗法	55	70	75	95	120
	油入変圧器	抵抗法	60	－	－	－	－
油		温度計法	45				
鉄心表面		温度計法	絶縁物を損傷しない温度				

(b) 次のいずれかの ISO 規格に適合するものについては、「その使用目的に応じた十分な性能を有するもの」と認めて差し支えない。
（ｉ） ISO 8849:2003「Small craft-Electrically operated direct-current bilge pumps（舟艇－電動ビルジポンプ)」
（ⅱ） ISO 9097:1991「Small craft;electric fans（舟艇－電動ファン)」

88.2 (a) 「通常の使用に際して、取扱者に危険を与えない構造のもの」とは、居住区に設置する変圧器にあっては乾式自冷式のものとすること。

(b) 次のいずれかの ISO 規格に適合するものについては、本項の要件に適合するものと認めて差し支えない。
（ｉ） ISO 9097:1991「Small craft;electric fans（舟艇－電動ファン)」
（ⅱ） ISO 13297:2000「Small craft-Electrical systems-Alternating current installations（舟艇－電気装置－交流電気設備)」

88.3 (a) 次のいずれかの ISO 規格に適合する電気機械及び電気器具については、本項の要件に適合するものと認めて差し支えない。
（ｉ） ISO 8849:2003「Small craft-electrically operated direct-current bilge pumps（舟艇－電動ビルジポンプ)」
（ⅱ） ISO 9097:1991「Small craft;electric fans（舟艇－電動ファン)」
（ⅲ） ISO 10133:2000「Small craft-Electrical systems-Extra-low-voltage d.c. installations（舟艇－電気装置－低電圧直流電気装置)」
（ⅳ） ISO 13297:2000「Small craft-Electrical systems-Alternating current installations（舟艇－電気装置－交流電気設備)」

88.4 (a) 「爆発若しくは引火しやすい物質が発生し、蓄積し、又は貯蔵される場所」とは、ガソリンタンクを設置している区画、ペイント類を貯蔵する場所等をいう。なお、第 24 条第 6 項に規定する十分な能力を有する排気式機械通風装置を備え付けた区画は、本条第 4 項に規定する場所とみなさなくてよい。

(b) 次のいずれかの ISO 規格に適合する電気機械及び電気器具については、本項の要件に適合するものと認めて差し支えない。
（ｉ） ISO 8846:1990「Small craft-Electrical devices-protection against ignition of surrounding flammable gases （舟艇－電気装置－周囲の可燃性ガスへの引火防止)」

（ⅱ） ISO 8849:2003「Small craft-electrically operated direct-current bilge pumps（舟艇－電動ビルジポンプ)」

（ⅲ） ISO 9097:1991「Small craft;electric fans（舟艇－電動ファン)」

（ⅳ） ISO 10133:2000「Small craft-Electrical systems-Extra-low-voltage d.c. installations（舟艇－電気装置－低電圧直流電気装置)」

（ⅴ） ISO 13297:2000「Small craft-Electrical systems-Alternating current installations（舟艇－電気装置－交流電気設備)」

（注） （ⅱ)～（ⅴ）に掲げるISO規格により爆発性ガスが侵入する可能性のある区画に設置されるものには、(ⅰ)のISO規格による防爆性が要求される。

（絶縁抵抗）

第 89 条 電気設備の絶縁抵抗は、検査機関の適当と認める値以上でなければならない。

89.0 (a) 「検査機関の適当と認める値」とは、それぞれ次の値を標準とすること。

(1) 回転機

絶縁抵抗＝（定格電圧×3）/(定格出力(kW 又は kVA)+1000)ＭΩ

(2) 電 路 0.1 ＭΩ

(3) 配電盤 1 ＭΩ

第２節 蓄電池

（蓄電池室及び蓄電池箱）

第 90 条 蓄電池は、適当な換気装置を備え付けた蓄電池質又は保護おおいを施した適当な箱に収めて通風良好な場所に設置しなければならない。ただし、検査機関が当該蓄電池の構造等を考慮してさしつかえないと認める場合は、この限りでない。

２ 前項の蓄電池室又は蓄電池箱は、他の電気設備及び火気から十分隔離しなければならない。

３ 酸性蓄電池を収める蓄電池室又は箱には、有効な防食措置を施さなければならない。

90.1 (a) 「適当な換気装置を備え付けた蓄電池室」又は「通風良好な場所」とは、次のものをいう。

(1) 当該区画内で充電を行う場合以下のいずれかの条件を満足している場合

（ⅰ） 24.2(a)に適合する場所又は24.6(c)の要件を満足する場所

（ⅱ） 機関室

（ⅲ） 常時換気されている旅客室等であって十分な広さの区画（この場合、設置されるバッテリーは小型のもの（12V に換算した合計容量が５m^3の区画で70Ａｈ、10m^3の区画で120Ａｈ程度までを標準とする。）に限る。）

（ⅳ） 発生した水素が発火源と接触する危険のない方法でバッテリーから暴露部に直接、かつ、確実に導かれている蓄電池室

(2) 当該区画で充電を行わない場合適当な換気口（１個でも差し支えない。）が設けられていること。

(b) 次のISO規格に従って設置された蓄電池については、本項本文の要件に適合するものと認めて差し支えない。

ISO 10133:2000「Small craft-Electrical systems-Extra-low-voltage d.c. installations（舟艇－電気装置－低電圧直流電気装置)」

第３節　配電盤

（材料及び構造）

第 92 条　配電盤の盤材料は、非吸湿性のものであり、かつ、難燃性のものでなければならない。
２　配電盤には、回路の過電流を自動的にしゃ断できる装置を備え付けなければならない。
３　発電機を制御する配電盤には、必要な計器類を備え付けなければならない。

92.1　(a)　「難燃性のもので非吸湿性のもの」とは、エボナイト、鉄板等とすること。なお、難燃処理及び非吸湿性の処理をした合板は、本項に適合しているものとみなして差し支えない。

92.2　(a)　「回路の過電流を自動的にしゃ断できる装置」とは、ヒューズであっても差し支えないものとすること。

(b)　次のいずれかの ISO 規格に適合する配電盤については、本項の要件に適合するものと認めて差し支えない。

（ｉ）　ISO 10133:2000「Small craft-Electrical systems-Extra-low-voltage d.c. installations（舟艇－電気装置－低電圧直流電気装置)」

（ⅱ）　ISO 13297:2000「Small craft-Electrical systems-Alternating current installations（舟艇－電気装置－交流電気設備)」

92.3　(a)　「必要な計器類」とは、表 92.3<1> に適合するものとすること。

表 92.3<1>

発電機の種別	計器類	備　　考
直流発電機	電圧計	充電専用の発電機にあっては、充放電の状態を確認できるものでもよい。 航行中に利用できる計器類が発電機本体等に設置されている場合は当該計器類を省略してよい。
交流発電機	電圧計	

(b) 次の ISO 規格に適合する配電盤については、本項の要件に適合するものと認めて差し支えない。

ISO 13297:2000「Small craft-Electrical systems-Alternating current installations（舟艇－電気装置－交流電気設備)」

（取扱者の保護）

第 93 条　配電盤の前後及び床面には、感電防止のための措置を施さなければならない。ただし、定格電圧 35 ボルト以下の配電盤については、この限りでない。

93.0　(a)　「感電防止のための措置」とは、絶縁マット、手すり等とすること。

第４節　電　路

（電　線）

第 94 条　船内の給電路には、配線工事にあってはケーブルを、小形の電気器具以外の移動式電気器具にあってはキャブタイヤケーブルを使用しなければならない。ただし、検査機関が当該給電路の電圧等を考慮してさしつかえと認める場合は、この限りでない。

94.0　(a)　「ケーブル」とは、JIS C 3410「舶用電線」及び JIS C 3401「制御用ビニル絶縁ビニルシースケーブル(CVV)」に適合するもの又はこれと同等以上の効力を有するものとする。

(b)　「キャブタイヤケーブル」とは、JIS C 3312「ビニル絶縁ビニルキャブタイヤケーブル(VCT)」に適合するもの又はこれと同等以上の効力を有するものとする。

(c)　ただし書を適用するものは、定格電圧35ボルト以下の給電路に使用されるJIS C 3406「自動車用低圧電線(AV)」の規格に適合するもの又はこれと同等以上の効力を有するもので、水、油、ビルジ等のはねかえり又は浸水のおそれのない場所、爆発若しくは引火しやすい物質が発生し又は蓄積するおそれのない場所並びに他動的損傷及び熱による傷害をうけるおそれのない場所に布設されるものとすること。

(d)　次のいずれかのISO規格に適合する電線については、本条ただし書の要件に適合するものと認めて差し支えない。

（ｉ）　ISO 10133:2000「Small craft-Electrical systems-Extra-low-voltage d.c. installations（舟艇－電気装置－低電圧直流電気装置)」

（ⅱ）　ISO 13297:2000「Small craft-Electrical systems-Alternating current installations（舟艇－電気装置－交流電気設備)」

（中性線）

第94条の2　直流三線式配電方式、交流単相三線式配電方式及び交流三相四線式配電方式の中性線には、ヒューズ、単極開閉器及び単極自動遮断器を取り付けてはならない。
本条･･･追加[平成6年5月運輸令19号]

94-2.0(a)　次のISO規格における中性線に対する措置については、本条の要件に適合するものと認めて差し支えない。

ISO 13297:2000「Small craft-Electrical systems-Alternating current installations（舟艇－電気装置－交流電気設備)」

（電路の保護）

第95条　甲板又は隔壁を貫通する電路は、その部分を必要に応じて電線貫通金物、カラー、鉛等適当なものを用いてこれを保護しなければならない。

95.0　(a)　次のいずれかのISO規格に適合するものについては、本条の要件に適合するものと認めて差し支えない。

（ｉ）　ISO 10133:2000「Small craft-Electrical systems-Extra-low-voltage d.c. installations（舟艇－電気装置－低電圧直流電気装置)」

（ⅱ）　ISO 13297:2000「Small craft-Electrical systems-Alternating current installations（舟艇－電気装置－交流電気設備)」

（電路の接続及び固定）

第96条　電路は、接続箱又は端子箱を用いる等適当な方法により接続し、かつ、帯金等を用いて直接船体に、又は導板、ハンガー等に固定しなければならない。

96.0　(a)　「適当な方法により接続し」とは、定格電圧35ボルト以下の電路に用いられるJIS D 5403(自動車用電線端子)のうち、ギボシ端子（スリーブ等で完全に絶縁されているもの)、差込形プラグで抜けどめ装置を有するもの又はスリーブジョイント式（単線に用いられるもの）で絶縁スリーブ等により完全に絶縁されているものとするか、又はこれと同等以上の効力を有するものとすること。なお、定格電圧が100ボルト以上の電路の接続は、接続箱、分岐箱又は端子箱を用いるか、又はスリーブ等で保護するものとすること。

(b)　次のいずれかのISO規格に適合する措置については、本条の要件に適合するものと認めて差し支えない。

（ｉ）　ISO 10133:2000「Small craft-Electrical systems-Extra-low-voltage d.c. installations（舟艇－電気装置－低電圧直流電気装置)」

（ⅱ） ISO 13297:2000「Small craft-Electrical systems-Alternating current installations（舟艇－電気装置－交流電気設備）」

第５節　電気利用設備

（露出金属部の接地）

第 97 条　定格電圧 100 ボルト以上の移動灯、移動工具その他これらに類する器具は、その金属製わくをキャブタイヤケーブル内の導体により接地しなければならない。ただし、検査機関が当該小形船舶の船質等を考慮して差し支えないと認める場合は、この限りでない。

本条･･･一部改正[平成 6 年 5 月運輸令 19 号]

97.0　(a)　「検査機関が当該小型船舶の船質等を考慮して差し支えないと認める場合」とは、木及び強化プラスチック等不導体の材料で作られた船体の小型船舶において使用する場合をいう。

（航海灯）

第 98 条　航海灯への給電は、操縦場所に設けた航海灯制御盤を経て、これをしなければならない。

２　航海灯制御盤から航海灯までの電路は､各灯ごとに独立のものでなければならない。

98.2　(a)　「各灯ごとに独立のもの」とは、航海灯制御盤に各灯ごとに開閉器を設けるか、又はヒューズを設けたものとすること。

（電熱設備）

第 99 条　電熱設備は、通常の使用状態において火災の生ずるおそれのないものであり、かつ、その充電部を必要に応じて難燃性材料で保護したものでなければならない。

99.0 (a)　「通常の使用状態において火災の生ずるおそれのないもの」とは、市販の電熱器を可燃物から離れた場所に固定し、取扱者が支障なく作業できるように保護したものとすること。

第１４章　特殊小型船舶に関する特則

（航海用具）

第 113 条　特殊小型船舶には、音響信号器具 1 個を備え付けなければならない。ただし、検査機関が当該特殊小型船舶の設備等を考慮して差し支えないと認める場合は、この限りでない。

本条･･･追加［平成 15 年 5 月国交令第 72 号］

113.0 (a)「検査機関が当該特殊小型船舶の設備等を考慮して差し支えないと認める場合」とは、笛（小型船舶用救命胴衣の笛と兼用可）を備え付けている場合をいう。

（電気設備）

第 114 条　供給電圧は、24 ボルトを超えてはならない。

２　電気機械及び電気器具は、傾斜又は転覆した場合においても、移動しないように固定しなければならない。

３　蓄電池は、傾斜又は転覆した場合においても、電解液が漏洩しないものでなければならない。

本条･･･追加［平成 15 年 5 月国交令第 72 号］

114.2 (a)「傾斜又は転覆した場合においても、移動しないように固定」とは、次によること。

(1) 水上オートバイの電気機械及び電気器具は、船体が 90 度横傾斜(上下を逆さにして浮かせた状態で、１人で容易に反転できるものは、上下を逆さにして浮かせ

た状態に)した場合においても移動しないような措置がなされていること。

(2) 推進機関付サーフライダーの電気機械及び電気器具は、船体が転覆した場合においても移動しないような措置がなされていること。

114.3 (a) 「傾斜又は転覆した場合においても、電解液が漏洩しないもの」とは、次によること。

(1) 水上オートバイの蓄電池は、船体が 90 度横傾斜(上下を逆さにして浮かせた状態で、１人で容易に反転できるものは、上下を逆さにして浮かせた状態に)した場合においても電解液が漏洩しないものであること。

(2) 推進機関付サーフライダーの蓄電池は、船体が転覆した場合においても電解液が漏洩しないものであること。

○附属書［１３］　小型船舶の基準を定める告示の解釈等

小型船舶安全規則の規定に基づく、小型船舶の基準を定める告示（平成１４年国土交通省令告示第５１７号）の規定の解釈等については以下によること。

第４章

第５節　船灯等

（船灯等の要件）

（「附属書［13］の条文　略」

19.1(a)　内側隔板は、射光範囲の外側１度から３度の範囲で光を遮ることができるものとすること。

高さは、使用する舷灯の灯窓硝子上端から 100mm 以上とすること。

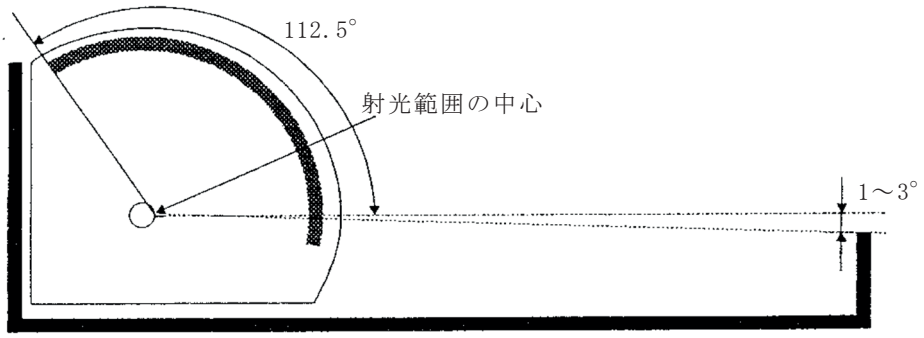

図 19.1<1>

(b)　船舶の恒久的構造物を利用して差し支えない。

19.2(a)　適合すべき要件として掲げられる航海用具の基準を定める告示に掲げる規定に関し、同告示第２条第１項第１号への「光度が過度に大きくならない」とは、同告示第１号表における船灯等について、射光範囲内の光度差（最小光度と最大光度の差）を 1.5 倍未満とすることをいう。

(b)　船灯等に次の事項が標示されていること。

(1)　製造者名または標章及び型式名称

(2)　海上衝突予防法上の型式/種類（例：マスト灯・舷灯・船尾灯・引き船灯・全周灯・閃光灯等）

(3)　製造番号及び承認番号

(4)　船首方向（船灯に指向性がある場合）

(5)　光達距離（海里）

(6)　光源の種類（白熱電球、LED 等）及び規定ワット数

(c)　LED を光源とする船灯等については、次のいずれかの要件を満足すること。

(1)　本項の規定による光度を維持できる、製造者により指定された耐用時間の明示。

(2)　本項の規定による光度以下に減少した場合、警報を発する機能

(d)　その他船灯等の要件は IMO 決議 A.694(17)によること。

(e)　「経過措置」

平成 26 年 1 月 1 日前に船舶に備え付けられる船灯等については、上記

(a)から(d)までの規定によらず、なお従前の例によることができる。

(船灯の位置)

航海用具の基準を定める告示

第２条 船灯及び操船信号灯の要件に係る船舶設備規程第 146 条の４の告示で定める要件は、次のとおりとする。

２ 船灯の位置に係る船舶設備規程第 146 条の４の告示で定める要件は、次のとおりとする。

六 海上衝突予防法の規定により２個又は３個の船灯を垂直線上に掲げることとされる場合における当該船灯を設置する位置は、次に掲げる要件に適合するものであること。

イ　各舷灯の間隔及び最下方の船灯の上甲板上の高さ(全長 20 ﾒｰﾄﾙ未満の船舶にあっては、舷縁上の高さ。以下同じ。)は、次の表の左欄に掲げる船舶の区分に応じ、それぞれの同表の中欄及び右欄に掲げるものであること。ただし、引き船灯及び船尾灯を掲げることとされる場合における当該船尾灯の上甲板上の高さについては、この限りでない。

区　　分	間　隔	高　さ
全長 20 メートル以上の船舶	２メートル以上	４メートル以上
全長 20 メートル未満の船舶	１メートル以上	２メートル以上

ロ　３個の船灯を掲げることとされる場合にあっては、各船灯の間隔は、等しいものであること。

20.0(a)　「最大幅」とは、小型船舶の航行状態における船体、ブルワーク、船体に固定された付加物を含む一方の舷側端から反対舷側端までの最大の水平距離をいう。

この場合､小型帆船の帆装用ブーム及び工具その他を使用することなく小型船舶から取り外すことができる付加物は含まないものとする。

(b)　「舷縁」とは、甲板を有する船舶にあっては甲板の上面の延長及び外板の外面の交点をいい、甲板を有しない船舶にあっては舷端の上面をいう。

(c)　船灯の高さは当該船灯の設けられる場所を基準とする。ただし、他の船灯との相対関係が示されているものにあっては､基準となる船灯の設けられる高さに従う。この場合において、トリムは計画満載状態におけるトリムとする。

第６節　デジタル選択呼出装置等

(デジタル選択呼出装置及びデジタル選択呼出聴守装置)

航海用具を定める告示

(デジタル選択呼出装置)

第 28 条 船舶設備規程第 146 条の 38 の２の告示で定める要件は、次のとおりとする

一　遭難周波数において他の船舶その他の施設と有効かつ確実に呼出しの送信及び受信ができるものであること。

二　選択し、又は選択された周波数を制御盤上に表示することができるものであること(MF のみで運用するものを除く。)。

三　第 26 条第一号、第二号及び第四号から第十八号までに掲げる要件

（デジタル選択呼出聴守装置）

第29条 船舶設備規程第146条の38の４の告示で定める要件は、次のとおりとする。

一　選択された周波数を制御盤上に表示できるものであること（ＭＦのみで運用するものを除く。）。

二　第６条第六号及び第八号から第十四号まで、第26条第一号、第七号、第十一号、第十二号、第十四号及び第十六号並びに第27条第一号及び第二号に掲げる要件

○附属書［14］　法第４条に基づく無線電信等に関する関係規則の解釈等について

法第 4 条に基づく無線電信及び無線電話（「無線電信等」という。以下同じ。）については、法第 32 条の 2、船舶安全法第 32 条の 2 の船舶の範囲を定める政令、施行規則、設備規程第 8 編、船舶設備規程第 311 条の 22 第 1 項第 3 号の無線電信等を定める告示（以下「告示」という。）の定めるところによる。

施行規則、設備規程等の関連する規定については、以下によること。

1. 施行規則

（無線電信等の施設の免除）

4.1 (a)　「無線電信等を施設することを要しない船舶」として許可するにあたっては、次によること。

(1)　第 1 号の許可は、個々の船舶について航行しようとする航路における海岸から船舶までの最大距離、航海の長さ等、一般的な航行上の危険の有無その他安全に関する影響を考え、かつ、その免除が当該就航航路付近すべての船舶の安全のための遭難救助業務に対する影響も併せて慎重に行うこと。

(2)　第 1 号の許可の期間は、許可後最初に行われる定期検査又は中間検査のうちいずれか早い時期までとする。ただし、許可を受けた日数と許可を受けようとする日数(貨客を搭載しない回航又は開発艇の試運転若しくは耐久試験のために臨時変更を行う日数は除く。)の合計が 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間を通じて 30 日を超えないこと。

(3)　第 2 号の許可をするときは、次の条件を満たしていること。

ⅰ）当該船舶の運航を行っている事務所(以下「事務所」という。)において、当該船舶の就航する航路全般にわたり、当該船舶の状況を確認できるよう適切な運航管理がなされていること。(出港したあと、到達するまでの時間が遅延したこと等により異常が発見されないような運航形態をとっている場合は、同号により許可することはできない。)

ⅱ）「発航港」と「到達港」は、船舶から事務所に汽笛、信号紅炎等により連絡することができる距離にあること（発航港及び到達港それぞれに事務所があるものにあっては 3 海里、発航港又は到達港のいずれかにのみ事務所があるものにあっては 1.5 海里を標準とする。）。なお、本規定により難い場合には、関係書類を添付のうえ、本部まで伺い出ること。

(4)　第 3 号の「母船」とは、漁船特殊規則第 5 条第 3 号又は設備規程第 169 条の 22 第 1 項の母船にかかわらず、搭載船を搭載している船舶をいう。また、「母船の周辺のみを航行する搭載船」とは、常に母船と連絡することができる通信設備を備えるものであって航行区域が母船の周辺に限定されているもの又は航行上の条件として航行する範囲が母船の周辺に指定されているものとする。

(5)　長さ 24m 未満の帆船であって小型帆船特殊基準又は多胴型小型帆船特殊基準における〔Ⅱ〕15.無線電信等の規定に適合する場合は、第 5 号の「特殊な構造を有する船舶」に該当するものとして取り扱って差し支えない。

(6)　第 6 号の「無線電信等に代わる有効な通信設備」とは、パーソナル無線、トランシーバー等をいい、許可に当たっては、常に陸上との間で連絡を行うことができる範囲内のみを航行することを条件とする。

(b)　第１項第２号及び第６号に基づき無線電信等の施設を免除する場合は、無線施設免除申請書に記載された航行しようとする航路に基づき、具体的航路又は水域を指定して当該船舶の航行区域を定めること。

（無線電信等の施設の適用除外）

4-2.0(a)　第２号の「試運転」とは、第 44 条に規定する試運転をいう。

（その他の航行上の条件）

12.1　(a)　第４条第１項第６号の規定により、無線電信等を施設することを要しないとされた船舶については、次に掲げる事項を航行上の条件として指定すること。

(1)　4.１(a)(6)でいう「無線電信等に代わる有効な通信設備」（以下「代替設備」という。）のうち、固定して施設されないものを備える船舶にあっては、航行する際には当該代替設備を備え付けなければならないこと。

(2)　代替設備のうち、固定して施設されるものを備える船舶にあっては、当該代替設備を撤去してはならないこと。

(3)　アンテナを固定して施設するものにあっては、当該アンテナを移設してはならないこと。

(4)　当該代替設備を改造してはならないこと。

（小型兼用船の施設）

13-2.1(a)　「指示」に当たっては、当該船舶が漁ろうを行わない間に航行する水域に応じて無線電信等を備えることとする。なお、当該無線電信等は、漁ろうを行う間、必ずしも常に陸上との間で連絡ができるものである必要はない。

（無線設備の保守等）

60-5.0(a)　小型船舶にあっては、本条の規定は適用しないこととして差し支えない。

２．設備規程

（無線電信等の施設）

311 の 22.1(a)　設備規程第 311 条の 22 第１項各号列記以外の部分中「管海官庁（同条第３項により「小型船舶検査機構」と読み替えて適用。）が当該船舶の航海の態様等を考慮して差し支えないと認める場合」とは、Ａ３水域、Ａ２水域又はＡ１水域のみ（湖川を含む。）を航行する船舶（Ａ２水域又はＡ１水域のみ（湖川を含む。）を航行するものを除く。）であって、一般通信用無線電信等（設備規程第 311 条の 22 第１項第３号の一般通信用無線電信等をいう。）又はＭＦ無線電話（常に直接陸上との間で船舶の運航に関する連絡を行うことができるものに限る。）を備えるものが、専ら離島の周辺（沿海区域又は平水区域内の水域に限る。）を航行する場合とする。

(b)　第１号～第４号の表中「国際航海旅客船等」とは、国際航海に従事する旅客船及び国際航海に従事する総トン数 300 トン以上の非旅客船（漁船を除く。）をいう。（参照：施行規則第 60 条の５第１項第１号）

(c)　第２号～第４号の表中「2 時間限定沿海船等」とは、沿海区域を航行区域とする船舶であって平水区域から当該船舶の最強速力で 2 時間以内に往復できる区域のみを航行するもの及び平水区域を航行区域とする船舶をいう。

(d)　第３号の表の備考にいう一般通信用無線電信等は、小型船舶の航行区域に応じ、以下に掲げる無線設備の何れかとする。

なお、以下の無線電信等を施設する船舶は、その航行区域が A2 水域（湖川を

含む。）（国際航海に従事する船舶にあっては、A1 水域及び A2 水域（湖川を含む。）。以下本附属書において同じ。）に限られるが、その航行区域内において常に直接陸上との間で船舶の運航に関する連絡を行うことができるものと判断して差し支えない。

(ｲ) 近海区域を航行区域とする船舶

SSB 無線電話

サテライトマリンホン（当該船舶に交付される電波法による無線局の予備免許又は変更許可を受けたことを証明する書類中に記載された水域又は別紙 1 の水域のみを航行するものに限る。）

サテライトホン DoPaN21 （当該船舶に交付される電波法による無線局の予備免許又は変更許可を受けたことを証明する書類中に記載された水域又は別紙 1 の水域のみを航行するものに限る。）

ワイドスター・マリンホン（当該船舶に交付される電波法による無線局の予備免許又は変更許可を受けたことを証明する書類中に記載された水域又は別紙 1 の水域のみを航行するものに限る。）

ワイドスターDoPaN21（当該船舶に交付される電波法による無線局の予備免許又は変更許可を受けたことを証明する書類中に記載された水域又は別紙 1 の水域のみを航行するものに限る。）

ワイドスター・デュオ（当該船舶に交付される電波法による無線局の予備免許又は変更許可を受けたことを証明する書類中に記載された水域又は別紙 1 の水域のみを航行するものに限る。）

衛星船舶・車載端末 01（当該船舶に交付される電波法による無線局の予備免許又は変更許可を受けたことを証明する書類中に記載された水域又は別紙 1 の水域のみを航行するものに限る。）

インマルサットミニ M、インマルサット Fleet F33、インマルサット Fleet F55、インマルサット Fleet F77、インマルサット FB

イリジウム

Isat Phone Pro、Isat Phone 2

Oceana 800

スラヤ衛星電話

(ﾛ) 沿海区域を航行区域とする船舶（2 時間限定沿海小型船舶を除く。）

SSB 無線電話

27 MHz 無線電話

40 MHz 無線電話

150 MHz 無線電話（国際 VHF 等）

サテライトマリンホン

サテライトホン DoPaN21

ワイドスター・マリンホン

ワイドスターDoPaN21

ワイドスター・デュオ

衛星船舶・車載端末 01

インマルサットミニ M、インマルサット Fleet F33、インマルサット Fleet

F55、インマルサットFleet F77、インマルサットFB
イリジウム
Isat Phone Pro、Isat Phone 2
Oceana 800
スラヤ衛星電話

(ハ) 2時間限定沿海区域及び平水区域を航行区域とする船舶
SSB無線電話
27 MHz無線電話
40 MHz無線電話
150 MHz無線電話（国際VHF等）
5W出力型VHF無線電話（マリンVHFを含む。以下同じ）（2時間限定沿海船にあっては、当該船舶の母港がマリンVHFのサービスエリア内にあるものに限る。）
400 MHz 無線電話（2時間限定沿海船にあっては、当該船舶の母港が400 MHz無線電話のサービスエリア内にあるものに限る。）
マリンホーン（2 時間限定沿海船にあっては、当該船舶の母港が当該マリンホーンのサービスエリア内にあるものに限る。）
サテライトマリンホン
サテライトホンDoPaN21
ワイドスター・マリンホン
ワイドスターDoPaN21
ワイドスター・デュオ
衛星船舶・車載端末01
インマルサットミニM､インマルサットFleet F33､インマルサットFleet F55、インマルサットFleet F77、インマルサットFB
イリジウム
Isat Phone Pro、Isat Phone 2
Oceana 800
スラヤ衛星電話
800 MHz携帯・自動車電話（主要航路で通信可能な場合に限る。）
1.5 GHz携帯・自動車電話（主要航路で通信可能な場合に限る。）
2.0 GHz携帯・自動車電話（主要航路で通信可能な場合に限る。）

(ニ) 本邦の海岸から100 海里を超えて航行する漁船
SSB無線電話
サテライトマリンホン（当該船舶に交付される電波法による無線局の予備免許又は変更許可を受けたことを証明する書類中に記載された水域又は別紙1の水域のみを航行するものに限る。）
サテライトホンDoPaN21 （当該船舶に交付される電波法による無線局の予備免許又は変更許可を受けたことを証明する書類中に記載された水域又は別紙1の水域のみを航行するものに限る。）
ワイドスター･マリンホン(当該船舶に交付される電波法による無線局の予備免許又は変更許可を受けたことを証明する書類中に記

載された水域又は別紙1の水域のみを航行するものに限る。）

ワイドスターDoPaN21（当該船舶に交付される電波法による無線局の予備免許又は変更許可を受けたことを証明する書類中に記載された水域又は別紙1の水域のみを航行するものに限る。）

ワイドスター・デュオ（当該船舶に交付される電波法による無線局の予備免許又は変更許可を受けたことを証明する書類中に記載された水域又は別紙1の水域のみを航行するものに限る。）

衛星船舶・車載端末01

インマルサットミニM､インマルサットFleet F33､インマルサットFleet F55、インマルサットFleet F77、インマルサットFB

イリジウム

Isat Phone Pro､､Isat Phone 2

Oceana 800

スラヤ衛星電話

（注1）　上記(ｲ)から(ﾆ)までに掲げる無線設備は、告示に掲げる無線電信等であって、以下のとおり対応する。

SSB無線電話：告示第1号(1)及び(2)に掲げるHF又はMF帯船舶局無線電話

27 MHz無線電話：告示第2号(1)に掲げる27 MHz帯船舶局無線電話

40 MHz無線電話：告示第2号(2)に掲げる40 MHz帯船舶局無線電話

150 MHz無線電話（国際VHF等）：告示第2号(3)に掲げる150 MHz帯船舶局無線電話であって第311 条の22第1項でいうVHF無線電話、その他5W出力型VHF無線電話以外のもの

5W出力型VHF無線電話：告示第2号(3)に掲げる150 MHz帯船舶局無線電話（マリンレジャー専用のものを含む。）

400 MHz無線電話：告示第2号(4) に掲げる400 MHz帯船舶局無線電話

マリンホーン船舶電話：告示第3号(2)に掲げる400 MHz帯携帯局無線電話

インマルサットミニM､インマルサットFleet F33､インマルサットFleet F55、インマルサットFleet F77、インマルサットFB、イリジウム、Isat Phone Pro、Isat Phone 2、Oceana 800、スラヤ衛星電話

：告示第4号(1)に掲げる1600 MHz帯携帯移動地球局無線電話

サテライトマリンホン：告示第4号(2)に掲げる2600 MHz帯携帯移動地球局無線電話（N-STAR衛星無線電話であって、アンテナが人工衛星の方向を自動的に追尾する機能を有するもの）

サテライトホンDoPaN21：告示第4号(2)に掲げる2600 MHz帯携帯移動地球局無線電話(N-STAR 衛星無線電話であって、アンテナが人工衛星の方向を自動的に追尾する機能を有するもの)

ワイドスター・マリンホン：告示第4号(2)に掲げる2600 MHz帯携帯移

動地球局無線電話(N-STAR 衛星無線電話であって、アンテナが人工衛星の方向を自動的に追尾する機能を有するもの)

ワイドスターDoPaN21：告示第 4 号(2)に掲げる 2600 MHz 帯携帯移動地球局無線電話(N-STAR 衛星無線電話であって、アンテナが人工衛星の方向を自動的に追尾する機能を有するもの)

ワイドスター・デュオ：告示第 4 号(2)に掲げる 2600 MHz 帯携帯移動地球局無線電話（N-STAR 衛星船舶電話であって、アンテナが人工衛星の方向を自動的に追尾する機能を有するもの)

衛星船舶・車載端末 01：告示第 4 号(2)に掲げる 2600 MHz 帯携帯移動地球局無線電話（N-STAR 衛星船舶電話であって、アンテナが人工衛星の方向を自動的に追尾する機能を有するもの)

800 MHz 携帯・自動車電話：告示第 5 号(1)に掲げる 800 MHz 帯陸上移動局無線電話

1.5 GHz 携帯・自動車電話：告示第 5 号(2)に掲げる 1500 MHz 帯陸上移動局無線電話

2.0 GHz 携帯・自動車電話：告示第 5 号(3)に掲げる 2000 MHz 帯陸上移動局無線電話

(注 2) 携帯電話・自動車電話については、当該携帯電話・自動車電話のサービスエリア案内図（各事業者が発行しているもの）を参考にすること。

(注 3) 上記(ｲ)から(ﾆ)までに掲げる無線電信等以外のものを施設する場合は、以下に掲げる無線設備のいずれかとなる。

HF 直接印刷電信又は HF 無線電話

インマルサット無線電話又はインマルサット直接印刷電信

（遠洋区域を航行区域とする船舶の場合は、A2 水域及び A3 水域（湖川を含む。）（国際航海に従事する船舶の場合は、A1 水域、A2 水域及び A3 水域（湖川を含む。））のみを航行するものに限る。）

MF 無線電話又は MF 直接印刷電信（沿海区域以上を航行区域とする船舶（沿岸小型船舶等を除く。）の場合は、A2 水域 （湖川を含む。）のみを航行し、かつ、常に陸上との間で船舶の運航に関する連絡を行うことができるものに限る。）

(注 4) 上記の無線電信等の施設による航行区域の限定以外にも、沿海区域以上を航行区域とする船舶（沿岸小型船舶等を除く。）及び本邦の海岸から 100 海里を超えて航行する漁船（第 1 編 84-4.0(a) に規定する船舶を除く。）については、小安則第 84 条の 4 又は小漁則第 40 条の 3 の HF デジタル選択呼出装置及び HF デジタル選択呼出聴守装置又はインマルサット無線電話若しくはインマルサット直接印刷電

信を備え付けていない場合は、当該船舶の航行区域は、A2 水域（湖川を含む。）に限定される。

(e)　第 5 号中「管海官庁（同条第 2　項により「小型船舶検査機構」と読み替えて適用。）が適当と認めるもの」とは、次に掲げるものとする。

ⅰ）電気通信事業法第 9　条第 1 項の規定による許可を受けた第一種電気通信事業者が電気通信事業の用に供する無線電話（自動車電話、携帯電話等）

ⅱ）琵琶湖において使用される船舶の船舶所有者、運行事業者等の開設した事業用無線電話等であって、船舶の運航中常時事務所等において船舶からの呼出に対応することができるような体制を整えているもの

（別紙 1）

一般通信用無線電信等のうちサテライトマリンホン、サテライトホン DoPaN21、ワイドスターマリンホン、ワイドスターDoPaN21、ワイドスター･デュオ、衛星船舶・車載端末 01 に係る水域

A2 水域及び A1 水域であって、北緯 45 度 54 分 23 秒東経 142　度 29 分 45 秒の地点、北緯 45 度 34 分 50 秒東経 144 度 54 分 41 秒の地点、北緯 44 度 38 分 32 秒東経 147 度 2 分 8 秒の地点、北緯 43 度 12 分 17 秒東経 148 度 36 分 44 秒の地点、北緯 41 度 26 分 28 秒東経 149 度 27 分 4 秒の地点、北緯 39 度 33 分 52 秒東経 149 度 27 分 5 秒の地点、北緯 37 度 48 分 4 秒東経 148 度 36 分 45 秒の地点、北緯 36 度 21 分 48 秒東経 147 度 2 分 10 秒の地点、北緯 35 度 25 分 30 秒東経 144 度 54 分 43 秒の地点、北緯 34 度 24 分 59 秒東経 143 度 59 分 47 秒の地点、北緯 34 度 5 分 23 秒東経 146 度 6 分 11 秒の地点、北緯 33 度 9 分東経 147 度 57 分 19 秒の地点、北緯 31 度 42 分 37 秒東経 149 度 19 分 49 秒の地点、北緯 29 度 56 分 39 秒東経 150 度 3 分 43 秒の地点、北緯 28 度 3 分 51 秒東経 150 度 3 分 44 秒の地点、北緯 26 度 17 分 53 秒東経 149 度 19 分 50 秒の地点、北緯 24 度 51 分 29 秒東経 147 度 57 分 20 秒の地点、北緯 23 度 55 分 5 秒東経 146 度 6 分 12 秒の地点、北緯 23 度 35 分 30 秒東経 143 度 59 分 49 秒の地点、北緯 23 度 55 分 5 秒東経 141 度 53 分 24 秒の地点、北緯 24 度 51 分 29 秒東経 140 度 2 分 15 秒の地点、北緯 26 度 17 分 52 秒東経 138 度 39 分 46 秒の地点、北緯 28 度 3 分 50 秒東経 137 度 55 分 52 秒の地点、北緯 27 度 10 分 34 秒東経 136 度 6 分 19 秒の地点、北緯 27 度 26 分 39 秒東経 133 度 55 分 47 秒の地点、北緯 25 度 33 分 50 秒東経 133 度 55 分 47 秒の地点、北緯 23 度 47 分 50 秒東経 133 度 12 分 51 秒の地点、北緯 22 度 21 分 24 秒東経 131 度 52 分 11 秒の地点、北緯 21 度 24 分 59 秒東経 130 度 3 分 30 秒の地点、北緯 21 度 5 分 24 秒東経 127 度 59 分 53 秒の地点、北緯 21 度 24 分 59 秒東経 125 度 56 分 17 秒の地点、北緯 22 度 21 分 24 秒東経 124 度 7 分 35 秒の地点、北緯 23 度 47 分 49 秒東経 122 度 46 分 54 秒の地点、北緯 25 度 33 分 50 秒東経 122 度 3 分 59 秒の地点、北緯 27 度 26 分 39 秒東経 122 度 3 分 59 秒の地点、北緯 29 度 12 分 39 秒東経 122 度 46 分 53 秒の地点、北緯 30 度 39 分 5 秒東経 124 度 7 分 35 秒の地点、北緯 31 度 35 分 28 秒東経 125 度 56 分 16 秒の地点、北緯 31 度 50 分 7 秒東経 126 度 57 分 7 秒の地点、北緯 34 度 21 分 12 秒東経 129 度 5 秒の地点、北緯 35 度 12 分 29 秒東経 129 度 28 分 17 秒の地点、北緯 35 度 58 分 50 秒東経 130 度 6 分 33 秒の地点、北緯 36 度 38 分 50 秒東経 130 度 53 分 44 秒の地点、北緯 37 度 11 分 17 秒東経 131 度 48 分 25 秒の地点、北緯 39 度 33 分 51 秒東経 135 度 32 分 28 秒の地点、北緯 41 度 26 分 27 秒東経 135 度 32 分 28 秒の地点、北緯 43 度 12 分

15 秒東経 136 度 22 分 47 秒の地点、北緯 44 度 38 分 31 秒東経 137 度 57 分 23 秒の地点、北緯 45 度 34 分 49 秒東経 140 度 4 分 49 秒の地点及び北緯 45 度 48 分 29 秒東経 141 度 16 分 23 秒の地点を順次結んだ線並びに陸岸により囲まれた水域

＜第２編　小型船舶の検査の実施方法に関する細則＞

第１章　総　則

略

第２章　船舶検査の実施方法

2-1　第１回定期検査（製造検査を含む。）

2-1-3　検査の準備

(3)　設備

(ⅳ)　航海用具

(ｲ)　取り外さなければ検査できないものは､取り外して適当な場所に陳列する。

(ﾛ)　効力試験の準備

(ｖ)　電気設備

(ｲ)　防爆試験及び効力試験の準備

(ﾛ)　絶縁抵抗試験の準備（半導体回路があるものは、これらのすべての端子を解放する。）

2-1-4　検査の実施

(3)　設備の検査

(ⅱ)　設備の現状、数量

設備の現状、数量、配置等について検査を行うほか、次に定めるところにより構造、寸法、工事の検査及び効力試験を行うこと。

(ﾍ)　航海用具

1)　船灯及び航海用レーダー反射器

船灯及び航海用レーダー反射器にあっては、型式承認試験基準に準拠して、効力試験を行うほか船灯の点灯試験及び位置の確認を行うこと。

2)　音響信号器具及び汽笛

音響信号器具にあっては効力試験を、汽笛にあっては吹鳴試験を行うこと。

3)　第２種衛星航法装置

衛星の発射する電波を有効に受信し、かつ、自動的に位置を測定できるこ とを確かめること。

(ﾄ)　電気設備

1）特殊な構造の電気機器

防爆型（本質安全防爆構造を含む。)、防水型、水中型その他特殊な電気機器にあっては、承認試験及び承認後の検査につき意見を添えて本部に伺い出ること。

2）完成試験

発電機、電動機、変圧器、配電盤又は制御器にあっては、それぞれ次に掲げる事項に留意のうえ、細則第１編 88.1(a)及び 89.0(a)に適合していることを確認する試験を行うこと。ただし、定格出力が 1kW 又は 1 kVA 未

満の電気機器(防爆型、水中型、防水型等特殊なものを除く。)については、製造者の試験成績書を認めて試験（立会）を省略して差し支えない。

ⅰ）発電機又は電動機

温度試験は、定格電流を通じ、連続定格のものにあっては1 時間の連続運転を、短時間定格のものにあっては定格時間までの連続運転を行い異常のないことを確認すること。ただし、セルモータにあっては、絶縁抵抗試験のみでよい。

過速度耐力試験は、無負荷状態で行うこと。

絶縁抵抗試験は、温度試験の前及び直後において、線間及び電線と大地との間に所定の電圧を加えて行うこと。この場合半導体回路のあるものは、これらを取りはずして行うこと。

ⅱ）変圧器

定格電流を通じ、細則第 1 編 88.1(a)(2)に適合していることを確認する試験を行うこと。

ⅲ）配電盤又は制御器

絶縁抵抗試験を行い、絶縁状態が良好であることを確認すること。なお、負荷に適合している自動しゃ断器が取り付けられていることを確認すること。

3) 効力試験

船内据え付後、電動通風機の作動試験を行いその効力を確認すること。

4) 電路の完成検査

船内の配線工事が完了した後、電路についてその敷設状態を検査し、導通試験及び絶縁抵抗試験を行い、配線及び絶縁状態が良好であることを確認すること。この場合半導体回路のあるものは、これらを取りはずして行うこと。

5) 蓄電池室又は蓄電池の設置場所が、細則第1編 90.1(a)の規定に適合していることを確認すること。

(ﾁ) 船内通信設備

船内通信設備については、効力試験を行いその効力を確認すること。

(ﾇ) 無線電信等の施設

無線電信等を備えているものは、設備規程第 311 条の 22 に定める設備であることを確認するとともに、その現状が良好であることを無線局検査結果通知書又は無線局検査省略通知書により確認すること。また、施行規則第 4 条の規定により無線電信等の施設を免除するときは、その免除要件を確認すること。

2-2 定期的検査

2-2-2 定期的検査の準備

定期的検査の準備は、検査の種類及び小型船舶の航行区域等の区分に応じて表 2-4 により実施を求めること。

表 2-4　検査の準備

項　　目		準　備　の　内　容	定期検査		中間検査	
			沿海以上	限沿以下	沿海以上	限沿以下
設備	航海用具	1.　取り外さなければ検査できないものは、取り外して適当な場所に陳列する。	○	○	○	○
		2.　効力試験の準備	○	○	○	○
	電気設備	絶縁抵抗試験の準備　*7 （半導体回路のあるものは、これらのすべての端子を解放する。）	○	○	×	×

備考：1. 表中、「沿海以上」とは沿海区域以上を航行区域とする小型船舶を、「限沿以下」とは平水区域を航行区域とする小型船舶及び沿岸小型船舶等をいう。
2. *印のある項目については「細則第 2 編表 2-5 検査の実施内容及び 2-5 検査の特例」により検査の準備が省略又は変更される場合があるので留意すること。
*7：2-5-7　《絶縁抵抗試験の省略》

2-2-3　検査の実施

定期的検査は、検査の種類及び小型船舶の航行区域等の区分に応じて表 2-5 に掲げる検査の実施内容並びに現状検査を行うこと。

なお、当該検査時に改造又は修理等で臨時検査に該当するような改造修理等が行われたことが判明した場合にあっては、該当箇所については、2-3 臨時検査 2-3-3 検査の実施を準用すること。また、総トン数に影響がある改造が認められた場合にあっては、小型船舶登録法に基づく変更登録申請手続きをとらせること。

表 2-5　検査の実施内容

項　　目		検 査 の 実 施 内 容	定期検査		中間検査	
			沿海以上	限沿以下	沿海以上	限沿以下
設備	換気装置	蓄電池室又は蓄電池の設置場所の構造等が、前回検査時と変更がないことを確認する。 変更があった場合又は新たに蓄電池室又は蓄電池の設置場所を設けた場合は、当該蓄電池室又は蓄電池の設置場所が細則第 1 編 90.1(a) に適合することを確認する。	○	○	○	○
	無線電信等	無線電信等を備えているものは、設備規程第 311 条の 22 に定める設備であることを確認するとともに、その現状が良好であることを無線局検査結果通知書又は無線局検査省略通知書により確認する。また、施行規則第 4 条の規定により無線電信等の施設が免除されているときは、その免除要件が維持されていることを船舶検査手帳等により確認する。	○	○	○	○

	航海用具	1. 航海灯にあっては、点灯することを確認する。	○	○	○	○
		2. 汽笛又は音響信号器具にあっては、吹鳴試験を行う。	○	○	○	○
		3. デジタル選択呼出装置及びデジタル選択呼出聴取装置にあっては、管海官庁が証明した GMDSS 設備のサービス・ステーションが当該検査の前 3 月以内に整備を行ったものは、当該整備記録を確認すること。その他の場合にあっては管海官庁が証明した GMDSS 設備のサービス・ステーションが行う整備と同等の検査を行うこと。	○	○	○*9	○*9
		4. 衛星航法装置にあっては、衛星の発射する電波を有効に受信し、かつ、自動的に位置を測定できることを確かめること。	○	○	○	○
	電気設備	1. 電気機器及び電路にあっては、効力試験及び絶縁抵抗試験を行う。*11	○	○	×	×
		2. 配電盤にあっては、配電盤本体、計器類及び配線が適正であることを確認する。	○	○	○	×

備考：1.表中、「沿海以上」とは沿海区域以上を航行区域とする小型船舶を、「限沿以下」とは平水区域を航行区域とする小型船舶及び沿岸小型船舶等をいう。
2.*印のある項目については次のとおり。
*9 ：2-5-10(7)によること。 《旅客船の中間検査の特例》
*11：2-5-7 によること。 《絶縁抵抗試験の省略》

2-5 検査の特例

2-5-1 予備検査に合格した物件等の検査

(4) 特定のＧＭＤＳＳ設備サービス・ステーションにおいて整備された小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、小型船舶用レーダー・トランスポンダー、小型船舶用捜索救助用位置指示送信装置、持運び式双方向無線電話装置、デジタル選択呼出装置及びデジタル選択呼出聴守装置の検査

管海官庁から証明を受けたＧＭＤＳＳ設備サービス・ステーションにおいて附属書[8] 、附属書[9] 、附属書[10]、附属書[11]及び附属書[12]により整備された小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、小型船舶用レーダー・トランスポンダー、小型船舶用捜索救助用位置指示送信装置、持運び式双方向無線電話装置、デジタル選択呼出装置及びデジタル選択呼出聴取装置については、当該サービス・ステーションによる整備記録の内容から技術基準に適合していると認める範囲において、2-2-3 に規定する検査について立ち会いを省略して差し支えない。

なお、この取り扱いは当該整備が船舶検査前３月以内に行われた場合に適用する。また、検査前３月より前に整備されていたものであっても、当該設備の整備記録を確認した上で当該整備後３年６月を超えない時期に整備のための臨時検査を指定して検査の全部又は一部を省略することができる。

(5) 船舶電気ぎ装工事基準適合証明書を受有する業者が行った工事の検査

管海官庁が発行した「船舶電気ぎ装工事基準適合証明書」を受有する業者が行った電気機器のぎ装工事については、当該工事等にかかる試験及び検査の成績書

に記載された内容から技術基準に適合していることが確かめられる範囲内において、次の検査について立ち会いを省略して差し支えない。

なお、この取り扱いは定期的検査においては当該工事等が船舶検査前 30 日以内に行われた場合に適用する。

（ｉ） 第 1 回定期検査の場合

2-1-4(3)(ii)(ﾄ) 3)及び 4)に掲げる検査

（ⅱ） 定期的検査の場合

検査の実施内容（表 2-5）の電気設備に係る項目

2-5-7 電気設備の検査等の特例

(1) 供給電圧が 35V 以下で船質がＦＲＰ、ゴム等不導体の船舶は外観検査により差し支えないと認められる場合は絶縁抵抗試験を省略してよい。

(2) (1)以外の船舶にあっては、次の(ｲ)から(ﾊ)に該当しない場合に限り第２回以降の定期検査において外観検査により絶縁抵抗試験を省略できる。

(ｲ) 沿海区域以上を航行区域とする小型船舶(沿岸小型船等を除く)。

(ﾛ) 沿岸小型船舶等（旅客船に限る。）

(ﾊ) 小型兼用船（12 海里を超える水域で漁ろうに従事するものに限る。）

(3) 管海官庁が発行した「船舶電気ぎ装工事基準適合証明書」を受有する業者が行った電気機器のぎ装工事等については、当該工事等にかかる試験及び検査の成績書の記載内容から判断して、技術基準に適合していると認められる範囲内において、次の検査の立ち会いを省略して差し支えない。

なお､この取り扱いは定期的検査においては当該工事等が船舶検査前 30 日以内に行われた場合に適用する。

（ｉ） 第 1 回定期検査の場合

2-1-4(3)(ⅱ)(ﾄ)3)及び 4)に掲げる項目

（ⅱ） 定期的検査の場合

検査の実施内容（表 2-5）の電気設備に係わる項目

○附属書［１］　設計検査のための提出書類（例）

細則第２編第２章 2-1-2(1)に規定する提出書類については、小型船舶の用途、材質等及び機関の種類等により次例を参考として決定すること。

3.　電気設備関係の書類

(1)　製造仕様書（性能、使用材料等が記入されたもの）

(2)　組立図及び配線図

(3)　絶縁抵抗試験方案書

(4)　その他検査員が必要と認めた書類

○附属書［11］　デジタル選択呼出装置整備基準

1.　適用

この基準は、デジタル選択呼出装置について、整備を行う場合に適用する。

2.　整備の方法

デジタル選択呼出装置の整備は、これを備え付けている船舶の定期検査又は中間検査の時期に行い、電波法に基づく無線局の免許状を有する場合にはその搭載船舶及び免許人の氏名又は名称が免許状に記載されるとおりであること並びに次の事項について確認する。

(1)　外観点検

（ｉ）構成品等の点検

本体、ケーブル、予備品等の構成品、操作説明書及び保守のための資料が完全な状態で揃っているかを点検する。

（ii）表示の点検

デジタル選択呼出装置の本体の（イ)名称、型式、型式承認番号、製造年月、製造番号、製造者名、ＤＳＣクラス、検定印又は証印（ロ)操舵室に装備する機器にあっては磁気コンパスに対する最小安全距離の表示が適切なものであり、かつ、見易い箇所になされ、かすれて見えにくくなっていないかを点検する。

（iii）空中線の取付状況に異常がないことを確認する。

（iv）主要部のコネクターの取付状況、ネジ類の締付状況、アースの状態に異常のないことを確認する。

（ｖ）表示灯の断線、操作つまみの欠落等のないことを確認する。

（vi）遭難呼出しの送信開始のために、ITU-T デジタル入力パネル又は ISO キーボードのキー以外は明確に認識できる専用ボタンを有することを確認する。

(2)　電源装置の効力試験（代替電源に係る事項については同電源を有する船舶に限り適用する。以下同じ。）

（ｉ） 主電源及び代替電源から受電可能であること及び電源電圧が規定値以内であることを確認する。

（ii）代替電源への切換が素早くできることを確認する。

(3)　制御部の性能試験

機器全体の入／切スイッチを投入した後、機器の制御盤上のつまみ等を操作し、表示等により以下の確認を行う。

（ｉ）作動状態の可視表示

機器は、遭難呼出しの送信状態と通常の搬送波の送信状態とが明確に区別でき

る可視の表示がされること。

（ⅱ）遭難周波数の選択

(ｲ)　ＭＦで運用するものについては 2187.5 kHz 、ＨＦで運用するものについては、4207.5、6312、8414.5、12577、16804.5kHz での送受信が容易にできること。

(ﾛ)　選択されている送受信周波数は機器の制御盤上ではっきり確認できること。

(ﾊ)　Ｊ２Ｂ（上側波帯）又はＦ１Ｂで受信できること。

(ﾆ)　Ｊ２Ｂ 波で送信される場合、ＤＳＣ の信号が割当周波数で送信されるように搬送波の周波数が調整されていること。

（ⅲ）遭難周波数の切換

送受信周波数の切換操作を行い、他の周波数への同調が 15 秒以内に行えること。また、周波数を切替えている間は送信できないこと。

（ⅳ）制御部の操作の確認

制御部を操作し、これが不要電波の発射とならないこと。

(4)　送信装置の効力試験

（ｉ）空中線電力及び周波数偏差の測定

(ｲ)　空中線電力を電力計により測定し、規定値（60W 以上）であることを確認する。

(ﾛ)　周波数偏差を周波数測定器により測定し±10Hz 以内であることを確認する。

（ⅱ）送信試験

通信士の立会いのもとに通信範囲内にある海岸局又は船舶局に DSC メッセージを送信できることを確認する。

(5)　受信装置の効力試験

通信範囲内にある海岸局又は船舶局から送信される DSC メッセージを受信できることを確認する。

(6)　DSC 機能の効力試験

（ｉ）遭難メッセージの作成

遭難メッセージの作成に関し、以下の確認を行う。

(ｲ)　自船の位置、時刻が手動で遭難メッセージに入力できること。

(ﾛ)　メッセージの出力前に、校正のために作成したメッセージを表示できること。

（ⅱ）遭難呼出し送出手段の確認

以下の遭難呼出し送出手段を有することの確認を行う。

(ｲ)　独立した２以上の操作で、送出を開始できる手段。

(ﾛ)　常時手動で送出を中断したり、機器をリセットすることができる手段。

（ⅲ）一般呼出しの受信試験

一般呼出しの入力があった場合に、呼出しを知らせる可視・可聴の表示をすること。

（ⅳ）外部電源供給停止時の記憶試験

遭難呼出しを作成した後電源（主電源と代替電源）を短期間(1 分間程度）断にし、再び電源を入れ、遭難呼出しの内容が消去されていないことを確認する。

（ｖ）走査送信

DSC 遭難周波数について遭難呼出しを走査送信することのできる機器については以下の確認を行う。

(ｲ)　走査送信する周波数（ＭＦ帯から１　波、ＨＦ帯から５波計６　波の遭難周波数を最大とする。）を選択できること。

(ﾛ)　送信している周波数以外の選択された全ての周波数で受信できること、又は、選択された全ての周波数での送信を１　分以内で終了できること。

(ﾊ)　走査を中断、再開できる手段が備え付けられていること。

（vi）走査受信

ＤＳＣ　遭難周波数について走査受信を行うことのできる機器については以下の確認を行う。

(ｲ) ６　波を最大として走査受信したい周波数を選択できること。

(ﾛ) 遭難周波数聴守の目的のために走査を行う場合、2187.5、8414.5kHz の２波と4207.5、6312、12577、16804.5kHz　のうち１波は必ず走査波として選択されること。

(ﾊ) 選択された全ての周波数を２　秒以内に走査受信できること。

(ﾆ) 走査受信中に任意の走査周波数を選択すると当該周波数に切換わること。

(7)　保護装置

（ｉ）遭難呼出しの送信を開始する専用のボタンには、不用意な操作から保護された処置がされていることを確認する。

（ii）AC/DC　50Ｖ以上の導電部には保護カバーが付けられていることを確認する。

（iii）空中線の金属露出部分には、人が容易に近づけないような処理がされていることを確認する。

(8)　自己診断試験

機器に内蔵された自己診断機能を用いて電波を発射することなく日常の点検ができることを確認する。

3. 整備記録の作成等

整備者は、別紙様式のデジタル選択呼出装置整備記録を作成し、担当支部及び船舶所有者に各1部提出するとともに1部を保管する。（別紙様式；付録の「様式ＧＭ－６」と同じ）

○附属書[12]　デジタル選択呼出聴守装置整備基準

1. 適用

この基準は、デジタル選択呼出聴守装置について、整備を行う場合に適用する。

2. 整備の方法

デジタル選択呼出聴守装置の整備は、これを備え付けている船舶の定期検査、又は中間検査の時期に行い、電波法に基づく無線局の免許状を有する場合には、その搭載船舶及び免許人の氏名又は名称が免許状に記載されるとおりであること並びに次の事項について確認する。

(1)　外観点検

（ｉ）構成品等の点検

本体、ケーブル、予備品等の構成品、操作説明書及び保守のための資料が完全な状態で揃っているかを点検する。

（ii）表示の点検

デジタル選択呼出聴守装置の本体の(ｲ)名称、型式、型式承認番号、製造年月、製造番号、製造者名、ＤＳＣ クラス、検定印又は証印(ﾛ)操舵室に装備する機器にあっては磁気コンパスに対する最小安全距離の表示が適切なものであり、かつ、見易い箇所になされ、かすれて見えにくくなっていないかを点検する。

（iii）空中線の取付状況に異常がないことを確認する。

（iv）主要部のコネクターの取付状況、ネジ類の締付状況、アースの状態に異常のないことを確認する。

（ｖ）表示灯の断線、操作つまみの欠落等のないことを確認する。

(2)　電源装置の効力試験（代替電源に係る事項については同電源を有する船舶に限り適用する。以下同じ。）

（ｉ）主電源及び代替電源から受電可能であること及び電源電圧が規定値以下であることを確認する。

（ii）代替電源への切換が素早くできることを確認する。

(3)　制御部の性能試験

機器の制御盤上のつまみ等を操作し、表示等により以下の確認を行う。

（ｉ）作動状態の可視表示

機器全体の入／切スイッチにより、機器が作動状態にあることを示す可視表示がされること。

（ii）遭難周波数の選択

(ｲ)　ＭＦで運用するものについては 2187.5 kHz 、ＨＦで運用するものについては、4207.5、6312、8414.5、12577、16804.5kHz での受信が容易にできること。

(ﾛ)　選択されていた受信周波数は、機器の制御盤上ではっきりと確認できること。

(ﾊ)　Ｊ２Ｂ（上側波帯）又はＦ１Ｂで受信できること。

（iii）遭難周波数の切換

受信周波数の切換操作を行い、他の受信周波数への同調が 15 秒以内に行えること。

(4)　受信装置の効力試験

通信範囲内にある海岸局又は船舶局から送信される DSC メッセージを受信できることを確認する。

(5)　DSC 機能の効力試験

（ｉ）外部電源供給停止時の記憶試験

電源（主電源と代替電源）を短時間(1 分間程度)断にした後、電源を入れた際に既に受信した遭難呼出し等の内容が消去されていないことを確認する。

（ⅱ）走査受信

ＤＳＣ 遭難周波数について走査受信を行うことのできる機器については以下の確認を行う。

(ｲ)　６波を最大として走査受信したい周波数を選択できること。

(ﾛ)　遭難周波数聴守の目的のために走査を行う場合、2187.5、8414.5kHz の２波と 4207.5、6312、12577、16804.5kHz のうち１波は必ず走査波として選択されること。

(ﾊ)　選択された全ての周波数を 2 秒以内に走査受信できること。

(ﾆ)　走査受信中に任意の走査周波数を選択すると、当該周波数に切換わること。

(6)　保護装置

AC/DC 50V 以上の導電部には保護カバーが付けられていることを確認する。

(7)　自己診断試験

機器に内蔵された自己診断機能を用いて電波を発射することなく日常の点検ができることを確認する。

3. 整備記録の作成等

整備者は、別紙様式のデジタル選択呼出聴守装置整備記録を作成し、担当支部及び船舶所有者に1部提出するとともに１部を保管する。(別紙様式；付録の「様式ＧＭ－７」と同じ)

＜第３編　船舶安全法施行規則に関する細則＞

第１章　総則

（無線電信等の施設の免除）

4.1　(a)「無線電信等を施設することを要しない船舶」として許可するにあたっては、細則第１編附属書［14］によること。

（無線電信等の施設の適用除外）

4-2.0(a)　第２号の「試運転」の解釈については、細則第１編附属書［14]によること。

第２章の３　小型兼用船の施設等

（小型兼用船の施設）

13.0(a)　小型兼用船が漁ろうをする間は、その間に航行する水域に応じ小型漁船に係る技術基準を適用することになるが、これは、小型兼用船を船舶安全法上漁船として取り扱うという趣旨ではなく、非漁船の範ちゅうのままで技術基準を漁船並みのものとするという趣旨であることに留意して本条の運用にあたること。

(b)小型兼用船に「漁船以外の船舶に係る命令」の規定を運用する場合の航行区域は当該小型兼用船が漁ろうしない間の航行区域として定められた航行区域とすること。（以下、本細則関係条文の運用についても同じ。）

13.1(a)　漁ろうする間の航行区域が本邦の海岸から 12 海里を超える水域と定められている「小型兼用船」について小型漁船安全規則の規定を準用する場合は、細則第４編によるものとする。

13.3(a)　「指示」にあたっては、小型漁船安全規則に規定する漁業灯及び漁業形象物に係る規定及び当該船舶が漁ろうに従事しない間の航行区域に相当する小型船舶安全規則の規定に適合するよう求めること。

13-2.1(a)「指示」にあたっては、細則第１編附属書[14]によること。

第３章　検査

第４節　検査申請の手続き

（書類の提出）

32.1(b)　定期検査を初めて受ける場合に提出する書類は、次に掲げるものとする。ただし、材料、構造、寸法及び配置等が規則に適合していることを現場検査において確認できる場合、製造検査、予備検査若しくは検定を受け、これに合格した船舶又は物件若しくは整備済証明書を受有している船舶又は物件に係る図面及び機構が必要でないと認める図面については、その一部又は全部を省略することができる。

(4)　航海用具

船灯の製造仕様書

(5)　電気設備

防爆型、防水型又は水中型の電気機器の構造図

第４章　雑則

（無線設備の保守等）

60-5.0(a)　小型船舶に対する本条の適用については、細則第 1 編附属書[14]によること。

＜第４編　小型漁船安全規則に関する細則＞

第１章　総　則

（適　用）

1.0　(a)　法第 4 条に基づく無線電信等については、法第 32 条の２、船舶安全法第 32 条の 2 の船舶の範囲を定める政令、施行規則、設備規程第８編、船舶設備規程第 311 条の 22 第１項第３号の無線電信等を定める告示の定めるところによる。

(b)　施行規則、設備規程等の関連する規定については、細則第 1 編附属書[14]の定めるところによる。

（同等効力）

3.0　(a)　次表右欄に掲げる物件は、同表左欄に掲げる物件と同等以上の効力を有するものと認めて差し支えない。

表 3.0<1>

小型船舶用自己点火灯	自己点火灯（救命設備規則第 31 条）
小型船舶用自己発煙信号	自己発煙信号（救命設備規則第 32 条）
小型船舶用火せん	落下さん付信号（救命設備規則第 33 条）
小型船舶用信号紅炎	信号紅炎（救命設備規則第 35 条）
小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置	浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置（救命設備規則第 39 条）
小型船舶用レーダー・トランスポンダー	レーダー・トランスポンダー（救命設備規則第 40 条）
小型船舶用捜索救助用位置指示送信装置	捜索救助用位置指示送信装置（救命設備規則第 40 条の 2）

(c)　上記以外の船体、機関、設備及び属具について、本条により指示しようとする場合は、あらかじめ資料を添えて本部に伺い出ること。

第９章　航海用具

（航海用具の備付け）

39.0　(a)　表中コンパスの適用の欄の「適当と認めるもの」とは、日本形磁石であってもよい。（注：「表」とは小型漁船安全規則第３９条を指す）

(b) 表中、号鐘、汽笛、電子海図情報表示装置及び形象物の告示で定める要件については、附属書[１]「小型漁船の基準を定める告示の解釈等」による。

(c)　表中「音響信号器具」とは、十分な音量を有する汽笛、サイレン、フォーン等をいう。

(d)　表中備考中漁業形象物で「小型漁船の大きさに適した大きさ」とは、(b)と同じとする。

（船灯等）

40.0　(a) 告示で定める要件とは、附属書[１]「小型漁船の基準を定める告示の解釈等」による。

（小型船舶安全規則の準用）

42.0　(a)　細則第１編 84-3.0 は本項について準用する。

ただし、細則第 1 編 84-3.0(b)の規定により「航海用レーダー反射器の設

置を要しない小型船舶」は、準用する同規定にかかわらず次のいずれかのものとする。

(1)　平成 14 年 6 月 30 日までに建造又は建造に着手されたもの

(2)　湖川のみを航行するもの

参考：84-3.0　（航海用レーダー反射器）

(b)　細則第 1 編 84-5.0(a)は本項について準用する。

参考: 84-5.0 （デジタル選択呼出装置及びデジタル選択呼出聴守装置）

第 10 章　電気設備

43.0　(a)　細則第 1 編 85.0(a) は本項について準用する。

(b)　小安則第 85 条の「必要な電力を十分に供給できる発電設備」とは、次に適合するものとすること。

(1)　第２種小型漁船にあっては、充電装置付きの発電機及び航行中に点灯するすべての航海灯に対して 12 時間以上給電できる蓄電池よりなるものをいう。

(2)　第１種小型漁船にあっては、充電装置付きの発電機及び航行中に点灯するすべての航海灯に対して６時間以上給電できる蓄電池よりなるものをいう。ただし、航海灯、セルモーター及び小容量の室内灯等を使用するものにあっては、バッテリーのみで差し支えない。この場合のバッテリーの容量は、航海灯への 6 時間の給電の外にそれらに必要な十分な容量とすること。

(c)　細則第 1 編 86.0 は本項について準用する。

(d)　細則第 1 編 88.1、88.2、88.3 及び 88.4 は本項について準用する。

(e)　細則第 1 編 89.0 は本項について準用する。

(f)　細則第 1 編 90.1 は本項について準用する。

(g)　細則第 1 編 92.1 及び 92.2 は本項について準用する

(h)　細則第 1 編 92.3 は本項について準用する。

(i)　細則第 1 編 93.0 は本項について準用する。

(j)　細則第 1 編 94.0 は本項について準用する。

(k)　細則第 1 編 94-2.0 は本項について準用する。

(l)　細則第 1 編 95.0 は本項について準用する。

(m)　細則第 1 編 96.0 は本項について準用する。

(n)　細則第 1 編 97.0 は本項について準用する。

(o)　細則第 1 編 98.2 は本項について準用する。

(p)　細則第 1 編 99.0 は本項について準用する。

○附属書［１］小型漁船の基準を定める告示の解釈等

小型漁船安全規則の規定に基づく、小型漁船の基準を定める告示（平成 14 年農林水産・国土交通省告示第６号）の規定の解釈等については、以下によること。

航海用具の基準を定める告示

（船灯等）

第２条 船灯及び操船信号灯の要件に係る規程第 146 条の４の告示で定める要件は、次のとおりとする。

一 次に掲げる要件に適合する灯光を発するものであること。ただし、管海官庁が当該小型船舶の構造等を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。

イ 第一号表第１欄に掲げる船灯等の種類ごとに、同表第２欄から第４欄までに掲げる色、水平射光範囲（水平方向における射光の範囲をいう。ハ及びニにおいて同じ。）及び光達距離を有するものであること。

ロ イの色は、第二号表上欄に掲げる色の種類ごとに、日本工業規格 XYZ 表色系の色度図において、同表下欄に掲げる領域内の色度を有するものであること。

ハ 第一号表第１欄に掲げる船灯等の種類ごとに、同表第３欄に掲げる水平射光範囲において、最小光度（次の算式により算定した光度をいう。以下ハにおいて同じ。）以上の光度を有するものであること。

ただし、ﾏｽﾄ灯、舷灯、両色灯、船尾灯、引き船灯及び三色灯（ニにおいて「ﾏｽﾄ灯」という。）にあっては、水平射光範囲の境界から内側へ５度の範囲（舷灯にあっては、船首方向の境界から内側へ５度の範囲を除く。）において、最小光度の 50 ﾊﾟｰｾﾝﾄの光度まで減ずることができる。

$$I = 3.43 \times 10^{6} \times T \times D^{2} \times K^{-D}$$

Ｉは、光度（ｶﾝﾃﾞﾗ）

Ｔは、閾値（ﾙｸｽ）とし、0.0000002

Ｄは、光達距離（海里）

Ｋは、大気の透過性とし、0.8

ニ マスト灯にあっては、水平射光範囲の境界から外側へ５度（舷灯の船首方向の境界にあっては、外側へ１度から３度まで）の範囲内において遮断されたものであること。

ホ 上下方向において、次に掲げる光度以上の光度を有するものであること。

(1) 水平面の上下にそれぞれ５度の範囲内において、ハに規定する光度

(2) 水平面の上下にそれぞれ５度から 7.5 度までの範囲において、ハに規定する光度の 60 ﾊﾟｰｾﾝﾄの光度（帆船が帆のみを用いて航行する場合に使用する船灯にあっては、５度から 25 度までの範囲において、ハに規定する光度の 50 ﾊﾟｰｾﾝﾄの光度）

ヘ 光度が過度に大きくならないように調節されたものであること。この場合において、その調節は、可変調節の方法によって行ってはならない。

二 全長 20 ﾒｰﾄﾙ以上の船舶に備える舷灯は、黒色のつや消し塗装を施した内側隔板を取り付けたものであること。

三 閃光灯及び操船信号灯は、第一号表第５欄に掲げるところにより閃光を発するものであること。

8.1 (a) 細則第１編附属書[13]19.1 は本項について準用する。
漁船の基準を定める告示
(漁法灯及び漁業灯の要件)
第４条　漁法灯及び漁業灯の要件に係る船舶設備規程第 67 条の告示で定める要件は、次のとおりとする。
一　底びき網漁業灯、かけまわし漁法灯及びきんちゃく網漁業灯は、次に掲げる灯光を発するものであること。
イ　別表第１欄に掲げる船灯の種類ごとに、同表第２欄から第４欄までに掲げる色、水平射光範囲(水平方向における射光の範囲をいう。)及び光達距離を有するものであること。
ロ　航海用具の基準を定める告示(平成 14 年国土交通省告示第 512 号)第２条第１項第一号ロからヘまでに掲げる要件に適合するものであること。
二　かけまわし漁法灯及びきんちゃく網漁業灯は、別表第５欄に掲げるところにより閃光を発するものであること。
(船灯等の位置)
9.1 (a)　細則第１編附属書[13]20.0 は本項について準用する。
漁船の基準を定める告示
(漁法灯及び漁業灯の位置)
第５条　漁法灯及び漁業灯の位置に係る規程第 67 条の告示で定める要件は、次のとおりとする。
一 海上衝突予防法(昭和 52 年法律第 62 号)第 26 条第１項又は第２項の規定により２個の漁業灯を垂直線上に掲げることとされる場合における当該漁業灯のうち下方のものは、当該２個の漁業灯の間隔の２倍以上舷灯より上方に設置すること。
二　１対の底びき網漁業灯又はきんちゃく網漁業灯は、互いに 0.9 メートル以上隔てて前号に規定する漁業灯より下方に設置すること。
三 かけまわし漁法灯は、海上衝突予防法第 26 条第３項又は第５項の規定により掲げることとされる場合における当該漁業灯より下方に設置すること。
(デジタル選択呼出装置及びデジタル選択呼出聴守装置)
航海用具を定める告示
(デジタル選択呼出装置)
第 28 条 船舶設備規程第 146 条の 38 の４の告示で定める要件は、次のとおりとする。
一　遭難周波数において他の船舶その他の施設と有効かつ確実に呼出しの送信及び受信ができるものであること。
二　選択し、又は選択された周波数を制御盤上に表示することができるものであること(MF のみで運用するものを除く。)。
三　第 26 条第一号、第二号及び第四号から第十八号までに掲げる要件
(デジタル選択呼出聴守装置)
第 29 条 船舶設備規程第 146 条の 38 の４の告示で定める要件は、次のとおりとする。
一　選択された周波数を制御盤上に表示できるものであること(MF のみで運用するものを除く。)。
二　第６条第六号及び第八号から第十四号まで、第 26 条第一号、第七号、第十一号、第十二号、第十四号及び第十六号並びに第 27 条第一号及び第二号に掲げる要件

＜第５編　小型漁船の検査の実施方法に関する細則＞

第２章　船舶検査の実施方法

2-2　定期的検査

2-2-2　定期的検査の準備

定期的検査の準備は、検査の種類及び小型漁船の従業制限の区分に応じて表 2-4 により実施を求めること。

表 2-4 検査の準備

項　目		準備の内容	定期検査		中間検査	
			第２種	第１種	第２種	第１種
設備	航海用具	１．取り外さなければ検査できないものは、取り外して適当な場所に陳列する。 ２．効力試験の準備	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○
	電気設備	絶縁抵抗試験の準備　*6 （半導体回路のあるものは、これらのすべての端子を解放する。）	○	○	×	×

備考：１．表中、「第１種」とは第１種小型漁船、「第２種」とは第２種小型漁船を示す。
２．*印のある項目については「細則第 5 編表 2-5 検査の実施内容及び 2-5 検査の特例」により検査の準備が省略又は変更される場合があるので留意すること。
*6：2-5-6　　《絶縁抵抗試験の省略》

2-2-3　検査の実施

定期的検査は、検査の種類及び小型漁船の従業制限の区分に応じて表 2-5 に掲げる検査の実施内容並びに現状検査を行うこと。

表 2-5 検査の実施内容

項　目		検査の実施内容	定期検査		中間検査	
			第２種	第１種	第２種	第１種
設備	換気装置	蓄電池室又は蓄電池の設置場所の構造等が、前回検査時と変更がないことを確認する。 変更があった場合又は新たに蓄電池室又は蓄電池の設置場所を設けた場合は、当該蓄電池室又は蓄電池の設置場所が細則第１編 90.1(a)に適合することを確認する。	○	○	○	○

	無線電信等	無線電信等を備えているものは、設備規程第 311 条の 22 に定める設備であることを確認するとともに、その現状が良好であることを無線局検査結果通知書又は無線局検査省略通知書により確認する。 また、施行規則第４条の規程により無線電信等の施設が免除されているときは、その免除要件が維持されていることを船舶検査手帳等により確認する。	○	○	○	○
	航海用具	1. 航海灯にあっては、点灯することを確認する。 2. 汽笛又は音響信号器具にあっては、吹鳴試験を行う。 3. デジタル選択呼出装置及びデジタル選択呼出聴取装置にあっては、管海官庁が証明したＧＭＤＳＳ設備のサービス・ステーションが当該検査の前３月以内に整備を行ったものは、当該整備記録を確認すること。その他の場合にあっては管海官庁が証明したＧＭＤＳＳ設備のサービス・ステーションが行う整備と同等の検査を行うこと。またＧＭＤＳＳ代換え措置を実施しているものについては、船内に「通信申合わせ」が備え付けられていることを確認する。	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○
	電気設備	1. 電気機器及び電路にあっては、効力試験及び絶縁抵抗試験を行う。*11 2. 配電盤にあっては、配電盤本体、計器類及び配線が適正であることを確認する。	○ ○	○ ○	× ○	× ×
備考：１．表中、「第１種」とは第１種小型漁船、「第２種」とは第２種小型漁船を示す。 ２．*印のある項目については、次のとおり。 *11：2-5-6 によること。　《絶縁抵抗試験の省略》						

2-5　検査の特例

2-5-6　電気機器及び電路の絶縁抵抗試験の省略

供給電圧が 35Ｖ以下で船質がＦＲＰ、ゴム等不導体の船舶は外観検査により差し支えないと認められる場合は絶縁抵抗試験を省略してよい。

５．日本海事協会（ＮＫ）による検査

（１）安全設備規則（ＮＫ）（抜粋）

＜２編検査＞

１章　通則

1.4　安全設備の保守点検

1.4.2　機器等の整備

次に揚げる機器等については、本会の整備基準に従って、本会の検査員の立会のもとで整備を行わなければならない。

ただし、本会が適当と認める整備事業者により整備を行う場合にあっては、このかぎりでない。

(1)　膨張式救命いかだ、救命浮器（膨張式）及び水圧式離脱装置
(2)　膨張型及び複合型救助艇
(3)　海上脱出装置
(4)　膨張式救命胴衣
(5)　膨張式の救命いかだ支援艇
(6)　ナブテックス受信機
(7)　高機能グループ呼出受信機
(8)　ＶＨＦデジタル選択呼出装置
(9)　ＶＨＦデジタル選択呼出聴守装置
(10) デジタル選択呼出装置
(11) デジタル選択呼出聴守装置
(12) 浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置
　　及び非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置
(13) レーダー・トランスポンダー及びAIS-SART
(14) 持運び式双方向無線電話装置及び固定式双方向無線電話装置
(15) 航海用レーダー
(16) 自動衝突予防援助装置
(17) 電子プロッティング装置（EPA）
(18) 自動物標追跡装置（ATA）
(19) 船舶自動識別装置
(20) 航海情報記録装置（簡易型航海情報記録装置を含む。）
(21) その他本会が必要と認める安全設備

第３章　年次検査

3.2.4　安全設備の整備確認

-1.　1.4に規定する整備について整備記録等により、適正に整備されていることを確認する。

-2.　1.4.2に掲げる機器等の整備について、本会の整備基準に従って、本会の検査員の立会のもとで機器が適正に整備されていることを確認する。

-3.　前-2.　にかかわらず、検査基準日の前後３ヶ月以内（ただし、本船の検査の時期よりも前に限る。）に本会が適当と認める整備事業者により本会の整備基準に従って、機器の整備が行われた場合、整備に係る検査員の立会を省略し、本船の検査の

時期に当該整備が適正に実施された旨の記録の確認に止めて差し支えない。

（２）日本籍船の検査範囲の拡大について

（「船舶電装」　№131、1998.10 記載資料）

日本籍船の検査範囲の拡大について

（財）日本海事協会　検査技術部

1. 平成１０年３月２５日付け運輸省令第１０号により「船舶安全法施行規則及び海上における人命の安全のための国際条約及び満載喫水線に関する国際条約による証書に関する省令の一部を改正する省令」が公布され、これにより日本籍ＮＫ船級船に対するＮＫの検査範囲が拡大され、平成１０年７月１日より施行されております。
2. 新たにＮＫの検査対象となった設備は、救命設備、居住設備、衛生設備及び航海用具などで、これに伴い関連のＮＫ規則が改正され、あるいは新たに規則が制定されております。新たに制定されたＮＫの「安全設備規則」に定められている救命設備及び航海設備の中で直接「日本船舶電装協会殿」に関連のある部分は次の通りです。（＊マークについては後述）

(1) 救命設備

ＧＭＤＳＳ救命設備　＊双方向無線電話装置、＊レーダー・トランスポンダー
＊浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置
船上通信及び警報装置

(2) 航海設備

磁気コンパス、ジャイロ・コンパス、＊航海用レーダー、＊自動衝突予防援助装置、音響測探機、船速距離計、舵角及びプロペラの回転速度を示す表示器等、回頭角速度計、昼間信号灯、無線方位測定機、＊ナブテックス受信機、＊高機能グループ呼出受信機、＊VHF デジタル選択呼出装置、＊VHF デジタル選択呼出聴守装置、＊デジタル選択呼出装置、＊デジタル選択呼出聴守装置

3. これらの検査は、平成１０年７月１日以降にＮＫに検査申請された最初の定期的検査（年次検査、中間検査、定期検査）及び製造中登録検査からＮＫが検査することになります。従ってＧＭＤＳＳ機器の取り付けのための臨時検査をこれら定期的検査の前に実施される場合はＮＫは臨時検査を出来ないことになります。これら定期的検査以後の臨時検査はＮＫが実施できます。
4. ＧＭＤＳＳ機器（船舶安全法第４条により要求される設備を除く）及びレーダー等の検査の方法等（製造時の検査を除く）は、下記のとおりです。但し、無線電信等につきましては従来どおり管海官庁により検査が実施されますので、管海官庁に検査申請する必要があります。

(1) ５年制船舶（平成９年７月１日以降にＮＫの登録検査又は定期的検査を受けた船舶）の検査の時期に、ＮＫの検査員が立会、ＮＫの整備基準（注１）に従って適正に整備が行われていることを確認します。ただし、検査基準日の前後３ケ月以内（た

だし、本船の検査の時期よりも前に限る）にＮＫが認めた整備事業所（注２）において整備基準に従って整備を行ったもの（前述の設備のうち＊の付いているもの）については、整備に係るＮＫ検査員の立会を省略し、検査の時期に当該整備が実施された旨の記録を確認するに止めることができます。なお、積付状態の確認は、ＮＫの検査員が行います。

（注 1）　整備基準の整備内容は、運輸省「船舶検査の方法」付属書Ｆの整備基準と同内容のものとしています。

（注 2）　ＮＫが認めた整備事業所とは、運輸省「船舶検査の方法」付属書Ｈの規程に基づき管海官庁が承認したＧＭＤＳＳ設備サービスステーション（ＳＳ）及び航海用レーダー等装備・整備事業場としています。

(2)　４年制船舶（５年制船舶以外の船舶）の設備の整備については、検査の前３ケ月以内にＮＫが認めた整備事業者によって整備が行われたものについては、その記録の確認にとどめることが出来ます。

(3)　整備記録総括表及び各設備整備記録の記載方法、署名などは管海官庁に提出するものと同じです。

Ⅴ．チェックシート等の様式

Ⅴ　チェックシート等の様式

（目　　次）

1．電気機器及び回路のチェックシート ····· C1

2．船内電気機器効力試験成績表 ····· C5

3．船内電気機器及び回路の試験成績表（小型船舶、小型漁船用） ····· C8

4．GMDSS 設備等整備記録・総括表（様式 GM-1） ····· G1

5．ナブテックス受信機整備記録（様式 GM-2） ····· G2

6．高機能グループ呼出受信機整備記録（様式 GM-3） ····· G3

7．VHF デジタル選択呼出装置整備記録

　／超短波帯のデジタル選択呼出装置試験成績表（様式 GM-4） ····· G4

8．VHF デジタル選択呼出聴守装置整備記録（様式 GM-5） ····· G5

9．デジタル選択呼出装置整備記録

　／中短波帯並びに中短波帯及び短波帯のデジタル選択呼出装置

　　試験成績表（様式 GM-6） ····· G6

10．テジタル選択呼出聴守装置整備記録（様式 GM-7） ····· G7

11．航海用レーダー装備点検記録表（様式 RF） ····· R1

12．航海用レーダー点検整備記録表

　／レーダー設備試験成績表（1）（様式 R-1） ····· R2

13．自動衝突予防援助装置等（ARPA 等）点検整備記録表

　／レーダー設備試験成績表（2）（様式 ARPA 等） ····· R3

14．船舶自動識別装置整備記録（様式 AIS 等） ····· R4

15．航海情報記録装置（VDR）整備記録（様式 VDR） ····· R5

16．簡易型航海情報記録装置（S-VDR）整備記録（様式 S-VDR） ····· R6

17．航海情報記録装置/簡易型航海情報記録装置（VDR/S-VDR）年次点検

　　整備記録（様式：VDR-2） ····· R7

認定事業者用

表１－１

電気機器及び回路のチェックシート

試験記録番号	
試験年月日	
検査地（場所）	
天候　　／　　温度　　℃	

担当立会検査官名	殿
事業者名	
担当主任船舶電装士名	

船名、船番		船舶の総トン数	
検査種類	第（　）回　定期、　中間、　臨時	船舶の用途	客、貨、油、漁、フェリー、その他
認定事業者のランク	１、　２、　３、　４		

試験点検内容 ／ 機器及び電路名		絶縁抵抗（MΩ） 機器	絶縁抵抗（MΩ） 回路	電気機器の取り付け状況	ケーブルの固定及び外傷防止状況	ケーブルの線端処理及び結線状況	ケーブルの水密、気密又は防火隔壁及び甲板の貫通状況	内張り内等のケーブル布設状況	電気機器等の接地状況	対策及び備考
発電機	１号機									
	２号機									
	３号機									
配電盤（充放電盤含む）										
変圧器										
電動機及び始動器										

一般社団法人　日本船舶電装協会

認定

表１－２

試験点検内容 / 機器及び回路名		絶縁抵抗（MΩ） 機器	絶縁抵抗（MΩ） 回路	電気機器の取り付け状況	ケーブルの固定及び外傷防止状況	ケーブルの線端処理及び結線状況	ケーブルの水密、気密又は防火隔壁及び甲板の貫通状況	内張り内等のケーブル布設状況	電気機器等の接地状況	対策及び備考
電動機及び始動器										
船外給電盤										
航海灯表示器										
汽笛										
区電盤及び分電盤										
船灯										
信号灯										

一般社団法人　日本船舶電装協会

認定

表１－３

試験点検内容 / 機器及び回路名		絶縁抵抗（MΩ） 機器	絶縁抵抗（MΩ） 回路	電気機器の取り付け状況	ケーブルの固定及び外傷防止状況	ケーブルの線端処理及び結線状況	ケーブルの水密、気密又は防火隔壁及び甲板の貫通状況	内張り内等のケーブル布設状況	電気機器等の接地状況	対策及び備考
一般照明装置										
非常照明装置										
船内通信装置										
電熱器										
各種航海計器その他										

一般社団法人　日本船舶電装協会

認定

表１－４

試験点検内容 機器及び回路名		絶縁抵抗（MΩ）		電気機器の取り付け状況	ケーブルの固定及び外傷防止状況	ケーブルの線端処理及び結線状況	ケーブルの水密、気密又は防火隔壁及び甲板の貫通状況	内張り内等のケーブル布設状況	電気機器等の接地状況	対策及び備考
		機器	回路							

認定事業者用

表２－１

船内電気機器効力試験
成績表

試験記録番号	
試験年月日	
検査地（場所）	
天候　　／　　温度　　℃	

担当立会検査官名	殿
事業者名	
担当主任船舶電装士名	

船名、船番		船舶の総トン数	
検査種類	第（　）回　定期、中間、臨時	船舶の用途	客、貨、油、漁、フェリー、その他
認定事業者のランク	１、　２、　３、　４		

機器名		試験項目	試験要領	試験結果
発電機	１号機	温度試験	船内負荷（約　　％負荷にて　　時間運転）	
		負荷特性試験	％～　　％負荷	
		調速機試験	無負荷　→　　％負荷 → 無負荷	
	２号機	温度試験	船内負荷（約　　％負荷にて　　時間運転）	
		負荷特性試験	％～　　％負荷	
		調速機試験	無負荷　→　　％負荷 → 無負荷	
	３号機	温度試験	船内負荷（約　　％負荷にて　　時間運転）	
		負荷特性試験	％～　　％負荷	
		調速機試験	無負荷　→　　％負荷 → 無負荷	
	１号機、２号機	並行運転試験	％～　　％負荷分担	
	２号機、３号機		％～　　％負荷分担	
	３号機、１号機		％～　　％負荷分担	
配電盤（充放電盤を含む）		逆電流、逆電力、無電圧保護装置の動作試験	動作状態	
		しゃ断器、スイッチの動作試験	開閉動作、接触子の状態その他	
		母線、その他接続部確認	温度上昇、接続部の弛み	
		接地灯及び接地警報器	動作試験	
変圧器		変圧比確認		

一般社団法人　日本船舶電装協会

認定

表２－２

機器名		試験項目	試験要領	試験結果
電動機及び始動器		始動、逆転、非常停止確認	運転、動作試験	

一般社団法人　日本船舶電装協会

認定

表２－３

機器名		試験項目	試験要領	試験結果
電熱器		負荷電流・配置の確認		
航海灯表示器		動作試験		
一般照明装置		照明効果確認		
非常照明装置		照明効果確認		
船内通信装置		通信効果確認		
自動操舵装置 （HCS：自動船首方位保持装置）		動作試験		
自動航路保持装置（TCS） （自動操舵装置を制御部として組込）		動作試験		
主機遠隔操縦装置		動作試験		
その他の装置				

一般社団法人　日本船舶電装協会

認定事業者用

表３－１

船内電気機器及び回路の試験成績表
（小型船舶・小型漁船用）

試験記録番号	
試験年月日	
検査地（場所）	
天候　　／　　温度　　℃	

担当立会検査員名	殿
事業者名	
担当主任船舶電装士名	

船名、船番		船舶の総トン数	
検査種類	第（　　）回　定期、中間、臨時	船舶の用途	客、貨、漁、小型兼、ﾌﾟﾚｼﾞｬｰﾎﾞｰﾄ、特殊小型、その他
認定事業者のランク	1、　2、　3、　4		

試験点検内容 / 機器及び回路名	試験項目	試験内容	試験結果	絶縁抵抗（MΩ）		電気機器取り付け及び接地状況	ケーブルの固定、線端処理結線及び接地状況	ケーブルの水密、気密又は防火隔壁及び甲板の貫通状況	内張り内等のケーブル布設状況	対策及び備考
				機器	回路					
発電機	船内負荷試験	%～　% 負荷								
配電盤（充放電盤を含む）	しゃ断器、スイッチの動作試験	開閉動作、接触子の状態								
	母線、その他接続部確認	接続部の弛み								
変圧器	確認	接続部の弛み 油漏れ								
電動機及び始動器	船内実負荷試験 非常停止装置動作試験	始動、変速、逆転の運転動作状態								
電熱器	配置の確認									
航海灯表示器	動作試験	動作状態接続部の弛み								
船灯	点灯試験	照明効果確認								
通信装置	効果確認									
遠隔操縦装置	動作確認	動作状態								
自動操舵装置	動作確認	動作状態								
分電箱及び接続箱	接続部の確認	接続部の弛み								
蓄電池	配置及び接続部の確認	接続部の弛み								
汽笛										
その他										

認定

表３－２

試験点検内容／機器及び回路名	試験項目	試験内容	試験結果	絶縁抵抗（MΩ）		電気機器取り付け及び接地状況	ケーブルの固定、線端処理結線及び接地状況	ケーブルの水密、気密又は防火隔壁及び甲板の貫通状況	内張り内等のケーブル布設状況	対策及び備考
				機器	回路					

一般社団法人　日本船舶電装協会

（様式 GM―1）

GMDSS 設備等整備記録
総括表

船　　名			船舶番号			GMDSS 船・非 GMDSS 船			
総トン数	トン	国際航海	有　無	船 籍 港		危険物運搬	有　無		
航行水域	Ａ１、　Ａ２、　Ａ３、　Ａ４			船の種類	旅客船　貨物船　漁船　その他				
航行区域	平水　２時間限沿　沿海　近海　遠洋								
従業制限	第１種　第２種　第３種　小型第１種　小型第２種								
免許番号				免許の有効期限	無期限	年　月　日			

船舶局免許人	氏名又は名称					
	住　　所					
船舶の所有者	氏名又は名称					
	住　　所					
設　備　名						
整備記録番号						
整備終了年月日						
定期的整備						
臨時整備						
ｻｰﾋﾞｽ・ｽﾃｰｼｮﾝ　名称						
ｻｰﾋﾞｽ・ｽﾃｰｼｮﾝ　住所						
整備技術者　保有資格						
整備技術者　氏　名						
整備技術者　登録番号						
整備責任者　氏　名	検印	検印	検印	検印	検印	
整備責任者　登録番号						
整備依頼者　名　称						
整備依頼者　住　所						
前回の整備記録　サービス・ステーションの名前						
前回の整備記録　検査の種類						
前回の整備記録　電池の累計使用時間						
前回の整備記録　その他の記録						

一般社団法人　日本船舶電装協会

（様式ＧＭ－２）

ナブテックス受信機　整備記録

船名				測定年月日	年　月　日	
設備	型　式		製造番号		型式承認番号	
	製造者名		製造年月	年　月	搭載年月	年　月

整備点検成績							
整備点検項目	構成品等		適否	コネクター・アース等の状況	適否	表示灯・操作つまみの状況	適否
	空中線の取付け状況		適否	表示	適否		
	作動試験	電源装置の効力試験	(1) 主電源等からの給電及び電源電圧	主電源	V		適否
				代替電源	V		
			(2) 代替電源への切換え				適否
		受信装置の効力試験					適否
		信号処理装置･制御部の性能試験	(1) メッセージＩＤの記憶試験				適否
			(2) メッセージＩＤの設定試験				適否
			(3) 表示装置又はプリンタ部の効力試験				適否
		保護装置					適否
		自己診断試験					適否
備考（修理箇所等）							

一般社団法人　日本船舶電装協会

（様式ＧＭ－３）

高機能グループ呼出受信機　整備記録

船名					測定年月日	年　月　日
設備	型　式		製造番号		型式承認番号	
	製造者名		製造年月	年　月	搭載年月	年　月

整備点検成績						
整備点検項目	構成品等	適　否	コネクター・アース等の状況	適　否	表示灯・操作つまみの状況	適　否
	空中線の取付け状況	適　否	表　示	適　否		
	作動試験	電源装置の効力試験	(1) 主電源等からの給電及び電源電圧	主電源	V	適　否
				代替電源	V	
			(2) 代替電源への切換え			適　否
		受信装置の効力試験				適　否
		信号処理装置等の性能試験	(1) メッセージＩＤの記憶試験			適　否
			(2) メッセージＩＤの設定試験			適　否
			(3) プリンタ部の効力試験			適　否
			(4) 自船位置情報の入力試験			適　否
		保護装置				適　否
		自己診断試験				適　否
備考（修理箇所等）						

一般社団法人　日本船舶電装協会

（様式ＧＭ－４）

ＶＨＦデジタル選択呼出装置　整備記録
超短波帯のデジタル選択呼出装置　試験成績表

船名		免許番号		測定年月日	年　月　日
設備	識別符号(MMSI)		装置番号	第　装置	型式検定合格番号	
	型　式		製造番号		型式承認番号	
	製造者名		製造年月	年　月	搭載年月	年　月

整　備　点　検　・　試　験　成　績								
点検項目	構成品等	適　否	取付状態（アンテナ含）	適　否	表示灯・表示装置等	適　否		
	表　示	適　否	コネクター・アース等の状況	適　否	操作つまみ・操作装置等	適　否		
	電源装置	主電源	V	適　否	非常電源の有無	有　無		
		補助（代替）電源	V　Ah	適　否	代替電源への切換え	適　否		
	制御部	操作及び機能試験	適　否	チャンネル切換	適　否	送信・受信切換	適　否	
	送受信装置	送信装置の作動状態(CH70 による送信)	適　否	受信装置の作動状態	適　否			
試験項目	測　定　項　目		最　低　条　件　等	測定結果	判　定			
	送信装置測定周波数: 156.525MHz (CH70)	送信電力	６W以上 25W以下であること。	W	適　否			
		周波数偏差	$\pm 10\times10^{-6}$(± 1565 Hz)以内	Hz	適　否			
		識別符号(MMSI)	（指定：　　）		適　否			
	選択呼出信号	マーク周波数	1300Hz ± 10Hz 以内	Hz	適　否			
		スペース周波数	2100Hz ± 10Hz 以内	Hz	適　否			
最終点検	ＤＳＣ機能	遭難メッセージの作成機能	適　否	遭難警報の記憶機能(電源断時)	適　否			
		遭難呼出送出手段の確認	適　否	一般呼出の受信試験	適　否			
	自己診断機能の確認(試験機能を用いた試験)		適　否	保護装置の確認	適　否			
備考（修理箇所等）								

使用測定器	型　式	製造番号	備　考

一般社団法人　日本船舶電装協会

（様式ＧＭ－５）

ＶＨＦデジタル選択呼出聴守装置　整備記録

船名				測定年月日	年　月　日	
設備	型　式		製造番号		型式承認番号	
	製造者名		製造年月	年　月	搭載年月	年　月

整備点検成績						
整備点検項目	構成品等	適　否	コネクター・アース等の状況	適　否	表示灯・操作つまみの状況	適　否
	空中線の取付け状況	適　否	表　示	適　否		
	作動試験	電源装置の効力試験	(1) 主電源等からの給電及び電源電圧	主電源	V	適　否
				代替電源	V	
			(2) 代替電源への切換え			適　否
		制御部の性能試験	(1) 作動状態の可視表示			適　否
			(2) チャンネル 70 の受信			適　否
		受信装置の効力試験				適　否
		DSC 機能の効力試験	(1) 外部電源供給停止時の記憶試験			適　否
		保護装置				適　否
		自己診断試験				適　否
備考（修理箇所等）						

一般社団法人　日本船舶電装協会

（様式ＧＭ－６）

デジタル選択呼出装置　整備記録
中短波帯並びに中短波帯及び短波帯のデジタル選択呼出装置　試験成績表

船名		免許番号		測定年月日	年　月　日
設備	識別符号(MMSI)		装置番号	第　装置	型式検定合格番号	
	型　式		製造番号		型式承認番号	
	製造者名		製造年月	年　月	搭載年月	年　月

整備点検・試験成績							
点検項目	構成品等	適　否	取付状態（アンテナ含）		適　否	表示灯・表示装置等	適　否
	表　示	適　否	コネクター・アース等の状況		適　否	操作つまみ・操作装置等	適　否
	電源装置	主電源		V	適　否	非常電源の有無	有　無
		補助(代替)電源	V	Ah	適　否	代替電源への切換え	適　否
	制御部	操作の確認		適　否		遭難周波数の選択	適　否
		作動状態の可視表示		適　否		遭難周波数の切換	適　否
	送受信装置	送信装置の作動状態		適　否		受信装置の作動状態	適　否

	測定項目		最低条件等		測定結果	判定
試験項目	送信装置(F1B使用時)	送信電力	(平均電力)60W以上であること。	MF帯：　kHz	W	適　否
				HF帯：　kHz	W	適　否
			400Wを超える場合、400W以下に低減できる機能を有すること。			適　否
		周波数偏差	± 10Hz 以内	MF帯：　kHz	Hz	適　否
				HF帯：　kHz	Hz	適　否
		識別符号(MMSI)	（指定：　）			適　否
	選択呼出信号	マーク周波数	1615Hz ± 0.5Hz 以内		Hz	適　否
		スペース周波数	1785Hz ± 0.5Hz 以内		Hz	適　否

最終点検	DSC機能	遭難メッセージの作成機能	適　否	遭難警報の記憶機能(電源断時)	適　否
		遭難呼出送出手段の確認	適　否	一般呼出の受信試験	適　否
		走査(スキャニング)送信	適　否	走査(スキャニング)受信	適　否
	自己診断機能の確認(試験機能を用いた試験)		適　否	保護装置の確認	適　否

備考（修理箇所等）

使用測定器	型　式	製造番号	備　考

一般社団法人　日本船舶電装協会

（様式ＧＭ－７）

デジタル選択呼出聴守装置　整備記録

船名				測定年月日	年　月　日	
設備	型　式		製造番号		型式承認番号	
	製造者名		製造年月	年　月	搭載年月	年　月

整備点検成績						
整備点検項目	構成品等	適　否	コネクター･アース等の状況	適　否	表示灯・操作つまみの状況	適　否
	空中線の取付け状況	適　否	表　示	適　否		
	作動試験 電源装置の効力試験	(1) 主電源等からの給電及び電源電圧	主電源	V	適　否	
			代替電源	V		
		(2) 代替電源への切換え			適　否	
	制御部の性能試験	(1) 作動状態の可視表示			適　否	
		(2) 遭難周波数の選択			適　否	
		(3) 遭難周波数の切換			適　否	
	受信装置の効力試験				適　否	
	DSC 機能の効力試験	(1) 外部電源供給停止時の記憶試験			適　否	
		(2) 走査受信			適　否	
	保護装置				適　否	
	自己診断試験				適　否	
備考（修理箇所等）						

一般社団法人　日本船舶電装協会

（様式ＲＦ）

航海用レーダー装備点検記録表

造船所名及び船番				（総トン数・予定）		（義務船、非義務船）		
装備工事実施者				（船名）		（免許番号）		
装備工事責任者		（　　）		装備工事期間	年　月　日～　年　月　日			
装　備		製造者名	型式	製造番号	周波数	空中線部	ユニット数	ARPA
レーダー	No.1					mm　kg		有　無
	No.2					mm　kg		有　無

	チェックポイント	No.1	No.2
電源部	取付場所		
	取付状態		
	付属装置の状態		
	電線の布設状態		
	接地の状態		
空中線部	取付場所		
	2以上の空中線の状態		
	取付状態		
	防水処理の状態		
	腐食・電食防止処理の状態		
	接地の状態		
送受信部	取付場所		
	取付状態		
	ケーブルの導入状態		
	接地の状態		

	チェックポイント	No.1	No.2
表示器	取付場所		
	取付状態		
	ケーブルの導入状態		
	接地の状態		
導波管等	導波管等の布設状態		
	導波管等の端末処理・接地状態		
	機械的・熱的損傷からの保護		
	隔壁・甲板の貫通状態		
	導波管の気密試験		
ケーブル・電線	信号用ケーブルの本数（空中線部）		
	電源用電線の本数（空中線部）		
	複合ケーブルの本数（空中線部）		
	ケーブル類の布設状態		
	ケーブル類の端末処理・接地状態		
	機械的・熱的損傷からの保護		
	隔壁・甲板の貫通状態		
	接地の状態		

	名称及び図番	作成者	承認者	承認年月日
工事に使用した図書				

（装備･整備責任者の署名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（署名年月日）　　年　月　日

一般社団法人　日本船舶電装協会

航海用レーダー点検整備記録表／レーダー設備試験成績表(1)-1/3　　(様式R-1)

船　名		免許番号		測定年月日	年　月　日	
設備	装置番号	第1装置	第2装置	装置番号	第1装置	第2装置
	ﾚｰﾀﾞｰの種別	種	種	製造者名		
	型　式			製造番号		
	製造年月			型式検定合格番号/技適番号		
	周波数			型式承認番号		
	空中線電力			船舶設備規程適用	新・旧・除外	新・旧・除外

項　目	最低条件等	第1装置		第2装置	
		測定結果	判定	測定結果	判定
周波数測定	S帯±50 MHz、C帯±60 MHz、X帯±55 MHz以内	MHz	適　否	MHz	適　否
電　力	指定空中線電力±50 %以内	kW	適　否	kW	適　否
電源電圧	定格：1装置 AC・DC＿＿V＿＿・2装置 AC・DC＿＿V	AC・DC　V	適　否	AC・DC　V	適　否
動作時間	電源投入から　　4分以内 準備状態から新1(甲)種5秒以内（他は15秒以内）	分　秒 秒	適　否	分　秒 秒	適　否
空中線回転数	新・前1（甲）種：毎分20回以上 旧1、2(甲、乙)種：毎分12回以上	回	適　否	回	適　否
同調及び感度			適　否		適　否
船首線	新1（甲）種：CCRPから表示面の端までの表示及び一時消去が可能 前1、2(甲、乙)種：誤差1度、幅：0.5度以内及び一時消去が可能 3種：船首方向の表示	誤差：　度 幅　：　度 可能・不可能	適　否	誤差：　度 幅　：　度 可能・不可能	適　否
ＦＴＣ／ＳＴＣの動作確認	新・前1(甲)種：動作、作動停止、手動・自動調整の確認（自動調整は新1（甲）種のみ） その他：動作確認のみ		適　否		適　否
電子距離環の確認	等間隔の固定距離環、2以上の可変距離ﾏｰｶの表示 【精度】 固定距離環、可変距離ﾏｰｶ 新・前1（甲）種：ﾚﾝｼﾞの1%又は30m以内 旧1（甲）種　：ﾚﾝｼﾞの1%又は70m以内 2(乙)種　：ﾚﾝｼﾞの6%又は82m以内(可変ﾏｰｶ120m) 3種　：ﾚﾝｼﾞの6%以内(0.75NM未満は82m以内)	% m	適　否	% m	適　否
ユーザーカーソル	新1(甲)種：ﾚﾝｼﾞの1%又は30m以内	%　m	適　否	%　m	適　否
電子方位線の確認	2以上の電子方位線の表示、起点の動作確認 【精度】 新・前1(甲)種：1度／2（乙）種、3種：2度	度	適　否	度	適　否
方位精度	新・前1(甲)種：1度／2(乙)種、3種：2度	度	適　否	度	適　否
平行線	独立した4本以上の平行線、消去、長さの可変		適　否		適　否
方位目盛	5度ごとの区切、30度ごとの区切（数値表示）		適　否		適　否
分解能	新・前1(甲)種：方位2.5度以下、距離40m以下 旧1(甲)種　：方位2.5度以下、距離50m以下 2(乙)種、3種　：方位3度以下、距離68m以下	方位　度 距離　m	適　否	方位　度 距離　m	適　否
目標物標の表示	新1(甲)種：20NM及び40mの距離の物標 前1(甲)種：20NM及び50mの距離の物標 2(乙)種　：20NM及び92mの距離の物標 3種　：7NMの距離の物標		適　否		適　否
船首方位表示（ジャイロ連動）	新・前1（甲）種：ｼﾞｬｲﾛから得られる情報の0.5度以下 2(乙)種　：装備されている場合は同上	度	適　否	度	適　否
ＣＣＲＰ	表示、動作		適　否		適　否

航海用レーダー点検整備記録表／レーダー設備試験成績表(1)-2/3　　(様式 R-1)

項　目	最 低 条 件 等	第 1 装置		第 2 装置	
		測定結果	判定	測定結果	判定
物標の補足及び追尾機能 ※新 1(甲)種に限る	【表示】 1 目標の捕捉及び自動追尾物標数（ﾄﾝ数別） A≧10,000 ： 40 以上、10,000＞ A≧500 ： 30 以上、 A＜ 500 ： 20 以上（A：船舶） 2 追尾物標の表示（数字、文字、図形） 3 距離ﾚﾝｼﾞの表示 4 真ﾍﾞｸﾄﾙ表示、真方位及び相対方位の表示 5 航跡の表示（2 走査以内で）		適　否		適　否
	【追尾機能】 1 手動又は自動追尾機能 2 3NM、6NM、12NM のﾚﾝｼﾞでの追尾機能 3 目標の捕捉後、1 分以内に移動の概略の予測を表示 4 目標の捕捉後、3 分以内に移動の予測を表示 5 追尾の解除 6 物標と自船との距離[50m 又は距離 1%] 7 物標の方位は 2 度以内の誤差 8 ﾚｰﾀﾞｰ物標の針路、速力の表示 9 時間及び自船速力情報の対地または対地の別表示 10　選択ﾚｰﾀﾞｰ物標の自動更新				
	【警報】 1　追尾目標消失による可視可聴警報作動 2　目標の設定範囲進入時の可視可聴警報作動 3　設定 CPA/TCPA 以内の予測時の可視可聴警報作動 4　信号故障による映像の静止				
インター　フェース	船速距離計、ｼﾞｬｲﾛｺﾝﾊﾟｽ、船首伝達装置、船舶自動識別装置、衛星無線航法装置等の接続動作の確認（各装置を有する場合に限る。） ｲﾝﾀｰﾌｪｰｽが断の場合の動作確認		適　否		適　否
船舶自動識別装置物標の状態表示	ﾚｰﾀﾞｰ物標との区別、船舶自動識別装置物標の状態表示、休眠状態にある物標の非表示、物標の状態可変確認、処理機能の表示等		適　否		適　否
船舶自動識別装置物標の警報	警報の表示等		適　否		適　否
マップデータ	手動での設定、変更、ﾃﾞｰﾀの呼出 ﾃﾞｰﾀの表示、ﾚｰﾀﾞｰへの影響確認		適　否		適　否
電 子 海 図	1 の操作による海図ﾃﾞｰﾀの削除 ﾚｰﾀﾞｰ情報優先機能の確認		適　否		適　否
電波発射停止範囲設定機能			適　否		適　否
模 擬 操 船 ※新 1(甲)種に限る	1 模擬操船状態での衝突予防情報の表示と通常表示の区別 2 開始時間の表示 3 追尾物標の時模擬操船の中止が可能[特に指定しない] 4 対象物標の確認（ﾚｰﾀﾞｰ物標及び船舶自動識別装置物標（起動状態にあるものに限る。））		適　否		適　否
障 害・妨 害	磁気ｺﾝﾊﾟｽ安全距離及び機械的雑音等による妨害		良　否		良　否
使用時間指示	作業完了時の時間計の読み		H		H
そ の 他	設置場所、各種操作、装備の状況等		適　否		適　否
予 備 品	義務ﾚｰﾀﾞｰ：電波法施行規則第 31 条第 2 項の予備品		適　否		適　否
テストメータの指示値	第 1 装置				
	第 2 装置				

航海用レーダー点検整備記録表／レーダー設備試験成績表(1)-3/3　　(様式 R-1)

項　目	最 低 条 件 等	第 1 装置		第 2 装置	
		測定結果	判定	測定結果	判定
表　示	新・前 1（甲）種 ：使用周波数、航行情報指示（無線設備規則第 48 条第 2 項第 12 号に掲げる装置から得られる情報を含む。)、故障警報、方位の表示方式の切換		適 否		適　否
性能確認機能	新・前1（甲）種（旧1(甲)種を除く。）		良 否		良　否
備考(測定場所、整備結果、特記事項等)					

使用測定器	型　式	製造番号	備　考	使用測定器	型　式	製造番号	備　考

注 1：測定困難な事項は記載を要しない。

注 2：新 1（甲）種レーダーとは、平成 20 年 7 月 1 日から適用されたレーダー
（平成 20 年 5 月 30 日国土交通省告示第 679 号「航海用具の基準を定める告示の一部を改正する告示」による改正後の技術基準が適用されるレーダー)

注 3：前1（甲）種レーダーとは、平成20年6月30日まで適用されたレーダーで、適用以前に無線局の免許申請を提出されたものに適用する。
（平成 10 年 12 月 7 日運輸省令第 75 号「船舶設備規程の一部を改正する省令」による改正後の技術基準が適用されるレーダー)

注 4：旧1（甲）種とは、平成10年12月31日まで適用されたレーダーで、適用以前に無線局の免許申請を提出されたものに適用する。
（平成 3 年 10 月 11 日運輸省令第 33 号「船舶設備規程の一部を改正する省令」による改正後の技術基準が適用されるレーダー)

注 5：2（乙）種レーダーとは、総トン数 300ｔ以上、500ｔ未満の船舶に適用されるレーダー

注6：新1（甲）種以外のレーダーで、自動衝突予防援助装置（ARPA)、自動物標追跡装置(ATA)、電子プロッティング装置(EPA)を有するものは「自動衝突予防援助装置等（ARPA 等）/レーダー設備試験成績表(2)」に記載すること。

（様式：ARPA 等）

自動衝突予防援助装置等（ARPA 等）点検整備記録表
レーダー設備試験成績表(2)

［自動衝突予防援助装置(ARPA)、自動物標追跡装置(ATA)、電子プロッティング装置(EPA)］

船　名		免許番号		測定年月日	年　月　日

設備		装置番号	型　式	区　分	空中線	出　力	ﾌﾞﾗｳﾝ管の有効直径	製造者名
	附加レーダー	第１装置		一体型・別体型	ﾌｨｰﾄ	kW	mm	
		第２装置		一体型・別体型	ﾌｨｰﾄ	kW	mm	

設備		装置番号	第　装置	第　装置	装置番号	第　装置	第　装置
	ARPA/ATA/EPA 装置	型　式			区　分	一体型・別体型	一体型・別体型
		製造年月			製造番号		
		製造者名			型式検定合格番号		
		電源電圧			型式承認番号		

	ATA	EPA	点検内容及び条件等	第　装置	第　装置
レーダー機能及び情報の表示			(1)　レーダーの切替え使用の有無	有　無	有　無
			(1)　距離レンジ等の切替え (2)　固定マーカー・可変マーカーの表示 (3)　船首輝線の表示 (4)　電子カーソル（EBL）の表示 (5)　目標の表示（PPI）の表示 (6)　方位、真方位表示 (7)　方位精度／距離精度 (8)　オフセンター機能 (9)　レーダー干渉除去機能	適　否 方位精度：　度 距離精度：　m	適　否 方位精度：　度 距離精度：　m
目標の捕捉及び追尾	×	×	(1)　20［手動捕捉のもののみは 10］以上の目標の捕捉及び自動追尾(ATA は 10 以上の目標の捕捉及び自動追尾、EPA は 10 以上の目標の捕捉) (2)　自動捕捉の範囲の限定及び範囲の表示 (3)　手動による捕捉及び追尾の解除	適　否	適　否
目標の表示		× × × × ×	(1)　追尾目標の区別表示 (2)　目標の捕捉後、１分以内に移動の概略の予測を表示 (3)　目標の捕捉後、３分以内に移動の予測を表示 (4)　追尾目標の諸元の表示 (5)　複数の目標選択時の２以上の諸元の表示[特に指定しない] (6)　目標の移動予測がベクトル表示の場合、真ベクトル及び相対ベクトルによる表示及び使用中の表示方式の表示 (7)　目標の移動予測が図形表示の場合、真ベクトル及び相対ベクトルによる表示 (8)　真ベクトル表示の場合、対水速力及び対地速力による表示及びその速力の種類の表示［特に指定しない］ (9)　静止目標の区別表示と相対ベクトル表示 (10) 目標の移動予測時間の調整及びその時間の表示［調整できないものは指定しない］	適　否	適　否
	×	× × × ×	(11) ３、６及び 12 海里の距離レンジにおいて、それぞれ２、４及び８分以上［いずれのレンジでも８分以上］継続追尾する目標について、４以上の等時間ごとの過去の位置の表示 (12) 追尾目標の消失位置の表示 (13) ノースアップ及びコースアップ表示 (14) 距離レンジの選択、使用距離レンジ値の表示 (15) 距離レンジ、表示方式等の切替え後１回［４回］の走査において、衝突予防情報、レーダー情報の表示		
警報		× × × ×	(1)　追尾目標消失による可視可聴警報作動 (2)　目標の設定範囲進入時の可視可聴警報作動 (3)　設定 CPA/TCPA 以内の予測時の可視可聴警報作動 (4)　連動するレーダー、ジャイロコンパス又は船速距離計からの情報伝達停止時の可視可聴警報作動 (5)　可聴警報の停止	適　否	適　否
模擬操船	× × ×	× × ×	(1)　模擬操船状態での衝突予防情報の表示と通常表示との区別 (2)　随時模擬操船の中止が可能［特に指定しない］ (3)　模擬操船状態時、目標の捕捉、追尾及び諸元の表示の継続	適　否	適　否
機能試験等		× × ×	(1)　機能不良時の警報 (2)　試験プログラムの動作 (3)　試験プログラム実行中の表示［特に指定しない］	適　否	適　否
表示の機能		× ×	(1)　衝突予防情報及びレーダー情報の表示輝度の独立調整機能 (2)　衝突予防情報表示の３秒以内消去［一時消去］機能 (3)　各照明の輝度調整機能	適　否	適　否
妨害及び障害			(1)　磁気コンパスへの影響 (2)　無線設備、その他重要設備に対する障害 (3)　他設備への機械的雑音による妨害 (4)　連動するレーダー、ジャイロコンパス又は船速距離計への障害	適　否	適　否
その他			(1)　レーダーとの連動と情報伝達の表示［特に指定しない］ (2)　ジャイロコンパスとの連動と情報伝達の表示［特に指定しない］ (3)　船速距離計との連動と情報伝達の表示［特に指定しない］ (4)　設置場所、設備の状態及び各種操作等	適　否	適　否
記事（特記事項等）					

注１：測定困難な事項の記載を要しない。

注２：点検内容及び条件等のうち［　］については、平成９年１月１日以前に設備されたものに適用する。

注３：ATA 及び EPA 欄の×印は点検又は試験をすることを要しない。

一般社団法人　日本船舶電装協会

AUTOMATIC IDENTIFICATION SYSTEM (AIS) TEST REPORT
(船舶自動識別装置整備記録)

Name of ship/call sign (船名/呼出符号)	
MMSI number (識別符号)	
Port of registry (船籍港)	
IMO number (IMO 番号)	
Gross tonnage (総トン数)	
Date keel laid (建造年月日)	

1. Installation details (設備の詳細)		
	Item (項　目)	Status (状 態)
1.1	AIS transponder type (AIS の型名)	
1.2	Type approval certificate (国土交通省の型式承認番号)	
1.3	Initial installation configuration report on board? (初期の設定状態を示す図面)	Good : NG
1.4	Drawing provided?(Antenna-, AIS-arrangement and block diagram) (配置図、機能ブロック図)	Good : NG
1.5	Main source of electrical power (主電源)	Good : NG
1.6	Emergency source of electrical power (非常電源)	Available : N/A
1.7	Capacity to be verified if the AIS is connected to a battery (バッテリに接続される場合は、容量の確認)	Confirmed : N/A
1.8	Pilot plug near pilots operating position? (水先人の作業場所近くのパイロットプラグ)	Available : N/A
1.9	120VAC provided near pilot plug?(Panama and St. Lawrence requirement) (パイロットプラグ近くの AC120V 電源 (パナマ運河、セントローレンス川通航時適用))	Available : N/A

2. AIS programming - Static information (AIS の設定機能－静的情報)		
2.1	MMSI number (識別符号)	Good : NG
2.2	IMO number (IMO 番号)	Good : NG
2.3	Radio call sign (無線呼出符号)	Good : NG
2.4	Name of ship (船　名)	Good : NG
2.5	Type of ship (船　種)	Good : NG
2.6	Ship length and beam (船舶の長さ及び船幅の入力)	Good : NG
2.7	Location of GPS antenna (測位装置の空中線の位置の入力)	Good : NG

3. AIS programming - Dynamic information (AIS の入力機能－動的情報)		
3.1	Ships position with accuracy and integrity status(Source: GNSS) (正確度及び精度を示した船位 (信号源：GNSS))	Good : NG
3.2	Time in UTC(Source: GNSS) (UTC 表示による時刻 (信号源：GNSS))	Good : NG
3.3	Course over ground(will fluctuate at dockside)(Source: GNSS) (対地針路 (信号源：GNSS))	Good : NG
3.4	Speed over ground(zero at dockside) (Source: GNSS) (対地速力 (信号源：GNSS))	Good : NG
3.5	Heading (Source: Gyro) (船首方位 (信号源：ジャイロ))	Good : NG
3.6	Navigational status (航海状態)	Good : NG
3.7	Rate of turn, where available(ROT) (回頭角速度 (利用できる場合))	Available : N/A
3.8	Angle of heel, pitch and roll, where available (横傾斜角、ピッチ角およびロール角 (利用できる場合))	Available : N/A

4. AIS programming - Voyage related information（AIS の設定機能－航海関連情報）		
4.1	Ships draught（船の喫水）	Good ： NG
4.2	Type of cargo（危険貨物）	Good ： NG
4.3	Destination and ETA(at masters discretion)（目的地と到着予定時刻(船長の判断で)）	Good ： NG
4.4	Route Plan(optional)（航路計画(選択項目)）	Available ： N/A
4.5	Short safety-related messages（安全関連のショートメッセージ）	Good ： NG

5. Performance test using measuring instrument（計測器を用いた性能検査）		
5.1	Frequency measurements AISch.1 and 2,GMDSSch.70 (AIS 1,AIS 2 及び DSC CH70 の周波数測定)	AIS 1= MHz AIS 2= MHz CH 70= MHz
5.2	Transmitting output, AIS ch.1 and 2,GMDSSch.70 (AIS 1,AIS 2 及び DSC CH70 の送信出力)	AIS 1= W AIS 2= W CH 70= W
5.3	Polling information ch.70（CH70 のポーリング情報）	Good ： NG
5.4	Read data from AIS（AIS からの受信データ）	Good ： NG
5.5	Send data to AIS（AIS への送信データ）	Good ： NG
5.6	Check AIS response to “virtual vessels”（“仮想船舶”への応答の確認）	Good ： NG

6. “On air” performance test（オンエア性能検査）		
6.1	Check reception performance（受信性能の確認）	Good ： NG
6.2	Confirm reception of own signal from other ship/VTS (他船/VTS 局からの自船信号の受信の確認)	Good ： NG
6.3	Polling by VTS/shore installation （VTS 海岸局によるポーリング）	Good ： NG

Electromagnetic interference from AIS observed to other installations? (AIS から他の設備への電磁干渉が起きていないことを確認する。)

Remarks (備　考)

The AIS has been tested according to IMO SN/Circ.227 and resolution MSC.74(69), annex3 (AIS は IMO SN/Circ.227 及び決議 MSC.74(69), annex3 に従って検査された。)		
Name of Radio Inspector (検査員名)	Date and place (日付、検査場所)	Name of Radio Inspector Company（検査会社名）

船舶自動識別装置整備記録　別紙

（様式：AIS 等）

設備	免許番号		装置番号	第　　装置	型式検定合格番号	
	製造者名		製造番号			
	製造年月	年　月	搭載年月	年　月	測定年月日	年　月

整備点検・試験成績

点検項目									適否
	□構成品等、□取付状態(アンテナ含)、□表示灯・表示装置等、□コネクター・アース等の状況、□操作つまみ・操作装置等、□チャンネル切換、□制御部の操作及び機能試験、□送信装置の作動状態、□受信装置の作動状態、□保護装置の確認								適　否
	電源装置	主電源	V	代替電源	V	代替電源への切換え	適　否	識別符号(MMSI)	適　否

試験項目

周波数、周波数偏差、空中線電力の許容偏差

周波数[MHz]	周波数偏差　±500Hz (CH70 は±1,565Hz 以内)	空中線電力の許容偏差　＋40％ / －30％		判定
		指定電力	2W低下	
161.975 (AIS1)	Hz	W	W	適　否
162.025 (AIS2)	Hz	W	W	適　否
156.525 (CH70)	Hz	W	W	適　否

スプリアス発射又は不要発射の強度（146MHz を超え 162.0375MHz 以下：2.5μW以下、その他の周波数帯：10μW以下）

周波数[MHz]	旧スプリアス基準						新スプリアス基準		判定
	基本F	2F	3F	F/2	F/3	その他	146MHz～162.0375MHz	その他の周波数帯	
161.975 (AIS1)									適　否
162.025 (AIS2)									適　否
156.525 (CH70)									適　否

自己診断機能による正常動作の確認　　適　否

外部ＧＰＳ試験成績表（ＡＩＳに接続されるものに限る）

設備	型式		製造番号		型式承認番号	
	製造者名		製造年月	年　月	型式検定番号	
	種別	第１種　・　第２種　・　既設の設備				

定点測位精度試験項目

測定場所		装置の測位条件	GPS・DGPS
アンテナ位置の実測方法	海図・他（　　）		実測値基準・平均値基準
アンテナ位置の実測位置(r)	□□° □□.□□□′ N		□□□° □□.□□□′ E

測位データ						
□□° □□.□□□′ N	□□□° □□.□□□′ E	適　否	□□° □□.□□□′ N	□□□° □□.□□□′ E	適　否
□□° □□.□□□′ N	□□□° □□.□□□′ E	適　否	□□° □□.□□□′ N	□□□° □□.□□□′ E	適　否
□□° □□.□□□′ N	□□□° □□.□□□′ E	適　否	□□° □□.□□□′ N	□□□° □□.□□□′ E	適　否
□□° □□.□□□′ N	□□□° □□.□□□′ E	適　否	□□° □□.□□□′ N	□□□° □□.□□□′ E	適　否
□□° □□.□□□′ N	□□□° □□.□□□′ E	適　否	□□° □□.□□□′ N	□□□° □□.□□□′ E	適　否
平均値(a)	□□° □□.□□□′ N		□□□° □□.□□□′ E		
平均値からの最大変動幅	□□.□□□′		□□.□□□′		

判定							
全測位回数(N)	回	良好測位回数(G)	回	良好測位確率(G/Nx100)　95%以上	%	適　否
測位精度 2drms(GPS:100m(95%確率)以内、DGPS:10m(95%確率)以内				m		適　否

最終点検	□点検終了後の総合動作確認、□測地系の確認、□可能であればディファレンシャル機能の確認、 □位置情報を航海用具等に接続している場合は伝達できることの確認	適　否

使用測定器	型　式	製造番号	備　考

備考 （修理個所等）	

注１：空中線電力及び周波数を測定する際には、擬似空中線を使用すること。　注２：測定困難な事項の記載を要しない。

補足 1:空中線電力測定値について、旧基準の場合：2W 低下とは 1.4W～2.8W と読み替える。新基準品の場合：2W 低下とは、0.7W～1.4W までの間と読み替える。

補足 2:DSC 送信部について、新基準品の場合は、備考欄に「新基準品(ITU-R 勧告 M.1371-4 適合品)」のために DSC(CH70)は備えていない。」と追記する。

補足 3:ｽﾌﾟﾘｱｽ発射の強度について、備考欄に「ｽﾌﾟﾘｱｽ発射又は不要発射の強度は点検対象外」と追記する。

(様式：VDR)

航海情報記録装置(VDR)　整備記録

Certificate compliance for voyage data recorder (VDR)

1　設備の要目

General descriptions of the equipment

船　名 Ship's name				測定年月日 Test date	年　月　日 y.　m.　d.
型　式 Type		製造番号 Serial number		型式承認番号 Type approval number	
製造者名 Manufacturer		製造年月 Manufactured date	年　月 y.　m.	搭載年月 Installed date	年　月 y.　m.

2　一般点検項目

General check items

構成品等の完備 Suitability of components	適 ・ 否 G.・N.G.	機器取付の状態 Condition of installation	適 ・ 否 G.・N.G.	表示灯・表示装置等の状態 Condition of indication lamps and equipment	適 ・ 否 G.・N.G.
表示銘板等の状態 Condition of labels and markings	適 ・ 否 G.・N.G.	コネクター・アース等の状況 Condition of connectors and grounds	適 ・ 否 G.・N.G.	操作つまみ・スイッチ等の状態 Condition of operation knobs and switches	適 ・ 否 G.・N.G.
		機器間配線の状態 Condition of wiring	適 ・ 否 G.・N.G.		
固定式保護容器周囲の状況 Surroundings condition of the protective capsule	適 ・ 否 G.・N.G.	固定式保護容器の離脱装置の状態 Condition of the Release mechanism for the protective capsule	適 ・ 否 G.・N.G.	固定式保護容器の外傷･水密性の状態 Visual check for integrity and watertightness of the protective capsule	適 ・ 否 G.・N.G.
電 源 装 置 Power source	主電源電圧 Voltage of main power source	_____V	適 ・ 否 G.・N.G.	代替電源への切換え Change over from main power source to emergency power source	適 ・ 否 G.・N.G.
	代替電源電圧 Voltage of emergency power source	_____V	適 ・ 否 G.・N.G.		
専用予備電源 Dedicated reserve power source	電　圧 Voltage of reserve power source	_____V	適 ・ 否 G.・N.G.	有効期限 Date of expiry	年 月 日：_____ (記事：　新替した ・ 新替しない) Date： (Note：Renewed ・ No renewed)
記録制御及び情報収集機 Recording control unit and data acquisition unit	操作の確認 Confirmation of operating function		適 ・ 否 G.・N.G.	記録の改ざん防止手段 Means of protection against tampering the data	適 ・ 否 G.・N.G.
	作動状態の可視・可聴表示または可視表示 Activation of mutable audible alarm and persistent visual indication or persistent visual indication		適 ・ 否 G.・N.G.	本体からの記録データ再生の確認（IMO 決議 MSC.214(81)が適用になるものに限る） Confirmation of reproduction function of the recorded data from main unit(the case having the function)	適 ・ 否 G.・N.G.
固定式保護容器の水中音響ビーコン Acoustic underwater beacon fitted "on" the protective capsule	ビーコンの作動 Operation of the beacon				適 ・ 否 G.・N.G.
	ビーコン用電池 Battery for the beacon	有効期限 Date of expiry	年 月 日：_____ (記事：　新替した ・ 新替しない) Date： (Note：　Renewed ・　No renewed)		

注) 自動浮揚容器の記録については様式:GM-8 による。　Note) Certificate compliance of float free capsule, according to form GM-8

一般社団法人　日本船舶電装協会

3　機能点検項目

Function check items

確　認　項　目 Confirmation items	確　　認　　内　　容 Subject of confirmation	判　　定 Judgement
記録された船舶固有の情報 System configuration information and data source identity to be recorded in the final recording medium	1　型式承認の当局及び照会先 Type approved authority and reference	適 ・ 否 G.・N.G.
	2　IMO の船舶識別番号 IMO vessel identification number	適 ・ 否 G.・N.G.
	3　ソフトウエアバージョン番号 Software version(s) used	適 ・ 否 G.・N.G.
	4　マイクロフォン位置及び記録ポートの割当て Microphone locations and recording port allocation	適 ・ 否 G.・N.G.
	5　記録する VHF 無線電話 VHF communications to be recorded	適 ・ 否 G.・N.G.
	6　日付と時刻の入力源 Date and time – from which source obtain	適 ・ 否 G.・N.G.
	7　船の位置情報－情報を得ている電子測位装置及びその装置の船上における相対位置 Ship's position – from which EPFS obtain and relative position of antenna of EPFS on vessel	適 ・ 否 G.・N.G.
	8　他の情報入力源－記録情報を提供する装置の識別：全ての警報/ドア入力の識別 Other data inputs - identification of which equipment is supplying recorded data ; identity of all alarm/door inputs	適 ・ 否 G.・N.G.
	9　最後に行った修正の日付と時刻の自動挿入 Automatic insertion date and time of last amendment	適 ・ 否 G.・N.G.
記録された運航情報 Operational data items to be recorded in the final recording medium	1 各情報の日付と時刻の関連 Co-relation in date and time of all data items	適 ・ 否 G.・N.G.
	2 各情報の記録間隔 Recording interval of all data items	適 ・ 否 G.・N.G.
	3 連続した情報の継続記録 Continuity of sequential records	適 ・ 否 G.・N.G.
	4 各情報の精度（分解能）（精度が規定されている情報について） Accuracy of recorded data （if accuracy is prescribed)	適 ・ 否 G.・N.G.
	5 各情報の記録の同一性　（詳細は記録情報点検表による。） Recording integrity （ details to be checked by Annexes A and B ）	
	5.1 記録情報（船橋警報情報を除く） Recorded data (except the alarm data on the bridge)	別紙 A に記入 Apply annex A
	5.2 操舵室における主警報情報 Alarm data on the bridge	別紙 B に記入 Apply annex B

4　最終点検項目

Final check items

感電防止のためのカバー等の保護の確認 The confirmation of the protection such as the cover to prevent an electric shock	適 ・ 否 G.・N.G	整備終了後の総合動作の確認 The confirmation of the synthetic operation after maintenance is finished	適 ・ 否 G.・N.G.

5　備考（修理箇所等）

Note (describe if repair and /or replacement is done)

	積付、点検・整備業者名 Inspection company 年　月　日 y. m. d.	~~印~~ sign

一般社団法人　日本船舶電装協会

別 紙 A
Annex A

VDR 記録情報（船橋警報情報を除く）
Recorded data (except the alarm data in the bridge)

測定年月日：＿＿＿＿
Test date

☐ 固定式記録媒体 (Fixed recording medium)
☐ 自動浮揚式記録媒体 (Float free recording medium)
☐ 長時間記録媒体 (Long-term recording medium)

情　報　項　目 Data items	確認時の 日付・時刻 Date and time of confirmation	船橋内の表示 又は情報 Indication or other Information on the bridge	記録された情報 Recorded data	判　定 Judgement	備　考 Notes
1　日付及び時刻 Date and time				適 ・ 否 G.・N.G.	
2　位置 Ship's position				適 ・ 否 G.・N.G.	
3　速力 Speed				適 ・ 否 G.・N.G.	
4　船首方位 Heading				適 ・ 否 G.・N.G.	
5　船橋における音響 Bridge audio				適 ・ 否 G.・N.G.	
6　無線通信における音声 Communications audio				適 ・ 否 G.・N.G.	
7　レーダ画面に表示された映像 Radar data post-display selection				適 ・ 否 G.・N.G.	
8　電子海図情報表示装置 ECDIS				適 ・ 否 G.・N.G.	
9　船舶自動識別装置 AIS				適 ・ 否 G.・N.G	全ての AIS データを記録 All AIS data should be recorded.
10　音響測深機による水深 Depth by echo sounder				適 ・ 否 G.・N.G.	
11-1　操舵命令と応答 Rudder order and response				適 ・ 否 G.・N.G.	
11-2　主機速力命令と応答 Engine order and response				適 ・ 否 G.・N.G.	
12　載貨扉の状態 Hull openings(doors) status				適 ・ 否 G.・N.G.	
13-1　水密すべり戸の状態 Watertight door status				適 ・ 否 G.・N.G.	
13-2　防火戸の状態 Fire door status				適 ・ 否 G.・N.G.	
(設置されている場合) (If sensor is provided) 14-1　船体応力 Hull stresses				適 ・ 否 G.・N.G.	
14-2　加速度 Accelerations				適 ・ 否 G.・N.G.	
(設置されている場合) (If sensor is provided) 15-1　風 速 Wind speed				適 ・ 否 G.・N.G.	相対又は真風速を含む。Including its true or relative status.
15-2　風 向 Wind direction				適 ・ 否 G.・N.G.	相対又は真風速を含む。Including its true or relative status.
16　電子傾斜計データ Rolling motion data				適 ・ 否 G.・N.G	
17　機器構成データ Configuration data				適 ・ 否 G.・N.G	
18　電子航海日記 Electronic logbook data				適 ・ 否 G.・N.G	

別 紙 B
Annex B

VDR 船橋警報情報 *a
Alarm data on the bridge *a

測定年月日：＿＿＿＿＿＿
Test date

情　報　項　目 Data items	確認時の日付・時刻 Date and time of confirmation	船橋内の警報 Alarm on the bridge	記録された警報 Recorded alarm data	判　定 Judgement	備　考 Notes
1 主及び補助操舵装置　パワーユニット Main and auxiliary steering gear power units		可聴音と可視表示 Audible + Visual or Visual	可聴音と可視表示 Audible + Visual or Visual	適・否 G.・N.G.	電源喪失、短絡、過負荷、一相喪失 Failure of power to steering gear power unit, operation of devices for short circuit protection, overload, loss of phase in three-phase system
2 主及び補助操舵装置の制御系統 Main and auxiliary steering gear control system		可聴音と可視表示 Audible + Visual or Visual	可聴音と可視表示 Audible + Visual or Visual	適・否 G.・N.G.	制御系統の電源喪失 Failure of power to control system
3 操舵装置作動油タンク低油面 Steering gear, low hydraulic fluid level		可聴音と可視表示 Audible + Visual or Visual	可聴音と可視表示 Audible + Visual or Visual	適・否 G.・N.G.	作動油タンクの低油面 Low level of fluid in hydraulic fluid reservoir
4 主機遠隔制御装置異常 Propulsion machinery remote controller system failure		可聴音と可視表示 Audible + Visual or Visual	可聴音と可視表示 Audible + Visual or Visual	適・否 G.・N.G.	操舵室に設置されている場合、電源喪失等異常 For vessels with bridge control of propulsion machinery and manned engine room; failure of remote control of propulsion machinery
5 主機、始動空気圧力低下 Propulsion machinery low starting air pressure		可聴音と可視表示 Audible + Visual or Visual	可聴音と可視表示 Audible + Visual or Visual	適・否 G.・N.G.	操舵室に設置されている場合、始動空気圧力低下(但し、主機の始動が可能である空気圧力) Vessel item 4. Low start air pressure but further starting of propulsion machinery possible
6 主機の重大な故障時の自動停止 Automatic shut-down of propulsion machinery				適・否 G.・N.G.	無人化船において、主機等の重大な故障による自動停止 Vessels with periodically unattended machinery spaces. Shut-down of propulsion and other machinery due to serious malfunction
7 当直士官への注意、行動を要求するような異常 Fault requiring action by or attention of the OOW		可聴音と可視表示 Audible + Visual or Visual	可聴音と可視表示 Audible + Visual or Visual	適・否 G.・N.G.	無人化船において Vessel item 6.
8 警報装置主電源喪失 Alarm system normal power supply failure		可聴音と可視表示 Audible + Visual or Visual	可聴音と可視表示 Audible + Visual or Visual	適・否 G.・N.G.	無人化船において、警報装置主電源喪失 Vessels item 6. Failure of normal power supply to alarm plant
9 水密すべり戸開閉装置 の作動油タンク液面低下 *b Watertight door low hydraulic fluid level *b		可聴音と可視表示 Audible + Visual or Visual	可聴音と可視表示 Audible + Visual or Visual	適・否 G.・N.G.	旅客船において、作動油タンク液面低下 Passenger ships constructed on or after1 February 1992 with hydraulic power operated sliding watertight doors. Low level of fluid in hydraulic reservoir
10 同上装置のアキュムレータ圧力低下 *b Watertight door low gas pressure, loss of stored energy *b		可聴音と可視表示 Audible + Visual or Visual	可聴音と可視表示 Audible + Visual or Visual	適・否 G. ・N.G.	旅客船において、アキュムレータ圧力低下 Vessels item 9. Low gas pressure or loss of stored energy in operating hydraulic accumulator
11 同上装置の電源喪失 *b Watertight door electrical power loss *b		可聴音と可視表示 Audible + Visual or Visual	可聴音と可視表示 Audible + Visual or Visual	適・否 G.・N.G.	旅客船において、駆動及び制御装置の電源喪失 Vessels item 9. Failure of electrical power to operating or control system

12 ビルジ排水装置のビルジ高水位 *b High water alarm *b		可聴音と可視表示 Audible + Visual or Visual	可聴音と可視表示 Audible + Visual or Visual	適・否 G.・N.G.	貨物スペース、フリーボードデッキから流入したビルジの高水位 High water level in space where water has drained from enclosed cargo space or freeboard deck
13 載貨扉の状態 *b Shell door position indicator *b				適・否 G.・N.G.	Ro-Ro 旅客船において、扉が開、安全装置が解除 RO-RO passenger vessels. Door open or locking device not secured. System to have mode switch for 'sea or harbour. System active in 'sea' mode
14 載貨扉の漏水探知 *b Water leakage detection indicator *b		可聴音と可視表示 Audible + Visual or Visual	可聴音と可視表示 Audible + Visual or Visual	適・否 G.・N.G.	Ro-Ro 旅客船において、載貨扉から貨物スペース等へのビルジ漏洩 Vessels item 13. Leakage of water into RO-RO cargo spaces or special category spaces through shell doors
15 局所の固定式鎮火性ガス消火装置の作動 *c Local automatic halon release *c		可聴音と可視表示 Audible + Visual or Visual	可聴音と可視表示 Audible + Visual or Visual	適・否 G.・N.G.	局所の固定式鎮火性ガス消火装置の作動 Activation of system to release halon
16 自動化船等の火災探知 Fire detection in automated or remotely controlled machinery space		可聴音と可視表示 Audible + Visual or Visual	可聴音と可視表示 Audible + Visual or Visual	適・否 G.・N.G.	火災探知装置の作動 Activation of detection system
17 自動スプリンクラ装置の作動（火災探知・スプリンクラ・ヘッド作動） Fire detection or automatic sprinkler operation		可聴音と可視表示 Audible + Visual or Visual	可聴音と可視表示 Audible + Visual or Visual	適・否 G.・N.G.	スプリンクラ・ヘッド又は火災探知器の作動及びそれらの故障又は電源喪失 Activation of sprinkler or fire detection system. Also additional alarm to show fault or loss of power to either system
18 火災用煙探知器の電源喪失 *b Smoke detection system power loss *b		可聴音と可視表示 Audible + Visual or Visual	可聴音と可視表示 Audible + Visual or Visual	適・否 G.・N.G.	吸引型煙探知器の電源異常 Sample extraction smoke-detection systems. Failure of power to the system
19 火災用煙探知器の作動 *b *c Smoke detection *b *c		可聴音と可視表示 Audible + Visual or Visual	可聴音と可視表示 Audible + Visual or Visual	適・否 G.・N.G.	吸引型煙探知器の作動 Equipment item 18. Activation of system
20 固定式鎮火性ガス消火装置のガス貯蔵容器のガス圧低下 *c Halon system loss of container *c		可聴音と可視表示 Audible + Visual or Visual	可聴音と可視表示 Audible + Visual or Visual	適・否 G.・N.G.	固定式鎮火性ガス消火装置のガス貯蔵容器のガス圧低下 Decrease in pressure of gas in containers
21 固定式鎮火性ガス消火装置の制御用電源喪失 *c Halon system electric circuit fault of power loss *c		可聴音と可視表示 Audible + Visual or Visual	可聴音と可視表示 Audible + Visual or Visual	適・否 G.・N.G.	ガス放出制御用電源の喪失 Failure of electric power to circuits connecting containers for gas release
22 固定式鎮火性ガス消火装置のガス又は放出制御用のガス圧力低下 *c Halon system –hydraulic or pneumatic pressure loss *c				適・否 G.・N.G.	ガス放出制御用のガス圧力低下 Loss of pressure to pneumatic or hydraulic circuit for gas release
23 パトロール警報又はデッドマンコントロール Personnel alarm		可聴音と可視表示 Audible + Visual or Visual	可聴音と可視表示 Audible + Visual or Visual	適・否 G.・N.G.	機関室又は機関区画を一人当直又は一人監視の場合の安全警報 Safety. Personnel on watch alone in an engine room or entering machinery space alone

*a このチェックリストにおいてはガス運搬船、漁船、原子力船、高速船、石油発削船のような特殊船に対する警報を分類記載していない。
These tables do not include the alarms separately identified for specialist vessels such as gas c
nuclear ships, high-speed craft or mobile offshore drilling units.

*b この項目は 1992 年以降に建造された船舶に適用する。
Applicable to vessels constructed on or after February 1992.

*c 火災の中央集中制御室を備えている場合には、この項目の警報を除いてもよい。
These alarms may be omitted if they are provided at the central fire control station.

(様式：S-VDR)

簡易型航海情報記録装置(S-VDR) 整備記録

Certificate compliance for simplified voyage data recorder(S-VDR)

1　設備の要目

General descriptions of the equipment

船　名 Ship's name				測定年月日 Test date	年　月　日 y.　m.　d.
型　式 Type		製造番号 Serial number		型式承認番号 Type approval number	
製造者名 Manufacturer		製造年月 Manufactured date	年　月 y.　m.	搭載年月 Installed date	年　月 y.　m.

2　一般点検項目

General check items

構成品等の完備 Suitability of components	適 ・ 否 G.・NG.	機器取付の状態 Condition of installation	適 ・ 否 G.・N.G.	表示灯・表示装置等の状態 Condition of indication lamps and equipment	適 ・ 否 G.・N.G.
表示銘板等の状態 Condition of labels and markings	適 ・ 否 G.・N.G.	コネクター・アース等の状況 Condition of connectors and grounds	適 ・ 否 G.・N.G.	操作つまみ・スイッチ等の状態 Condition of operation knobs and switches	適 ・ 否 G.・N.G.
		機器間配線の状態 Condition of wiring	適 ・ 否 G.・N.G.		
保護カプセル周囲の状況 Surroundings condition of the protective capsule	適 ・ 否 G.・N.G.	保護カプセル離脱装置の状態 Condition of the release mechanism for the protective capsule	適 ・ 否 G.・N.G.	保護カプセルの外傷・水密性の状態 Visual check for integrity and watertightness of the protective capsule	適 ・ 否 G.・N.G.
電 源 装 置 Power source	主電源電圧 Voltage of main power source	_____V	適 ・ 否 G.・N.G.	代替電源への切換え Change over from main power source to emergency power source	適 ・ 否 G.・N.G.
	代替電源電圧 Voltage of emergency power source	_____V	適 ・ 否 G.・N.G.		
専用予備電源 Dedicated reserve power source	電　圧 Voltage of reserve power source	_____V	適 ・ 否 G.・N.G.	有 効 期 限 Date of expiry	年 月 日：_____ (記事：　新替した ・ 新替しない) Date： (Note：Renewed ・ No renewed)
記録制御及び情報収集機 Recording control unit and data acquisition unit	操作の確認 Confirmation of operating function		適 ・ 否 G.・N.G.	記録の改ざん防止手段 Means of protection against tampering the data	適 ・ 否 G.・N.G.
	作動状態の可視・可聴表示 Activation of mutable audible alarm and persistent visual indication		適 ・ 否 G.・N.G.	本体からの記録データ再生の確認 (IMO 決議 MSC.214(81)が適用になるものに限る) Confirmation of reproduction function of the recorded data from main unit(the case having the function)	適 ・ 否 G.・N.G.
＊保護カプセルの水中音響ビーコン Acoustic underwater beacon fitted the protective capsule	ビーコンの作動 Operation of the beacon				適 ・ 否 G.・N.G.
	ビーコン用電池 Battery for the beacon	有効期限 Date of expiry	年 月 日：_____ (記事：　新替した ・ 新替しない) Date： (Note：　Renewed ・　No renewed)		

＊ 印は、固定式カプセルの場合に点検を行う。

3　機能点検項目
　Function check items

確　認　項　目 Confirmation items	確　　認　　内　　容 Subject of confirmation	判　　定 Judgement
記録された船舶固有の情報 System configuration information and data source identity to be recorded in the final recording medium	1　型式承認の当局及び照会先 Type approved authority and reference	適 ・ 否 G.・N.G.
	2　IMO の船舶識別番号 IMO vessel identification number	適 ・ 否 G.・N.G.
	3　ソフトウエアバージョン番号 Software version(s) used	適 ・ 否 G.・N.G.
	4　マイクロフォン位置及び記録ポートの割当て Microphone locations and recording port allocation	適 ・ 否 G.・N.G.
	5　記録する VHF 無線電話 VHF communications to be recorded	適 ・ 否 G.・N.G.
	6　日付と時刻の入力源 Date and time – from which source obtain	適 ・ 否 G.・N.G.
	7　船の位置情報－情報を得ている電子測位装置及びその装置の船上における相対位置 Ship's position – from which EPFS obtain and relative position of antenna of EPFS on vessel	適 ・ 否 G.・N.G.
	8　他の情報入力源－記録情報を提供する装置の識別：全ての警報/ドア入力の識別 Other data inputs - identification of which equipment is supplying recorded data ; identity of all alarm/door inputs	適 ・ 否 G.・N.G.
	9　最後に行った修正の日付と時刻の自動挿入 Automatic insertion date and time of last amendment	適 ・ 否 G.・N.G.
記録された運航情報 Operational data items to be recorded in the final recording medium	1　各情報の日付と時刻の関連 Co-relation in date and time of all data items	適 ・ 否 G.・N.G.
	2　各情報の記録間隔 Recording interval of all data items	適 ・ 否 G.・N.G.
	3　連続した情報の継続記録 Continuity of sequential records	適 ・ 否 G.・N.G.
	4　各情報の精度（分解能）（精度が規定されている情報について） Accuracy of recorded data （if accuracy is prescribed)	適 ・ 否 G.・N.G.
	5　各情報の記録の同一性　（詳細は記録情報点検表による。） Recording integrity （ details to be checked by Annexes A and B ）	
	5.1　記録情報（船橋警報情報を除く） Recorded data (except the alarm data on the bridge)	別紙 A に記入 Apply annex A
	5.2　操舵室における主警報情報 Alarm data on the bridge	別紙 B に記入 Apply annex B

4　最終点検項目
Final check items

感電防止のためのカバー等の保護の確認 The confirmation of the protection such as the cover to prevent an electric shock	適 ・ 否 G.・N.G	整備終了後の総合動作の確認 The confirmation of the synthetic operation after maintenance is finished	適 ・ 否 G.・N.G.

5　備考（修理箇所等）
　Note (describe if repair and /or replacement is done)

	積付、点検・整備業者名 Inspection company 年　月　日 y.　m.　d.	 印 sign

別 紙 A
Annex A

S-VDR 記録情報（船橋警報情報を除く）　　測定年月日：＿＿＿＿＿
Recorded data (except the alarm data in the bridge)　　Test date

情　報　項　目 Data items	確認時の 日付・時刻 Date and time of confirmation	船橋内の表示 又は情報 Indicator data or other data on the bridge	記録された情報 Recorded data	判　定 Judgement	備　考 Notes
1　日付及び時刻 Date and time				適 ・ 否 G.・N.G.	
2　位置 Ship's position				適 ・ 否 G.・N.G.	
3　速力 Speed				適 ・ 否 G.・N.G.	
4　船首方位 Heading				適 ・ 否 G.・N.G.	
5　船橋における音響 Bridge audio				適 ・ 否 G.・N.G.	
6　無線通信における音声 Communications audio				適 ・ 否 G.・N.G.	
7　レーダ画面に表示された映像 Radar data – post-display selection				適 ・ 否 G.・N.G.	
8　AIS からの他船の情報 Other ships data by AIS				適 ・ 否 G.・N.G	
9 音響測深機による水深 Depth by echo sounder				適 ・ 否 G.・N.G.	
10-1 操舵命令と応答 Rudder order and response				適 ・ 否 G.・N.G.	
10-2 主機速力命令と応答 Engine order and response				適 ・ 否 G.・N.G.	
11 載貨扉の状態 Hull openings(doors) status				適 ・ 否 G.・N.G.	
11-1 水密すべり戸の状態 Watertight door status				適 ・ 否 G.・N.G.	
11-2 防火戸の状態 Fire door status				適 ・ 否 G.・N.G.	
12-1 船体応力 Hull stresses				適 ・ 否 G.・N.G.	
12-2 加速度 Accelerations				適 ・ 否 G.・N.G.	
13-1 風 速 Wind speed				適 ・ 否 G.・ N.G.	
13-2 風 向 Wind direction				適 ・ 否 G.・N.G.	

☆1 情報項目の 7、8 は接続、記録されている場合に点検を行う。

☆2 情報項目の 9 ～ 13-2 は追加情報として接続、記録されている場合に点検を行う。

別 紙 B
Annex B

S-VDR 船橋警報情報（追加情報として接続、記録されている場合）*a
Alarm data in the bridge*a

測定年月日：＿＿＿＿＿＿
Test date

情　報　項　目 Data items	確認時の日付・時刻 Date and time of confirmation	船橋内の警報 Alarm on the bridge	記録された警報 Recorded alarm data	判　定 Judgement	備　考 Notes
1 主及び補助操舵装置 パワーユニット Main and auxiliary steering gear power units		可聴音と可視表示 Audible + Visual	可聴音と可視表示 Audible + Visual	適・否 G.・N.G.	電源喪失、短絡、過負荷、一相喪失 Failure of power to steering gear power unit, operation of devices for short circuit protection, overload, loss of phase in three-phase system
2 主及び補助操舵装置の制御系統 Main and auxiliary steering gear control system		可聴音と可視表示 Audible + Visual		適・否 G.・N.G.	制御系統の電源喪失 Failure of power to control system
3 操舵装置作動油タンク低油面 Steering gear, low hydraulic fluid level		可聴音と可視表示 Audible + Visual	可聴音と可視表示 Audible + Visual	適・否 G.・N.G.	作動油タンクの低油面 Low level of fluid in hydraulic fluid reservoir
4 主機遠隔制御装置異常 Propulsion machinery remote controller system failure		可聴音と可視表示 Audible + Visual	可聴音と可視表示 Audible + Visual	適・否 G.・N.G.	操舵室に設置されている場合、電源喪失等異常 For vessels with bridge control of propulsion machinery and manned engine room; failure of remote control of propulsion machinery
5 主機、始動空気圧力低下 Propulsion machinery low starting air pressure		可聴音と可視表示 Audible + Visual	可聴音と可視表示 Audible + Visual	適・否 G.・N.G.	操舵室に設置されている場合、始動空気圧力低下(但し、主機の始動が可能である空気圧力) Vessel item 4. Low start air pressure but further starting of propulsion machinery possible
6 主機の重大な故障時の自動停止 Automatic shut-down of propulsion machinery				適・否 G.・N.G.	無人化船において、主機等の重大な故障による自動停止 Vessels with periodically unattended machinery spaces. Shut-down of propulsion and other machinery due to serious malfunction
7 当直士官への注意、行動を要求するような異常 Fault requiring action by or attention of the OOW		可聴音と可視表示 Audible + Visual	可聴音と可視表示 Audible + Visual	適・否 G.・N.G.	無人化船において Vessels item 6.
8 警報装置主電源喪失 Alarm system normal power supply failure		可聴音と可視表示 Audible + Visual	可聴音と可視表示 Audible + Visual	適・否 G.・N.G.	無人化船において、警報装置主電源喪失 Vessels item 6. Failure of normal power supply to alarm plant
9 水密すべり戸開閉装置 の作動油タンク液面低下 *b Watertight door low hydraulic fluid level *b		可聴音と可視表示 Audible + Visual	可聴音と可視表示 Audible + Visual	適・否 G.・N.G.	旅客船において、作動油タンク液面低下 Passenger ships constructed on or after 1 February 1992 with hydraulic power operated sliding watertight doors. Low level of fluid in hydraulic reservoir
10 同上装置のアキュムレータ圧力低下 *b Watertight door low gas pressure, loss of stored energy *b		可聴音と可視表示 Audible + Visual	可聴音と可視表示 Audible + Visual	適・否 G.・N.G.	旅客船において、アキュムレータ圧力低下 Vessels item 9. Low gas pressure or loss of stored energy in operating hydraulic accumulator
11 同上装置の電源喪失 *b Watertight door electrical power loss *b		可聴音と可視表示 Audible + Visual	可聴音と可視表示 Audible + Visual	適・否 G.・N.G.	旅客船において、駆動及び制御装置の電源喪失 Vessels item 9. Failure of electrical power to operating or control system
12 ビルジ排水装置のビルジ高水位 *b High water alarm *b		可聴音と可視表示 Audible + Visual	可聴音と可視表示 Audible + Visual	適・否 G.・N.G.	貨物スペース、フリーボードデッキから流入したビルジの高水位 High water level in space where water Has drained from enclosed cargo space or freeboard deck

13 載貨扉の状態 *b Shell door position indicator *b				適・否 G.・N.G.	Ro-Ro 旅客船において、扉が開、安全装置が解除 RO-RO passenger vessels. Door open or locking device not secured. System to have mode switch for 'sea or harbour'. System active in 'sea' mode
14 載貨扉の漏水探知 *b Water leakage detection Indicator *b		可聴音と可視表示 Audible + Visual	可聴音と可視表示 Audible + Visual	適・否 G.・N.G.	Ro-Ro 旅客船において、載貨扉から貨物スペース等へのビルジ漏洩 Vessels item 13. Leakage of water into RO-RO cargo spaces or special category spaces through shell doors
15 局所の固定式鎮火性ガス消火装置の作動 *c Local automatic halon release *c		可聴音と可視表示 Audible + Visual	可聴音と可視表示 Audible + Visual	適・否 G.・N.G.	局所の固定式鎮火性ガス消火装置の作動 Activation of system to release halon
16 自動化船等の火災探知 Fire detection in automated or remotely controlled machinery space		可聴音と可視表示 Audible + Visual	可聴音と可視表示 Audible + Visual	適・否 G.・N.G.	火災探知装置の作動 Activation of detection system
17 自動スプリンクラ装置の作動（火災探知・スプリンクラ・ヘッド作動） Fire detection or automatic sprinkler operation		可聴音と可視表示 Audible + Visual	可聴音と可視表示 Audible + Visual	適・否 G.・N.G.	スプリンクラ・ヘッド又は火災探知器の作動及びそれらの故障又は電源喪失 Activation of sprinkler or fire detection system. Also additional alarm to show fault or loss of power to either system
18 火災用煙探知器の電源喪失 *b Smoke detection system power loss *b		可聴音と可視表示 Audible + Visual	可聴音と可視表示 Audible + Visual	適・否 G.・N.G.	吸引型煙探知器の電源異常 Sample extraction smoke-detection systems. Failure of power to the system
19 火災用煙探知器の作動 *b *c Smoke detection *b *c		可聴音と可視表示 Audible + Visual	可聴音と可視表示 Audible + Visual	適・否 G.・N.G.	吸引型煙探知器の作動 Equipment item 18. Activation of system
20 固定式鎮火性ガス消火装置のガス貯蔵容器のガス圧低下 *c Halon system loss of container *c		可聴音と可視表示 Audible + Visual	可聴音と可視表示 Audible + Visual	適・否 G.・N.G.	固定式鎮火性ガス消火装置のガス貯蔵容器のガス圧低下 Decrease in pressure of gas in containers
21 固定式鎮火性ガス消火装置の制御用電源喪失 *c Halon system electric circuit fault of power loss *c		可聴音と可視表示 Audible + Visual	可聴音と可視表示 Audible + Visual	適・否 G.・N.G.	ガス放出制御用電源の喪失 Failure of electric power to circuits connecting containers for gas release
22 固定式鎮火性ガス消火装置のガス放出制御用のガス圧力低下 *c Halon system –hydraulic or pneumatic pressure loss *c				適・否 G.・N.G.	ガス放出制御用のガス圧力低下 Loss of pressure to pneumatic or hydraulic circuit for gas release
23 パトロール警報又はデッドマンコントロール Personnel alarm		可聴音と可視表示 Audible + Visual	可聴音と可視表示 Audible + Visual	適・否 G.・N.G.	機関室又は機関区画を一人当直又は一人監視の場合の安全警報 Safety. Personnel on watch alone in an engine room or entering machinery space alone

*a このチェックリストにおいてはガス運搬船、漁船、原子力船、高速船、石油発削船のような特殊船に対する警報を分類記載していない。
These tables do not include the alarms separately identified for specialist vessels such as gas carriers, fishing vessels, nuclear ships, high-speed craft or mobile offshore drilling units.

*b この項目は 1992 年以降に建造された船舶に適用する。
Applicable to vessels constructed on or after February 1992.

*c 火災の中央集中制御室を備えている場合には、この項目の警報を除いてもよい。
These alarms may be omitted if they are provided at the central fire control station.

航海情報記録装置/簡易型航海情報記録装置(VDR/S-VDR)年次点検整備記録(1/4)
VOYAGE DATA RECORDER PERFORMANCE TEST REPORT(1/4)

船舶の詳細　Ship's details

船　名　Ship's name	
船　籍　Flag	
IMO番号　IMO number	
建造年月日　Date keel laid	
総トン数　Gross tonnage	

設備の詳細　Voyage data recorder details

製造者名　Manufacturer	
型　式　Model	
製造番号　Serial number	
ｿﾌﾄｳｪｱのﾊﾞｰｼﾞｮﾝ番号　Software version number	
装備年月日　Date fitted	

検査の詳細　Inspection Details

実施責任者　Responsible person for conducting the test	
会社名　Company	
検査年月日　Inspection date	
検査場所　Inspection location	

注記：以下、点検結果の良は**Yes**、不良は**No**、インターフェイスされていない場合は**N/A**欄にチェックマークを入れる。

Note-Insert **Yes** for success,**No** for failure or **N/A** for non fitted interfaces in these boxes,as appropriate.

1.　既存警報の有無　Pre-existing alarms	Yes	No	N/A
試験開始時にどのような警報もないことを確認する。 Confirm that no alarms were present at start of procedure.			

2.　電源警報の点検　Power supply alarm check			
外部電源を外し、警報が起動されることを確認する。 Remove source of external power. Confirm that alarm is activated.			
記録時刻（時　分）　Record time(hh.mm)			

3.　予備電源の点検　Reserve power source check
VDRを上記2.項の後、1時間55分の間連続運転を行う。
Allow VDR to continue runninng for 1hour 55minutes from '2'above.

追加の警報なしで、この時間まで作動することを確認する。　Confirm that equipment is still operating at this time,with no additional alarms.			
記録時刻（時　分）　Record time(hh.mm)			

4.　予備電源の遮断の点検　Reserve power source shutdown check			
上記2.項から2時間5分後、VDRは自動的に記録を停止することを確認する。2hours 05 minutes from '2'above confirm that the VDR has automatically stopped recording.			
記録時刻（時　分）　Record time(hh.mm)			

航海情報記録装置/簡易型航海情報記録装置(VDR/S-VDR)年次点検整備記録(2/4)
VOYAGE DATA RECORDER PERFORMANCE TEST REPORT(2/4)

5. 蓄電池の有効期限 Battery expiry dates

蓄電池 Battery	有効期限 Expiry date(where applicable)	Yes	No	N/A
音響ビーコン Acoustic beacon				
予備電源 Reserve power source				

6. 音響ビーコンの試験 Acoustic beacon test

	Yes	No	N/A
試験装置を使用して音響ビーコンが機能しているか、または証明された完全に使用可能なユニットに置き換えられているかを確認する。 Using manufacturer's test equipment confirm that acoustic beacon is functional or by the substitution of a certified fully operational unit.			

7. 設備全体の状態 Overall condition of equipment
設備の状態及び記録状態を検査する。
Inspect equipment and record condition,tick if satisfactory.

構 成 品 Components	状態についての注釈 Notes on condition			
自動浮揚容器 Float free capsule				
固定式保護容器 Protective capsule				
外部ケーブル External cables				
メインユニット Main unit				

8. インターフェイス：動作及び記録機能 Interfaces:Operation and recording

情 報 項 目	信 号 源 他			
日付及び時刻 Date and time	外部（例：GNSS) Preferably external to ship (e.g.Global Navigation Satelite System.)			
位 置 Ship's position	電子測位装置 Electronic Positioning system			
速 力（対水または対地) Speed(through water or over ground)	船指定の船速距離計 Ship's designated speed and distance measuring equipment			
船首方位 Heading	船のコンパス Ship's compass			
船橋における音響 Bridge audio	１台または複数の船橋のマイクロフォン 1 or more bridge microphones			
無線通信における音声 Communications Audio	VHF無線機 VHF			
レーダー画面に表示された映像 Radar data-post display selection	レーダーの表示器 Radar display			
電子海図情報表示装置に表示された映像 ECDIS data	ECDISの表示器 ECDIS display			
船舶自動識別装置の全ての情報 ALL AIS data	船舶自動識別装置 AIS			
水深 Water depth	音響測深機 Echo sounder			
主警報 Main alarms	全ての義務的な船橋内警報 All mandatory alarms on bridge			
操舵命令と応答 Rudder order and response	操舵機及びオートパイロット Steering gear and autopilot			
主機速力命令と応答 Engine order and response	ｴﾝｼﾞﾝﾃﾚｸﾞﾗﾌ、回転制御機及びｽﾗｽﾀ Telegraphs,controls and thrusters			
載貨扉の状態 Hull openings status	船橋で表示される全ての義務的な状態情報 All mandatory status information displayed on bridge			

航海情報記録装置/簡易型航海情報記録装置(VDR/S-VDR)年次点検整備記録(3/4)
VOYAGE DATA RECORDER PERFORMANCE TEST REPORT(3/4)

8. インターフェイス：動作及び記録機能 Interfaces:Operation and recording

情報項目	信号源他	Yes	No	N/A
水密すべり戸及び防火戸の状態 Watertight and fire door status	船橋で表示される全ての義務的な状態情報 All mandatory status information displayed on bridge			
加速度及び船体応力 Acceleration and hull stresses	船体応力・応答監視装置 Hull stress and response monitoring equipment where fitted			
風速及び風向 Wind speed and direction	風力計 Anemometer where fitted			
電子傾斜計データ Rolling motion data	電子傾斜計のデータ Data by electronic inclinometer			
機器構成データ Configuration data	VDRで定義されたデータブロックの構成 Configuration of data block			
電子航海日記 Electronic logbook data	当局の基準に従った電子航海日記 Electronic logbook in accordance with the standard of the Organization.			
記録データ再生の確認(IMO決議MSC.214(81)が適用になるものに限る。) ：定期検査時に適用 Confirmation of reproduction function of the recorded data (the case having the function)	本体から from main unit			

9. センサの交換または修理 Change or repair of sensors

VDRの保守記録の点検 Check maintenance records of VDR			
正常に修復されるための欠陥の確認 Confirm any defects properly rectified			

If the manufacturer does not complete a review and issue a completed test report within 45 days,this test report should go forward for certification.

10. 分 析 Manufacturer's analysis

注記：これは製造者による点検の承認と、その源記録／データベースが点検されたことの確認である。

Note-This confirms the endorsement by the manufacturer of the tests and that the master record/database has been checked.

IEC61996 VDRの性能要件の4.6項記録すべきデータ項目(IMO決議A.861(20),5.4節、MSC.163(78),5.4節及びMSC.333(90),5.5節)に従って、12時間、48時間又は720時間にわたって全てのデータが記録されていることを確認する。 Manufacturer's analysis of 12, 48 or 720-hour log is attached and in accordance with International Electrotechnical Commission(IEC) 61996 Maritime navigation and radiocommunication equipment and systems-Shipborne voyage data recorder(VDR)-Performance requirements-Methods of testing and required test results section 4.6-Data items to be recorded (resolution A.861(20), section 5.4, MSC.163(78), section 5.4 and MSC333(90), section 5.5). Confirmation that all data is available throughout the 12, 48 or 720-hour recording.			
上記記録の日付及び時刻 Date and time of above log.			

航海情報記録装置/簡易型航海情報記録装置(VDR/S-VDR)年次点検整備記録(4/4)

VOYAGE DATA RECORDER PERFORMANCE TEST REPORT(4/4)

11. 監視及び追加の要求　Observations and additional manufacturer's requirements

注記：ここに、設備の換装あるいは既存の主要ユニットの交換を含む、前回の点検以降生じた重要な出来事ーVDR/S-VDRの入力信号の有効性または品質に影響を与える全てについてーを記録すること。

Note-This specifically provides for the logging of significant events that may have occurred on board since the previous test,including the refitting of equipment or major unit change to existing equipment.- Any or all of which may have an impact on the availability or quality of the VDR/S-VDR input signal.

認定事業場整備責任者 Person authorized by the Manufacturer	船の代表者 Ship's representative
日　付　Date	日　付　Date

この性能点検は、SOLAS規則V/18.8に従って行われたものであり、年次性能点検証明書の発行手順の一部である。点検結果、情報及びどのような注釈も取扱説明書の指示に従って製造者に中継されること。満足できる結果に対して年次性能点検証明書が発給される。

This performance test was conducted in accordance with SOLAS regulation V/18.8 and forms part of the procedure for the issue of the Annual Performance Test Certificate. The results,information and any comments should be relayed to the manufacturer in accordance with the instructions contained within the Operation Manual. Subject to satisfactory results,an Annual Performance Test Certificate will then be issued.

証明書との一致の原則に従って、証明書は次の年次再検査まで適切な運用状態で維持されている設備に対して継続して有効である。

In accordance with the principles of harmonaization of Certificates,the Certificate,when issueed,will remain valid until the next annual re-validation of that Certificate,subject to the equipment being maintained in appropriate operational condition.